

平成 30 年度名古屋大学大学院文学研究科

学位（課程博士）申請論文

西欧中世初期における病と治癒

名古屋大学大学院文学研究科

人文学専攻西洋史専門

アシコル 玉美

平成 31 年 3 月

序論 医学史の中の西欧中世	1
---------------	---

第1章 治療の対象

第1節 体液説	7
第2節 キリスト教の教義における病因の理解	17
第3節 病者の扱い	25

第2章 治療者

第1節 medicus とは誰か	36
a. 医師として描かれる神、キリスト	37
b. 治癒の奇跡を起こす聖人	44
c. 魂の医師としての聖職者	51
第2節 医師の社会的地位	59
a. 医師の称号 archiater	59
b. 王に仕えた医師	63
c. 公共の医師	74
第3節 医師の教育とリテラシー	81
a. 医学の位置づけ	81
b. 医師の養成	85

第3章 治癒の手段

第1節 病者のための空間	95
a. 中世初期の xenodochium と leprosarium	95
b. 修道院	101

第2節 外科的処置	105
a. 手術による治療	106
b. 瀉血	111
第3節 薬草を用いた治療	116
a. 薬草栽培	117
b. ロルシュ修道院で作成された処方集	123
第4節 塗油	134
a. 病者の塗油と終油の秘蹟	135
b. カロリング期における病者の塗油の意義の変遷	140
c. オットー大帝治世期の病者の塗油	150
結論 中世における癒し	161
文献一覧	165
添付資料	
1. ザンクト・ガレン修道院の見取り図 全体	192
2. ザンクト・ガレン修道院の見取り図 抜粋	194
3. ザンクト・ガレン修道院の見取り図に記載されている植物のリスト	195
4. ヴェアフリート・ストラボ『園芸詩』に記載されている植物のリスト	199
5. オド『植物の力について』に記載されている植物のリスト	201
6. カール大帝『御料地令』に記載されている植物のリスト	204
7. 『ロルシュの薬方書』植物のリスト (手稿写真)	212

序論 医学史の中の西欧中世

かつて西欧中世は暗黒時代と称され、文化的な発展がなく文明の歴史においては空白の1000年であると見なされていた。このような見方は「12世紀ルネサンス¹」を提唱したハスキングズをはじめとする歴史家により20世紀初めにすでに払拭されており、現代の歴史学ではヨーロッパの中世を停滞の時代と評価する者はほとんどいない。とはいえ11世紀から12世紀頃にかけてイスラーム世界からヨーロッパへと流入した科学知識や中世後期のスコラ学の発展は早くから知られていたものの中世初期は依然として暗黒の時代というレッテルを貼られており、この時代の文化的な功績は古典古代の知識をかろうじて後代に伝えたにすぎないという偏見も残っていた²。そして今もなおこのような偏見を保持し、中世初期のみならず5世紀から15世紀ほどまでのおよそ1000年間を暗黒時代と呼ぶ医学史研究者が少なからず存在している。

しかし医学史研究においてすべての研究者が中世を軽んじているわけではない。ハスキングズに先んじて、19世紀にはすでにフランスの文献学者ダランベール³が中世初期研究の重要性を訴えていた。友人のリトレ⁴とともに医学を学んだダランベールの関心は近現代の医術ではなく古代ギリシアへと向いていた。リトレは古代の医師ヒポクラテス（紀元前460頃-375頃）の著作をまとめ上げ、ダランベールはガレノスの医学書を翻訳した。その後ダランベールは中世の写本研究へと情熱を注いだ⁵。イタリアにおいては医師デ・レンツ

¹ Haskins, Charles Homer, *The Renaissance of the twelfth century*. Chambridge (Harvard University Press), 1927. [別宮貞徳、朝倉文市 訳『十二世紀ルネサンス』1997年、みすず書房]

² Singer, Charles, *From Magic to Science*, London (Dover Publications), reprint ed. in 1958, first pub. in 1928. [平田 寛、平田陽子 訳『魔法から科学へ』社会思想社、1969年]、100-102頁。

³ Charles Daremberg, 1817-1872.

⁴ Émile Littré, 1801-1881.

⁵ Sigerist, Henry E. "Karl Sudhoff the medievalist." *Bulletin of the Institute of the History of Medicine*. Vol. 2, No. 1 (1934), pp. 22-25. Gourevitch, Danielle, "Charles Daremberg, His Friend Émile Littré, and Positivist Medical History." Huisman, Frank et al eds. *Locating Medical History: The Stories and Their Meanings*. Baltimore and London (Johns Hopkins University Press), 2004, p. 53-73.

イ⁶がサレルノ医学校の歴史を著し、20世紀初めのドイツではやはり医師のズートホフ⁷が中世医学史研究を始めた。ズートホフは各地の図書館をめぐって医学に関する写本の研究を進め、ドイツにおける中世医学史研究の基礎を築いた。ライプツィヒ大学の医学史研究所は彼の功績を称えて「ズートホフ研究所」Karl-Sudhoff-Institutに改名し、同研究所が編纂している学術雑誌もまたズートホフの名を冠するようになった⁸。しかし彼らが活躍した時代においては、*Monumenta Germaniae Historica* (MGH)等の史料集の編纂が進んでいたものの医学史に関する史料はほとんどがその存在すら知られておらず、まずはテキストの発見と収集から始めなければならなかった⁹。

このような状況下で先人たちが切り開いた中世医学史は医学に関する著作を主たる史料とし、医学知識の水準、教育、瀉血などの処置、薬草の使用といった医術を中心として進められてきた。イタリア半島やイベリア半島におけるアラビア語からラテン語への翻訳から東方の科学技術がもたらされ、大学が興り、ヨーロッパにおける高等教育の様相が大きく変化した中世の半ばは、医学史においても大きな転換点のひとつであるとされている。西ローマ帝国の崩壊後、ギリシアの医学説が西欧に広く知られるようになったのは、イスラームとの接触の機会の多かったイベリア半島及びイタリア半島とその周辺を除けば、11世紀よりも後の時代であるというのが医学史研究者の間では通説であった。ササン朝ペルシアでネストリウス派のキリスト教徒たちによって保持されたギリシア医学はさらにイスラーム帝国の征服後はアラブ人たちに受け入れられ、西欧と東方世界の交流によってヨーロッパ中に伝えられ¹⁰、したがって西ヨーロッパはアラビア語の医学書を通じてギリシア

⁶ Salvatore De Renzi, 1800-1872.

⁷ Karl Sudhoff, 1853-1938.

⁸ 1922年より Sudhoff Archivに改称。Rütten, Thomas, "Karl Sudhoff and "the Fall" of German Medical History." Huisman, Frank et al eds. *Locating Medical History: The Stories and Their Meanings*. Baltimore and London (Johns Hopkins University Press), 2004, p. 95-114.

⁹ Sigerist, Henry E. "Karl Sudhoff the medievalist." *Bulletin of the Institute of the History of Medicine*. Vol. 2, No. 1 (1934), pp. 22-25.

¹⁰ Watt, W. Montgomery, *The Influence of Islam on Medieval Europe*. Edinburgh (Edinburgh University Press), 1972, pp. 35f.

医学を再び知ることになったと考えられていたのである。この時代以降の医学については古代ギリシアを由来とする医学理論やそれに基づく治療法、医師の養成等を主題とする研究が進められており、多くの成果が得られている。

11世紀にはアフリカ出身の修道士コンスタンティヌス(1015-1087頃)がモンテ・カッシーノ修道院でギリシアの学問を継承したアラビアの医学書をラテン語に翻訳した。時期を同じくしてロワール川流域のマン¹¹の修道士オド(生没年不詳)が、薬草がもつ治癒の力とその利用方法を示した書である『植物の力について』*De viribus herbarum*¹²を著した。また12世紀ライン川流域の修道女ヒルデガルド・フォン・ビンゲン(1098-1179)は薬草処方の解説書『単純な医学の書』*Liber Simplicis Medicinae*(『自然学』*Physica*と呼ばれることのほうが多い)及び『病因と治療』*Causae et curae*を残した。中世の修道院では病者の世話が重視されていたこと、そして医術に関するテキストが作成されたことから、ドイツの研究者たちは11世紀から12世紀を「修道院医療」*Klostermedizin*の時代と称している¹³。

マックグルーによれば、「5世紀から11世紀頃は古代の薬学的な伝統が事実上失われた時代」であった¹⁴。修道士コンスタンティヌス以前の10世紀について、医師で医学史研究者のシンガーは、「人間の知性の退化が最下点に達した時代」と述べ、ローマ帝国崩壊から10世紀までの時代への暗黒時代というかつての認識を強調している¹⁵。11世紀から12世紀にかけて最盛期を迎えた修道院での医療活動を中世医学の最高到達点としている研究においても、中世初期は古代ギリシア医学の伝統が失われてしまった停滞の時代であると今

¹¹ 現フランス、ロワレ県オルレアン郡の都市 Meung-sur-Loire。

¹² *Macer Floridus*とも呼ばれる。直訳すると「痩せた花」であるが、「花の詩人マケル」という訳語をあてる研究者もいる。Mayer, Johannes Gottfried et al, *Kräuterbuch der Klostermedizin*. Leipzig (Reprint Verlag Leipzig), 2003, S. 17.

¹³ Mayer, Ibid. S. 8f. Jankrift, Kay Peter, *Krankheit und Heilkunde im Mittelalter*. Darmstadt (Wissenschaftliche Buchgesellschaft), 2003, S. 21f.

¹⁴ McGrew, Roderick E, *Encyclopedia of Medical History*. New York (McGraw-Hill Book Company), 1985, p.252.

¹⁵ Singer, Charles, *From Magic to Science*, London (Dover Publications), reprint ed. in 1958, first pub. in 1928. [平田 寛, 平田陽子 訳『魔法から科学へ』社会思想社、1969年]、96頁。

でも見なされているのである。この傾向に対してフィッシャーはローマ帝国崩壊後からサレルノ医学校までの時代が顧みられていないと強く反発し¹⁶、ヤンクリフトもこのような事態を招くこととなった医学書及び薬学書のみに着眼した写本研究への批判から、トゥール司教グレゴリウス（538 頃-594）の年代記史料やゲルマンの部族法典といった、医学書以外のテキストに登場する医師にも着目して中世の医学史研究を行うべきであると主張した¹⁷。医学史研究者以外の研究に目を向ければ、リシェやブリクーが指摘しているようにカロリング期にはすでにフランク王国の領域内で医学書の写しが作成されていたことが知られている¹⁸。中世初期は確かにローマ帝政期と比較すればギリシア医学が衰退していたと言わざるを得ないが、その伝統が完全に失われ忘れ去られた時代ではなかったのである。

本論文はこれまでの医学史研究では軽んじられることの多かった西欧の中世初期を中心として、医学知識や医術のみならず病因の理解、病者の扱い、医師の社会的地位、教育といった医療全般を見渡して当時の状況を明らかにすることを目的としている。ここでいう西欧とは、かつてカロリング期フランク王国の勢力下にあった地域、すなわち現在のドイツ、フランス、ベネルクス、スイス、そして南欧と呼ばれる地域ではあるがイタリアとスペインの一部を指す。また、西ローマ帝国が支配していたアフリカやビザンツ帝国についても、フランク王国の状況を知るための手がかりとして若干触れる必要がある。イングランド、スコットランド及びアイルランドは本研究では史料の都合上対象外とする。この時代の医療について知ろうとするのであれば、従来のような医学書の写本を用いた研究では限られた情報しか得られない。ガルバオン・ソブリーニョは、「写本研究はただ古いテキストそのものを調査するだけであって、それらの写本に書かれている内容の社会への受容に

¹⁶ Fischer, Klaus-Dietrich, “Überlieferungs- und Verständnisproblem im medizinischen Latein des frühen Mittelalters.” *Berichte zur Wissenschaftsgeschichte*. Bd. 17 (1994), S. 153-165.

¹⁷ Jankrift, Kay Peter, “Heilkunde und Kranke im frühen Mittelalter.” *Das Mittelalter, Perspektiven mediävistischer Forschung. Zeitschrift des Mediävistenverbandes*. Band 10 Heft 1, (2005), S. 35-42.

¹⁸ Riché, Pierre, “Recherches sur l’instruction des laïcs du IX^e au XII^e siècle.” *Cahiers de civilisation médiévale X^e-XII^e siècles*. Tome V (1962), pp. 175-182. Bricout, Sébastien, “Note sur deux laïcs carolingiens et la médecine au XI^e siècle.” *Latomus*. Vol. 6, No. 2 (2006), pp. 458-461.

関しては知ることができない、そこから更なる研究へのワンステップにすぎない」とこれまでの方法論に対して批判的な意見を述べている¹⁹。写本研究はそれ自体では中世初期にギリシア医学がどの程度知られていたかという問題を写本の所在から推測することを可能にするのみである。歴史叙述や法なども参照する必要があるというヤンクリフトの主張に反対する理由はない。とはいえ医学書を調査対象から除外することも適切ではないだろう。したがって本論文では医学書、歴史叙述、聖人伝、書簡、典礼書、法、証書等のテキストを用いて、中世初期の人々が病に罹った際に誰に頼り、何を用いて治療をしたのかを論じることとする。ただしこのような史料選択に問題がないわけではない。様々なテキストに散在する記述の断片を収集してパズルのピースをはめるかのごとくに組み合わせていくことにより、議論の本質が曖昧になり全体のまとまりを欠いてしまう可能性もある。中世初期の史料から知ることのできない問題については古代末期と中世盛期の記録に頼らざるを得ない。つまり前後の時代の史料から中世初期の状況を類推するだけの考察に留まる考察もあろう。とはいえ中世初期の限られた史料から当時の医療の在り方を論じるには、このような方法をとる他はない。本研究をこれまでの医学書を中心とした研究で得られた見地と併せて議論を深めることで、医学史研究において西欧中世初期への新たな関心と呼ぶことができれば幸いである。

さて本論文の構成であるが、第1章は治療を受ける側の人間を対象として行った史料の調査結果に基づく考察である。何が病と見なされたのかをギリシア由来の医学説とキリスト教の教義による病因の理解の観点から述べる。さらに病者が修道院の共同生活の中でどのように扱われたのかを、修道院の規律にみられる記述をもとに紐解いていく。

第2章は治療者に目を向け、誰が治療に携わったのかを明らかにする。はじめに医師を意味するラテン語 *medicus* が誰を指しているのか、史料におけるその言葉の定義を試み

¹⁹ Galvão-Sobrinho, Carlos R., "Hippocratic Ideals, Medical Ethics, and the Practice of Medicine in the Early Middle Ages: The Legacy of the Hippocratic Oath." *Journal of the History of Medicine and Allied Science*. (1996), pp. 438-455.

る。その後第2節では古代から中世初期までの世俗の医師の社会的地位について述べ、そして最後の第3節は医師の教育を主題とする。

第3章では当時の治療法について述べる。まずは病者のために設けられた場所がどこであったのか、そしてそのように病者の空間を健常者の空間と区別する意義を論じる。続く第2節及び第3節は世俗の医術に関する史料に基づいて当時の医療行為について検討するものである。中世初期に施された外科的処置と薬草を用いた治療法を考察する。そして第4節では、治療行為としての塗油の儀式が死を迎える準備である終油の秘蹟へと変化する過程を追いつつ、実際にどのように行われていたのかを典礼書に記された手順を手掛かりとして論じる。この儀式の意義の変遷は、病と死に対する心構えや宗教上の解釈の変化に深く関係している。

なお、本論文は宗教的な意味合いの強い治療行為と古代ギリシア由来の世俗の医術の双方をまとめて取り扱っている。中世のヨーロッパにおいては身体の病と霊的な問題がしばしば区別されず、その境界がはっきりとしないためである。これまでの医学史研究は世俗の医術をテーマとし、そして霊的な問題への対処は神学や教会史において議論されてきた。キリスト教がすべての中心にあった西欧中世の文化的あるいは社会的状況を考察するにあたり、このように分野を明確に分けることに筆者は疑問を禁じ得ない。本研究はあくまで医学史研究という立場からの論考ではあるが、そこに神学及び教会史研究の成果を取り入れるという試みでもある。

第1章 治療の対象

第1節 体液説

ウィリアム・ハーヴェイ (1578-1657) による血液循環説の確立、そしてロベルト・コッホ (1843-1910) による細菌学の発展を経て今日我々が知る現代医学が成立するまで、広くヨーロッパで医学の基礎とされていたのは古代ギリシアの医学説であった。紀元前7世紀から6世紀頃にかけてイオニアでタレス、アナクシマン드로ス (紀元前610頃-540頃)、アナクシメネス (紀元前6世紀、生没年不詳) が自然観察から物の根源を論じる自然哲学を展開し、イオニア学派と呼ばれる人々によって自然学が盛んとなった。タレスは「万物の根源は水である」と述べたが、アナクシメネスによれば物の源は空気であった。この水と空気という2つに元素に、さらに火と土が加わって4つの元素が重視されるようになった。紀元前5世紀にはシチリア島出身のエンペドクレス (紀元前490頃-430頃) が四大元素を提唱したことにより、元素は4つであるという考えが定着したと言われている²⁰。

紀元前6世紀頃のイオニアの植民地では「自然」としての人間観察が始まったが、治療に重きを置いた医学を自然学から分離したのはコス島出身のヒポクラテスである²¹。ヒポクラテスの死後100年ほど経ってから編纂された『全集』に記載されている『人間の自然性について』では、4つの体液、すなわち血液、粘液、黄胆汁、黒胆汁を人間の健康状態を決定づける要素であると述べられている。四体液説と呼ばれるこの理論においては、これらの体液のバランスが崩れると病気になると考えられていた。これらの4つの体液は、イオニア学派が重視した自然の源となる4つの元素、そして人間の臓器と結び付けられた。

²⁰ Mayer, Johannes Gottfried et al, *Kräuterbuch der Klostermedizin*. Leipzig (Reprint Verlag Leipzig), 2003, S. 37f. 熊野純彦『西洋哲学史 古代から中世へ』岩波新書、2006年、44-46頁。イオニア学派では四大元素は流動性をもっており、例えば火から空気、空気から土へと移ろうものであった。エンペドクレスは、四元素はそれぞれ個別のものと考えた。

²¹ 梶田昭『医学の歴史』講談社学術文庫、2003年、35頁。

血液と空気と心臓、水と粘液と脳、火と黄胆汁と肝臓、土と黒胆汁と脾臓がそれぞれ深い関係性をもちながら人間の体に作用しており、これらのバランスが崩れると病気になるというのが四体液説の基本である。また4つの体液には温か冷、乾か湿の性質があると考えられていた。血液は温湿、粘液は冷湿、黄胆汁は温乾、そして黒胆汁は冷乾である²²。ヒポクラテスによれば、人間の身体には体液のバランスの乱れを自ら整えて病気を治す自然治癒力が備わっており、適切な食餌と新鮮な空気、休養、適度な運動を行えば病は治療できるとされた²³。4つの体液の中でも病の原因になるのは胆汁と粘液とする説もあった。医神アスクレピオスの神殿があるコス島は当時のギリシアにおける医師養成の中心地であり²⁴、そこを中心に活躍したヒポクラテスらコス派は人間の構成成分としての四体液を挙げたが、『疾病について』では胆汁と粘液の作用で病気になると述べられている。コス派に対するギリシア医学の学派であったクニドス派は胆汁・粘液説を唱えており、ヒポクラテスの四体液説とは根本の理論では相容れないが、病因に着眼すればこれら2つの学派は共通した見解をもっていたと言えよう。フレグマ *phlegma* と呼ばれる粘液の語源は *φλέγω* (燃える) であり、炎症性疾患の原因はギリシアの医学説に則るならばこのフレグマである²⁵。ヒポクラテスの医学では体液のバランスを正常にすることが病の治療において重要であると考えられており、ヒポクラテスが実践した治療は食養生と適度な運動であり、そして必要に応じて鎮静剤や下剤などの薬物を使用した。医師の役目は、人間がもつ自然の治癒力を助けることであると、ヒポクラテスは考えていたようである²⁶。

ヒポクラテスの『全集』が編纂された後にも四体液説は各地で受け継がれ、様々な病の治療における基本的な理論として定着した。ヘレニズム期には医学の中心はイオニア地方

²² Mayer, Johannes Gottfried et al, *Kräuterbuch der Klostermedizin*. Leipzig (Reprint Verlag Leipzig), 2003 S.39.

²³ 小川鼎三『医学の歴史』中公新書、1964年、12-13頁。

²⁴ Sistrunk, Timothy G, "The Function of Praise in Contract of a Medieval Public Physician." *The Journal of the history of Medicine and Allied Science*. 48 (1993) pp. 320-334.

²⁵ 梶田昭『医学の歴史』講談社学術文庫、2003年、52-53頁。

²⁶ 岸本良彦「古代ギリシア・ローマの薬物史」奥田潤 編『薬学史事典』薬事日報社、2016年、601-606頁。奥田潤「ギリシャ医療を科学にした医師ヒポクラテス」上掲書、708頁。

やペロポネソス半島のポリスではなくアレクサンドリアへと移っていた。アレクサンドリアは医学教育の拠点となり、解剖学者ヘロフィロス（紀元前 335 頃-280 頃）や生理学の大家エラシストラトス（紀元前 305-250 頃）といった後に名を遺す多くの医師たちがこの地で活動したことが知られている。ローマで皇帝マルクス・アウレリウス・アントニウス（121-180）の時代からセプティミウス・セウェルス（146-211）に至るまで 4 人の皇帝に仕えた医師ガレノス（131 頃-200 頃）はペルガモン出身であったが、アレクサンドリアで医学を学んだ²⁷。プトレマイオス朝の終焉後はアレクサンドリアでの科学は衰退したとする見解もあるが、エラシストラトスが形成した理論学派ドグマティコイは数世紀を経てガレノスの時代にも盛んに活動していたとも言われている²⁸。

帝政期以前よりギリシア人医師によってローマに四体液説が持ち込まれ、ヒポクラテス医学を継承するギリシア人医師がローマ人たちの治療を行っていたが、ヒポクラテスが重視した自然治癒の概念は消え失せ医師による積極的な介入が行われた。しかしながら治療の中心となったのはあくまで食餌療法と運動療法、そして入浴であった。ガレノスはアレクサンドリアで身につけた解剖学と生理学の知識を応用しつつ、やはり食餌療法と理学療法、薬草による治療を行っていた。もともと解剖学から医学の道へに入ったガレノスであったが、豊富な薬草の知識をもってチンキや煎剤などを調製していたことも知られている。ヒポクラテスが提唱した人間の自然治癒力を重視し、衛生と疾病予防を中心とした治療を試みていた。また瀉血による治療を行っていたとも言われている一方で、ローマでは外科治療はしなかったという説もある²⁹。

ローマ帝国において実施された薬物治療については「ガレノス製剤」と呼ばれるガレノ

²⁷ Jankrift, Kay Peter, *Krankheit und Heilkunde im Mittelalter*. Darmstadt (Wissenschaftliche Buchgesellschaft), 2003, S. 8

²⁸ 小川鼎三『医学の歴史』中公新書、1964 年、14-17 頁。梶田昭『医学の歴史』講談社学術文庫、2003 年、75-78 頁。

²⁹ 梶田、上掲書 81-98 頁。内山勝利 編『ガレノス 自然の機能について』京都大学学術出版会、1998 年、240-243 頁。奥田潤「調剤の実験家 C.ガレノス」奥田潤 編『薬学史事典』薬事日報社、2016 年、629-630 頁。奥田潤「45 世代に影響を及ぼした C.ガレノスの古典医学」上掲書、710-711 頁。

スが調整した薬剤に関するテキストの他、キリキア地方アナザルボス出身の医師ペダニオス・ディオスコリデス（40 頃-90 頃）の『薬物誌』 *De materia medica* から知ることができる。元 1 世紀には草、樹木、種などの植物の他、鉱物や獣脂、アルコールなどの液体が薬用資源として利用されたことを現代にまで伝えているものである³⁰。

以上に述べた通り西欧にギリシア医学をもたらしたのはギリシアあるいは小アジア出身の医師たちである。共和政期においてはその多くは奴隷であったが³¹、ユリウス・カエサルによってローマ市民権を与えられるなど優遇されてきた³²。ただしディオスコリデスやガレノスのように皇帝によって招聘された医師もいたことが知られている。医師の多くはギリシア語を話す地域の出身であったため³³、医学書は全てギリシア語で書かれた。もともと奴隷としてローマに連れてこられたギリシア人医師たちは、たとえ王や有力者の侍医となって名声を得たとしても、ローマ人から蔑視されることもあった。ローマは彼らにとって必ずしも安住の地ではなかったようである³⁴。皇帝権の東西分裂と遷都に伴い政治と文化の中心がローマからミラノ、そしてビザンティオンへと移っていくにつれ、ギリシア人医師たちもまた東方へと移動した。ギリシア人医師が去った西ヨーロッパでは医学が衰退の途を辿ることとなった。

しかしながら四体液説は西欧において完全に忘れ去られたわけではない。ミラノからの遷都によって西ローマ帝国の首都となったラヴェンナには、ギリシア人及びギリシア語を

³⁰ Jankrift, Kay Peter, *Krankheit und Heilkunde im Mittelalter*. Darmstadt (Wissenschaftliche Buchgesellschaft), 2003, S. 9f. 奥田潤「薬物学者 P.ディオスコリデス」奥田潤 編『薬学史事典』薬事日報社、2016 年、624 頁。奥田潤「古代から中世までの古い薬学」上掲書、625 頁。

³¹ Duhamel, Pierre, *Histoire des médecins français*, Paris (Plon), 1993, pp.53-77.

³² Briau, RM, “L’archiatrie Romaine ou la Médecine Officielle dans l’Empire Romaine.” *Comptes-rendus des Séances de l’Académie des Inscriptions et Belle-Lettres*. 21^e année, N. 1, 1877, pp. 61-65. Nutton, Vivian, “Archiatri and the Medical Profession in Antiquity.” *Papers of the British School at Rome*. 45 (1977) pp. 191-226. 梶田昭『医学の歴史』講談社学術文庫、2003 年、88-99 頁。

³³ ローマの医師全体数におけるギリシア人の割合は、墓碑銘に刻まれた名前などから推測されている。1 世紀 90%、2 世紀 75%、3 世紀 66%であった。Fengren, Gary B. *Medicine and Healthcare in Early Christianity*. Baltimore (The Johns Hopkins University Press), 2009, p. 22.

³⁴ Baldwin, Barry, “Beyond the House Call: Doctors in Early Byzantine History and Politics.” *Dumbarton Oaks Papers*. 38 (1984) pp. 15-19. 長谷川岳男「ローマ人のギリシア認識 —アイデンティティ形成との関連で—」(青木書店『歴史学研究』第 703 号、1997 年) 185-195 頁。中井久夫『西欧精神医学背景史』みすず書房、1999 年、17 頁。

理解する人々が比較的多く住んでいたと推測できる。東ゴート族の統治下でもラヴェンナはイタリア半島北部の政治的及び文化的中心であった。アスフォーラやピルスワースによれば、ラヴェンナではギリシア語の医学書がラテン語に翻訳され、かつラテン語写本の複写も行われていたことが知られている。古くから司教座都市として栄えていたミラノにおいても医学書の翻訳が行われた³⁵。南イタリアではカッシオドルス（480 頃-580 頃）が故郷のカラブリアにウィヴァリウム修道院を設立し、ここでは教育のため神学書やローマの作家たちの作品の写本が多く制作されたが、医学書も複写されていたことが知られている³⁶。またイベリア半島からアフリカ大陸へと渡ったヴァンダル族もギリシア語の医学書をラテン語に翻訳しており、その後アフリカを征服したアラビア人によって再びイベリア半島へと伝わった³⁷。トレド翻訳学派が多くの著作を翻訳する以前からすでにイベリア半島ではアラビア人の影響によってギリシア医学の知識が保持され、イタリアと並んで医学書の写本作成に大きな役割を果たしていた。

ディオスコリデスやガレノスの著作はローマ帝国崩壊後に作成された写本が伝えられている。ディオスコリデスの『薬物誌』*De materia medica*³⁸のオリジナルは残念ながら現存していないものの、6 世紀におそらくミラノで作成されたと推測されているラテン語写本が現在はウィーン国立図書館に収蔵されている³⁹。またパリのフランス国立図書館は 9 世

³⁵ Asfora, Wanessa “Reflexões teóricas e metodológicas acerca dos manuscritos medievais de «De re conquinaria» para a história da alimentação na Alta Idade Média.” *Bulletin du centre d'études médiévales d'Auxerre*. Numéro Hors série n° 2 (2008) pp. 1-13. Pilsworth, Clare, “Could you just sign this for me John? Doctors, Charters and Occupational Identity in Early Medieval Northern and Central Italy.” *Early Medieval Europe*. vol. 17 no. 4 (2009), pp. 363-388.

³⁶ Dinzlacher, Peter u.a. Hg. *Kulturgeschichte der christlichen Orden in Einzeldarstellungen*. Stuttgart (Kröner), 1997. [石山穂澄 他 訳『修道院文化史事典』八坂書房、2008 年]、16 頁。北村直昭「カッシオドルス『綱要』への新たな視座、カロリング期図書館カタログとの関連から」『藤女子大学キリスト教文化研究所紀要』第 5 号、2004 年、41-67 頁。菱刈晃夫「メランヒトン以前・以後のリベラル・アーツ」『初等教育論集』11 巻、2010 年、30-60 頁。

³⁷ Riché, Pierre, “Recherches sur l'instruction des laïcs du IX^e au XII^e siècle.” *Cahiers de civilisation médiévale X^e-XII^e siècles*. Tome V (1962), pp. 175-182.

³⁸ 原題はギリシア語であるが、ラテン語に翻訳された際のタイトルが *De materia medica* である。

³⁹ Daxecker, Franz, “Heilpflanzen der augenheilkunde in der Handschrift Macer Floridus und ein Vergleich mit *De Materia Medica* des Dioskurides, Codex medicina antiqua und Wiener Dioskurides.” *Klinische Monatsbl Augenheilkunde*. Bd. 225 (2008), S. 308-311. Pilsworth, Ibid.

紀の写本を、ミュンヘンのバイエルン州立図書館は 10 世紀の写本を所蔵している⁴⁰。ガレノスの著作『自然の機能について』 *De naturalibus facultatibus*⁴¹ は非常に多くの写本が作成され、近代においてもヨーロッパ中で広く読まれた。オリジナルはギリシア語であるが、447 年にカッシウス・フェリックスがアフリカでラテン語に翻訳して以降、地中海を超えてヨーロッパでラテン語の写本が作成された。6 世紀にラヴェンナで作成された写本が、現在はミラノに伝えられている。ビザンツの医師の手による注釈も見られることからラヴェンナには東方からやって来た医師が滞在していたと考えられている⁴²。

8 世紀にはラテン語に訳された医学書がイタリアからガリアにもたらされ、ロワール川以北の地域でも医学書の写本が作られるようになった⁴³。9 世紀頃からはゲルマニアでも医学書の写本が作成されており、9-11 世紀の間にこの 2 つの地域で作成された医学書の写本は現在フランスの図書館に所蔵のものだけでも 158 点にのぼる。ザンクト・ガレン修道院も多くの写本を作成したが、その中には医学書も含まれていた。また 760 年の書簡でウィンチェスター司教はマインツ司教に医学書を送ってくれるよう要求しており、これは 8 世紀のマインツにも医学書があったことを示している。現在のアルザス地方にあるムールバッハ修道院では、9 世紀の文献カタログから当時 335 冊の書物があったことがうかがえるが、うち 4 冊は医学に関するものであった⁴⁴。写本が修道院で作成されていたことを考えれば司教座や修道院が貴重な書物を所有していたことは説明できる。しかし 9 世紀には俗人までもが医学書を所持していたようである。オータン伯、シャロン伯、マコン伯であったエッカルドゥスという人物に関しては、彼の 876 年 1 月に書かれた遺言状に、遺産と

⁴⁰ Riddle, John M, "Pseudo-Dioskurides' Ex herbis femininis and Early Medieval Medical Botany." *Journal of the History of Biology*. vol. 14, no. 1 (1981), pp. 43-81.

⁴¹ ディオスコリデスの著作同様、原題はギリシア語である。ラテン語に翻訳された際のタイトルが *De naturalibus facultatibus* である。

⁴² Baader, Gerhard, "Early Medieval Latin Adaptations of Byzantine Medicine in Western Europe." *Dumbarton Oaks Papers*. 38 (1984), pp. 251-259.

⁴³ Riché, Pierre, "La magie à l'époque carolingienne." *Comptes-rendus des séances de l'Académie des Inscriptions et Belles-Lettres*. 117^e année, N. 1 (1973), pp. 127-138.

⁴⁴ 北村直昭「カッシオドルス『綱要』への新たな視座、カロリング期図書館カタログとの関連から」『藤女子大学キリスト教文化研究所紀要』第 5 号、2004 年、41-67 頁。

して 4 冊の医学書が記載されている⁴⁵。カロリング期には医学書の写本が、決して多数とは言えないもののある程度は作成されるようになり、教会のみならず俗人の手にも渡っていたということになる。

ガレノスら帝政期のローマで活躍したギリシア人医師の著作のみならず、ビザンツ出身の医師の知識もまた西欧にもたらされた。医師アンティムス（450 頃-530 頃）は皇帝ゼノ（426-491）によってコンスタンティノープルを追われ、東ゴート王テオドリク（454-526）のもとに身を寄せていた。そこからさらにアルプスの北へと逃れることになり、最後はフランク王国にわたってランス周辺を治めていたテウデリク 1 世（484-533/34）に仕えた。アンティムスの手による『食養生について』*De Observatione Ciborum* は、テウデリク 1 世に献上された栄養学の本である⁴⁶。口語のラテン語で書かれており、現在は 7 点の写本が残存している。それらのうち 2 点は中世初期のもので、それぞれザンクト・ガレン修道院及びドイツ、バンベルクの国立図書館に収蔵されている⁴⁷。

以上に述べてきたのは、ギリシア人医師による著作並びにその写本である。そこにギリシア医学の知識がみられるのは当然である。では西ヨーロッパで作成されたテキストにはギリシア医学の影響は見られるのだろうか。中世初期においても教養人たちに部分的に

⁴⁵ Bricout, Sébastien, “Note sur deux laïcs carolingiens et la médecine au XI^e siècle.” *Latomus*. Vol. 6, No. 2 (2006), pp. 458-461.

⁴⁶ Messing, Gordon M., “Remarks on Anthimus De Observatione Ciborum.” *Classical Philology*. Vol. 37, No. 2, (1942) pp. 150-158.

⁴⁷ 『食養生について』の成立年代について、エフロスは 511 年から数年の間に特定している。また、この著作が書かれた時アンティムスはガリアにいたと述べている。Effros, Bonnie, *Creating Community with Food and Drink in Merovingian Gaul*. New York (Palgrave), 2002 pp. 63f. 一方でラヴェンナで書いたものをアウストラシアに送ったとも言われている。Martindale, J. R., *The Prosopography of the Later Roman Empire. Vol. II, A. D. 395-527*. Cambridge (Cambridge University Press), 1980, p. 100. また、『食養生について』がどこで書かれたのかについては触れていないが、アンティムスが東ゴート王国から追われてガリアにまで逃れて行ったとする研究もある。Baader, Gerhard, “Early Medieval Latin Adaptations of Byzantine Medicine in Western Europe.” *Dumbarton Oaks Papers*. 38 (1984), pp. 251-259. 7 点の写本の所蔵は以下の通り。ロンドン (Cod. Lond. Sloan. (Ayscogh) 3107, 17 世紀)、ザンクト・ガレン (Cod. S. Galli 762, 9 世紀) バンベルク (Cod. Bamberg. L. III. 8-9 世紀)、ザンクト・ガレン (Cod. S. Galli 878, 11 世紀)、パリ (Cod. Paris. Ol. S. Victor. 608, 12 世紀)、ロンドン (Cod. Lond. Harl. 4986, 11 世紀)、プラハ (Cod. Prag. XIV. A. 12, 15-16 世紀) Rose, Valentinus ed. *Anthimi de Observatione Ciborum Epistula ad Theudericum Regem Francorum* (1877), reprinted by Kessinger Publishing, Milton Keynes, 2009 p. 3.

はあるが知られていた⁴⁸。セビリヤ司教イシドルス (560-636) の『語源』*Etymologiae* は、第 4 書が「医学について」*De medicina* と題されている。ギリシアにおいて医学は神話の神アポロンが創造したものであり、その息子アスクレピオスが医術の神であるとイシドルスは書いている。『語源』によればアスクレピオスによってもたらされた医術はヒポクラテスの時代になって人々の知るところとなった⁴⁹。ヒポクラテスが提唱した四体液説に従って全ての病は体液から発生すると明記した他⁵⁰、体液説に基づいての薬草の使用や外科的処置が有効であるとし、これらの治療法がもつ治癒力を蔑視するべきではないと述べている⁵¹。また、体液がもつ温と冷、湿と乾の性質、そして火や水、空気、大地といった 4 つの体液に対応する自然界の 4 つのエレメントについてもギリシア語の語源から説明した⁵²。

イシドルスの『語源』はヨーロッパ各所で写本が作成され現代にまで伝えられている。

つまり、ヨーロッパのキリスト教世界において広い範囲で受容されたとも言える。無数の

⁴⁸ Dirckx, John H. "Isidore of Seville on the Origins and Meanings of Medical Terms.", *American Journal of Dermatopathology*. Vol. 29 No. 6 (2007), pp. 581-583.

⁴⁹ 'Medicinae autem artis auctor ac repertor apud Græcos perhibetur Apollo: hanc filius eius Æsculapius laude vel opere ampliavit. Sed postquam fulminis ictu Æsculapius interiit, interdicta fertur medendi cura, et ars simul cum auctore defecit, latuitque per annos pene quingentos usque ad tempus Artaxerxis regis Persarum: tunc eam revocavit in lucem Ypocras Asclepio patre genitus in insula Choo.' Isidorus, *Etymologiae*, IV-3. Migne, Jaques Paul ed. *Patrologia Latina 82*. cols. 183.

⁵⁰ 'Sanitas est integritas corporis, et temperantia ex calido et humido, quod est sanguis: unde et sanitas dicta est, quasi sanguinis status. Morbi generali vocabulo omnes passiones corporis continentur: quod inde veteres morbum nominaverunt, ut ipsa appellatione mortis vim, quæ ex eo nascitur, demonstrarent. Inter sanitatem autem et morbum media est curatio, quæ nisi morbo congruat, non perducit ad sanitatem. Morbi omnes ex quatuor nascuntur humoribus, id est, ex sanguine et felle, melancholia et phlegmate: ex ipsis enim reguntur sani, ex ipsis læduntur infirmi.' Isidorus, *Etymologiae*. IV-5. Migne, Jaques Paul ed. *Patrologia Latina 82*. cols. 184.

⁵¹ 'Medicinæ curatio spernenda non est.' Isidorus, *Etymologiae*. IV-9. Migne, Jaques Paul ed. *Patrologia Latina 82*. col. 193.

⁵² 'sicut autem quatuor sunt elementa, sic et quatuor humores: et unusquisque humor suum elementum imitatur: sanguis aerem: cholera ignem: melancholia terram: phlegma aquam: et sunt quatuor humores, sicut elementa, quæ conservant corpora nostra. Sanguis ex Græca etymologia vocabulum sumpsit, quod vegetet et sustentet et vivat. Choleram Græci vocaverunt, quod unius diei spatium terminetur: unde et cholera, id est, fellicula, nominata est, hoc est, fellis effusio: Græci enim *χολήν* dicunt. Melancholia dicta eo, quod sit ex nigri sanguinis fece, admista abundantia fellis: Græci enim Melan nigrum vocant, fel autem *χολήν* appellant. Sanguis Latine vocatus, quod suavis sit: unde et homines, quibus dominatur sanguis, dulces et blandi sunt: Phlegma autem dixerunt, quod sit frigidum: Græci enim rigorem *φλέγμονα* appellant: ex his quatuor humoribus reguntur sani, ex ipsis læduntur infirmi. Dum enim amplius extra cursum naturæ creverunt, ægritudines faciunt: ex sanguine autem et felle acutæ passiones nascuntur, quas Græci *οξεία* vocant: phlegmate vero et melancholia veteres causæ procedunt, quas Græci *χρόνια* dicunt.' Isidorus, *Etymologiae*. IV-5. Migne, Jaques Paul ed. *Patrologia Latina 82*. cols. 184-185.

写本が作成されたのみならず、他のテキストにも引用されている。第4書「医学について」に関しては、9世紀にラバヌス・マウルス（780頃-856）が著した『自然の事物について』*De rerum naturis*⁵³において全く同じ表現が見られる。『自然の事物について』はラバヌス・マウルスがフルダ修道院長を辞してからマインツ大司教になるまでの間ペテルブルクに隠居していた際に著したもので、842年から847年にかけて執筆された。全22書から成り、さらにそれぞれに数章ずつ、多いものでは16章が割り当てられ内容は章ごとに異なっている。第18書は、重さと量、数字、音楽、医術について書かれており、主にイシドルスの『語源』と聖書からの引用で構成されている。カロリング期に書かれた『自然の事物について』の第18書5章「医学と病について」*De medicina et morbis*においても、医術の創始者はギリシアの神アポロンでありその息子アスクレピオスによって人間にもたらされたこと、医師ヒポクラテスによって広く知られるようになったこと、そして4つの体液が病因に関係していることが記されている⁵⁴。イシドルスの著作を通して、ラバヌス・マウルスはギリシア医学に関する知識をいくらかはもっていたことになる。また『自然の事物について』は現存しているだけでも57点の写本が伝えられており、このうち全編を収載しているものは35点である。1467年にはシュトラースブルクで最初の刊本が作成されている⁵⁵。インキュナブラが存在するということはつまり『自然の事物について』は長年にわたり忘れ去られていたものではなく、中世を通してその存在を知られ、読まれていたと考えられる。

イシドルスの『語源』、そしてラバヌス・マウルスの『自然の事物について』の記述から、9世紀までの西欧中世においてギリシア医学の伝統が完全に失われてはいなかったことを確認できるが、しかしながらこれらのテキストはこの時代にギリシア医学の知識に基づく

⁵³ *De universo*（『万物について』）とも呼ばれている。

⁵⁴ Hrabanus Maurus, *De rerum naturis*. XVIII-5. 該当部分のテキストはすべてイシドルス *Etymologiae* からの引用である。Migne, Jaques Paul ed. *Patrologia Latina* 111. cols. 500-501.

⁵⁵ Iorio, Luigi et al, “De Medicina et Morbis” from *De rerum naturis* by Rabano Mauro.” *Journal of Nephrology*. 22 (2009), pp. 55-59.

治療行為が行われたことを示すものではない。知識としてギリシア医学についていくらか知っていたとしても、その治療方法に反映することが可能であったとは言えないのである。カロリング期における医術の実際を伝える史料として『薬物の書』*Liber medicinalis*⁵⁶が挙げられる。この著作はロルシュ修道院で作成されたことから『ロルシュの薬方書』*Lorscher Arzneibuch* と呼ばれ、現在はこの呼び名が広く用いられている。作成年代については諸説あるが、800年前後であると考えられている。この著作は5-6世紀頃から伝えられている薬草の実践的な処方をまとめたものである⁵⁷。症状ごとに具体的な処方が書かれており、薬草の使い方を指南する書であることは明白である。各項目の見出しにはおそらく当時の呼び名であったと薬の名前が書かれており、その名称には解毒剤や軟膏といったその薬剤の用途あるいは剤形が含まれる。薬剤の材料と調製方法が見出しに続き、効能や用法が詳細に記されている。効能書きには体液説に基づく説明が見られる処方もある。例えば *Antidotum ad uentrem molliendum* と題された薬剤を見てみると、消化不良や腹部の軟化等の健康障害に対する解毒剤として用いられたこの処方薬は、脳から出て胃に入る冷たい粘液を解消し、胃に入るすべての液体に作用する。また弱視の原因となる黄胆汁にも効果的であるとされている⁵⁸。これは古代ギリシアの四体液説に基づいた記述であり、カロリング期にもその知識が伝えられ、実際に医術に応用する処方が存在していたことを示す証拠である。

かつての医学史及び薬学史研究においては、西ローマ帝国の崩壊後のゲルマン諸部族統治下のヨーロッパでは古代ギリシア医学の伝統が失われており、その復活には数百年を待

⁵⁶ Bamberg, Staatsbibliothek, Msc. Med. 1.

https://bibliotheca-laureshamensis-digital.de/view/sbbam_mscmed1/0001/image

⁵⁷ Jankrift, Kay Peter, *Krankheit und Heilkunde im Mittelalter*. Darmstadt (Wissenschaftliche Buchgesellschaft), 2003.

⁵⁸ 'Digerit flegmam frigidam, quae de cerebro descendit in stomachum, et ad omnes humores supernatantes stomachi, ad fel rufam datur et ad dolorem faucium et ad caliginem oculorum uel ad omnes humores uiscerum contractos, sanat epar, splenem, tussem curat, totius commoditatis digestorium mirificum est.' *Liber medicinalis*. 17v. Stoll, Ulrich, *Das "Lorscher Arzneibuch" ein medizinisches Kompendium des 8. Jahrhunderts (Codex Bambergensis medicinalis 1) Text, Übersetzung und Fachglossar*. Stuttgart (Franz Steiner), 1992, S. 108.

たなければならないとされていた。以上に見てきたように中世西欧の医術は古代ギリシアの医学説にその源流をもち、確かにローマ帝政期と比較すれば衰退はしていたことは否定できないが、その知識が完全に失われていたわけではないことが証明された。しかしながらキリスト教の広まりとともに病に対する認識にも変化が生じる。次章では、中世のキリスト教による病因の理解について述べる。

第2節 キリスト教の教義における病因の理解

キリスト教によって病因の説明に古代とは異なる認識が加えられた。病因に関する理論体系はキリスト教の世界観の枠組みの中で再構築され、体液の乱れから生じる病のみならず、その原因は神の懲罰、悪魔憑き、魔術や呪い、といった超自然的な要素を多く含むようになっていった⁵⁹。病とは魂の苦しみの現れでもあった⁶⁰。神の懲罰としての病にかかる可能性は原罪ゆえに誰もが有するものであった。もちろんそのような罪を原因とする病は恐れられたが、神の特別な恩寵のしるし、もしくは地上で過ちを償うために与えられた機会として受け入れられることもあったようである⁶¹。この「内因的」な病から「外因的」な病への変化は、病の治療方法及び医師の役割にも影響を与えた。神が人間にもたらした病は祈りや犠牲、告解によって治癒するとされ、悪魔憑きは悪魔を祓うことによって、妖術や呪いには同じく妖術を返すことによって治療を試みていた。自然発生的な傷病は医師が治療可能なものであり、薬草や外科的治療も用いられたが、宗教的なテキストにおいてはしばしば聖人の奇跡が有効な治療手段となっている。聖なる力による治癒は、病因が何で

⁵⁹ Ferngren, Gary B., *Medicine and Healthcare in Early Christianity*. Baltimore (The Johns Hopkins University Press), 2009, p. 62.

⁶⁰ 'Infirmetas significat impossibilitatem mentis.' Hrabanus Maurus, *De rerum naturis*. XVIII-5. Migne, Jaques Paul ed. *Patrologia Latina III*. col. 501.

⁶¹ Schipperges, Heinrich, *Der Garten der Gesundheit: Medizin im Mittelalter*. München (Artemis), 1985 [大橋博司, 濱中淑彦 訳『中世の医学 治療と養生の文化史』人文書院 (1989)], 23 頁。

あれ全ての病や障害を治すことのできるものであった。病の治癒は神の赦しあるいは悪魔からの解放であり、宗教的救済の意味ももっていたのである⁶²。

キリスト教が広まる以前の時代からすでに、ユダヤ教においても病は神の医師や罪の現れと理解されていた。神の赦しが得られれば病は治癒するのである。つまり病にかかることも健康でいることもどちらも神の意思であり、旧約聖書ではヤハウエが病を癒すことのできる唯一の存在であった⁶³。しかしユダヤ教には古くから受け継がれてきた医術があったことが知られており、ギリシア医学も取り入れながら途切れることなくその伝統を継承した。中世ヨーロッパ各地でユダヤ人医師に関する記述が見られるが、総じて彼らは優れた知識と技術を有していたようである。ユダヤ教は宗教的な観点から医師の存在を拒絶するというようなことはなかった⁶⁴。

ユダヤ教とは対照的に、キリスト教は次第に現世の医術よりも神の意思による治癒へと傾倒していく。ファーンングレンは、キリスト教には特有の医術がなかったことを要因として挙げている⁶⁵。神の力が病を治すという考え方はユダヤ教と同様であり、神聖な力でもって病を癒すキリストはしばしば医師とみなされることがあった。この「医師キリスト」*Christus medicus* のモチーフは新約聖書においてすでに見られ⁶⁶、古代から中世を通して教会に保持された。近世・近代になると医師あるいは薬剤師の姿をしたキリストが描かれるようになり、キリストは治療者の象徴となった⁶⁷。

イシドルスが『語源』でも述べていたようにギリシアの医神はアポロンであり、哲学が盛んになる紀元前 6 世紀頃までは、ギリシアもまた他の地域同様に医療の分野では宗教的

⁶² Ferngren, Gary B., *Meicine and Healthcare in Early Christianity*. Baltimore (The Johns Hopkins University Press), 2009, pp. 43-48.

⁶³ 『出エジプト記』 15-26. Lutterbach, Hubertus, “Der Christus medicus und die Sancti medici. Das wechselvolle Verhältnis zweier Grundmotive christlicher Frömmigkeit zwischen Spätantike und Früher Neuzzeit.” *Saeculum*. 47 (1996), S. 239-281.

⁶⁴ 『出エジプト記』 22. 『レビ記』 19. 『申命記』 18. Ferngren, Ibid. pp.23f.

⁶⁵ Ferngren (2009), Ibid. p. 10

⁶⁶ 『ルカによる福音』 6-17、『マタイによる福音』 4-23。

⁶⁷ Lutterbach, Ibid. 奥田潤「中・近世ヨーロッパにおける“薬剤師としてのキリスト画”」『薬史学雑誌』第 36 卷 第 2 号 (2001)、175-179 頁。

慣習から逸脱できないままだった。古代ギリシア人たちの考えでは、人間に起こる現象、その中でも特に精神疾患は超自然的な外部の力、例えばオリュンポスの神々によって起こるものだったのである⁶⁸。神々の力により心神喪失状態となった者の治療は神殿での祈祷や儀式であった。それはローマ神話の神々を奉っていた人々の間でも同様で、ローマの神殿で治療のための儀式が執り行われていた⁶⁹。その後キリスト教がヨーロッパ中に広まると、時に人間に病をもたらすギリシア及びローマの神々はキリスト教の神とすり替わり、病は神罰としての意味をもつようになった。つまり神話の神々の怒りによる病が、キリスト教の唯一神の懲罰としての病へとその捉え方が移行したとも言える。ただし病因の理解における古典古代の神々とキリスト教には大きな違いがある。それは原罪である。すべての人間が生まれながらに罪深い存在であり、その罪が理由で誰しも神の懲罰としての病にかかる可能性をもっている。そのような病は神への祈り、あるいは聖人が仲介する奇跡によって治癒するものと考えられていた。

罪深さを原因として罹患する病に関しては、すでに古代のテキストに見られる。ヒッポ司教アウグスティヌス（354-430）が428年もしくは429年に医師ディオスコルスの洗礼について報告する書簡の中で、不信仰によって惹き起こされた病に関して綴っている。ディオスコルスは病に臥せていた娘の回復を神に祈り、娘が健康になったならばキリスト教徒になると誓っていた。娘の病は癒えたが、ディオスコルスは誓いを守らずにいたところ盲目となり、慌ててキリスト教徒になり視力が回復した。ところが洗礼を受けたもののキリスト教の信仰を受け入れられず今度は全身の麻痺が起こった。筆記により信仰告白することで身体の麻痺は消失したが、舌の麻痺は治癒しなかった⁷⁰。ここで述べられてい

⁶⁸ 中井久夫『西欧精神医学背景史』みすず書房、1999年、2頁。

⁶⁹ Rosen, Ralph M. "Spaces of Sickness in Greco-Roman Medicine." Baker, Patricia et al eds., *Medicine and Space: Body Surroundings and Borders in Antiquity and the Middle Ages*. Leiden (Koninklijke Brill NV), 2012, pp. 227-244.

⁷⁰ 'Archiater etiam Dioscorus christianus fidelis est, simul gratiam consecutus; audi etiam quemadmodum: neque enim cervicula illa vel lingua, nisi aliquo prodigio domaretur. Filia ejus in qua unica acquiescebat, aegrotabat, et usque ad totam desperationem salutis temporalis, eodem ipso patre renuntiante, pervenit. Dicitur ergo; et constat, cum mihi hoc et ante fratris Pauli reditum, comes

るのは、神の力で娘の病が治りその引き換えにキリスト教徒になるという誓いを守らなかったことに対する罰、そして洗礼を受けてキリスト教徒になったものの信仰をもたないという罪に対する罰としての病である。

先に挙げたラバヌス・マウルスの『自然の事物について』にも病因に関する記述がみられる。中世初期のテキストには疾患名が明記されていることは稀であり、単純に病 *morbis* と書かれているか、あるいは病んでいる人 *infirmus*、*aegrotus* とされることが多い。もしくは痛み *dolor* や咳 *tusse* など症状を記載することもある。ペストとレプラ⁷¹は例外で、疾患名が明確に記されているテキストが散見される。このうちレプラについてはラバヌス・マウルスがその病因を説明しており、イシドルスの『語源』ではなく聖書を典拠としながら独自の解釈を交えて書き綴っている。ラバヌス・マウルスの解釈によればレプラという病はキリストを侮辱する異端者の病である。レプラにもいくつかの種類があり、ひげの中にあるレプラは救世主の受肉についてあるいは聖なる使徒について誤った考えをもっている異端者のもの、体中にあるレプラは神への冒瀆とすべての聖書を混同している異端者のもの、腫脹したレプラは増大した高慢さの現れ、そして軽度のレプラは心の偽りあるいは

Peregrinus, vir laudabilis et bene christianus, qui cum eis eodem tempore baptizatus est, indicari: dicitur ergo ille senex tandem conversus ad implorandam Christi misericordiam, voto se obligasse, christianum fore, si illum salvam videret. Factum est. At ille quod voverat dissimulabat exsolvere: sed adhuc manus excelsa. Nam repentina caecitate suffunditur: statimque venit in mentem unde illud esset: exclamavit confitens, atque iterum vovit, se recepto lumine impleturum esse quod voverat. Receptit, implevit: et adhuc manus excelsa. Symbolum non tenuerat, aut fortasse tenere recusaverat, et se non potuisse excusaverat: Deus viderat. Jam tum post festa omnia receptionis suae in paralyisim solvitur multis ac pene omnibus membris, et etiam lingua. Tunc somnio admonitus confitetur per scripturam ob hoc sibi dictum esse accidisse, quod symbolum non reddiderit. Post illam confessionem redduntur officia omnium membrorum, nisi linguae solius: se tamen didicisse symbolum, ideoque memoria jam tenere nihilominus in eadem tentatione litteris fassus est: sicque omnis est ab eo deleta nugacitas, quae, ut scis, multum decolorabat naturalem quamdam ejus benignitatem, eumque insultantem Christianis faciebat valde sacrilegum.' *Augustinus Hipponensis Epistolae*. CCXXVII. Migne, Jaques Paul, *Patrologia Latina* 33, cols. 1012-1013.

⁷¹ ペストは黒死病とも呼ばれ、ネズミが介するグラム陰性桿菌 *Yersinia pestis* による感染症である。レプラとは皮膚に発疹やただれが生じる疾患の総称であり、現代でいうハンセン氏病に近い疾患である。アルマウエル・ハンセン (1841-1912) が原因である真性細菌 *Mycobacterium leprae* を発見したのはもちろん中世ではないため、レプラと称されている病気のすべてがハンセン氏病と同一であるという確証ない。従って、そのままレプラと表記する。同様にペストに関しても、史料でペストと書かれている疾患の全てがまさにペストであったかどうかは不明であり、別の伝染病であった可能性も否めない。

神への冒瀆の隠ぺいにより現れる⁷²。レプラの色については、イシドルスによれば、レプラの色は黒、白、赤、あるいは自然ではない色としているのに対し⁷³、ラバヌス・マウルスは白いレプラについて、皮に白い腫がありその毛も白く変わっているならばそれはレプラであり祭司アロンあるいはその子らの決定によってレプラに罹患した人は隔離されるというレビ記の解釈を適用し、そして偽善ゆえの病であると述べている⁷⁴。他の色のレプラには言及していない。レプラの他、様々な症状や不調についてもキリスト教の教義による見解を示している。『レビ記』22章では、穢れのある者は祭壇で神にパンを捧げることができないという記述がある。この穢れのある者はすなわち病者あるいは負傷した者であり、なぜ彼らが神の御前に立つに相応しくないか、聖書からの引用ではなくラバヌス・マウルス自身の言葉で綴られている。彼によれば口がきけないということは神の言葉を伝えず称賛して歌わないということ、耳が聞こえないということは神の言葉を聞くのを拒むということ、切り取られた耳をもつ人は神の教示に従って従順さを見せるということをしらない人、ただれた目をしているのは理解する力はあるが現世よりも高いものへの配慮を念頭に置かないこと、ゆがんだ鼻をもつ人は善いことと悪いことの違いを理解しない人、切り取られた舌をもつ人はそもそも正しい信仰を知ろうとしない人、腕を負傷している人は正しい行いをする用意がない人、麻痺のある人はどこに行けばよいのかわからない人であり、傷病

⁷² 'Lepra est doctrina hæreticorum falsa atque varia, vel Judæorum infidelitas, sive contaminatio peccatorum, ut in Levitico: Locutus est Dominus ad Moysen et Aaron dicens: Homo, in cujus carne et cute ortus fuerit diversus color sive pustula aut quasi lucens quippiam, id est, plaga lepræ, adducatur ad Aaron sacerdotem, vel ad unum quemlibet filiorum ejus: qui cum viderit lepram in cute, et pilos in album colorem mutatos, lepra est: et ad arbitrium ejus separabitur. Leprosi sunt hæretici Dominum Jesum Christum blasphemantes. Leprosi in barba, id est, hæretici de incarnatione Salvatoris vel de sanctis Apostolis prava sentientes. Leprosi toto in corpore, idem qui et supra blasphemiam suam in omnem scripturarum seriem permiscentes: lepra tumens, inflata superbia: lepra humilis, simulatio cordis, vel latens blasphemia: lepra rubens iracundia cordis: lepra alba est hypocrisis. Lepra in domo infidelitas est tota in plebe. Lepra in vestimento significat vitia carnis. Lepra in carne viva, peccata sunt in anima. Lepra volatica, vitium quodlibet: ex se generans profluvium seminis, inmoderata est locutio: nocturna pollutio, peccatorum occulta cogitatio est.' Hrabanus Maurus, *De rerum naturis*. XVIII-5. 白いレプラについては『レビ記』13章からの引用である。Migne, Jaques Paul, *Patrologia Latina* 111. col. 502.

⁷³ 'Lepra vero asperitas cutis squamosa lepidae herbae similis, unde et nomen sumpsit: cuius color nunc in nigredinem vertitur, nunc in alborem, nunc in ruborem.' Isidorus, *Etymologiae*. IV-8. Migne, Jaques Paul, *Patrologia Latina* 82. col. 191.

⁷⁴ 'lepra alba est hypocrisis.' Hrabanus Maurus, *De rerum naturis*, XVIII-5. Ibid. col. 502.

や障害、外見の醜さの理由は信仰心の欠如や不道徳、思慮のなさであった⁷⁵。また魂や心が悪い考えや欲望を抱えている人は、その魂や心の穢れが疼痛や皮膚の疾患として体外に表出するとも考えられていた⁷⁶。

前章で述べたように、ラバヌス・マウルスはイシドルスが残したテキストを引用して四体液説にも言及している。炎症性の病は粘液から発生し、黄胆汁は弱視など衰弱の原因ととらえられていた。血液は体液説においては短気や易怒性の原因とされていたが、キリスト教の解釈では血液は体内において罪や穢れが滞る場所であった。この血液についてラバヌス・マウルスは、血液の流れは罪が溢れることであると書いている。したがって月経中の女性は汚れた考えによって魂が汚れている状態にあるとされた⁷⁷。血液中の穢れに関する記述はカロリング期以前のテキストにも見られる。6世紀にトゥール司教グレゴリウスが著した聖マルティヌスの奇跡譚『司教聖マルティヌスの美德に関する4つの書』*Libri IV de Virtutibus S. Martini Episcopi* では、聖人の力が人間に憑いた悪魔を追い払った逸話が語られている。ガリアから来たデシデリウスという男は悪魔に憑かれて苦しんでいたが、聖マルティヌスが没した地 Candes⁷⁸の独房に一晩留まったところ、血膿から悪魔が放たれてデシデリウスは救われた⁷⁹。聖人に縁の地がもつ霊的な力が悪魔を追い払うという奇跡

⁷⁵ 'Mutus est, qui non prædicat Dei verbum, nec laudem Deo cantat: surdus, qui contemnit audire verbum Dei. Aurem abscisam habet, qui obedientiam in Dei præceptis non exhibet. Lippus oculis est, qui ingenium quidem intelligentiæ habet: sed hunc sollicitudo sæculi superna contemplari non sinit. Torto naso est, qui ad discretionem boni ac mali idoneus non est. Linguam abscisam habet, qui fidem rectam minime confitetur. Manum fractam habet qui ab actione recta exsors vacat. Claudus est, qui quo operis gressus tendat, videt: sed eum infirmitas mentis bene agere non sinit.' Hrabanus Maurus, *De rerum naturis*. XVIII-5. *Migne, Jaques Paul, Patrologia Latina 111*. col. 502.

⁷⁶ 'Confractis testiculis est, qui virides sensus adversus vitia non habet. Ponderosus est, quem prava cogitatio indesinenter gravat in mente. Scabiem in corpore habet, quem luxuria carnis devastat in mente. Impetiginem habet, cui avarita dominatur in corde. Alii hanc impetiginem conciliabula hæreticorum intellexerunt.' Hrabanus Maurus, *De rerum naturis*. XVIII-5. Ibid. col. 503.

⁷⁷ 'Mulier menstrua, anima est immundis cogitationibus polluta, ut in Jeremia dicitur: Omnes quærentes eam non deficient: in menstruis eius invenient illam. Fluxus sanguinis, est profusio peccatorum.' Hrabanus Maurus, *De rerum naturis*. XVIII-5. Ibid. col. 502.

⁷⁸ 現在のフランス Candes-Saint-Martin。グレゴリウスによれば、聖マルティヌスが没した地である。vir beatus は聖マルティヌスを指す。'Theudomeris diac. cum prae umore capitis, decedentibus cataractis, oculorum aditus haberet per quattuor annos graviter obseratos, venit ad cellulam Condatinsim, in qua vir beatus transiit.' Gregorius Turonensis, *Libri IV de virtutibus sancti Martini*. II-19. Kursch, Bruno Hg. *MGH SS rer. Merov. 1,2*. Hannover, 1885, S. 165f.

⁷⁹ 'In qua cellula cum Desiderius inerguminus, ex Arverno veniens, nocte integra debacchassit, mane facto, coepit declamare, quod eum beatus Martinus incenderet. In his vocibus evomens purulentum

は聖人伝ではよく見られるのであるが、このデシデリウスの例で着目すべきは「血膿から悪魔が放たれた」という点である。悪魔が人間から追い払われる際の出口は鼻や口の他、瀉血や吐血によって人体の外に出た血液の中から出てくる場合も散見される。つまりキリスト教の教義においては、悪魔という穢れは血液中に潜むことがあると考えられていたと言えよう。

以上、体液説に付加された病因の理解と病者自身の罪深さが原因で惹き起こされた病について見てきた。新約聖書の外典とされる『アンデレ行伝』は、病にかかったその人の罪の反映である病だけでなく、家人の罪によっても健康が損なわれる可能性があることを示している。『アンデレ行伝』の第5章によれば、グラティアスという男の息子が悪魔に苦しめられた折、父親が聖アンデレに息子の治癒を祈願したところ使徒の力で息子は回復し以後病気になることもなく息災に過ごしたという治癒の奇跡が伝えられている。熱病に苦しんでいた父親、そして皮膚の病を患っていた母親もまたこの使徒の力で回復した。聖アンデレが父親に話したところによると、息子の悪魔憑きは父親の怠惰と母親の不信仰のために起きたとものであった⁸⁰。ルッターバッハによればこのような家族が罪を犯したために

nescio quid cum sanguine, daemone eiecto, purgatus est; infectumque sanie pulverem derelinquens, cellulam egressus est sanus.' Gregorius Turonensis, *Libri IV de virtutibus sancti Martini*. II-20. I Kursch, Bruno Hg. *MGH SS rer. Merov. 1,2*. Hannover, 1885, S. 166.

⁸⁰ 'Gratini quoque Senopinsis filius, dum in balneum mulierum lavaretur, a daemone, perduto sensu, graviter cruciabatur. Gratinus autem misit epistolam ad pro consulem, in qua rogabat, ut Andream exoraret ad se venire. Sed et ipse adpraehensus febre, graviter aegrotabat, uxor vero eius ab etrope intumuerat. Deprecante igitur proconsule, Andreas, ascenso vehiculo, venit ad civitatem. Cumque introisset in domum Gratini, conturbavit spiritus malus puerum, et venit et procidit ante pedes apostoli. Quem ille increpans: 'Discede', inquit, 'humanae generis inimice, a famulo Dei'; et statim multo clamitans discessit ab eo. Et veniens ad stratum viri, ait: 'Recte aegrotas incommode, qui, relicto proprio toro, misceris scorto. Surge in nomine domini Iesu Christi et sta sanus et noli ultra peccare, ne maiorem aegrotationem in curras'; et sanatus est. Mulieri quoque dixit: 'Decepit te, o mulier, concupiscentia oculorum, ut, relicto coniuge, aliis miscearis'. Et ait: 'Domine Iesu Christe, deprecor piam misericordiam tuam, ut exaudias servum tuum et praestes, ut, si haec mulier ad caenum libidinis quod prius gessit fuerit revoluta, non sanetur omnino. Certe, si scis, Domine, cuius potentia etiam futura praenoscentur, quod se abstinere possit ab hoc flagitio, te iubente sanetur'. Haec eo dicente, disrupto per inferiorem partem humorem sanata est cum viro suo. Beatus autem apostolus fregit panem et dedit ei. Quae gratias agens, accepit et credidit in Domino cum omni domo sua; nec deinceps illa aut vir eius scelus quod prius admiserant perpetrarunt. Misit quoque postea Gratinus magna munera sancto apostolo per famulos suos. Ipse postmodum secutus est cum uxore, prostratique coram eo, rogabant, ut acciperet munera eorum. Quibus ille ait: 'Non est meum haec accipere, dilectissimi, sed potius vestrum est ea indigentibus erogare.' Et nihil accipit ex his quae offerebantur.' *Acta Andreae*. V. トゥールル司教グレゴリウスもまた、『アンデレ行伝』を残している。 *Liber de miraculis beati Andreae*

病気になったという逸話は中世において例外的なものではなく、他のテキストにおいても散見される事例である⁸¹。

病や障害の多くにはキリスト教の解釈においては否定的な意味が付加されることが多いが、盲目に関してはこの限りではない。ラバヌス・マウルスの言葉を借りれば、「盲目とは、どこへ歩みを進めるべきかを知らない者であると言われている。なぜなら、彼には上から光が降り注がないからである。」⁸² つまりどこに行くべきかわからないという愚かさのために盲目なのではなく、光を感じるができない盲目であるがゆえに歩むべき道がわからないということになる。さらにラバヌス・マウルスは『ヨハネの福音書』からとり、「盲目についてよいこととしては福音で私たちが読んでいる通りである。もしあなたが盲目であれば、あなたには罪はない。これについて福音にはこのようによく書かれている。」と結んでいる⁸³。またキリスト教の理解では病にかかった人や障害をもった人は罪深い存在であった一方で、彼らは一様に虐げられるべきではなく、手厚く世話をされるべきであると考えられていた。とくにベネディクト会の修道院においては病者の世話はもっとも優先されなければならない⁸⁴、修道院では治療に使用するための薬草を栽培し、医術や薬草の知識の習得が重視されていた。ラバヌス・マウルスも『ルカによる福音書』から、宴会を催すときには貧しい人や障害のある人も招くように、という節を引用して病因の解説に付け加えている⁸⁵。

apostoli. Kursch, Bruno Hg. *MGH SS rer. Merov. 1,2*. Hannover, 1885, S. 379f.

⁸¹ Lutterbach, Hubertus, “Der Christus medicus und die Sancti medici. Das wechselvolle Verhältnis zweier Grundmotive christlicher Frömmigkeit zwischen Spätantike und Früher Neuzeit.” *Saeculum*. 47 (1996), S. 239-281

⁸² ‘Cæcus dicitur, qui superna luce privatus, quo gressum operis tendat, omnino nescit.’ Hrabanus Maurus, *De rerum naturis*. XVIII-5. Migne, Jaques Paul, *Patrologia Latina 111*, col. 502.

⁸³ ‘Et in bonam partem accipitur, ut in Evangelio legitur: Si cæci essetis, non haberetis peccatum.’ Hrabanus Maurus, *De rerum naturis*, XVIII-5. Migne, Jaques Paul, *Patrologia Latina 111*. col. 502. 『ヨハネによる福音書』 9-41.

⁸⁴ ‘Infirmorum cura ante omnia et super omnia adhibenda est, ut sicut revera Christo ita eis seviatur, quia ipse dixit: Infirmus fui, et visitastis me, et: Quod fecistis uni de his minimis, mihi fecistis.’ *Regula Benedicti*. XXXVI. de Vogüé, Adalbert ed. *La règle de Saint Benoît II*. Paris (Édition du Cerf), 1972, pp. 570-572. 及び『マタイによる福音書』 25-36.

⁸⁵ ‘Et in bonam partem in Evangelio accipitur: Et pauperes ac debiles introduc huc.’ Hrabanus Maurus, *De rerum naturis*. XVIII-5. Ibid. col. 502. 『ルカによる福音書』 14-21.

第3節 病者の扱い

体液説の乱れや罪深さに対する神の懲罰、あるいは悪魔による行為が病の原因と考えられていたことは前節で述べた通りだが、中世ヨーロッパの人々はどのような症状をもって自らをあるいは他者を病にかかっていると認識したのか。そして病に侵された人はどのように扱われたのか。本節では、修道院での共同生活において病者とみなされたのはどのような症状を呈する場合なのか、そして彼らがどのような扱いを受けたのかについて述べる。

先に挙げたレプラやペストといった疾患名がテキストに登場するものは病と認識されていたと言える。その他、視聴覚障害や麻痺も頻出する。キリスト教においてこれらの不調が罪の現れであると表現されるということは、すなわち健常とは異なる状態であると認識されていたということであり、かつ聖人の奇跡等によって治癒を祈願する対象であったと考えることができる。また悪魔憑きも同様である。

四体液説に依拠した病因の理解においては体液のバランスの乱れが病的な状態ということになるが、では具体的にはどのような不調が記録されているのであろうか。すでに述べたように年代記や書簡などには疾患名が明記されていることは稀であり、ただ *moubus* 病や *infirmus* あるいは *aegrotus* 病んでいる人と書かれていることが多い。しかしカール大帝治世期にロルシュ修道院で作成された『ロルシュの薬方書』には、様々な身体の症状に対する処方が記されている。疼痛に使用する処方が多く、頭痛や咽頭痛、胸痛、腰痛、膝関節痛などの治療薬の調製方法と使用方法が書かれている。下痢や便秘、消化不良などの消化器症状、そして皮疹や痒みなどの皮膚症状に対する処方も多い。発熱や鼻汁の感冒症状、心悸亢進といった循環器症状、咳や喀痰などの呼吸器症状、視界不良や聴力の問題といった感覚器の症状、泌尿器や生殖器の不調、歯肉炎などの口腔内の症状、熱傷や凍傷、骨折、刺傷などの外傷というように我々が現代にも経験するような多種多様な症候が列挙されている。動物による咬傷の際に使用する解毒剤や化膿性疾患に使用する薬剤も見られ

る⁸⁶。つまりこれらの症状は治療の対象であり、病あるいは不調とみなされていたことになる。中世の医学に関する研究においては悪魔憑きや麻痺といったキリスト教の教義によって解釈された症候を通して、あたかもその時代の主たる治療方法が宗教的な儀礼であったと述べている文献もある。しかし『ロルシュの薬方書』を見れば、当然のことではあるが、いまも昔も同じく類似した不調に人々は悩まされていたことがうかがえる⁸⁷。

発熱は歴史叙述や伝記等の記述にも見られる症状である。アインハルトの手による『カール大帝伝』 *Vita Karoli Magni* では、晩年のカール大帝 (742/3-814) が繰り返し熱病に罹患していたと書かれている⁸⁸。また『サンベルタン年代記』 *Annales Bertiniani* は、西フランク王シャルル 2 世 (禿頭王、823-877) は 877 年イタリア遠征の途上で死去した際に熱病にかかっていたと伝えている⁸⁹。感染症に対する防御策のなかった時代においては発熱はときに致死的な状態であることを示す徴候であった。

修道院での生活規則を記したテキストにおいても、発熱は日々の務めから離れる理由のひとつとして挙げられている。6 世紀に作成されたと考えられている『師の戒律』 *Regula Magistri* には病にかかった修道士に関する規定が存在しており、修道院での共同生活の中で病者がどのように扱われるべきであるのかが明記されている。全部で 95 章から成るこの修道規則には修道士の定義と修道院長の職務、修道院における司祭の立場、破門と復帰、聖体拝領、食事と飲料、食事時間、断食、睡眠時間、衣服、労働、祈祷、安息日、外出時に携行する金銭、客人への対応といった日々の生活に関する規定が詳細に記されている。

⁸⁶ *Liber medicinalis*, 9r-11r. Stoll, Ulrich, *Das "Lorscher Arzneibuch" ein medizinisches Kompendium des 8. Jahrhunderts (Codex Bambergensis medicinalis 1) Text, Übersetzung und Fachglossar*. Stuttgart (Franz Steiner), 1992, S. 79ff.

⁸⁷ 疾患ごとの治療方法や処方については第 3 章を参照のこと。

⁸⁸ 'Valitudine prospera, praeter quod, antequam decederet, per quatuor annos crebro febribus corripiebatur, ad extremum etiam uno pede claudicaret.' *Vita Karoli Magni*. 22. Pertz, Georg Heinrich Hg. *MGH SS rer. Germ.* 25. Hannover, 1911, S. 27.

⁸⁹ 'Karolus vero fabre correptus, pulverem bibit, quem sibi nimium dilectus ac credulus medicus suus Iudaeus nomine Sedechias transmisit, ut ea potione a febre liberaretur; insanabili veneno hausto, inter manus portantium, transito monte Cinisio, perveniens ad locum qui Brios dicitur, misit pro Richilde, que erat apud Moriennam, ut ad eum veniret; sicut et ferit. Et 11 die post venenum haustum in vilissimo tugrio mortuus est. Nonas Octobris.' *Annales Bertiniani*. Anno 877. Waitz, Georg Hg. *MGH SS Rer. Germ.* 5. Hannover, 1883, S. 137.

弟子からの質問に答える形式で書かれている章もある。

全 95 章のうち第 69 章が病にかかった修道士の扱い、そして第 70 章が病者に対する振舞いを規定している。第 69 章は *De fratribus aegrotis* と題されており、まず初めに病のために起き上がれず礼拝に参列できない兄弟を非難してはならないと病者に対する修道士の心構えを説いている⁹⁰。病める兄弟たち *fratres aegroti* がもつ症候は当然ながらその時々によって異なるが、身体の不調を来す諸症状のうち *febre* 発熱と *dolor* 痛みに関しては、それらの症状がある場合に礼拝に参列すべきかどうか明確に記載されている。この規則によれば、熱はないが身体の痛みがあると訴えている修道士は、もし破門されたくないのであれば兄弟たちとともに時刻通りに礼拝堂に入り祈祷しなければならない。ただし立ったままでは辛い場合は敷物の上に横たわって静かに祈りを捧げることもできる。その間ほかの兄弟たちは、痛みにより横たわっている修道士が眠っていないかどうかを監視するよう規定されている⁹¹。つまり病のために起き上がれない者、そして発熱がある者を除いて、すべての修道士はたとえ体調が悪くとも必ず聖務日課をこなす義務があったということになる。病理学の知識もなければ病の診断方法が確立していなかった時代において発熱は客観的に体調不良を察知することができる症状のひとつであった⁹²。疼痛や倦怠感などは自己申告であり、現代のような医学的な検査ができないのであれば、病にかかっているのかどうかを他者が判断することは容易ではない。

『師の戒律』第 69 章は確かに病める兄弟に関する規定である。不調を訴えて礼拝に参列できない修道士の扱いが取り決められているのであるが、この章の大半は怠惰から体調を

⁹⁰ 'Fratres aegroti qui se dixerint esse et ad opus Dei se non leuauerint et continue iacuerint, ad culpam non uocentur,' *Regula Magistri*. LXVIII. de Vogüé, Adalbert ed. *La règle de Maître II*. Paris (Édition du Cerf), 1964, pp. 296.

⁹¹ 'Qui uero frater sine febre membrorum dolore lassatur, si poenam supradictae excommunicationis sustinere non uult, intret tamen in otatorio consueta cum fratribus hora, et si stare non potest, iacens in matta uelut in otartione psallat. Cui a uicino fratre stante insidietur tamen, ne dormiat.' *Regula Magistri*. LXVIII. Ibid. p. 298.

⁹² 他にも浮腫や腫脹、変形なども目視により判断できる症候ではあるが、『師の戒律』の病者の扱いに関する規定には、これらの主訴についての記述は見られない。

偽って職務を逃れようとする修道士を戒め処分する内容であり、そして労働に就くことのできない修道士の食事を制限するものでもある。先に述べたように病により起き上がれず聖務日課をこなせなくとも非難されないが、礼拝のあとに起きてくる者は破門とされている⁹³。また上述のように発熱がなく痛みを理由として礼拝に参列しない場合も破門である。聖務日課は修道院における生活の中心であり、その日課を怠惰ゆえに、あるいは怠惰ゆえではないと証明できない理由によって疎かにしてしまうことは決して許されなかった。また病で臥せっている修道士の食事は制限される。礼拝に参列できない病者の食事は、病んでいるのであればほとんど食事は摂れないはずなので彼らが摂取しうるもののみ、すなわち水菓と卵あるいは湯だけである⁹⁴。通常であれば食事は1日2回、2品の料理、野菜や果物などの生の食材とパンが昼食に供され、夕食はパンと果物である。パンは修道士1人あたり1日に1リブラの半分と定められている⁹⁵。食事の際にはワインやビール、酢あるいは薬草を入れた水など十分な量の飲み物も、季節やそのときの気候に応じて与えられることになっている⁹⁶。通常の食事と比較して病者のための食事はかなり少ないことになる。この理由は『師の戒律』にも、怠惰ゆえに臥せっている人は空腹のため起き上がってくるためであると記されている⁹⁷。

礼拝には参列できるが労働につけない場合の食事は、受け取ることのできるパンは通常

⁹³ 'Si uero post opus Dei dictum surrexerint, excommunicentur' *Regula Magistri*, LXVIII-4. de Vogüé, Adalbert ed. *La règle de Maître II*. Paris (Édition du Cerf), 1964, pp. 296-298.

⁹⁴ 'sed in refectioe solummodo sucusa uel ou aut caldam aquam accipient, quod uix possunt ueri tediosi accipere,' *Regula Magistri*. LXVIII. Ibid. p. 296.

⁹⁵ 'Sufficere namque credimus ad refectioem quotidianam tam sextae, quam nonae omnibus mensibus cocta duo pulmentaria, et tertium quodcunque fuerit crudum cum pomis. Medius panis pensans libram singulis fratribus in die sufficiat, secundum formam diuinae dispensationis, cum medium panis coelestis coruus Paulo seruo Dei quotidie uescendum parauerit.' *Regula Magistri*. XXVI. Ibid.

⁹⁶ 'Mox cum sederint ad mensas fratres, antequam comedant, singulos meros accipient. ... Post ergo primos meros aestiuo tempore ad refectioem tam sextae quam nonae, caldi omnibus quaterni sufficiant, extra illum merum. In eodem uero tempore, cum ad sextam reficitur, ternae sera omnibus sufficiant potiones. Quibus completis tam in refectioe sextae, quam nonae, uel coenae, stans in medio mensarum clara uoce cellarius dicat, Qui sitit fiducialiter indicet. Post hanc uocem qui fuerit sitiens mox de mensa sua respondeat, Benedic; statim temperata in uno uase pusca calida, aut, si uoluerint fratres, cum iutta, quae semper amplius propter sitientes fieri debet in pulmentariis fortioribus, aut galleta, aut calices sitientibus porrigantur.' *Regula Magistri*. XXVII. Ibid.

⁹⁷ 'ut si figunt, uel fame conpellantur leuari.' *Regula Magistri*. LXVIII. Ibid p. 296.

の割り当てよりも一切れ少なくなり、飲み物は2杯減らされる。病にかかっているのであれば、労働につける兄弟たちよりも少ない量の食事が適しているというのがその理由である⁹⁸。もし食事の際にある修道士が仕事をすることができないと申告したとしても、食べることもできないと自分から言おうとしないのであれば、それは怠惰により労働を避けられていると見なされた。仮病を使う怠惰な大食漢は見破られることになる⁹⁹。

病と偽って聖務日課や労働を怠る修道士への批判が展開された第69章に続く第70章には、兄弟愛から病人を見舞い励ますことの重要性が説かれている¹⁰⁰。『マタイによる福音書』は、死後天上へと行くことのできる者はキリストの化身である最も小さき者が飢えているときには食べさせ、渴いているときには飲み物を与え、旅をしているときには宿を貸し、裸であれば服を着せ、病のときに見舞い、獄中にあるときに尋ねた者である、と説明している¹⁰¹。福音におけるこの記述は修道院における貧者への施しと旅人の保護、病人の世話の根拠としてしばしば引用されているものである。『師の戒律』においても同様であり、第70章はこの『マタイによる福音書』を根拠として病人を見舞うよう規定している。病者は手厚く看護されるべきであり、修道士は兄弟が病にかかったことを非難してはならなかった。聖務日課と労働が時刻ごとに取り決められた修道院での厳しい生活の中で、病はその習慣から離れることができる理由のひとつであった。それ故に仮病を使って労働を怠りつつも与えられる食事にはありつこうとする修道士の存在が、共同生活の規律を守る上で

⁹⁸ 'Si uero postea ex toto nihil laborauerit, unam quadram panis minus in annona sua accipiat et potiones duas subductas, et hoc tantum quia uel ad opus Dei surrexit, quia nec iustum est ut otiosus frater contra laborantem fratrem, cui digni laboris merces debetur, aequaliter iudicetur: et quia bobi trituranti non alligabitur os. Sic et qui non laborat, si propter iustitiam iam si ex toto non manducat, uel pro tedii qualitate tantum manducet, quantum laborans aut sanus, quia impotens, qui ad laborem proclamat se non posse, item ad manducandum iudicetur non posse,' *Regula Magistri*. LXVIII. de Vogüé, Adalbert ed. *La règle de Maître II*. Paris (Édition du Cerf), 1964, pp. 298-300.

⁹⁹ 'Si uero ad laborandum non possumus, et ad manducandum iuste non posse debemus, per pigritiam enim otiosi gluttonis talis agnoscitur aegritudo mentiri; —ut cum ad laborandum suo ore proclamat se non posse et ad manducandum tacet, ipsud non posse si sua uult non dicere, aliena mox incipiat lingua audire se ad manducandum non uelle nolle non posse,' *Regula Magistri*. LXVIII. Ibid. p. 300.

¹⁰⁰ 'Fratres, qui so uoluerint ostendere, quod pleni sint caritate, ad certamen aegrotos fratres uisitent, consolentur et seruiant, ut caritas fraterna in necessitate probetur et dominicam uocem factis adimpleant dicentis: Infirmus fui et uisitastis me.' *Regula Magistri*. LXX. Ibid. p. 302

¹⁰¹ 『マタイによる福音書』25-36。

危惧されたのである¹⁰²。

以上、『師の戒律』における病者の扱いに関する規定をみてきた。ではこのテキストはその後の時代にどのような影響を及ぼしたのだろうか。まずは『師の戒律』の起源についてみてみよう。この作者不詳の修道規則は、上述のようにおそらく 6 世紀の前半に作成されたと考えられている。オリジナルは残念ながら消失してしまっているが、6 世紀末から 7 世紀にかけて写されたとみられるマニュスクリプトの存在が知られており、これが現在残されている最古の写本である¹⁰³。また 7 世紀に作成されたと推測される写本も現存する。いずれもパリの国立図書館に収蔵されている¹⁰⁴。その他 15 世紀までのものと想定されている 11 点の写本があり、すべてヨーロッパの図書館あるいは都市の研究機関が管理している。パリ収蔵のもっとも古い写本 2 点はいずれも 600 年前後、おそらく 580 年から 600 年より数年後までの 30 年に満たない間に作られたものであると推測される。すなわち『師の戒律』の原本は少なくとも 580 年よりは前に著されているということになる。原本がどこで作成されたのかも詳細にはわかっていないが、長らくイタリア南部あるいはガリア南部で写されたものであると考えられていた。ガリアにおいては作成地について 2 つの可能性があり、レランス修道院¹⁰⁵あるいはサン・クロード¹⁰⁶で作成されたのではないかという説が唱えられていた。いずれの地にも 5 世紀に修道規則があったことが知られているためである¹⁰⁷。しかしながらレランス修道院はエジプトの修道制を取り入れており、厳しい節制と禁欲を推奨するものである。たとえば食事の規定ひとつとっても、『師の戒律』のそれとは大きく異なり食事量も水分摂取量もレランス修道院の慣習においてはかなり少ない。このような宗教的な風土の違いを理由に、現在では『師の戒律』がレランス修道院で作成

¹⁰² Yearl, M. K. K. "Medieval Monastic Customaries on Minuti and Infirmi." Bowers, Barbara S. ed. *The Medieval Hospital and Medical Practice*. Aldershot (Ashgate Publishing), 2007, pp. 175-194.

¹⁰³ Paris, BN lat. 12634.

¹⁰⁴ Paris, BN lat. 12205.

¹⁰⁵ カンヌ沖レランス島に 5 世紀に建設された修道院。

¹⁰⁶ 現フランスのジュラ県、Saint-Claude。

¹⁰⁷ Frank, Karl Suso, *Die Magisterregel*. St. Ottilien (EOS Verlag), 1989, S. 11f.

されたという説は否定されている¹⁰⁸。サン・クロードはかつてケルトの言葉で *Condat* と呼ばれており、この地においても作者不詳の修道規則の存在が知られているが、510年から520年の間に *Condat* の地から *Agaunum*¹⁰⁹の修道士らに送られたテキストが『師の戒律』の一部と一致する。*Condat* に以前からあったとされる修道規則はしかし、修道院最初期の指導者たち、つまり修道士の模範となる人物の伝記であり、『師の戒律』と同一のものではない。したがってサン・クロードもまたこの修道規則成立の地であるとは確定されない¹¹⁰。とはいえ『師の戒律』の一部がすでに520年頃には伝わっていた、あるいは『師の戒律』の元となったテキストがこの地においても知られていたことを示す証拠ではある。おそらくオリジナルはガリアではなくイタリアで作成されたとする説が、現在は有力である。とはいえこの修道規則が成立した詳細な過程は不明なままである。先に挙げた古い写本2点も、文字の特徴などからイタリア南部のものであると推測される。この規則は後の時代の修道規則にも転用されており、『ベネディクト戒律』 *Regula Benedicti* もそのひとつであると思われている¹¹¹。『ベネディクト戒律』の4分の1が『師の戒律』からの引用であり、そして半分は『師の戒律』の影響を強く受けている¹¹²。つまりヌルシアのベネディクトが戒律を取り決める以前には『師の戒律』は成立していたものということになる。

『ベネディクト戒律』は『師の戒律』の影響を受けた規律の中でも最も広く流布したものであるとあってよいだろう。ただし『師の戒律』が全95章あるのに対し『ベネディクト戒律』は73章から構成されており、かつ1章あたりの分量が比較的短いものが多い。『ベネディクト戒律』が広まった理由としてディンツェルバッハーは、その簡潔さ、柔軟性、そして修道院長の権威を重視するという当時の修道院の状況にかなっていた点を挙げてい

¹⁰⁸ 佐藤彰一『禁欲のヨーロッパ 修道院の起源』中公新書、2014年、99-113頁、207-209頁。

¹⁰⁹ 現スイス、ヴァレー州の *St. Maurice*。

¹¹⁰ Frank, Karl Suso, *Die Magisterregel*. St. Ottilien (EOS Verlag), 1989, S.12f.

¹¹¹ de Vogüé, Adalbert ed. *La règle de Maître II*. Paris (Édition du Cerf), 1964, pp. 517f. Frank, *Ibid.* S.1f.

¹¹² 杉崎泰一郎『修道院の歴史 聖アントニオスからイエズス会まで』創元社、2015年、53頁。

る¹¹³。本稿では『師の戒律』の第 69 章及び第 70 章をとりあげて病者の扱いと慈悲をもって病者に接するようという規定について論じてきたが、対応するとされる『ベネディクト戒律』の第 36 章においては病のために礼拝に参列できないあるいは労働に就くことのできない修道士の食事制限や仮病に対する罰則などはなく、ただ病者の世話を義務付ける内容が書かれているのみである¹¹⁴。食事に関しては制限するどころか、健常者が口にすることを禁じられている食材、すなわち四足獣の肉を衰弱した病者に与えてもよいとさえ書かれている点で『師の戒律』と異なる¹¹⁵。『ベネディクト戒律』の広まりは緩徐であり、8 世紀にイタリアからフランク王国に持ち込まれ、そしてルートヴィヒ 1 世（敬虔帝、778-840）治世下でアニアヌのベネディクト（747 頃-821）による改革でようやくベネディクトの戒律に従った修道院の運営が徹底されていった。816 年及び 817 年に召集されたアーヘン教会会議では修道院改革が主な議題であったが、その決議により『ベネディクト戒律』は王国のすべての修道院が従うべき戒律と定められた¹¹⁶。以降は中世の半ばに至るまで西

¹¹³ Dinzelbacher, Peter u.a. Hg. *Kulturgeschichte der christlichen Orden in Einzeldarstellungen*. Stuttgart (Kröner), 1997. [石山穂澄 他 訳『修道院文化史事典』八坂書房、2008 年]、18 頁。『師の戒律』が師父と弟子との対話形式をもっている一方で、『ベネディクト戒律』はより修道院長の権威が強調されているという差異もあるため、『師の戒律』はベネディクトが著した戒律の威厳ある基盤ではないという見解もある。Genestout, Augustin, “La Règle du Maître et la Règle de S. Benoît.” *Revue d'Ascétique et de Mystique*. vol. 21 (1940), pp.51-112. [Detusch. Ver. Frank, Karl Suso Hg. *Askese und Mönchtum in der alten Kirche*. Darmstadt (Wissenschaftliche Buchgesellschaft), 1975. 327-348.]

¹¹⁴ ‘Infirmorum cura ante omnia et super omnia adhibenda est, ut sicut revera Christo ita eis serviatur, quia ipse dixit: Infirmus fui, et visitastis me, et: Quod fecistis uni de his minimis, mihi fecistis. Sed et ipsi infirmi considerent in honorem Dei sibi serviri, et non superfluitate sua contristent fratres suos servientes sibi; qui tamen patienter portandi sunt, quia de talibus copiosior mercis acquiritur. Ergo cura maxima sit abbati, ne aliquam neglegentiam patiantur. Quibus fratribus infirmis sit cella super se deputata et servitor timens Deum et diligens ac sollicitus. Balnearum usus infirmis quotiens expedit offeratur, sanis autem et maxime iuvenibus tardius concedatur. Sed et carniū esus infirmis omnino debilibus pro reparatione concedatur; at ubi meliorati fuerint, a carniū more solito omnes abstineant. Curam autem maximam habeat abbas ne a cellariis aut a servitoribus neglegantur infirmi; et ipsum respicit quidquid a discipulis delinquitur.’ *Regula Benedicti*. XXXVI, De infirmis fratribus. de Vogüé, Adalbert ed. *La règle de Saint Benoît II*. Paris (Édition du Cerf), 1972, pp. 570-572.

¹¹⁵ ‘Carnium vero quadrupedum omnimodo ab omnibus abstineatur comestio, præter omnino debiles ægrotos.’ *Regula Benedicti*. XXXVIII, De mensura cibis. Ibid. p. 578. ただし『師の戒律』では肉食は禁じられていない。杉崎泰一郎『修道院の歴史 聖アントニオスからイエズス会まで』創元社、2015 年、59 頁。D’aronco, Maria A. “The Benedictine Rule and the Care of the Sick: The Plan of St Gall and Anglo-Saxon England.” Bowers, Barbara S. ed. *The Medieval Hospital and Medical Practice*. Aldershot (Ashgate Publishing Limited), 2007, pp. 235-251.

¹¹⁶ Raaijmakers, Janneke, *The Making of the Monastic Community of Fulda, c. 744-c. 900*. New York (Cambridge University Press), 2012, p. 36.

ヨーロッパの各地で受容され、『ベネディクト戒律』は修道制の基本ともいえる規則となった¹¹⁷。修道院における医療活動の根拠ともいえるのがこの戒律の第 36 章なのである¹¹⁸。この修道規則を通しては、『師の戒律』における病者に関する規定のうち第 69 章の冒頭にある病者への非難の禁止、そして第 70 章の病者への慈愛のみが伝えられているのである。つまり病者の手厚い保護を定めた内容だけが残されているのである。

病者自身の行動を制限するものは『ベネディクト戒律』にはない。ところが『クリュニー修道院の慣習律』 *Conduetudines* には、病者の振る舞いと仮病への罰則がみられる。クリュニー修道院では修道士たちは『師の戒律』に従って日々の生活を送っていたが、分院が増えるなど規模が拡大したため 10 世紀末から 13 世紀にかけていくつかの慣習律が編纂された。このうちのひとつである *Antiquiores consuetudines Cluniacensis monasterii* は 11 世紀にウルリヒ (1029 頃-1093) によって著されたことから、作者名をとって『ウルリヒの慣習律』とも呼ばれる。レーゲンスブルクの修道士ウルリヒがクリュニー修道院に滞在してこの慣習律を作成したのは 1080 年のことであると言われている。ウルリヒに先行してクリュニーの修道士ベルナルドによって作成された『クリュニーのベルナルドの規則』 *Bernardi Ordo Cluniacensis* をもとに補遺や修正を加えたものであり¹¹⁹、この『ウルリヒの慣習律』の第 27 章が「病者について」 *De Infirmis* と題されている。規定によれば病者は、兄弟たちより求められた場合、集会の際に病であることを皆の前で示して赦しを請わなければならない。そして回復して集団生活に戻る際にも、病の床に就いていたことを集会の場で皆に告げ慈悲を求めることになっている¹²⁰。そして病と偽って労働から逃れた修

¹¹⁷ Dinzelbacher, Peter u.a. Hg. *Kulturgeschichte der christlichen Orden in Einzeldarstellungen*. Stuttgart (Kröner), 1997. [石山穂澄 他 訳『修道院文化史事典』八坂書房、2008 年]、62-63 頁。

¹¹⁸ Schipperges, Heinrich, *Der Garten der Gesundheit: Medizin im Mittelalter*. München (Artemis), 1985 [大橋博司、濱中淑彦 訳『中世の医学 治療と養生の文化史』人文書院 (1989)]、225-233 頁。Schmitt, Jean Claude, *Le corps, les rêves, le temps: essaia d'anthropologie médiévale*, Gallimard, 2001 [渡邊昌美 訳『中世歴史人類学試論 身体・祭儀・夢幻・時間』刀水書房 (2008)]、251 頁。

¹¹⁹ 杉崎泰一郎『修道院の歴史 聖アントニオスからイエズス会まで』創元社、2015 年、117-118 頁。

¹²⁰ 'Frater qui incoeperit ita infirmari ut conventum tenerenon possit, petit veniam in capitulo, et monstrat quod sit infirmis.' *Antiquiores consuetudines Cluniacensis monasterii*, III-27. De infirmis. Migne, Jaques Paul ed. *Patrologia Latina* 149. col. 769.

道士は非難され、集会において杖で撃たれるという罰を与えられる¹²¹。仮病に対する罰則規定は異なるが、『師の戒律』における怠惰への処罰を含む規定を設けるという概念は共通している。しかしながら病者の食事には四足獣の肉が与えられるという点においてはベネディクトが定めた戒律に従っており、『師の戒律』とは異なっている。

以上、初期の修道院において病者がどのように扱われていたのか、あるいは病者はどのように振る舞うべきであるのかについてその病の症状による差異をみてきた。まず前提として病にかかった修道士を非難してはならず、慈愛をもって接しなければならない。8世紀に作成された薬物治療に関する書物『ロルシュの薬方書』を見る限りでは、現代我々が経験するような疾患や症候が中世初期においても知られていたことがわかる。病をすべて神の懲罰や悪魔憑きといった宗教的な概念で理解するのではなく、ギリシアの体液説に基づいた治療法が実践されていたこともうかがえる。様々な不調を訴える修道士がいたことは想像に難くないが、客観的に病を認識できる症状である発熱については他の不調と区別して考えられていた可能性がある。西欧で最も広まった修道規則である『ベネディクト戒律』には記されていないが、そのひな型とされる『師の戒律』においては起き上がれない場合と発熱を呈する場合には聖務日課が免除された。また病に臥せっている者、そして労働に就けない者は『師の戒律』によれば食事量が著しく制限されていた。これは病と偽って労働を免れるということのないようにするためであった。『ベネディクト戒律』及びベネディクト会であったクリュニー修道院で作成された戒律において病者は滋養のために特別な食事が供されており、これは『師の戒律』とは異なる点である。ただし『クリュニー修道院の慣習律』では、病者が日々の務めを果たせないことに対して兄弟に赦しと慈悲を求めなければならない。仮病には体罰が規定されていた。『ベネディクト戒律』は簡潔な記述にとどまっている章も多いため、症状による扱いの差異や仮病の罰則に関して詳細な規

¹²¹ Yearl, M. K. K. "Medieval Monastic Customaries on Minuti and Infirmi." Bowers, Barbara S. ed. *The Medieval Hospital and Medical Practice*. Aldershot (Ashgate Publishing), 2007, pp. 175-194.

定がみられないが、これらが消失して実践されていなかったということの意味するものではない。病にかかったなら修道院の共同生活において労働から離れるということを弁えて赦しを請い、そして病と偽ったならば、あるいは病であると証明できないのに労働に就けないのであれば罰則が用意されていた。病者は、ただ保護されるだけの存在ではなかったのである。

第2章 治療者

第1節 medicus とは誰か

第1章では、中世初期のテキストにみられる疾患や症候と、それを理解するための医学説、そして病者の扱いについて論じた。本章においては、治療される側の人々ではなく医術を施す人間、あるいは癒しの力をもっていると考えられていた聖人について論じる。史料中には医師を意味する *medicus* という単語がみられるものの、中世初期においては医師が専門的な職業として見做されていたということは立証されていない。医師の養成機関や資格規定はローマ帝国とその制度を継承した東ゴート王国においては存在していたが¹²²、その後は教育や学問レベルの低下により、医師に対する教育及び徒弟の義務は完全に消失していた。13世紀になってようやく神聖ローマ皇帝フリードリヒ2世(1194-1250)が、医師を志す者はまずリベラルアーツを学び、さらに5年間専門課程で学ぶこと、そして卒業後は1年間見習いとして修行することを義務付けると定めた¹²³。このような動向により13世紀から14世紀には *medicus* という言葉は医学校や大学で医学を学んだ専門家、という人物像に定まりつつあった。また中世末期にかけて、都市では医師やその他の医療職(外科医やアポセカリ)がそれぞれギルドを形成していた。すなわち中世において彼らは既に確立した職業意識をもっていたことになる。ギルドの形成という事象から構成員は自己と他者の双方ともが医師であるというコンセンサスに至っており、そしてギルドの外の社会

¹²² Nutton, Vivian, "Archiatri and the Medical Profession in Antiquity." *Papers of the British School at Rome*. Vol. 45 (1977), pp. 191-226. Pilsworth, Clare, "Could you just sign this for me John? Doctors, Charters and Occupational Identity in Early Medieval Northern and Central Italy." *Early Medieval Europe*. vol. 17 no. 4 (2009), pp. 363-388. Cassiodorus, *Variae, Corpvs Christianorvm Serie Latina* XCVI, VI- XIX. FORMVLA COMITIS ARCHIATRORVM.

¹²³ メルフィ法典「医師の教育と監督に関する特別命令」の中の規定である。Schipperges, Heinrich, *Der Garten der Gesundheit: Medizin im Mittelalter*. München (Artemis), 1985. [大橋博司, 濱中淑彦 訳『中世の医学 治療と養生の文化史』人文書院、1989年] 209-210頁。Jonsen, Albert R., *A Short History of Medical Ethics*, Oxford and New York (Oxford University Press), 2000. [藤野昭宏、前田義郎 訳『医療倫理の歴史 —バイオエシックスの源流と諸文化圏における展開—』ナカニシヤ出版、2009年], 43頁。

からも彼らは医師であると見做されていたということを読み取ることができる¹²⁴。中世初期においては、そのようなコンセンサスがあったとは考え難い。またゲルマン諸部族の法典に医師が登場するが、医師の資格に言及するものではない。医師が職業として成り立っていたということも証明されない。というのは法典の中では医師は単に外傷を治療する者あるいは外傷を証明する者であって、当該事象が発生していない際に医師と称されていないためである。では *medicus* とはどのような人々を指したのであろうか。第 1 節ではまず *medicus* と呼ばれた者が誰を指すのかを検討していく。その後、第 2 節では施術者であるところの医師 *medicus* の社会的地位、そして第 3 節ではその教育とリテラシーについて述べる。

a. 医師として描かれる神、キリスト

4 世紀から 5 世紀を生きたヒッポ司教アウグスティヌスによれば、*medici* は人体の専門家である¹²⁵。つまり人間の身体の病を治療する存在が *medicus* ということになる。キリスト教の教義によれば病は神の懲罰や悪魔憑きによるものであると考えられていた一方で、聖職者たちは医学的な病因の理解による治療を否定していたわけではない。第 1 章で述べたように、7 世紀のセビリヤ司教イシドルスは『語源』の中で医学を蔑視するべきではないと書いており¹²⁶、9 世紀にはラバヌス・マウルスもこの節を引用している¹²⁷。

様々なテキストに登場する *medicus* は確かに医学知識をもって病者のために、あるいは

¹²⁴ Schmitt, Jean Claude, *Le corps, les rêves, le temps: essai d'anthropologie médiévale*. Paris (Gallimard), 2001. [渡邊昌美 訳『中世歴史人類学試論 身体・祭儀・夢幻・時間』刀水書房、2008 年], 258-261 頁. Sistrunk, Timothy G., "The Function of Praise in Contract of a Medieval Public Physician." *The Journal of the history of Medicine and Allied Science*. Vol. 48 (1993), pp. 320-334.

¹²⁵ Bylebyl, Jerome J., "The Medical Meaning of Physica." *Osiris 2nd Series*, 6 (1990), pp. 16-41.

¹²⁶ 'Medicinæ curatio spernenda non est.' Isidorus, *Etymologiae*, IV-9. 第 1 章、注 33 も参照のこと。

¹²⁷ Hrabanus Maurus, *De rerum naturis*, XVIII-5.

傷を負った人のために治療を施す存在であるが、中世初期のテキストにおいてはそれが必ずしも生身の人間を指さない場合が多い。例えば *Annales Fuldenses*『フルダ年代記』は、869年の出来事としてルートヴィヒ 2 世（ドイツ人王、804-876）の病と治癒について伝えている。重い病のためレーゲンスブルクに留まったルートヴィヒであったが、王に仕える医師たちには治療することができなかった。そこでルートヴィヒは宝物庫にあった金と銀のほとんどすべてを各地方の修道院に分配し、貧しい人々のために使うよう命じた。そうすると「天上の医師によって」*a coelesti medico* 病が治ったというのである¹²⁸。「天上の医師」とはすなわち神を指す。神の力が病を治すという考え方はユダヤ教から続く伝統である。ユダヤ教においても病は神の医師や罪の現れと理解されていた。神の赦しが得られれば病は治癒するのである。病にかかることも健康でいることもどちらも神の意思であり、旧約聖書ではヤハウエに病を癒す力があるとされている¹²⁹。また『トビト記』によれば天使ラファエルは癒しの力をもつ天使であり、中世のテキストにおいてもこの天使は *medicus* と称されることがあった¹³⁰。

カロリング期においては、カール大帝（742 頃-814）に仕えたイングランド出身の聖職者アルクイン（735 頃-804）の書簡が、身体の病ではなく魂の傷を癒す「天上の医師」がどのように考えられていたのかを示している。この書簡は告解と悔い改めの重要性を説いており、アルクインが 796 年から 798 年の間にトゥールのサン・マルタン修道院の子弟たち

¹²⁸ ‘Dum haec in diversis locis gerebantur, Hludowicus rex apud Radasbonam, Baiouariae civitatem, gravi detinebatur infirmitate, ita ut medici illum sanitatem recuperare posse desperarent. Quapropter omne aurum et argentum, quod in thesauris illius inveniri potuit, per diversa monasteriorum loca distribuit, et pauperibus erogavit; unde et a coelesti medico, cui se suaque omnia commendavit, curari promeruit.’ *Annales Fuldenses*, a. 869. Pertz, Gerog Heinrich Hg. *Annales Fuldenses sive Annales regni Francorum orientalis. Monumenta Germaniae Historica, Scriptores rerum Germanicarum 7*. Hannover, 1891. S. 69.

¹²⁹ 『出エジプト記』 15-26。Lutterbach, Hubertus, “Der Christus medicus und die Sancti medici. Das wechselvolle Verhältnis zweier Grundmotive christlicher Frömmigkeit zwischen Spätantike und Früher Neuzeit.” *Saeculum*. 47 (1996), S. 239-281.

¹³⁰ ‘Pro nobis poscas Michael arehangelus ipse, Et Gabriel fortis et Raphael medicus, Cum aethereis turmis placantes sceptris superna, Propitium nobis celsithronum facite.’ *Hrabani Mauri carmina, Tutti ecclesiarum. Versus more Litaniae*, LIII, L. 13. Dümmler, Ernst ed. *Monumeta Germaniae Historica Poetae Latini aevi Carolini (II)*, 1884, Berlin, S. 217.

に送ったものである。そこでは新約及び旧約聖書の記述を根拠として魂の救済のための罪の告白と悔い改めの重要性が強調されている。罪を決して隠すことなく告白することですべての罪は赦され、神の慈悲が得られるという。「もしあなたの良心の傷を天上の医師に隠さないのであれば、あなたは薬という完全なる至福を手に入れることができます。もし医師が呼ばれなかったら、病にかかった人は癒されないと、私は思います。あなたの罪の告白は、あなたの傷の薬であり、あなたの救済のために最も確かな助けなのです¹³¹」という記述に、原罪と現世での罪のいずれもが魂の傷とみなされており、告解と悔い改めは罪という傷を癒すための薬、そして魂の救済を与える神は医師であるとするアルクインの考えが集約されている。「良心の傷を天上の医師に隠さないのであれば」というのは、つまり犯した罪を包み隠さず全て告白しなければならないということである。全ての罪を告白できたなら、魂が負った傷を癒すための薬である悔い改めへと至ることができるという記述からは、アルクインがいかに告解を重視し最後の審判への準備としての悔い改めの必要性を訴えていたかを推し量ることができる。また「もしあなたがあなたの汚点の多くの痛みを医師に示すことを恥じるなら、告解という薬においてあなたの傷の腐敗をさらに腐らせることのないようにしてください¹³²」とも書かれていることから、罪の告白という自発的な行動そのものが魂の傷のための薬にもなるという解釈も可能となる。「医師の治癒のために、罪を告白しなさい。あなたの救済を考えなさい¹³³」という記述は、告解あるいは悔い改めという薬は自ら求めるものであるということの意味する。アルクインにとって、キリストの使徒たちもまた「天上の医師」である神の言葉を聖書を通じて伝える「カトリ

¹³¹ 'si non celes medico tuae vulnera conscientiae. Opinor enim, nisi interpelletur medicus, non curatur aegrotus. Confessio tua medicina est vulnerum tuorum, et salutis tuae certissimum subsidium.' Alcuin, *Epistulae*. Nr. 131. Ernst Dümmler ed. *Alcivini sive Albini Epistolae. MGH, Epistolae Karolini aevi II*. Berlin, 1895, S. 193f.

¹³² 'Quin immo tanto magis insistendum est tibi, peccator, in medicina confessionis, ne pereas in putredine vulnerum, si medico erubescas aperire multiplices ulcerum dolores.' Alcuin, *Epistulae*. Nr. 131. Ibid.

¹³³ 'Confitere culpam, ut saneris a medico. Esto in tua sollicitus salute.' Alcuin, *Epistulae*. Nr. 131. Ibid.

ックの医師」であった¹³⁴。『ヨハネによる福音書』、『ルカによる福音書』、『ヤコブの手紙』から罪を認めて告白することの重要性を訴えており¹³⁵、それを聖書の記述によって魂の救済のための方法を教示している使徒たちを医師になぞらえているのである¹³⁶。

アルクインの他の書簡にも、神は魂を救済する医師であるという記述がある。800年7月4日にカール大帝に宛てた書簡である。アレマン族出身のルイトガルトは先妻のファストラダが没した後にカール大帝の妻となったが、その6年後にルイトガルトもまた逝去した¹³⁷。アルクインは王妃の死を悼み、ルイトガルトが洗礼後に犯した罪の赦しを神に請い、魂の救済を求め、そしてカール大帝の悲しみを察して慰める内容の書簡を送った。死後の最後の審判と天上での永遠の幸福こそが重要であるというキリスト教の理念が強く表れた内容であるが、ここでも神は魂を救済する医師にたとえられる。サン・マルタン修道院の弟子たちに説いたのと同様に、魂を救済する医師である神の前で魂の傷である罪を隠さないようにという戒めの言葉もまた綴られている¹³⁸。

アルクインから少し後の時代を生きたラバヌス・マウルスもまた信仰心の重要性を説き、神を信じないことは罪であるという内容のテキストにおいて神を医師にたとえている。

856年、おそらくラバヌス・マウルス死の直前にフルダのイサンベルトゥスという修士

¹³⁴ 'Vocat nos per se ipsum, vocat per scripturas sanctas, vocat etiam per doctores catholicos, ut revertamur ad eum, qui paratus est nos accipere, si nos non erimus pigri ad eum venire.' Alcuin, *Epistulae*. Nr. 131. Ernst Dümmler ed. *Alevini sive Albini Epistolae. MGH, Epistolae Karolini aevi II*. Berlin, 1895, S. 193f.

¹³⁵ 'Audiamus beatum Iohannem evangelistam ad paenitentiam nos exhortantem. Dicit enim in epistola sua: 'Si dixerimus, quia peccatum non habemus, nos ipsos seducimus, et veritas in nobis non est: si autem confessi fuerimus peccata nostra, fidelis et iustus est Deus, ut nobis peccata nostra dimittat, et mundet ab omni iniquitate'. Si nullus est sine peccato, quis est, qui paenitentia non indigeat? quae sine confessione vix fructuosa fieri valet. Consideremus beati Iacobi apostoli praeceptum dicentis: 'Confitemini alterutrum peccata vestra'. Recordemur, quod redemptor noster publicanum peccatorem se confitentem Phariseo se in sua laudanti iustitia praetulerit.' Alcuin, *Epistulae*. Nr. 131. Ibid. S. 193. 『ヨハネによる福音書』1-8、『ヤコブの手紙』5-16、『ルカによる福音書』18-10。

¹³⁶ Arbersmann, Rudolph, "The Concept of 'Christus Medicus' in St. Augustine." *Traditio*. vol. 10 (1954), pp. 1-28.

¹³⁷ Ennen, Edith, *Frauen im Mittelalter*. München (C.H. Beck), 1987. S. 57.

¹³⁸ 'Veniat ad eum omnis anima merens, omne cor contritum, fundens lacrimas in conspectu misericordiae illius; neque abscondat vulnera sua medico, qui ait: 'Ego occidam et vivere faciam; percutiam et ego sanabo!.' Alcuin, *Epistulae*. Nr. 197. Ibid S. 325f.

で司祭でもある人物にマインツから書簡を送った¹³⁹。前半は偽ヒエロニムスによると考えられているサムエル記に関する問答がそのまま引用されているが、後半はラバヌス・マウルス自身の言葉であると推測される。悔い改めの重要性を説く内容であり、不信仰という罪を認めて悔悛するのであれば神の慈悲が得られると書かれている。その神は癒す医師であり、審判を行う善き決定者であり、全能である¹⁴⁰。アルクインが説く「魂の医師」としての神という概念の影響が見られる。

カロリング期のテキストからアルクインとラバヌス・マウルスの書簡をとりあげたが、これらの書簡は受取人以外の人物の目に留まることはあったのであろうか。アルクインがトゥールのサン・マルタン修道院に送った書簡については、ザルツブルク大司教アルノ(740頃-821)の要請に応じてアルクイン自身が802年に8点のテキストとともに写しを送ったことが知られている。その内容は1. 悔い改めの詩篇(第6、32、38、51、102、130、148篇)の注釈、2. 詩篇第118篇の注釈、3. グラドゥアーレ(詩篇第120-134篇)の注釈、4. ベダ『説教と律動に関する著作』*Opera homiletica et rhythmica*の一節、詩篇について、5. ベダ『説教に関する著作』*Opera homiletica*から賛美歌についての一説、6. アルクインの当該書簡、7. 古代の讚美歌、グラドゥアーレについて、8. 様々な祈り、嘆願について、9. 聖体拝領の際の讚美歌についての以上9点である。つまり同じ書簡をアルクインは異なる人物にそれぞれ1回ずつ計2回送っていることになる。その他にも10点の写本においてこの書簡の複写が確認されている¹⁴¹。これらのうち9世紀後半に作成された

¹³⁹ Bischoff, Bernhard, *Die südostdeutschen Schreibschulen und Bibliotheken in der Karolingerzeit*. Wiesbaden (Otto Harrassowitz), 1980, S. 232f.

¹⁴⁰ 'Nec enim illi desperanda est remissio, qui in divino cultu aliquid delinqui, sed magis speranda venia, si digne paeniteat. Omnipotens est noster medicus qui curat, summeque bonus iudex qui iudicat, nihilque impossibile apud Deum.' Hrabanus Maurus, *Epistolae*. Nr. 54. Dümmler, Ernst, und Perels, Ernst u. a. Hg. *MGH Epistolae Karolini aevi (III) IX. Hrabani (Mauri) abbatis Fuldensis et archiepiscopi Moguntiacensis epistolae*. Berlin, 1925, S. 508.

¹⁴¹ バチカン (Vat. Reg lat. 69, 272)、ロンドン (Harley 208)、ウィーン (Palat. Vindobon. 458)、モンペリエ (Fac. Méd. 404)、ザンクト・ガレン (St. Gall 267)、ミュンヘン (Monascensis 14447)、パリ (B. N. lat. 2847)、ヨーク (Eboracensis 30)、ケルン (Cologne Cath. 106)の以上10点。Driscoll, Michael S., "Ad pueros sancti Martini: A Critical Edition, English Translation, and Study of the Manuscript Transmission." *Traditio*. Vol. 53 (1998), pp. 37-61.

モンペリエ所蔵の写本(Fac. Méd. 404) 及び 10 世紀に作成されたパリ所蔵の写本 (B. N. lat. 2847) は、いずれも告解と改悛に関わるテキストとともにアルクインの書簡を伝えるものである。アルクインが 802 年にアルノに送った書簡とこれら 2 点の写本は共通して、悔い改めの詩篇(第 6、32、38、51、102、130、148 篇) の注釈、詩篇第 118 篇の注釈、グラドゥアーレ (詩篇第 120-134 篇) の注釈、そしてアルクインの当該書簡の 4 点を含んでいる¹⁴²。

ラバヌス・マウルスの書簡はウィーン所蔵の写本とミュンヘン所蔵の写本の 2 点が伝来している¹⁴³。ミュンヘンの写本のインデックスと最後の 3 分の 1 がウィーンの写本の一部と同じであり、この 2 つの写本に共通する内容の中に、ラバヌス・マウルスの書簡が収載されている。これらはいずれもフルダの修道士イサンベルトゥス個人に関係するものが集められたものであるため、この写本を通してラバヌス・マウルスの書簡が広く知れ渡ることになったとは言い難い。しかしながらアルクインの書簡は告解と改悛の重要性を説くという利用目的が明確である。7 世紀以降は来世についての考え方が変化し、より告解の実行を求められるようになった。カール大帝治世期はとくに悔悛に関する問題提起がなされ、アイルランドから大陸へと伝えられた悔悛規定書はその内容の正当性を問われつつも受け入れられ¹⁴⁴、私的な悔悛のための規定としても用いられた¹⁴⁵。告解と改悛を説くコンテキストの中で罪によって傷ついている魂に救済という治療を施す医師はすなわち神であるという比喻が用いられたのである。これはカロリング期以前からも見られる傾向であり、ミラノ司教アンブロシウス (340 頃-397) は、悪魔から逃れるための医師の守り、医師は罪と

¹⁴² Driscoll, Michael S., “*Ad pueros sancti Martini*: A Critical Edition, English Translation, and Study of the Manuscript Transmission.” *Traditio*. Vol. 53 (1998), pp. 37-61.

¹⁴³ ウィーン (Lat. 966)、ミュンヘン (Clm 14391) の 2 点。Bischoff, Bernhard, *Die südostdeutschen Schreibschulen und Bibliotheken in der Karolingerzeit*. Wiesbaden (Otto Harrassowitz), 1980. S. 232f.

¹⁴⁴ McNeill, John T., *A History of the Cure of Souls*. New York (Harper & Row Pub.), 1951. [吉田 信夫訳『キリスト教牧会の歴史』日本基督教団出版局、1987年]、117-118頁。

¹⁴⁵ Körntgen, Ludger, *Studien zu den Quellen der frühmittelalterlichen Bußbücher*. Sigmaringen (Thorbecke), 1993, S. 6.

いう傷を癒すという記述を残している¹⁴⁶。教皇グレゴリウス 1 世もまた、魂の治癒と医術のたとえを融合させていたという¹⁴⁷。

神が身体及び魂の傷を癒す医師であるのなら、その子であり神でもあるとされるキリストはどのように表現されているのだろうか。新約聖書は病を癒すキリストの奇跡を伝えており、キリストはしばしば医師とみなされた¹⁴⁸。この「医師キリスト」*Christus medicus* のモチーフは古代から中世を通して教会に保持された。近世・近代になると医師あるいは薬剤師の姿をしたキリストが描かれるようになり、キリストは治療者の象徴となった¹⁴⁹。

「医師キリスト」の伝統の傍らで、中世においては神の治癒力を人間に作用させる聖人 *sancti medici* の力も重視された。『ルカによる福音』第 9 章では、キリストは弟子たちにもその名において癒しの力を与え¹⁵⁰、使徒たちはキリストの名において治癒の奇跡を起こした¹⁵¹。中世においてそれは聖人がもつ奇跡の力と結び付けられ、聖人に病の治療を祈願する伝統へと発展した¹⁵²。

医師としてのキリストは、奇跡の力で不治の病や身体の不全を治癒し悪魔を祓う、あるいは原罪のために傷ついた魂を救うために、神から地上に遣わされた医師としてのキリストの役目を表したものである¹⁵³。「医師キリスト」の恩恵を受けるためには信仰が必要であ

¹⁴⁶ Arbersmann, Rudolph, "The Concept of 'Christus Medicus' in St. Augustine." *Traditio*. vol. 10 (1954), pp. 1-28.

¹⁴⁷ Firey, Abigail, *A contrite heart : prosecution and redemption in the Carolingian empire*. Leiden (Brill Academic Publishers), 2009, pp. 98f.

¹⁴⁸ 『ルカによる福音』 6-17(『マタイによる福音』 4-23)。

¹⁴⁹ Lutterbach, Hubertus, "Der Christus medicus und die Sancti medici. Das wechselvolle Verhältnis zweier Grundmotive christlicher Frömmigkeit zwischen Spätantike und Früher Neuzeit." *Saeculum*. 47 (1996), S. 239-281. 奥田潤「中・近世ヨーロッパにおける“薬剤師としてのキリスト画”」『薬史学雑誌』 36 巻 2 号 (2001)、175-179 頁。

¹⁵⁰ Lutterbach, Ibid. 『ルカによる福音』 9-1。

¹⁵¹ 『使徒の宣教』 3-1。

¹⁵² 聖人に病の治療を祈願する習慣は中世を通して各地で見られるが、中世初期にはまだ特定の病と聖人が結び付けられることはなかった。そのような習慣は中世後期に盛んである。また、中世初期には聖人の墓地や聖遺物を通して神と人間との仲介役である聖人の力が働くことで奇跡が起こると考えられていたが、次第にその形式が変化し、聖人が夢に現れるなどして直接奇跡を起こすといった記述も見られるようになる。Schipperges, Heinrich, *Der Garten der Gesundheit: Medizin im Mittelalter*. München (Artemis), 1985. [大橋博司、濱中淑彦 訳『中世の医学 治療と養生の文化史』人文書院、1989 年]、104 頁。

¹⁵³ McNeill, John T., *A History of the Cure of Souls*. New York (Harper & Row Pub.), 1951. [吉田 信夫 訳『キリスト教会の歴史』日本基督教団出版局、1987 年]、57-65 頁。

り、信じる者は神の奇跡の力によって救われるという宣教的な意味合いも有するものでもあった。アルバースマンはこの概念について、2-3世紀頃にギリシアの医師の神であるアスクレピオス信仰との競合の中で、オリゲネスらによってキリスト教布教のために頻繁に引用されたことで、重要な意味をもつようになったと述べている。さらにヒッポ司教アウグスティヌスも説教の中で「医師キリスト」について言及し、キリストの謙遜の精神をもって高慢という腫瘍を治療するべきと説き「医師キリスト」の概念が広まった¹⁵⁴。アウグスティヌスの「医師キリスト」の概念は中世ヨーロッパでも広く受け入れられたが¹⁵⁵、ルッターバッハが指摘しているように古代では「医師キリスト」はメシア信仰と終末思想における救世主であると考えられていたのに対し、中世初期の教会は「医師キリスト」の地位についてははっきりと言及していない。したがって中世初期の医学史研究においても、古代の「医師キリスト」の概念がそのまま用いられている¹⁵⁶。

b. 治癒の奇跡を起こす聖人

聖人の治癒の力は、「医師キリスト」に由来すると先に述べた。病が超自然的な力で治癒するという描写は様々なテキストで散見されるが、聖人伝や奇跡譚において特によく使用されるものである。ルッターバッハは、メロヴィング期には史料において「医師キリスト」への言及は減少し、聖人の奇跡による病の治癒に関する記述が増加することを指摘している。キリストが担っていた癒しと救いの役割を、聖人も果たすようになり、それによって

¹⁵⁴ Arbersmann, Rudolph, "The Concept of 'Christus Medicus' in St. Augustine." *Traditio*. vol. 10 (1954), pp. 1-28.

¹⁵⁵ Nicolae, Jan, "'Christus Praedicator / Medicator' Homiletical, Patristic and Modern Elements of Theologia Medicinalis." *European Journal of Science and Theology*. Vol. 8 (2012), pp. 15-27.

¹⁵⁶ Lutterbach, Hubertus, "Der Christus medicus und die Sancti medici. Das wechselvolle Verhältnis zweier Grundmotive christlicher Frömmigkeit zwischen Spätantike und Früher Neuzeit." *Saeculum*. 47 (1996), S. 239-281.

聖人が医師と称されるようになった。これをルッターバッハは、Christus medicus から Sanctus medicus への移行と位置付けている¹⁵⁷。

歴史的史料として聖人伝を扱う場合には、そのテキストの利用目的が聖人による奇跡の物語を広めることであり、聖人崇敬を広めるためのいわゆる宣伝媒体のような性格を有していることを考慮しなければならない¹⁵⁸。聖人伝は布教のための道具であるだけでなく、信者にとっての規範や教訓を示すための教科書でもある¹⁵⁹。そして聖人伝はキリスト教の教義において病と治療がどのように捉えられていたのかを知る手がかりにもなり得る。しかし聖人伝で語られる奇跡は、同じモチーフを何度も繰り返し引用していることに留意しなければならない。盲目であった人の目が急に見えるようになる、歩けなかった人が歩けるようになる、口がきけなかった人が話せるようになる、といった同じ種類の奇跡が、時と場所、人を変えることで、言い回しもそのままに何度も繰り返し語られている¹⁶⁰。これらは福音書のキリストが神聖なる力で病の治癒をしたという記述がもとになっており、古代のキリスト教ではこの役目を聖人が受け継ぎ、聖人の物語中で伝えられているものである。ただし、メロヴィング期からカロリング期は、聖人伝における奇跡の重要性が次第に減少し、その性質が変化する時期にあたる。イングランドの聖職者で尊厳者とも呼ばれるベダ (673-735) によって奇跡が聖人、聖遺物などの物から出る聖性といった宗教的な説明から独立していると考えられるようになったことがその理由と言われている。ガジャーノは、これを奇跡の「自律性」 *autonomia* と呼んだ¹⁶¹。メロヴィング期には聖人の徳以上に

¹⁵⁷ Lutterbach, Lutterbach, Hubertus, "Der Christus medicus und die Sancti medici. Das wechselvolle Verhältnis zweier Grundmotive christlicher Frömmigkeit zwischen Spätantike und Früher Neuzeit." *Saeculum*. 47 (1996), S. 239-281.

¹⁵⁸ Graus, František, *Volk, Herrscher und Heiliger im Reich der Merowinger. Studien zur Hagiographie der Merowingerzeit*. Plaha (Nakladatelství Československé akademie věd), 1965, S. 60-139. Geary, Patrick J., *Living with the Dead in the Middle Ages*. (Ithaca: Cornell University, 1994). [杉崎泰一郎 訳『死者と生きる中世』白水社、1999年]、14頁。

¹⁵⁹ Pilsworth, Clare, "Medicine and Hagiography in Italy c. 800—c. 1000." *The Society for the Social History of Medicine*. 13 (2000), pp. 253-264.

¹⁶⁰ de Gaiffier, Baudoin, "Les thèmes hagiographiques. Est-il possible d'établir pour chacun d'eux une filiation?" *Revue d'histoire ecclésiastique, Université catholique de Louvain*. vol. 77 (1982), pp. 78-81. 佐藤彰一『中世初期フランス地域史の研究』岩波書店、2004年、2354頁。

¹⁶¹ Gajano, Sofia Boesch, "Uso e Abuso del Miracolo nella Cultura Altomedioevale." *Les fonctions des*

聖人に備わった奇跡の力が重視されたのに対し、カロリング期では奇跡を聖人と切り離して捉えるようになり、奇跡よりも聖人に備わっていた美德を称える伝記が書かれるようになるのである¹⁶²。フルダ修道院の初代院長であった聖ストウルミウスの伝記においては、この聖人が奇跡の力で病を治したという記述はない。またストウルミウス自身が病にかかった際のこと書かれている部分が2か所あるが、神の力や奇跡により治癒したという表現は見られない¹⁶³。その他の奇跡についてもとくに語られてはいないが、およそ修道院を建てるに相応しくない場所と思われていた溪谷に神の導きでフルダ修道院の建設場所を見つけたことが一種の奇跡として書かれていると考えられるとも解釈できる。ストウルミウス伝は敬虔さと熱心さをもってフルダ修道院の設立と発展に貢献した点が強調されているものであり、リシェが主張したようなカロリング期の聖人伝の特徴に当てはまるものであ

Saints dans le Monde Occidental (III^e-XIII^e Siècle). École Française de Rome Palais Farnèse, (1991), pp. 109-121. 中世盛期に書かれた聖人伝では、あたかも新約聖書のキリストのように、聖人が手を触れる、あるいは言葉をかけることで悪魔を祓って病を癒す奇跡が語られるようになる。またすでに述べたように、中世末期になると特定の病の治療と聖人とか再度結び付けられた。中世初期との相違点は、必ずしも墓地など聖人に土地に赴くのではなく、近くの教会でひたすらに聖人に祈りを捧げることによっても奇跡が得られる点である。

¹⁶² P. Riché, “Les Carolingiens en Quête de Sainteté.” *Les fonctions des Saints dans le Monde Occidental (III^e-XIII^e Siècle)*. École Française de Rome Palais Farnèse (1991), pp. 219-224.

この点に関してベダの影響がどの程度あったのかは不明であるが、カロリング期においてもベダの著作がよく読まれたことは知られている。Cisne は、マルコフ過程の確率理論を用いて、ベダの作品の写本が書かれた数量を割り出した。あくまでも計算上での数字ではあるが、修道院での写本制作が盛んになりつつあったカロリング期には、ベダの写本の作成ペースが急激に伸びている。Cisne, J.L., “How Science Survived: Medieval Manuscripts’ “Demography” and Classic Tests’ Extinction.” *Science*. Vol. 307 (2005), pp. 1305-1307.

¹⁶³ ‘Porro cum fratres regulam sancti patris Benedicti inhianter observare desiderassent, et ad monasticae disciplinae normam sua corpora mentesque toto annisu inclinassent, consilium utile inierunt, quatenus aliqui ex ipsis ad magna alicubi mitterentur monasteria, ut fratrum ibi concordiam et conversationem regularem perfecte discerent. ...quarto ad locum praedictum ingressionis anno Romam profectus est, atque in illa terra cunctis monasteriis lustratis, et omnium mores conversationesque ibi fratrum consistentium traditionesque monasteriorum ad plenum discens, ... secundo inde anno, ...regressus est. Cum ad hanc, Domino opitulante, terram perveniret, correptus morbo, apud Chitzinga monasterium hebdomadas quatuor aegrotavit. Tunc ex infirmitate convaluit, et ad episcopum Bonifacium, qui tunc forte in Turingia fuit, perrexit.’ Eigil, *Vita S. Strumi*. XIV. ‘Quo dierum numero expleto, ad monasterium vir Dei rediit, habito secum medico domini regis Karoli, cui nomen Wintarus, qui eius subveniret infirmitati. Dum vero suandam die artis suae ei, nescio quam, potionem infuderat, cum qua minuere debuit infirmitatem, sed ita auxit, ut validius et acrius ei lues acerba augetur. Et anxius dicere coepit, quod ei medicus, qui minuere morbum debuerat, malum grande irrogasset. Currere citius ad ecclesiam iubet, omnes gloggas partier moveri imperavit, et fratribus congregatis obtium suum cito adfuturum nuntiare praecepit, et pro se enixius orare postulavit.’ Eigil, *Vita S. Strumi*. XXIV. Pertz, Georg Heinrich ed, *MGH, Scriptores 2, Scriptores rerum Sangallensium*, Hannover, 1829, S. 377.

ると言えよう。しかしながら 9 世紀 10 世紀頃の聖人伝においても、聖人の力によって病や障害が癒えたという説話もまたよく見受けられる。

メロヴィング期に書かれた聖人伝において、特にトゥール司教グレゴリウスは聖人の病者を救うための医師としての性格を強調しており¹⁶⁴、聖マルティヌスを「真の医師」として称えた¹⁶⁵。グレゴリウスが著した奇跡譚は、カロリング期になって奇跡に対する人々の考え方が変化する以前の原始キリスト教の頃から続く伝統を受け継いでいると言える。したがってグレゴリオウスの著作に見られる奇跡に関する記述は、中世に新たに発生した思想に基づくものではないと捉えるべきである。『聖マルティヌスの奇跡に関する四書』*Libri IV de virtutibus sancti Martini* では、聖マルティヌスの聖堂で起きた様々な奇跡による病の治癒が語られている。第 2 書 1 章はグレゴリウス自身が胃腸を病んだ際に聖マルティヌスの助力によって回復した件を伝えるものである。医師アルメンタリウスはグレゴリオウスの治療にあたったが、どの治療法も全く功を奏しなかった¹⁶⁶。そこでグレゴリウスはアルメンタリウスに対し、残された唯一の手段として聖マルティヌスの墓から土をもってきて水あるいはワインに混ぜて飲み物をつくるよう指示した。而してこの医師はグレゴリウスに従い、助祭が聖人の墓へと送られた。聖マルティヌスの墓から持ち帰った土を飲用したところ、グレゴリウスはたちどころに回復した¹⁶⁷。この奇跡譚で特徴的なのは、著者自

¹⁶⁴ Lutterbach, Hubertus, “Der Christus medicus und die Sancti medici. Das wechselvolle Verhältnis zweier Grundmotive christlicher Frömmigkeit zwischen Spätantike und Früher Neuzeit.” *Saeculum*. 47 (1996), S. 239-281.

¹⁶⁵ ‘Tandem cum haec nobis nuntiata fuissent, indico, solitam tyriacam ad verum requiri medicum et, quo vitam moriturus haberet, adsumi de tumulo.’ Gregorius Turonensis, *Libri IV de virtutibus sancti Martini*. II-52. Kursch, Bruno Hg. *MGH, SS rer. Merov. 1,2*. Hannover, 1885. S. 177. ここでは真の医師 *medicus verus* は聖マルティヌスを指す。Jones, Allen E, *Social Mobility in Late Antique Gaul*. Cambridge and NY (Cambridge University Press), 2009, pp. 265f.

¹⁶⁶ ‘Mense autem secundo ordinationis meae, cum essem in villa, incurri disinteria cum febre valida et taliter agi coepi, ut imminente morte vivere omnimodis desperarem....Cumque sic ageretur mecum, ut non remansisset spes vitae, sed cuncta deputarentur in funere, nec valeret penitus medici antidotum, quem mors mancipaverat ad perdendum.’ Gregorius Turonensis, *Libri IV de virtutibus sancti Martini*. II-1. Ibid. S. 159.

¹⁶⁷ ‘ego ipse de me desperans, vocavi Armentarium archiatrum et dico ei: ‘Omnem ingenium artificii tui inpendisti, pigmentorum omnium vim iam probasti, sed nihil proficit perituro res saeculi. Unum restat quod faciam; magnam tibi tyriacam ostendam. Pulverem de sacratissimo domni¹⁶⁷ sepulchro exhibeant, et exinde mihi factio potionem. Quod si hoc non valuerit, amissa sunt omnia evadendi perfugia. Tunc misso diacono ad antedictum beati praesolis tumulum, de sacrosancto pulvere exhibuit,

身の体験談として書かれている点である。書き手であるグレゴリウスその人が、聖人の力によって死の淵から一気に健康で活力ある状態へと復帰できたと伝えることで、読み手により説得力のあるものとして強い印象を与えるという効果を期待できる。第 2 書第 19 章では、医師は病を治すことができないだけでなく、病者を苦しめ健康を損なう有害な存在とされている。助祭テウドメリスは眼の病に苦しみ、Candes¹⁶⁸の独房に籠って一晩そこに留まった。すると夜明けとともに彼の眼は光を取り戻したのである¹⁶⁹。また同書第 52 章では、ある男が高熱と嘔吐、下痢、ガチョウの卵ほどの大きさがある腫瘍により苦しみ死に瀕していたところ、第 1 章と同様に聖マルティヌスの墓の土をワインに混ぜて飲用することにより治癒した逸話が語られている¹⁷⁰。

現世の医師の無力さを強調し、彼らが治すことのできない病を「天上の医師」や聖人が完治させるという内容のテキストは稀有ではない。聖人伝においてはよく見られるものであるが、冒頭でもとりあげたような年代記史料にもこのような記述は存在する。グレゴリウスが残したテキストもその一例である。これに関してマッキニーは、聖職者である著者グレゴリウスが超自然的な力によって人は病に襲われると信じていたためであると結論付

dilutumque mihi porregunt ad bibendum. Quo hausto, mox omni dolore sedato, sanitatem recepi de tumulo.’ Gregorius Turonensis, *Libri IV de virtutibus sancti Martini*. II-1. Kursch, Bruno Hg. *MGH, SS rer. Merov. 1,2*. Hannover, 1885. S. 159. architer と呼ばれる医師については次節で詳述する。

¹⁶⁸ 第 1 章注 78 を参照。

¹⁶⁹ ‘Theudomeris diac. cum prae umore capitis, decedentibus cataractis, oculorum aditus haberet per quattuor annos graviter obseratos, venit ad cellulam Condatinsim, in qua vir beatus transiit. Prostratusque ad eius lectulum, noctem totam [lacrimis et orationibus] deductam, immobilis madefecit erram¹⁶⁹ fletibus, tepuitque suspiriis eius venerabile lignum cancelli; luciscente autem die, reseratis cataractis luminum, lumen videre promeruit.’ Gregorius Turonensis, *Libri IV de virtutibus sancti Martini*. II-19. Kursch, Bruno Hg. *MGH, SS rer. Merov. 1,2*. Hannover, 1885. S. 165f.

¹⁷⁰ ‘Alter quoque arreptus febre valida, deiciens ore venenum et per inferiorem partem extra modum solutus, lectulo decubabat. Igitur, grassante a veneno, laboranti oritur vulnus in inguine, et incredibili modo movet se visibilis usque ad plantam. Erat enim in magnitudine ovi anserini. Deinde sursum repetens, cum nimio dolore discurrit per latera, per brachia et usque ad cervicem progreditur; dehinc per aliud latus ad plantam usque deducitur; exinde retrorsum revertens, ad eum unde primo fuerat venit. Cumque taliter per membra vagaretur aegroti, quo miser tenderet, quid ageret, nesciebat, nisi tantum voces cum fletibus dabat. Exegebat enim dolor gemitum, cum in uno corpusculo tanti dolores inruerant. Tandem cum haec nobis nuntiata fuissent, indico, solitam tyriacam ad verum requiri medicum et, quo vitam moriturus haberet, adsumi de tumulo. At satellites cum magna festinatione currentes, elevato pulvere monumenti, deferunt ad aegrotum dilibutumque cum vino bibendum porregunt. Quo hausto, ita omnis dolor fugatus est, ut ipsa hora redderetur incolomis.’ Gregorius Turonensis, *Libri IV de virtutibus sancti Martini*. II-52. Ibid. S. 176-177.

けた¹⁷¹。病に対するそのような考え方は中世初期のガリアではおそらく一般的なものであり¹⁷²、6世紀頃の社会では聖人によって罪から回復することの例えである病の治癒は神が人を救済へと導く過程であるとも捉えられていたのである¹⁷³。

カロリング期の史料にも着目しよう。ランスのフロドアルドゥス (894-966) による『ランス教会史』 *Historia Remensis ecclesiae* は年代記史料ではあるが、5世紀から6世紀にかけてランス司教であった聖レミギウス (437 頃-533) が起こした奇跡についても語る聖人伝としての特徴をもったテキストである。この『ランス教会史』の第1書第12章では、聖レミギウスが悪魔にとりつかれた少女を奇跡の力で救ったという逸話が伝えられている。トゥールーズの名家の娘であったこの少女は悪魔祓いのため両親に伴われて聖ペテロの墓を訪れたのであるが、そこでは悪魔から解放されることはなかった。次はイタリアのベネディクトゥスというその功德の輝き故に名の知れた人物¹⁷⁴のもとへと向かった。しかしベネディクトゥスの力ではこの悪魔を少女の体から追い出すことはできなかった。ベネディクトゥスは、この悪魔を祓うことのできるのは聖レミギウスだけであろうと少女の両親に伝えたため、この家族は西ゴート王アラリック (484-507) の手紙を携えてランスを訪れることとなった。聖レミギウスは、自分はそのようなことに相応しい人間ではないと拒んでいたが、両親の嘆願によりこれを受け入れ、祈りの言葉をもって少女の口から悪魔を抜き出すことに成功したのである。しかしこの少女は力尽き、口から魂までも吐き出してしまった。そこで人々は少女を医師のところへ連れて行って祈りを捧げるのであるが、少女は回復しなかった。聖レミギウスは少女を死なせてしまったと困惑し自らを非難する。人々

¹⁷¹ MacKinney, Loren C., *Early Medieval Medicine with Special Reference to France and Charters*. New York (Arund Press), reprint ed. in 1979, first pub. in 1937, pp. 60ff

¹⁷² Jones, Allen E., *Social Mobility in Late Antique Gaul*. New York (Cambridge University Press), 2009, p. 267

¹⁷³ Consentino, Salvatore, "La figura del medicus in Italia tra tardoantico e altomedioevo. Tipologie social e forme di rappresentazione culturale." *Medicina nei secoli arte e scienza*. 9/3 (1997), pp. 361-389.

¹⁷⁴ ヌルシアのベネディクトゥス (480 頃-547) と同時代の話であるが、このベネディクトゥスが誰を指すのかは不明である。

に再度請われて聖レミギウスは、少女が横たえられている聖ヨハネ教会へと赴き、奇跡の力で少女を生き返らせた¹⁷⁵。聖レミギウスの謙虚さと信仰心を称えるこの9世紀のテキストにおいて、医師はどのように描かれているのだろうか。「民衆は再び医師のほうへ彼女を連れて行き、祈りを繰り返した」*Iteratis ergo precibus turba supplicantium recurrit ad medicum*。というのは即ち、悪魔にとり憑かれていた少女はすでに一度医師を頼っていることになる。そして息絶えたにもかかわらず再度医師のもとへと行き、そこで医師の治療を求めるのではなく祈りを捧げるという不可解な記述がされている。そして最後に聖レミギウスにより奇跡が起こり、少女が息を吹き返すのである。医師の手では治せなかった悪魔憑きが聖人の力で治癒した。そして力尽きて魂を吐き出した少女を医師はまた助けられなかったが、聖人が再度救ったということになる。この『ランス教会史』もまた、現世の医師の無力さと聖人の奇跡の力を対比する例のひとつである。

医術は何ら有益なものではなく常に聖人の奇跡に頼るべきである、と考えられていたのだろうか。ここで示した『聖マルティヌスの奇跡に関する四書』の内容をよく見てみると、

¹⁷⁵ 'Quedam puella, preclaris ab urbe Tolosa natalibus orta, maligni spiritus ab infantia tene batur obsidione captiva. Quam cum tenero genitores amore diligerent, ad sepulchrum sancti Petri apostoli cum magna devotione duxerunt. In eisdem namque partibus enitebat tunc virtute venerabilis Benedictus plurimis effulgens virtutibus. Cuius comperta fama, puelle parentes hanc ad eundem perducere satagunt. Qui multis ieiuniis et orationibus pro ipsius emundatione laborans, cum diri serpentis virus ab ea non valuisset eicere, hoc tantum responsi nominis divini obtestatione ab antiquo extorquere potuit hoste, quod numquam alterius de eodem habitaculo nisi huius be atissimi Remigii pontificis orationibus posset expelli. Tunc parentes eius tam ipsius beati Bene dicti quam etiam Gothorum regis Alarici affatibus suffragati eorumque litteris ad beatum Remigium datis, ut traditur, freti ad eundem sanctum antistitem cum devincta sobole per venerunt virtutem deprecantes eius in purgatione prolis agnoscere, quam latronis iam presciverant confessione. At beatissimus Remigius cum diuturna reluctance se non esse dignum assereret et humilitate solita repugnaret, precibus est populi supplicantis evictus, ut orationem pro ipsa funderet ac parentum lacrimis condoleret. Meritis itaque sanctitatis armatus verbi precepit imperio, ut iniquus predo, per quod ingressus fuerat, discedens Christi famulam relaxaret. Sicque cum nimio vomitu et obsceno fetore per os, quo fuerat intronissus, abscessit. Sed paulo post recedente pontifice, dum nimio labore fessa nutaret, vite calore privata spiritum vitalem amissit. Iteratis ergo precibus turba supplicantium recurrit ad medicum. Beatus autem Remigius se potius accusat facinus perpetrasset quam sanitatis remedium indulsisse homicidii reum extitisse, non remedium contulisse. Igitur ad sancti Iohannis basilicam, ubi corpus iacebat exanime, populi obtentus deprecatione regreditur ibique cum lacrimis ad pavimenta sanctorum in oratione prosternitur et reliquos, ut ita facerent, adhortatur. Hinc effuso lacrimarum imbre consurgens suscitavit mortuam, quam prius purgaret obsessam. Que protinus, apprehensa manu pontificis, cum integra incolumitate surrexit et ad propria feliciter remeavit.' Flodoard von Reims, *Historia Remensis ecclesiae*. Stratmann, Martina Hg. *MGH Scriptores 36*. Hannover, 1998, 84f.

必ずしもそのように結論付けることはできない。グレゴリウスは医師アルメンタリウスについて貶めるような表現を用いてはいない。『ランス教会史』においても医師の無力さを非難する文言はない。聖人の奇跡及びキリスト教徒の医師が行う診療はいずれも教会に認められたものであったが、ユダヤ人の医術や土着の慣習が伝える薬草治療、あるいは呪術といった教会が固く禁じた異教の医術もまた人々の生活に深く根を下ろしていた。聖人の奇跡と医術を結びつけることで、異教の妖術的な治療に対峙していたのである¹⁷⁶。そのような状況下でキリスト教を普及させるための宣伝媒体としての聖人伝の側面を鑑みれば、治癒力をもつ聖人と無力な医師という対比は聖人の奇跡に人々の関心を集めるためのレトリックであると言える。ただしそのような描写が説得力をもつためには、医師がある程度の社会的地位とすぐれた技術を有している必要がある。医師が専門の知識と技術をもって人々の治療にあたっているからこそ、彼らに治せない病を治すことのできる聖人の力が際立つのである。聖人伝に医師がしばしば登場するという事実自体が、中世における医師の地位を示していることになる。

c. 魂の医師としての聖職者

病を治すことのできる治療者であるとして *medicus* と称されたのは、医学知識をもった医師を除けば神あるいはキリスト、そして聖人が挙げられることはこれまでに述べたとおりである。これらの治療者は身体の病と悪魔憑きを治す様子が様々な史料において伝えられている。これに対して魂の病を治療するのが「魂の医師」*medicus animae* であり、主としてキリスト教の正しい信仰を持つことの重要性を説き、あるいは聖職者の行動規範を

¹⁷⁶ Flint, Valerie J., "The Early Medieval 'Medicus', the Saint—and the Enchanter." *Social History of Medicine*. Vol. 2 No. 2 (1989), pp.127-145.

示す際に用いられる呼称である。「魂の医師」としての聖職者は、キリスト教徒として相応しくない行為をしてしまう信徒が正しい道を歩むために教え諭すこと、つまり病んだ魂を治療することを求められていた。このような聖職者の役割は中世初期からすでにいくつものテキストで散見され、教皇グレゴリウス 1 世 (540 頃-604) の書簡もそのひとつである。グレゴリウスが 593 年 8 月にビザンツ皇帝マウリキウスの侍医テオドルス¹⁷⁷に宛てた書簡は、ササン朝ペルシアの脅威にさらされる中で軍備の縮小を懸念したマウリキウス帝 (539-602) が、軍役を終えていない人々が修道士になることを禁じた法を發布したことに対して教皇グレゴリウスが抗議するという内容を伝えている¹⁷⁸。テオドルスに宛てたこの書簡に先んじてグレゴリウスは同じ内容をすでに皇帝自身にも書き綴っていた¹⁷⁹。しかし皇帝に仕える医師テオドルスから皇帝に、法に反対する意見を述べるように要求しているのである。この理由として「なぜなら皇帝の近くで仕えるあなた方が、よりはっきりと、より自由に彼に言うことができ、そしてそれが彼の魂のためであるのだから¹⁸⁰」とあるように、医師テオドルスのほうがグレゴリウスよりも忌憚なく意見を皇帝に言えるということ、そして魂の救済のために医師テオドルスが意見したほうがよいということが挙げられている。つまりこの書簡は「魂の医師」としての役割を皇帝の側近に求めるものである。ニコラエによれば、東ローマ帝国では、既に古代から「魂の医師」としての信徒の役割が重視されていたようである。4 世紀から 5 世紀初頭のコンスタンティノープル大主教ヨハ

¹⁷⁷ 593 年から 597 年までマウリキウス帝に仕えた。Martindale, J. R., *The Prosopography of the Later Roman Empire, Vol. III, A. D. 527-641*. Cambridge (Cambridge University Press), 1992.

¹⁷⁸ 'Peccatis autem meis facientibus, ex quorum suggestione uel consilio nescio, transacto anno talem in republica sua legem protulit, ut quisquis eum pure amat flere uehementer debeat. Ad quam legem tunc respondere non potui, quia egrotus fui. Modo autem eidem domno aliqua suggesti. Praecepit enim, ut nullus qui actionem publicam egit, nullus qui optio uel manu signatus uel inter milites fuit habitus, ei in monasterio conuerti liceat, nisi forte si militia eius fuerit expleta.' Gregorius I, *Epistulae*, III-64. Norberg, Dag ed. *S. Gregorii Magni Opera Registrvm Epistvlarvm Libli I-VII. Corpvs Christianorvm Serie Latina CXL*. 1982, p. 214

¹⁷⁹ Gregorius I, *Epistulae*, Norberg, Dag ed. *S. Gregorii Magni Opera Registrvm Epistvlarvm Libli I-VII, Corpvs Christianorvm Serie Latina CXL*, 1982, III-61. グレゴリウスからマウリキウス帝に宛てられた書簡。

¹⁸⁰ 'quia uos qui ei familiarius seruitis loqui ei apertius et liberius potestis quae pro eius sunt anima,' Gregorius I, *Epistulae*. III-64. Norberg, Dag ed. *S. Gregorii Magni Opera Registrvm Epistvlarvm Libli I-VII, Corpvs Christianorvm Serie Latina CXL*. 1982, p. 215.

ネス・クリュストモスは、全てのキリスト教徒は「魂の医師」となるべきであると説いていた¹⁸¹。グレゴリウスがテオドルスに求めた「魂の医師」の務めは西ヨーロッパ世界に限ったことではなく、ビザンツにおいても知られていたと考えられる。

594年7月にアフリカの司教ウィクトルとコロンブスへ宛ててグレゴリウスが送った書簡にも、魂の医師に関する記述がある。冒頭では病の予防策を講じるという医師の役割について言及しており一見すると身体の医師について述べているようにも見えるが¹⁸²、さらに読み進めて行くとその病がドナトゥス派信仰であることがわかる¹⁸³。そして教皇はこの病に「薬」を与えることができると述べている¹⁸⁴。つまりこの書簡では、おそらくアフリカで再燃していたドナトゥス派の広がりやを憂慮したグレゴリウスが、2人の司教にこの異端信仰への対処を要求しているのである。ここでは異端信仰への対処は薬に例えられている。この書簡からは、グレゴリウスは「魂の医師」は人々を異端信仰という病から守る存在でもあったと考えていたことがうかがえる。

グレゴリウスの1世の後の時代にはこのような「魂の医師」という概念はどのようにテクストに登場するのであろうか。793年8月以降に書かれたアルクインの書簡のひとつに、教皇グレゴリウスが説く「魂の医師」に近い概念が見られる。これはリンデスフェーン島の司教ヒグバルドゥス、及び教会の人々に送られた書簡であるが、この中でアルクインは、教会を荒廃させる不信仰な村人の行為、及びそれに対抗しようとしなない教会の姿勢を嘆いている。また教会の人々が華美な服装をしたり酩酊したりと、欲にまみれた墮落した生活

¹⁸¹ Nicolae, Jan, “Christus Praedicator / Medicator’ Homiletical, Patristic and Modern Elements of Theologia Medicinalis.” *European Journal of Science and Theology*. Vol. 8 (2012), pp. 15-27.

¹⁸² ‘Huic igitur nascenti si doctorum obstiterit prouisio medicorum, scimus quidem quia ante solet cessare, quam noceat.’ Gregorius I, *Epistulae*, IV-35. Norberg, Dag ed. *S. Gregorii Magni Opera Registrvm Epistvlarvm Libli I-VII, Corpvs Christianorum Serie Latina CXL*. 1982,. p. 255.

¹⁸³ ‘Huius ergo considerationis ratio uehementer nos debet impellere, ut animarum morbis initiantibus tota festinemus possibilitate resistere, ne, dum salubria adhibere medicamenta neglegimus, multorum uobis uitam, quos Deo nostro contendimus lucrari, subripiant....Comperimus siquidem Donatistarum stimulos in illis sic partibus gregem turbasse Dominicum, ac si nullius pastoris moderamine regeretur.’ Gregorius I, *Epistulae*, IV-35. Ibid. p. 255.

¹⁸⁴ ‘huic nefandissimae prauitati cum Creatoris nostri solacio medicinam dignae possimus correptionis imponere.’ Gregorius I, *Epistulae*, IV-35. Ibid. p. 256.

をしていることを戒める内容も書かれている¹⁸⁵。このような事態を受けてアルクインは、司教ヒグバルドゥスに対して「魂の医師」として人々を正しく導くよう書簡によって求めているのである¹⁸⁶。グレゴリウスの書簡は聖職者の墮落を戒めるものではなく、その点がアルクインのものとは異なるものの、いずれにせよ不信仰、不摂生、欲にまみれた生活といった、信徒に相応しくない行為を改めてキリスト教徒として正しい信仰を守って生活することを人々に促し、そしてそのような司牧的な活動が「魂の医師」の役目であるとする点において、アルクインの「魂の医師」の概念は、教皇グレゴリウスの書簡に見られるものに類似していると言える。

教皇グレゴリウスは書簡のみならず、『司牧規則』 *Regula pastoralis* においても「魂の医師」という表現を用いている。この『司牧規則』は聖職者の在り方を示す指針であり、以降の時代も聖職者教育の教科書として広く使用されたテキストである。カロリング期においても 813 年に現在のシャロン・シュル・ソーヌで開催された教会会議で、聖職者はグレゴリウスの『司牧規則』を熟知するべきであるという決議がなされた¹⁸⁷。アルクインもまた『司牧規則』に則った教育を行っていた¹⁸⁸。魂のケアと教会への奉仕に興味のある聖職者にとって有用な著作であった¹⁸⁹。グレゴリウスによれば、虚栄心から教育者を目指す

¹⁸⁵ 'Nolite gloriari in vanitate vestium. Haec non est gloria, sed contumelia sacerdotum et servorum Dei. Nolite in ebrietate verba orationum vestrarum delere. Non exeatis post luxurias carnis et avaritias seculi; sed in servitio Dei et regularis vitae disciplina firmiter permanete, ut sanctissimi patres, qui vos genuerunt, vobis protectores esse non cessent. Per illorum vestigia gradientes, illorum precibus securi permaneatis. Nolite tantis patribus degeneres esse filii. Nequaquam illi a vestra cessabunt defensione, si vos illorum sequi videbunt exempla.' Alcuin, *Epistulae*. Nr.20. Ernst Dümmler ed. *Alcivini sive Albini Epistolae, MGH Epistolae Karolini aevi II*. Berlin, 1895, S. 57.

¹⁸⁶ 'Et tu, pater sancte, dux populi Dei, pastor gregis sancti, medicus animarum, lucerna super candelabrum posita, esto forma in omni bonitate omnibus te videntibus, esto prece salutis cunctis te audientibus.' Alcuin, *Epistulae*. Nr.20. Ibid. S. 57f.

¹⁸⁷ 'Canones quoque intellegant et librum beati Gregorii papae de regula pastoralis et secundum formam ibidem constitutam et vivant et praedicent.' *Concilium Cabillonense*, I. Werminghoff, Albert Hg. *Concilia aevi Karolini [742-842]. Teil 1 [742-817]. MGH Concilia 2,1*. Hannover, 1906, S. 274.

¹⁸⁸ 'Quae omnia beatus Gregorius clarissimus doctor in libro pastoralis curae studiosissime exquisivit, personis distinxit, exemplis firmavit et divinarum scripturarum auctoritate roboravit.' Alcuin, *Epistulae*. Nr.113. Dümmler ed. *MGH Epi. Karolini II*, S. 163f. Picker, Hanns-Christoph, *Pastor Doctus. Klerikerbild und karolingische Reformen bei Hrabanus Maurus*. Mainz (Philipp von Zabern), 2001, S. 35.

¹⁸⁹ Raaijmakers, Janneke, *The Making of the Monastic Community of Fulda. c. 744-c. 900*, New York (Cambridge University Press), 2012, p. 188.

べきではなく、聖職者の教育に際しては分別と学識をもってこれにあたらなければならない。そして教皇は、霊的な規範がないにもかかわらず「魂の医師」と呼ばれて慢心することを警告している。というのは薬の効能を知らなければ、身体の医師たちは人前に現れることを恥じるからである¹⁹⁰。聖職者が「魂の医師」たるには功名心を捨てて学問に励み、そして謙虚さを持ち合わせていなければならないという戒めである。

『司牧規則』のこの教えは、ラバヌス・マウルスの『聖職者の教育について』*De institutione clericorum* によってもカロリング期の聖職者たちに再度広められることとなる。『聖職者の教育について』は、フルダ修道院付属学校長であったラバヌス・マウルスが 819 年に完成させた著作であり、教会で教育者となる聖職者及び世俗の人々に説教を行う聖職者の養成のための指南書である。全部で 3 書から構成されており、第 1 書では教会官職、聖職者の衣服、洗礼、香油、ローマのミサ、聖体拝領について、第 2 書は定時課、断食、告解と悔悛、祭礼、読誦、讚美歌、カトリックと異端について、そして第 3 書は教育と学問について、聖職者が身につけるべき知識や心得が書かれている¹⁹¹。

聖職者教育の教科書とも呼べるこの著作は、9-12 世紀に作成された 60 点の写本の存在が知られている。写本はライン川沿岸地域、ドイツ北部、ドイツ南部、スイス、フランス北部、イタリアで写本が作成されたことが確認されており、東フランク王国、中部フランク王国、西フランク王国のいずれの地域でも読まれていたと考えられる。しかしながらこれらの写本の多くは第 1 書及び第 2 書のみを収載しており、第 3 書が含まれていない。つまり後世の人々の関心は第 1 書と第 2 書にあったということになる¹⁹²。とはいえラバヌ

¹⁹⁰ 'Nulla ars doceri praesumitur, nisi prius intenta meditatione discatur. Ab imperitis ergo pastorale magisterium qua temeritate suscipitur, quando ars est artium regimen animarum? Quis autem cogitationum vulnera occultiora esse nesciat vulneribus viscerum? Et tamen saepe qui nequaquam spitalia praecepta cognoverunt, cordis se medicos profiteri non metuunt, dum qui pigmentorum vim nesciunt, videri medici carnis erubescunt.' Gregorius I. *Regula pastoralis*. I. Migne, Jaques Paul, *Patrologia Latina* 77. col 14.

¹⁹¹ Picker, Hanns-Christoph, *Pastor Doctus. Klerikerbild und karolingische Reformen bei Hrabanus Maurus*. Mainz (Philipp von Zabern), 2001, S. 9f.

¹⁹² Zimpel, Datlev ed. *De institutione clericorum: Über die Unterweisung der Geistlichen*. Turnhout (Brepols), 2006, S. 43f.

ス・マウルスはフルダ修道院付属学校の長であり、そしてフルダ修道院はカロリング期における教育の中心地であった。彼が生きた時代においては、このテキストは当時の教育に少なからず影響を及ぼしたと推測できる。刊本については現代まで9つのエディションが知られている。最初の刊本は1532年ケルンで出版され、1900年まで数十年おきに計8つのエディションが出された。1900年の8回目の編纂ののちにはこの著作の刊本は作られず、1996年によくツィンペルが編纂したものが最新の刊本となっている¹⁹³。『聖職者の教育について』は『自然の事物について』と同様にテキストのほとんどが先人の著作からの引用である。教皇グレゴリウスの他、ヒッポ司教アウグスティヌスやセビリヤ司教イシドルスらラテン教父の言葉を借りることで、テキストの内容に権威をもたせる意図があった。このように引用によって著作の信頼と権威を高める手法はカロリング期には一般的なものであるが、20世紀初頭のラバヌス・マウルスの著作への評価は低く、創造性と独自性がない、あるいはただの剽窃であるとまで言われていた。1951年ブルーメンクランツは、ラバヌス・マウルスはただ先人の著作のコピーをしているのではなく、当時の需要に合わせてテキストを用いていると再評価を試みたが、あまり浸透しなかったようである¹⁹⁴。このためラバヌス・マウルスの著作に関する研究は20世紀中においては比較的少ない。1976年になってリッセルがはじめて『聖職者の教育について』の詳細な研究を行い、この著作は剽窃ではなくより高度な神学教育のためテキストの選択と構成をフランク人の考え方に合致させるために先人の著作を引用している、とした¹⁹⁵。リシェもまた、『聖職者の教育について』はキリスト教的教育の原理を示すテキストであると史料としての価値を認めている¹⁹⁶。

¹⁹³ Picker, Hanns-Christoph, *Pastor Doctus. Klerikerbild und karolingische Reformen bei Hrabanus Maurus*. Mainz (Philipp von Zabern), 2001, S. 2f.

¹⁹⁴ Picker, Ibid. S.4.

¹⁹⁵ Rissel, Maria, *Rezeption antiker und patristischer Wissenschaft bei Hrabanus Maurus*. Frankfurt (Peter Lang), 1976, S. 289ff

¹⁹⁶ Riché, Pierre, *Ecoles et enseignement dans le Haut Moyen Age. Fin du V^e siècle – milieu du XI^e siècle*. Paris (Picard), 1989, p. 109.

さて『聖職者の教育について』の第3書第1章の本文は例のごとく引用ばかりであるが、そのほとんどが教皇グレゴリウスの『司牧規則』第1書第1章及び2章からである。813年の教会会議決議に見られるように『司牧規則』は魂のケアと教会への奉仕に興味のある聖職者にとって有用な著作として受け入れられており、ラバヌス・マウルスが霊的な導きを行う聖職者に魂の癒しの重要性を訴えるべく教皇グレゴリウスの著作を引用したと考えられる。また第3書1章の冒頭部分は、1900年出版の刊本の編纂者であるクネプフェラーによれば、グレゴリウスのテキストをそっくりそのまま写したわけではないが『司牧規則』の序章の要約である¹⁹⁷。第3書は学問の必要性を説く内容であるが、第1章は具体的な内容についてではなく教会における教育者あるいは民に説教を行う者としての心得を説いており、第2の序章とも呼ばれている。この章でラバヌス・マウルスが説いているのは、功名心から教育者を目指さないこと、上に立つ者ほど謙虚で控えめであること、教育や説教をするに相応しい知識や話し方、振る舞い、生活態度を身につけることといったモラルに関することであり、学問の意義やその教授法などの説明ではない¹⁹⁸。また聖職者の教育にあたる者は、「様々な病に対する種々の薬」 *differentiam medicaminum contra varietatem aegritudinum* について学ぶことを疎かにするべきではないとも書かれている。この *medicamen* は実際の医術や薬を意味しているのではなく隠喩的な用法である¹⁹⁹。なぜならこのテキストは聖職者となる人々を霊的に導く教育者のための心得を教示するもの

¹⁹⁷ Knoepfler, Aloisius ed. *De institutione clericorum libri tres*, München (Lentner), 1900, S. 187.

¹⁹⁸ 'Institutio ergo ecclesiastica qualiter ad divinum officium instrui oporteat sanctissimum ordinem clericorum, multimoda narratione declarat, quia et scientiae plenitudinem et vitae rectitudinem et eruditionis perfectionem maxime eos habere decet, qui in quodam culmine constituti gubernaculum regiminis in ecclesia tenent. Nec enim eis aliqua eorum ignorare licet, cum quibus vel se vel subiectos instruere debent, id est scientiam sanctorum scripturarum, puram veritatem historiarum, modos tropicarum locutionum, significationem rerum mysticarum, utilitatem omnium disciplinarum, honestatem vitae in probitate morum, elegantiam in prolatione sermonum, discretionem in exhibitione dogmatum, differentiam medicaminum contra varietatem aegritudinum.' *De institutione clericorum* III-1. Zimpel, Datlev ed. *De institutione clericorum: Über die Unterweisung der Geistlichen*. Turnhout (Brepols), 2006, S. 454f.

¹⁹⁹ Paxton, Frederick S., "Curing Bodies –Curing Souls: Hrabanus Maurus, Medical Education, and the Clergy in Ninth-Century Francia." *The Journal of the History of Medicine and allied Science*. Vol. 50 (1995), pp. 230-252.

であり、そして身体の薬を知る身体の医師と魂の病を知る「魂の医師」との対比において *medicamen* という言葉が使用されているからである²⁰⁰。ラバヌス・マウルスは「すなわち、すでに教会の地位にあつて主に仕えている者たち、あるいは彼らの傍にあつてこれから仕えることになる者たちは魂におけるどのような教育を必要とし、また模範として素朴な生活態度を示し、教えることにおいてどの美德と分別を必要としているのかを知るように。それによって知的でない生活あるいは説教にそぐわない生活をするものがないように²⁰¹」という文言でもってこの章を締めくくっている。

医師を意味する *medicus* は、第一に身体の疾病や外傷の治療にあたる医学の専門家、第二に神聖な力あるいは奇跡の力によって病を治す神やキリスト、聖人、そして第三に魂の病の治療にあたる「魂の医師」としての聖職者を指していると言える。中世初期のテキストでは、医術、病、医師はキリスト教の教義におけるメタファーとして広く用いられている。宗教的な意味合いを強く帯びたテキストに見られるこのような隠喩は、身体の病に対する実際の治療行為とは当然分けて考えられるべきではあるが、まずは *medicus* が意味するものは何かということ定義しなければならない。というのは中世初期の史料の中で *medicus* という言葉が用いられている場合のほとんどが、「天上の医師」や「医師キリスト」、「魂の医師」を指しているからである。そして宗教的な意味の有無にかかわらず、もしくは身体の医学に精通した専門家なのか魂を導く聖職者なのかにかかわらず、*medicus* は病や傷を治療する人あるいは治療することを期待されている人であり、「癒す人」である。

²⁰⁰ 'Et tamen saepe qui nequaquam spitalia praecepta cognoverunt, cordis se medicos profiteri non metuunt, dum qui pigmentorum vim nesciunt, videri medici carnis erubescunt.' *De institutione clericorum* III-1. Zimpel, Datlev ed. *De institutione clericorum: Über die Unterweisung der Geistlichen*. Turnhout (Brepols), 2006, S. 455f.

²⁰¹ 'id est, ut sciant hi, qui in sacris ordinibus ecclesiae aut iam domino deserviunt, aut deservituri erunt, quanta eruditionis eis opus sit in animo, et quam sobriae vitae in exemplo, quantaque virtutis et discretionis in docendo, ut nec discordet vita prudentiae neque sermo dissentiat disciplinae.' *De institutione clericorum* III-1., Ibid. 457f.

第2節 医師の社会的地位

第1節においては、史料中で *medicus* と称されたのは誰であったのかについて、宗教的な性格の強いテキストを用いて述べてきた。キリスト教の教義においては、*medicus* は奇跡の力で病を癒す神やキリスト、聖人、そしてキリスト教徒として正しい信仰をもつよう人々を導く「魂の医師」としての役割を担う聖職者であった。これらは実際に医学知識をもって治療行為に携わっていた人々を指すのではなく隠喩である。本節では、医学知識をもった専門家あるいは医術を用いて病や外傷の治療にあたった生身の人間としての医師に着目し、彼らの役割や社会的なステータスについて論じる。

a. 医師の称号 *archiater*²⁰²

第1章からここまで医師を意味する言葉として *medicus* に着目してきたが、医師の地位をより明確に表す言葉に *archiater* がある。これは帝政期のローマにおいて設けられた医師の特別なポストであり、メロヴィング期の史料にも僅かであるが *archiater* に関する記述がみられる。その語源はギリシア語の医師 *ἀρχιατρός* である。特にコス島周辺ではこのタームが頻繁に使用されていた。ローマがギリシアを支配下に治めると、医師たちは奴隷としてローマに渡り²⁰³、帝政期には多くのギリシア人医師が皇帝に仕えた。ネロ帝 (37-68) の時代になると侍医が *ἀρχιατρός* と呼ばれるようになるが、ラテン語史料にはまだこの用語は登場せずギリシア語の文書にのみ見られる²⁰⁴。

²⁰² 史料中では *archyater* と書かれていることもある。

²⁰³ Baldwin, Barry, “Beyond the House Call: Doctors in Early Byzantine History and Politics.” *Dumbarton Oaks Papers*, 38 (1984), pp. 15-19.

²⁰⁴ Briau, RM, “L’archiatrie Romaine ou la Médecine Officielle dans l’Empire Romaine”, *Comptes-rendus des Séances de l’Académie des Inscriptions et Belle-Lettres*, 21^e année, N. 1, 1877, pp. 61-65. クセノフォンのほか、アンドロマクスという名の医師も *ἀρχιατρός* として知られている。アンドロマクス

アントニヌス・ピウス帝 (86-161) の時代には、ἀρχιατρός という用語が、医師が単純に宮廷という場所で医療行為を行う人物であるということを示すのみではなく、すぐれた医師という意味を含むようになった²⁰⁵。当時 ἀρχιατρός は免税特権を与えられ、手厚い保護を受けていた。しかしこの頃はまだ医師の資格規定が存在せず、ἀρχιατρός と自ら名乗ることで税が免除され、結果として医師ではないのに免税特権を有する人々が出現することとなった。140年にアントニヌス・ピウス帝は対策として、医師が ἀρχιατρός と称するための基準を設けた²⁰⁶。この措置は免税特権の制限を目的としたものであったので、実際には免税特権をもたない医師がそのまま治療を続けることが可能であったが、免税特権をもつ ἀρχιατρός は、皇帝から認められた本物の医師として信用されるようになった²⁰⁷。

ラテン語の *archiater* という用語が史料中に初めて登場するのは 286 年のことである。東方の皇帝ディオクレティアヌス (245-316) の侍医であった、*archiater* アウレリウスの財産に関する記述が残されている。詳細は不明であるが、どうやらアウレリウスは皇帝の遠征に同行できずに財産没収となり、後に赦されて財産を返還されたようである。この頃には既に *archiater* は税だけでなく兵役も免除されていたという見解もあるが、そのような特権を付与された *archiater* が存在していたかどうかは、ディオクレティアヌス、マクシミアヌス (240-310) 両帝の統治時代には明確ではない。この頃はまだローマの医師にの

もまたネロ帝に仕えていた。Baldwin, Barry, "Beyond the House Call: Doctors in Early Byzantine History and Politics." *Dumbarton Oaks Papers*. 38 (1984), pp. 15-19. クセノフォンの他 2 人の ἀρχιατρός の例を挙げ、彼らがいずれもコス島出身であったことを指摘している。コス島の医師だけが ἀρχιατρός と称されたわけではないが、皇帝暗殺の共犯者というイメージの ἀρχιατρός に関しては、この用語がもともとコス島付近で使用されていたこととクセノフォンの出身とが大きく影響しているようである。

²⁰⁵ Nutton, Vivian, "Archiatri and the Medical Profession in Antiquity." *Papers of the British School at Rome*. Vol. 45 (1977), pp. 191-226.

²⁰⁶ Briau, RM, "L'archiatrie Romaine ou la Médecine Officielle dans l'Empire Romaine." *Comptes-rendus des Séances de l'Académie des Inscriptions et Belle-Lettres*. 21^e année, N. 1 (1877), pp. 61-65. Consentino, Salvatore, "La figura del medicus in Italia tra tardoantico e altomedioevo. Tipologie sociali e forme di rappresentazione culturale." *Medicina nei secoli arte e scienza* 9/3 (1997), pp. 361-389. Cillier, L, "Where were the doctors when the Roman Empire died?" *Acta Theologica*. 2 (2006) pp. 62-78. アントニヌス・ピウス帝のこの措置についてはコンセンティーノとキリエが言及しているものの、規定の内容など詳細は不明である。

²⁰⁷ Cillier, L, *Ibid.*

み使用する呼称で、他の都市では単純に医師は *medicus* と呼ばれていた²⁰⁸。 *archiater* が宮廷もしくは都市において特定の医師を指す用語として定着したのは、333年コンスタンティヌス帝 (272-337) による「神聖な宮廷の医師」 *archiatri sacri palati* 及び「公共の医師」 *archiatri populares* の設定である。いずれの *archiater* も税は免除された。

さらに少なくとも宮廷の医師には免税の他、兵士のための宿舎提供義務の免除、業務上患者を死に至らしめても投獄されないといった特権があったことが知られている²⁰⁹。このような免税などの特権は医師以外にも文法学者に与えられていた²¹⁰。特権付与は、専門的な職業を公的に保護することにより文化水準を維持することを目的としていた。コンスタンティヌス帝のこの政策は医師や学者たちの保護のためのものであり、2世紀アントニヌス・ピウス帝の時代とは事情が異なる。ただし医師の免税に関して問題がなかったわけではない。一度 *archiater* に任命された者は、元老院議員や参事会員の階級に昇格したわけではないのにもかかわらず、任期終了後も免税特権を主張して義務を拒否するということがあったと考えられている²¹¹。

ローマ帝国の東西分裂後、コンスタンティノープルの宮廷で皇帝に仕えた医師の存在が知られている。ビザンツ帝国の史料では彼らは「皇帝の医師」 *βασιλικός ιατρός* 等と記さ

²⁰⁸ Nutton, Vivian, "Archiatri and the Medical Profession in Antiquity." *Papers of the British School at Rome*. Vol. 45 (1977), pp. 191-226. この点に関して、コンセンティノーはディオクレティアヌスのこの措置についての記述の中に、*archiater* もしくは *archiatri* という用語が実際に登場するかどうかを疑問視している。Consentino, Salvatore, "La figura del *medicus* in Italia tra tardoantico e altomedioevo. Tipologie social e forme di rappresentazione culturale." *Medicina nei secoli arte e scienza*. 9/3 (1997), pp. 361-389.

²⁰⁹ Dalrymple-Champneys, Weldon, "An Examination of the Place of the Doctor in the State from Ancient Times to the Present Day, together with Certain speculations Regarding the Future." *Proceeding of the Royal Society of Medicine*. Vol. 89 (1943), pp. 89-100. いずれの *archiatri* も終身ではなかったようであるが、どれくらいの任期であったのかは不明である。

²¹⁰ Jones, Allen E, *Social Mobility in Late Antique Gaul*, New York (Cambridge University Press), 2009, p.254.

²¹¹ Consentino, Salvatore, "La figura del *medicus* in Italia tra tardoantico e altomedioevo. Tipologie social e forme di rappresentazione culturale." *Medicina nei secoli arte e scienza*. 9/3 (1997), pp. 361-389. この論文の中でコンセンティノーは、6世紀ユスティヌス帝 (483-565) が医師、文法学者、修辭学者に加え、法律家も同等の扱いをするよう命じたことにも言及している。また、5世紀テオドシウス2世 (401-450) の政策にもコンスタンティヌス帝に類似した傾向が見られるが、やはり文化保護を目的としたものであったと考えられる。Sanford, Eva Matthews, "The Leaned Professions in the Theodosian Code." *The classical Journal*. Vol. 40 No. 9 (1945), pp. 544-552

れており ἀρχιατρός という表現は使用されていない²¹²。しかし西ヨーロッパでは中世においても、頻度は高くないものの archiater は王の侍医を指す言葉として継続して用いられるのである。6 世紀末ローマ教皇がコンスタンティノーブルへ送った書簡には、ビザンツ皇帝の侍医に対して archiater という呼称を用いている事例が見られる。前節で取り上げた教皇グレゴリウスからナルセスに送った、マウリキリス帝が制定した法への抗議の書簡に登場する医師テオドルスは、教皇によって archiater と称されていた²¹³。しかしテオドルスと同じくマウリキウス帝に仕えた医師テオティムスは archiater ではなく medicus と呼ばれている。この書簡の主な用件は助祭サビニアヌス（生年不詳・606）²¹⁴ のコンスタンティノーブルへの派遣である。サビニアヌスの世話役を依頼するにあたり、グレゴリウスは新約聖書から使徒行伝の一節を引用しながら心と魂を共有する者としての同胞愛をテオティムスに要求している²¹⁵。サビニアヌスの派遣から約 4 年後、この助祭の帰還についてグレゴリウスは再度テオドルスに書き送った²¹⁶。助祭サビニアヌスに関する一連の書簡から、グレゴリウスが医師テオティムスとテオドルスが教皇からの使者を受け入れる立場にあったと認識していたことを読み取れる。つまり 2 人の医師はコンスタンティノーブルにおいてローマとの交流の窓口になっていたということになる。これに関してコンセンティーノは、ビザンツ皇帝の侍医は宮廷と外の世界との仲介をする役目を負っていたと結論付けた²¹⁷。とはいえこれらはビザンツ側の記述ではないため、皇帝の侍医たちが実際に宮廷

²¹² このことから、[αρχιατρός という呼称はギリシアではなくエジプトで使用されていたと述べる研究者もいるが、ナットンはこの見解に否定的である。Nutton, Vivian, “Archiatri and the Medical Profession in Antiquity.” *Papers of the British School at Rome*. Vol. 45 (1977), pp. 191-226.

²¹³ ‘filio meo domno Theodoro archiatro et extraefecto...’ Gregorius I, *Epistulae*. Norberg, Dag ed. *S. Gregorii Magni Opera Registrvm Epistvlarvm Libli I-VII, Corpvs Christianorvm Serie Latina CXL*, 1982. III-63, p. 213.

²¹⁴ グレゴリウス 1 世没後よりローマ教皇 604-606 年。

²¹⁵ ‘GREGORIVS THEOTIMO MEDICO’ グレゴリウスから医師テオティムス宛の書簡である。Gregorius I, *Epistulae*. Norberg, Dag ed. *S. Gregorii Magni Opera Registrvm Epistvlarvm Libli I-VII, Corpvs Christianorvm Serie Latina CXL*, 1982. III-65, pp. 215-216.

²¹⁶ *Ibid.* VII-25. この書簡ではテオドルスは archiater ではなく medicus と呼ばれている。

²¹⁷ Consentino, Salvatore, “La figura del medicus in Italia tra tardoantico e altomedioevo. Tipologie social e forme di rappresentazione culturale.” *Medicina nei secoli arte e scienza*. 9/3 (1997), pp. 361-389.

内で得ていた地位等を明らかにするものではない。しかしローマ教皇が東方の医師たちをどのように認識していたのか、あるいは彼らに何を期待して使者を送ったのかということを知る手掛かりとしては、教皇の書簡は有用な史料である。

b. 王に仕えた医師

東ゴート王国においては、王テオドリックはローマ時代の体制や文化を保持しており、476年の西ローマ皇帝の廃位後もイタリア半島の社会構造はローマ帝国の統治期から急激な変貌を遂げることはなく、社会構造の変化は緩徐であった²¹⁸。王の侍医もまたローマ皇帝の侍医と同じく *archiater* と呼ばれた。東ゴート王国の統治機構を知る手がかりである『雑録』 *Variae* は、王テオドリックとその後継者たちに仕えたカッシオドルス (487頃-582頃)²¹⁹ が507年から537年の間に作成した、軍事的、政治的、法的、及びその他の王の命令などを伝える様々な文書をまとめたものである。全12書からなるその内訳は、第1書から第5書と第8書、第9書前半はカッシオドルスが王テオドリックの書簡として作成したもの、第6書と第7書が書式集 *formulae*、そして第9書後半以降はカッシオドルス自身の書簡である²²⁰。このうち宮廷の医師に関する規定があるのは、第6書の19番目の書式である。「侍医たちの長に関する書式」 *FORMVLA COMITIS ARCHIATRORVM* と

²¹⁸ Wichham, Chris, *Early Medieval Italy, Central Power and Local Society 400-1000*. London (MacMillan), 1981, p.25. 北原 敦 編『イタリア史』山川出版社、2008年、123頁。

²¹⁹ テオドリック大王の下で、*quaestor*、*magister officiorum*、*praetor* を歴任したことが知られている。O'Donnell, James J., *Cassiodorus*. Berkeley (University of California Press), 1979, Chapter 2. また、514年にはビザンツ皇帝アナスタシウス1世 (430頃-518) の同意を得てコンスルとなっている。Barnish, S. J. B., *Selected Variae of Magnus Aurelius Cassiodorus Senator, Translated Texts for Historians E-library Volume 12*. Liverpool (Liverpool University Press), 1992, p. xiv.

²²⁰ 各書の作成年代について。第1書から第4書: 507-511年、第5書: 511年、ただし最後の2通は511年より後のものであるとされている。第6書から第7書: 507-511年、第8書から第9書前半: 526-527年、第9書後半: 533-534年、第10書: 534-537年、第11書から第12書: 533-537年もしくは538年。ただし各書の中では、文書は厳密に年代順に収載されていない。Barnish, S. J. B., *Selected Variae of Magnus Aurelius Cassiodorus Senator, Translated Texts for Historians E-library Volume 12*. Liverpool (Liverpool University Press), 1992, Chap. 3.

題されており、ここでは宮廷内における *comes archiatrorum* の職務が明記されている。宮廷内での侍医の役割についてカッシオドルスが定めているのは、治療をめぐって医師たちが争っていた場合にそれを仲裁し必要ならば争点となっている治療を自ら行うこと²²¹、そして王やその他の宮廷人の食生活を管理すること²²²、以上の 2 点である。1 点目について医師の係争の観点から考察してみると、*comes archiatrorum* という表題からも推測できるようにおそらく宮廷には複数の侍医が同時に存在し、その長たる *comes archiatrorum* は他の医師たちに対して自らの知識をもって治療に関する論争を終わらせ、あるいは治療方針の決定などの権限を有していたと考えられる。しかし *archiater* には権力の行使は認められず、あくまで医師という職業形態のひとつでしかなかった²²³。つまり *comes* と称されてはいるが、その地位にある医師は実質的な宮廷内の官職を得たわけではない。とはいえ *comes archiatrorum* は王に仕える医師の名誉ある称号であった²²⁴。また 2 点目の宮廷内での医師の具体的な職務について、カッシオドルスは特に食事療法に言及している。当時、食事の管理指導は医師の重要な仕事のひとつであった。また宮廷の *archiater* は他の医師たちよりも高い報酬を得ていたようである²²⁵。

同時に複数の侍医が宮廷内に存在していたこと、その長である *comes archiatrorum* ですら名誉称号にすぎないことを考慮すれば、ローマ期の *archiatri sacri palatii* から慣習的に王の侍医は *archiater* と呼ばれており、その中の序列において最も上位に立つのが *comes*

²²¹ 'Quapropter a praesenti tempore comitiuae archiatrorum honore decorare, ut inter salutis magistros solus habearis eximius et omnes iudicio tuo cedant, qui se ambitu mutuae contentionis excruciant. Esto arbiter artis egregiae eorumque discinge conflictus, quos iudicare solus solebat effectus. In ipsis aegros curas, si contentiones eorum noxias prudenter abscidas.' Cassiodorus, *Variae* VI-19. Friedh. A. J. ed. *Corpus Christianorum Serie Latina* XCVI, 1973, p. 250.

²²² 'Fas est tibi nos fatigare ieiuniis. Fas est contra nostrum sentire desiderium et in locum beneficii dictare, quod nos ad gaudia salutis excruciet.' Cassiodorus, *Variae* VI-19. Ibid. p. 250.

²²³ Consentino, Salvatore, "La figura del medicus in Italia tra tardoantico e altomedioevo. Tipologie social e forme di rappresentazione culturale." *Medicina nei secoli arte e scienza*. 9/3 (1997), pp. 361-389.

²²⁴ 'Quapropter a praesenti tempore comitiuae archiatrorum honore decorare.' Cassiodorus, *Variae* VI-19. Ibid. p. 250.

²²⁵ 'Indulge te quoque nostro palatio: habeto fiduciam ingrediendi, quae magnis solet praemiis comparari.' Cassiodorus, *Variae* VI-19. Ibid. Cassiodorus, *Variae* VI-19. Friedh. A. J. ed. *Corpus Christianorum Serie Latina* XCVI, 1973, p. 250.

archiatrorum であったと言える。彼らは特別に政治的権力を持つこともなく宮廷内で有力者の治療や養生に当たっていた。つまり東ゴート王国における医師の地位は、古代ローマ・ギリシアの伝統の延長線上にあったということになる。

フランク王国においても、クローヴィス 1 世 (466 頃-511) の侍医トランクイリス等メロヴィング期からすでに王たちには侍医がいたことが知られているが²²⁶、彼らの身分や宮廷内での地位等について史料から知ることは困難である。また東ゴート王国で見られるような宮廷における医師の地位と役割を規定した文書は、フランク王国のものは今日まで伝えられていない。

メロヴィング期のフランク王に仕えた医師に関しては、トゥール司教グレゴリウスの歴史叙述から僅かに知ることができるのみである。グレゴリウスの手による歴史叙述である『歴史十書』 *Decem libri historiarum* にはマリレイフという archiater が登場する²²⁷。577-584 年にかけてキルペリク 1 世(539-584) の侍医であったマリレイフについて²²⁸、グレゴリウスは「キルペリク王の宮廷の医師たちの長」 *primus medicorum in domo Chilperici regis* としている²²⁹。しかし複数いる王の侍医のうち、史料上 archiater と称されているのはマリレイフのみである。「侍医たちの第一人者」 *primus archiatrorum* ではなく「医師たちの第一人者」 *primus medicorum* とされていることから、archiater が単に宮廷の医師を指すのではなく医師たちの長という意味も含んでいたとも考えられる。すなわ

²²⁶ 'Eodem tempore cum Chlodovecus rex Francorum anno XXV. ...Erat autem ibidem homo in domo regis nomine Tranquilinus doctor et omni sapientia plenus honores arte medicinae gerebat.' Eurippigius, *Vita Sancti Severini*. H. Sauppe ed. *Eugippi Vita Severinni. MGH SS. Auc. anti.* 1,2, Berlin, 1877, S. 168-169, B. 1. Jones, Allen E, *Social Mobility in Late Antique Gaul*, New York (Cambridge University Press), 2009, p. 279

²²⁷ 'Sed illi consilio usus Gunthchrammi et se ulcisci desiderans, redeunte Marileifo archietro, de praesentia regis, conpraehendi praecepit.' Gregorius Turonensis, *Decem Libri Historiarum*, V-14. Kursch, Bruno und Levison, Wilhelm ed. *Gregorii Turonensis Opera. Libri historiarum X, MGH, SS rer. Merov 1,1*, Hannover, 1951, S. 209.

²²⁸ Martindale, J. R., *The Prosopography of the Later Roman Empire, Vol. III, A. D. 527-641*, Cambridge (Cambridge University Press), 1992, pp.830-831.

²²⁹ 'Marileifum vero, qui primus medicorum in domo Cilperici regis habitus fuerat, ardentissime vallant.' Gredorius Turonensis, *Decem Libri Historiarum*, VII-25, Kursch, Bruno und Levison, Wilhelm Hg. *Gregorii Turonensis Opera. Libri historiarum X, MGH, SS rer. Merov 1,1*, Hannover, 1951, S. 209.

ち宮廷に仕える医師たちは組織化され、その頂点に居た医師が *archiater* であったとも推測できるのである²³⁰。

グレゴリウスから少し時代を下って 7 世紀中盤までを記した、フレデガリウスという人物によって作成されたと考えられている『年代記』*Chronica* にも、*archiater* と称される医師に関する記述が見られる。当時ブルグント王であったテウデリク 2 世 (587-613) に仕えていたペトルスという名の医師が、宮宰プロタディウス²³¹をめぐる事件の中に登場する。プロタディウスはアウストラシア王シギベルト (535 頃-575 頃) の妻ブリュンヒルデ (543 頃-613) の息のかかった人物であったが、ブリュンヒルデの孫テウデリクとその兄アウストラシア王テウデベルト (588-612) との争いの際に殺害された。このとき医師ペトルスは宮宰とともに王の天幕にいた²³²。この状況からペトルスは王にとって非常に身近な人物であったと言える²³³。

ネウストリア王キルペリク 1 世に仕えたマリレイフ、そしてブルグント王テウデリク 2 世の侍医であったペトルスの 2 人に対して用いられている *archiater* という言葉は、明確に王の侍医という意味で使用されている。フランク王国において、この王に仕える医師を指すことばとしての *archiater* はマリレイフとペトルスに関する記述の他には確認されて

²³⁰ Hack, Achim Thomas, *Alter, Krankheit, Tod und Herrschaft und frühen Mittelalter* Stuttgart (A. Hiersemann), 2009, S. 340f.

²³¹ Martindale, J. R., *The Prosopography of the Later Roman Empire, Vol. III, A. D. 527-641*, Cambridge (Cambridge University Press), 1992, p. 1011.

²³² ‘Anno 10. regni Theudericus Protadius, insitigante Brunehilde, Theudericus iobete, maior domni substituetur, ... Cum Brunehildis nepotem suum Teudericum integra adsiduetate monerit, ut contra Teudebertum moverit exercitum, et Protadius ipsoque consilio adsistens, tandem iusso Teudericus movetur exercitus. Quod cum loco nomen Caratiaco. Teudericus cum exercito castra merasset, ortabatur a leudibus suis, ut cum Theudeberto pacem iniret. Protadius singulos ortabatur, ut primum committeretur. Theudebertus nec procul exinde cum exercito resedebat. Tunc omnes exercitus Teudericus, inventa occasione, supra Protadius inruunt, dicentes, melius esse uno hominem moriturum, quam totum exercitum in periculum missum, Protadius in tenturio Teudericus regis cum Petro archyatro tabulam ludens sedebat. Cum eum undique iam exercitus circumdasset, et Teudericum leudis suae tenebant, ne illue adgrederit, misit Uncelenum, ut suae iussionis verbum nunciaret exercitum, ut se de insidias Protadiae removerint. Uncilenus protinus ad exercitum nunciatus dixit: ‘Sic iobet dominus Theudericus, ut interficiatur Protadius’. Inruentes super eum, tenturium regis gladio undique incidentis, Protadium interficiunt.’ Fredegarius, *Chronica*, IV-27, *MGH, SS rer. Merov.* S. 131f.

²³³ Hack, *Ibid.* S. 342.

いない。中世ラテン語辞典 *Glossarium Mediae et Infimae Latinitatis* では archiater の用例としてカロリング期の 2 人の医師、すなわちカール大帝の宮廷に仕えたアラブ人とユダヤ人の医師が紹介されている²³⁴。しかしカロリング期の史料に彼らに関する記録が残されていない。17 世紀にパリ大学の歴史家デュ・ブレが編纂した書物には、この 2 人の医師に関して明確に archiater と記されているものの²³⁵、この 2 人の医師が実在していたかどうかは疑わしい。彼らが実在していたか架空の人物であったかはともかくとして、カール大帝の宮廷においてこの 2 人が archiater と称されてはいなかった。つまり 8 世紀には archiater という表現は使用されなくなったのである²³⁶。それから数百年後、11 世紀から 12 世紀にかけてノルマン人のオルデリクス (1075 頃-1142) が著した『教会史』*Historiae ecclesiastica* では、フランス王アンリ 1 世 (1008-1060) の侍医ヨハネスに archiater という呼称が用いられており、再び archiater が王の侍医という意味で使用されるようになった²³⁷。現在知られている史料においては、7 世紀から 11 世紀半ばまで、この用語は王の侍医という意味では使用されていないことになる。

カロリング期の王に仕えた医師は単純に medicus と呼ばれていた。カール大帝には数名の侍医が居たが、名前がわかっている医師はウィンタルスのみである。ウィンタルスは先述の聖ストゥルミウス伝に登場する他²³⁸、790 年イングランドに戻ったアルクインが教息子ヨセフに送った書簡の中にも彼の名前が見られる。アルクインによればウィンタルスは最上級のワインの樽 2 つを彼に送ることになっていた。ヨセフがそのワインをウィンタル

²³⁴ カール大帝の侍医であったアラブ人 Buhahylyba Bingezla とユダヤ人 Farragus が archiater として紹介されている。Du Cange, *Glossarium Mediae et Infimae Latinitatis*. Graz (Akad. Druck- und Verl.-Anst), 1954, p. 361, archiater の項目を参照。

²³⁵ “Carolus M duos habuit insignes Archiatros ex gente Iudaica, Ferraguthum & Buhahylihram Bingesiam: ...” と 2 人の医師に対して medicus ではなく archiater という呼称を用いている。Hack, Achim Thomas, *Alter, Krankheit, Tod und Herrschaft und frühen Mittelalter* Stuttgart (A. Hiersemann), 2009, S. 354.

²³⁶ Hack, *Ibid.* S. 353f.

²³⁷ MacKinney, Loren C., *Early Medieval Medicine with Special Reference to France and Charters*. New York (Around Press), reprint ed. in 1979, first pub. in 1937, pp.140f.

²³⁸ ‘Quo dierum numero expleto, ad monasterium vir Dei rediit, habito secum medico domini regis Karoli, cui nomen Wintarus, qui eius subveniret infirmitati.’ Eigil, *Vita S. Strumi*. XXIV. Pertz, Georg Heinrich ed, *MGH Scriptores 2. Scriptores rerum Sangallensium*. Hannover, 1829, S. 377.

スから受け取ってルフスという男に送り、そこから1つをアルクインに、そしてもう1つをブロードという人物に届くように手配してほしいと依頼している²³⁹。非常に短い記述ではあるが、ウィンタルスが経済的に豊かであったこと、そしてこの医師が宮廷人と親密なつながりをもっていたことを示しているものである²⁴⁰。

ウィンタルスの他にも、名前は不明であるものの、アインハルト（775頃-840）の手によるカール大帝の伝記に登場する医師が知られている。第22章では、晩年の大帝が食生活において医師の助言に従わず自らの嗜好を優先させた様子が描かれており、そこからカロリング期の宮廷でもやはり医師が食養生のための管理を行っていたことが窺える²⁴¹。

カロリング期は聖職者や修道士が医師の肩書を持つようになる。東ゴート王国でもすでにガリア出身の助祭ヘルピディウス²⁴²が医師として王に仕えた事例も知られているが、メロヴィング期と比較してカロリング期は聖職者が医師を務めるようになる傾向がより顕著となる。ただしカール大帝に仕えたウィンタルスは聖職者と称されていない。中部フランク王ロタール1世（795-855）とその息子ロタール2世（835頃-869）に仕えたオッサルドゥス²⁴³、東フランク王アルヌルフ（850頃-899）の侍医アマンドゥス²⁴⁴、ロタリングア王

²³⁹ 'Unter medicus mihi promisit duo carrata de vino optimo et claro. Quem rogavi, ut tibi redderet. Et si habeas et si optimum sit, mittantur Rufu; ut ille mihi dirigat unum et aliud Brorda.' Alcuin, *Epistulae*. VIII. Dümmler, Ernst, Hg. *MGH Epistolae Karolini aevi II*. Berlin, 1895, S. 34.

²⁴⁰ Hack, Achim Thomas, *Alter, Krankheit, Tod und Herrschaft und frühen Mittelalter* Stuttgart (A. Hiersemann), 2009, S. 347.

²⁴¹ 'Valitudine prospera, praeter quod, antequam decederet, per quatuor annos crebro febribus corripiebatur, ad extremum etiam uno pede claudicaret. Et tunc quidem plura suo arbitratu quam medicorum consilio faciebat, quos poene exosos habebat, quod ei in cibis assa, quibus assuetus erat, dimittere et elixis adsuescere suadebant.' Einhardus, *Vita Karoli Magni* 22. Oswald, Holder-Egger, Hg. *MGH SS rer. Germ.* 25. Hannover, 1911, S. 27.

²⁴² 東ゴート王国テオドリック1世の侍医。出身地については諸説ある。バーデルとエフロスはリヨン、ジョーンズはボルドーと主張している。Baader, Gerhard, "Gesellschaft, Wirtschaft und ärztlicher Stand im frühen und hohen Mittelalters", *Jahresversammlung der Deutschen Gesellschaft für Geschichte der Medizin, Naturwissenschaft und Technik in Schleswig*. N. 60 (1977), S. 176-185. Effros, Bonnie, *Creating Community with Food and Drink in Merovingian Gaul*, New York (Palgrave), 2002, p. 56. Martindale, J. R., *The Prosopography of the Later Roman Empire, Vol. II, A. D. 395-527*. Cambridge (Cambridge University Press), 1980, p. 537. Jones, Allen E, *Social Mobility in Late Antique Gaul*, New York (Cambridge University Press), 2009, p. 280. いずれにせよ、ヘルピディウスはガリア出身である。

²⁴³ ロタール1世の852年の証書 'Ossardo cleric ac medico' *Die Urkunden Lothars I*. Nr. 118. Schieffer, Theodor Hg. *MGH, DD Lo I/DD Lo II*. Berlin, 1966, S. 271. ロタール2世の858年の証書 'fidei nostro ac medico nomine Aussardo' *Die Urkunden Lothars II*. Nr. 8. Ibid. S. 395.

²⁴⁴ アルヌルフ 889年の証書 'presbitero et fidei medico nostro nomine Amandus' *Die Urkunden Arnulfs*. Nr. 56. Kehr, Paul Hg. *MGH MGH DD Arn*. Berlin, 1940. S. 80.

ツヴェンティボルト (870/871-900) の医師エウエルヘルム²⁴⁵については、史料中で clericus あるいは presbiter と表記されていることから聖職者であることがわかる²⁴⁶。王の侍医のみならず、9世紀半ばライヒェナウ修道院の『兄弟盟約の書』*Liber memorialis*²⁴⁷及び10世紀ザンクト・ガレンの *Liber memorialis* に記帳されている医師もまた、聖職者もしくは修道士であると推測される²⁴⁸。

カロリング期の王に仕えた医師の中にはユダヤ人もいたことが知られている。西フランク王シャルル 2 世 (823-877) に仕えた医師セデキアスである。この医師はシャルル 2 世の死に関わったことから、シャルル 2 世を毒殺したとされている²⁴⁹。これについて中世史家ネルソンは、おそらくはランス大司教ヒンクマル (810 頃-882) が著したサンベルタン年代記の内容が基軸にあり、それを伝え聞いた後の人々がシャルル 2 世の死をめぐるエピソード

²⁴⁵ ツヴェンティボルト 896 年の証書 ‘nostro suoque fideli clerico nomine Euerhelmo ob mercedis nostrae emolumentum de suo beneficio. ...’ *Die Urkunden Zwentibolds*. Nr. 8. Schiffer, Theodor Hg. *MGH DD Zw*. Berlin, 1960, S. 31. ツヴェンティボルトの証書においてはエウエルヘルムは医師とは称されていないが、西フランク王シャルル 3 世 (879-929) の 922 年 3 月 4 日の証書に登場する医師エウエルヘルムと同一人物であると考えられている。

²⁴⁶ Hack, Achim Thomas, *Alter, Krankheit, Tod und Herrschaft und frühen Mittelalter* Stuttgart (A. Hiersemann), 2009, S. 358.

²⁴⁷ 祈念の対象となる人物の名前を書き入れた『祈念書』*Liber memorialis* のこと。典礼のときに祭壇に置かれる。820 年頃に作成されたライヒェナウの『祈念書』は祈祷兄弟契約を結んだ人々のリストとして『兄弟契約の書』と題されている。チューリヒ中央図書館収蔵 (Ms. Ph. hist. 27) 甚野尚志「ライヒェナウ修道院の『祈念書』」(渡辺節夫 編『ヨーロッパ中世の権力編成と展開』2003 年) 7-40 頁。

²⁴⁸ Rappmann, Roland und Zettler, Alfons, *Die Reichenauer Mönchsgemeinschaft und ihr Totengedenken im frühen Mittelalter*. Siegmaringen (Thorbecke), 1998, S. 265-278. Zettler はライヒェナウの *Necrologium* (『物故者名簿』) に医師の名前があると述べている。ライヒェナウ修道院の『祈念書』には生者の名前も記されていることから、『物故者名簿』ではなく上述の『兄弟契約の書』とした。

²⁴⁹ サンベルタン年代記、レギノの年代記には、シャルル 2 世はユダヤ人医師に殺害されたと書かれている。‘Karolus vero fabre correptus, pulverem bibit, quem sibi nimium dilectus ac credulus medicus suus Iudaeus nomine Sedechias transmisit, ut ea potione a febre liberaretur; insanabili veneno hausto, inter manus portantium, transito monte Cinisio, perveniens ad locum qui Brios dicitur, misit pro Richilde, que erat apud Moriennam, ut ad eum veniret; sicut et ferit. Et 11 die post venenum haustum in vilissimo tugrio mortuus est. 2. Nonas Octobris.’ Waitz, Georg Hg. *Annales Bertiniani. MGH SS rer Germ. 5*. Hannover, 1883, S. 136f.

‘Evolutis deinde paucis diebus Papiam ingreditur; in qua cum in disponendis publicarum rerum negotiis animum intenderet, repente nuntiatum est a ei, Carlomannum cum ingenti armatorum multitudine Langobardorum terminos introisse. Mox pavore solutus, Ticianum Padumque transit et summo annisu in a Gallias repedare contendit. Sed prius quam Alpium preminetia iuga angustaque itinera adtingeret, aegritudine pulsatur, quam protinus mors subsequuta finem vitae imposuit. Est autem fama, quod a quodam Iudeo, qui vocabatur Sedechias, poculum mortis ei a propinatum a sit, qui ei familiariter adhaerebat, eo quod in medendis corporum passionibus singularem experientiam habere diceretur; porro hic sicophanta erat et magicis prestigiis in cantationibusque mentes hominum deludebat. Obiit vero pridie Non. Octobris 3.’ Reginonis abbatis Prumiensis, *Chronicon cum continuatione Treverensi*. Kurze, Friedrich Hg. *MGH SS rer. Germ. 50*. Hannover, 1890, S. 113.

ソードを書き綴っていると推測している。シャルル 2 世はイタリア遠征からの帰路で死亡しており、ヒンクマルを含め王の死について記した作者たちのうちの誰も、その場に居合わせていなかった。実際にセデキアスがシャルル 2 世を殺害したかどうか定かではない。しかしながらコラルは中世初期の毒殺の傾向としてシャルル 2 世の死を取り上げ、侍医であったセデキアスはシャルルに信用されていたために毒を盛ることができたと述べている²⁵⁰。セデキアスがシャルルに渡した薬は異教の魔術的な要素として捉えられ、非難の対象となった²⁵¹。ユダヤ人医師は教会にとって無視できない問題であった。ギリシアから伝わった医術の実践は当時キリスト教徒ではなくユダヤ人の間で継続されており、キリスト教徒たちが異教徒から提供された薬を頼ることは珍しくなかったようである²⁵²。ネルソンによれば医師がユダヤ人であったことが国王殺害の嫌疑をかけられた理由であったことは、845 年から 846 年にかけてパリとその近郊モーでヒンクマルが主催した教会会議におけるユダヤ人をキリスト教徒の社会から排除する規定、そしてユダヤ人を登用し続けた晩年のシャルルがヒンクマルを宮廷から遠ざけたことを考慮すれば明らかである²⁵³。セデキアスの事例は、ネルソンが述べているような西ヨーロッパのキリスト教社会におけるユダヤ人医師の位置付けを示唆するものであると言えよう。

またレッドゲイトは、オータンで発見されたラテン語－アルメニア語の医術に関連する用語集について、カロリング期の西ヨーロッパでアルメニア人医師が活動していた可能性を示していると報告している。この用語集はアルメニア文字ではなくラテン語アルファベットで表記されているという。オータンに残されていたことから、プロヴァンスの医師がアルメニア人の治療のために作成したものではなく、アルメニア出身の医師がプロヴァン

²⁵⁰ Collard, Franck, *Le crime de poison au Moyen Âge*. Paris (Presses universitaires de France), 2003, p. 131.

²⁵¹ Hack, Achim Thomas, *Alter, Krankheit, Tod und Herrschaft und frühen Mittelalter* Stuttgart (A. Hiersemann), 2009, 368f.

²⁵² Iorio, Luigi et al., ““De Medicina et Morbis” from De rerum naturis by Rabano Mauro.” *Journal of Nephrology*. 22 (2009), pp. 55-59.

²⁵³ Nelson, Janet L., “La mort de Charles le Chauve.” *Médiévales*. N° 31 (1996), pp. 53-66.

スで使用するために作成されたと考えられる。字体から 10 世紀頃のものと推定され、当時のプロヴァンス王ルイ 3 世がビザンツ皇女アンナと結婚したこと、プロヴァンス王国の首都ヴィエンヌとオートタンが距離的に近いことと併せて考察すると、用語集はアンナの従者としてやって来たアルメニア出身の医師が使用していたものであると推測される。つまりルイ 3 世の宮廷にアルメニア出身の医師がいた可能性を示唆するものである²⁵⁴。

王に仕えた医師たちの中には、王から所領や土地の使用権を与えられた者たちがいた。国王証書は医師たちがどこにどの程度の所領を有していたのかを伝えている。ロタール 1 世及びロタール 2 世の証書によれば、医師オッサルドゥスは 852 年に中フランク王国の北部フォンテーヌ・オ・ボア周辺にある 24 ブヌアリア (約 180a) の所領をロタール 1 世から与えられた後²⁵⁵、858 年にはロタール 2 世によってコンブルにある 30 ブヌアリアの耕地を含む各地の計 8 マンスの土地の用益権を与えられた²⁵⁶。カール肥満王の侍医であった

²⁵⁴ Redgate, Anne Elizabeth, “An Armenian Physician at the Early Tenth-century Court of Louis III of Provence? The Case of the Autun Glossary.” *Al-Masāq: Studia Arabo-Islamica Mediterranea*. Vol. 19 No. 2 (2007), pp. 83-98.

²⁵⁵ ‘Quapropter omnium fidelium sanctae dei ecclesie nostrorumque presentium et futurorum magnitudo comperiat, quia dilectissima filia nostra Berta venerabilis abbatissa deprecata est clementiam mansuetudinis nostre, ut in pago Haynau per subscripta loca, id est Wasuillarem et Fontanas sive Wandiniecas atque Landriciecas, ex rebus, quas quondam Aldebertus olim comparaverat et filio suo Rodino dimisit et nunc Rigbertus possidebat, Ossardo clerico ac medico imter terram arabilem pratum et silvam seu sediles bonnarios viginti quatuor ad proprium concederemus. Cuius petitioni libenter acquiescentes hos eminentie nostre apices fieri decrevimus, per quos memorato Ossardo medico in iam dicto pago in prescriptis locis inter sediles et terram arabilem et pratum sive silvam bonnarios XXIII ad proprium tribuimus et de iure nostro in ius vel dominationem ipsius transfundimus, quatenus potissima a nobis percepta licentia faciat de eisdem rebus quicquid elegerit vel voluerit, absque alicuius contradictione vel repetitione, in nostra dumtaxat permanens fidelitate.’ *Die Urkunden Lothars I*. Nr. 118. Schieffer, Theodor Hg. *MGH DD Lo I/DD Lo II*. Berlin, 1966, S. 271.

²⁵⁶ ‘Cum regia sublimitas suorum fidelium rationabiles petitiones libenter exaudit, regia imitatur vestigia atque ad regni utilitatem id agere minime dubitat. Quem ob rem noverit omnium sanctae dei ecclesiae fidelium et nostrorum presentium scilicet et futurorum industria, quia Hyroido fidelis ministerialis noster imploravit summisse clementiam culminis nostri pro quodam fidei nostro ac medico nomine Aussardo, ut beneficium, quod ex abbacia quae Mariculas vocatur obtinere videbatur, vitae suae universis diebus per praecepti nostri auctoritatem ei confirmare non abnueremus. Cuius supplicationi pro suo fidelissimo famulatu libenter nostrum commodantes assensum hos magnitudinis apices nostrae fieri iussimus, per quos memorato Aussardo in villa nuncpata Combles mansum dominicatum unum habentem de terra bonnaria XXX arabili, prati bonnaria III, silvam qua possunt saginari porci L, et alios mansos ibidem pertinentes IV vestitos, in villa etiam quae dicitur Bercilias mansos II vestitos et in Vertinio villa mansum I cum mancipiis utriusque sexus inibi pertinentibus confirmanus, quatinus prescriptos mansos et mancipia, dum permittente domino piissimo vitam hanc obtinuerit aerumnalem, iure beneficiario usuque fructuario teneat atque possideat et, prout utilitas iam fati monasterii dictaverit, ordinet atque disponat; post eius vero decessum secundum petitionem praescripti fidelis nostri suaque ilico ad saepe dictam ecclesiam in usus fratrum revertantur.’ *Die*

ウォルフラリウスは、879年にトゥルガウの2マンスの所領を得た²⁵⁷。アルヌルフは889年に侍医アマンドゥスにモーゼル川上流にある8マンスを与え²⁵⁸、そしてツヴェンティボルトに仕えた医師エウエルヘルムはモーゼル地域に896年8マンスの所領を獲得した²⁵⁹。

Urkunden Lothars II. Nr. 8. Schieffer, Theodor Hg. *MGH DD Lo I/DD Lo II.* Berlin, 1966, S. 395.

²⁵⁷ 'Noverit igitur omnium fidelium nostrorum presentium scilicet et futurorum industria, quia quidam fidelis noster nomine Uolfarius deprecatus est celsitudinem nostram, ut quasdam res proprii iuris nostri sibi in proprietatem traderemus. Statimque nos postulationibus illius consentientes decrevimus ita fieri. Concessimus igitur eidem supra nominato fideli nostro in comitatu Turgeuue in villa quae dicitur Uzzenuuilare mansam unam et mancipia VII his nominibus: Nandheri et uxor sua Adala cum filiis vel filiabus eorum, et in alia villa quae vocatur Zuchenriet mansam I pertinentem ad prefatum comitatum Turgeuue, ea videlicet ratione ut diebus vitae suae prescriptas res cum mancipiis utriusque sexus cum omnibus ibidem adiacentibus terris pratis silvis aquis aquarumque decursibus cultis et incultis mobilibus et immobilibus vel quicquid dici aut nominari potest, diebus vitae suae per hoc nostrae auctoritatis preceptum praefatus Uolfarius habeat teneat atque possideat perpetualiter securus; post obitum vero suum ad dominationem et potestatem sancti Galli, si ille voluerit, revertatur; si autem noluerit, concedat illud cuicumque placuerit.' *Die Urkunden Karls III.* Nr. 14. Kehr, Paul Hg. *MGH DDKdD.* Nr. 14, Berlin 1937, S. 21f.

²⁵⁸ 'Notum esse volumus omnibus sanctae dei ecclesiae fidelibus nostrisque praesentibus scilicet et futuris, qualiter nos rogatu et depraecatione Rodrudae dilectae consanguinae nostrae nec non et Ottonis illustri comitis nostri cuidam presbitero et fideli medico nostro nomine Amandus quasdam res iuris ac proprietatis nostrae in proprium concessimus, hoc est in pago Mosellensi et in comitatu Scarponense in villa Arcus mansos VIII cum aedificiis et curtibus cum mancipiis omnibus utriusque sexus, cum vineis et terris, cum agris campis cultis vel incultis pratis pascuis silvis aquis aquarumque decursibus molendinis piscationibus viis et inviis exitibus et regressibus mobilibus vel immobilibus quaesitis vel inquirendis et quicquid dici vel nominari potest seu quaecumque iuste et legitime ad ipsas VIII mansas pertinentibus vel aspicientibus totum memorato Amando medico per hoc praesens auctoritatis nostrae praeceptum in proprium donamus et tradimus, ut, quamdiu vivat, ea omnia securiter teneat atque possideat sine ullo contradicentis obstaculo. Insuper etiam statuimus atque per hos auctoritatis nostrae apices firmissime confirmamus, ut post obitum ipsius Amandi presbiteri iam dicti ea omnia ad sanctum Arnulfum ad usus et opus fratrum ibidem deo et sancto Arnulfo die noctuque famulantium in perpetuam consistat proprietatem pro remedio animae christianissimi avi et genitoris nostri Karlomanni nostrae aeterna remuneratione.' *Die Urkunden Arnulfs.* Nr. 56. Kehr, Paul Hg. *MGH MGH DD Arn.* Berlin, 1940. S. 80.

²⁵⁹ 'Noverit igitur omnium fidelium nostrorum tam praesentium quamque et futurorum industria, qualiter fidelis noster Stephanus venerabilis abba nostram expetiit celsitudinem, ut cuidam nostro suoque fideli clerico nomine Euerhelmo ob mercedis nostrae emolumentum de suo beneficio ex comitatu scilicet Scarponense quandam rerum portionem nostrae regiae potestatis sublimitas conferret. Cuius petitioni pro fidelitate praefati clerici assensum praebentes auctoritatis nostrae praecepto in prescripto pago in ius proprium ecclesiam unam in villa Marbachia in honore sancti Martini constructam concedimus, praeterea in Altera villa et in Rauseras et in Melariclo nec non et in Bella villa consistentes mansos VIII illuc pertinentes supra fluvium Mosellae. Quapropter nos subrogati a paulo superius nominato abbati nostro hunc editionis titulum conscribi praecepimus, quatinus supra memoratus Euerhelmus sibi modo a nobis concessas res potestativa manu habeat teneat atque possideat cum omnibus ad praenumeratos mansos rite legaliterque pertinentibus, quod est agris campis vineis pratis pascuis silvis aquis aquarumve cursibus molendinis piscationibus viis et inviis exitibus et redditibus cultis et incultis mobilibus et immobilibus quaesitis et inquirendis et mancipiis utriusque sexus, liberoque in omnibus fruat arbitrio quicquid sibi inde libuerit faciendi possidendi donandi vendendi commutandi vel etiam cuilibet in proprietatem tradendi. Quod ut in dei nomine praesentis praecepti pagina a nobis et successoribus nostris nec non et a cunctis eam videntibus inviolabiliter per plurima annorum curricula observetur, ritus moresque antecessorum nostrorum nobilium regum imitantes speciem nostri monogrammati inscribi iussimus, per quam et hoc ipsum manu propria subtus roborantes firmavimus anulique nostri impressione per ceram diligenter iussimus insigniri.' *Die Urkunden Zwentibold's.* Nr. 8. Schiffer, Theodor, *MGH DDZwI.* Berlin, 1960. S. 31f.

ハックはここでは史料の紹介と人物の特定を行うのみであり、土地付与に関して詳細な検討は行っていない²⁶⁰。中世初期ゲルマン諸部族の王国における財産付与についてはドルンの研究がその特徴を述べている。上述の医師への土地及び用益権の下賜はいずれも証書受給者の存命中に限るという条件付きである。ドルンはこのような傾向は東、中、西フランク王国の全てに見られるという。ただし、西フランク王国では王国滅亡までに 16 件の存命中に限った土地付与が行われた一方で、東フランク王国では、西側よりも数十年早く王国が滅亡したにもかかわらず、このような下賜が 40 件確認されている。中フランク王国は短命であったこともあり 5 件に留まっている。存命中に限定した土地付与の多くは、王が所有している教会や修道院の所領から個人への下賜であり、そのような土地は受給者の死後もとの教会もしくは修道院へ返された²⁶¹。医師が獲得した土地はいずれもこの事例に当てはまる。つまり血縁者のいずれかに受け継がれうる所領を医師は得ることはなかったということになる。

8 世紀のイタリア半島においても、王の侍医の財産に関する史料が残されている。ランゴバルド王家に 40 年にわたって仕えた医師ガイドゥアルドは、ルッカ周辺と海岸線に土地財産を所有していた。726 年、767 年と 796 年に、いずれもピストイアで発給された証書にガイドゥアルドの名が見られ、これらは全てある聖職者からの土地の購入、修道院への寄進といったこの医師の財産に関する内容である。726 年には土地の購入に 100 ソリドゥスを費やし、767 年には全財産の半分の価値にあたる 6 か所の所領をサンバルトロメオ修道院と、その修道院に設けられた病者及び巡礼者のための宿泊所 *xenodochium* に寄進していることから、ガイドゥアルドがどの程度の財産を所有していたかを推測することができる。しかしながらこの医師は当時の北イタリアにおいて突出して富裕であったわけで

²⁶⁰ Hack, Achim Thomas, *Alter, Krankheit, Tod und Herrschaft und frühen Mittelalter* Stuttgart (A. Hiersemann), 2009, S. 351f.

²⁶¹ Dorn, Franz, *Die Landschenkungen der fänkischen Könige. Rechtsinhal und Geltungsdauer*. Paderborn (Ferdinand Schöningh), 1991, S. 102ff.

はなく、宮廷の高官や大土地所有者と比較するほどのものではなかったようである²⁶²。

c. 公共の医師

貧者のための公共の医師は、紀元前 5 世紀にはギリシアにその存在を確認できる。この頃のギリシアでは若い医師の多くは各地を遍歴しており、その途上でポリスからの要請に応じて公共の医師となっていたようである²⁶³。このポストは名誉あるものであったが、ポリスで彼らがどのような義務を負い、あるいは免除されていたのかという点については碑文史料から読み取ることができない。選定方法についても候補者を集めて市民たちの前で演説をさせたポリスもあったと推測されているが、詳細は不明である。

ローマ帝国によるギリシア征服後も、ポリスには公共の医師が存在していた²⁶⁴。しかし西方における都市が医師を雇うという形態については、ギリシアから広まったものであるかどうかは定かではない。イタリア半島南部では 2 世紀から 3 世紀頃の碑文に ἀρχιατρός πόλεως (都市の医師) という文言が見られる。都市アエクランム²⁶⁵で発見された *Salvius Atticianus* という名の医師の墓碑銘に記されていたものである。また 4 世紀頃のヴェノーザ²⁶⁶のユダヤ人墓地では、49 ある碑文の中に *archiater* と書かれたものが 1 点発見されている²⁶⁷。ボニェッティは、エジプトにも同様のユダヤ人共同墓地が散在していることから、

²⁶² Pilsworth, Clare, “Could you just sign this for me John? Doctors, Charters and Occupational Identity in Early Medieval Northern and Central Italy.” *Early Medieval Europe*. vol. 17 no. 4 (2009), pp. 363-388.

²⁶³ Sistrunk, Timothy G., “The Function of Praise in Contract of a Medieval Public Physician.” *The Journal of the history of Medicine and Allied Science*. Vol. 48 (1993), pp. 320-334.

²⁶⁴ Nutton, Vivian, “Archiatri and the Medical Profession in Antiquity.” *Papers of the British School at Rome*. Vol. 45 (1977), pp. 191-226.

²⁶⁵ Aeclanum、イタリア南部、ベネベント近郊。7 世紀にビザンツによって滅ぼされた。

²⁶⁶ Venosa、イタリア南部、現バジリカータ州ポテンツァ県のコムーネ。

²⁶⁷ この碑文はギリシア語とヘブライ語のものである。Bognetti は *archiater* と表記しているが、おそらくギリシア語で ἀρχιατρός と書かれていると推測される。Bognetti, Gian Piero, “Les inscriptions juives de Venosa et le problème des rapports entre les Lombards et l’Orient”, *Persée* 98 N. 2 (1954) ; pp. 193-203.

ヴェノーザのユダヤ人たちはエジプトからの移民であると断定している。またこの同じ共同墓地の碑文のうちの2つに、*πασιών τῆς πόλεως* (都市の保護者) とある。たとえ部分的ではあれこの文言がヴェノーザに移入してきたユダヤ人の自律性を意味する文言であるとするならば、この場合の *archiater* はヴェノーザのユダヤ人共同体の医師であったと考えられる。南イタリア、ギリシア、エジプトでは他にも都市の医師に関する碑文が多数発見されている²⁶⁸。

コンスタンティヌス帝の時代まで、少なくとも都市ローマでは *archiater* と *medicus* は互換性のある用語であり両者の区別は明確ではなかったが、上述のようにコンスタンティヌス帝が2つの制度を設けたことで、*archiater* という言葉が指す医師が限定されるようになった。「公共の医師」*archiatri populares* は都市から給与を得て無償で貧しい人々の治療にあたっていた²⁶⁹。「神聖なる宮廷の医師」*archiatri sacri palatii* と同じく税を免除されてはいたものの、治療の報酬を受け取ることができず、顧客を得て多額の報酬を受け取る医師に比べて都市の医師は裕福ではなかったようである。宮廷の医師は公共の医師よりも収入が多く社会的にもより名誉あるポストとみなされていたため、*archiater* という肩書をもつ人々の中にも様々な面での格差が生まれていた²⁷⁰。ウァレンティニアヌス帝(321-375)とウァレンス帝(328頃-378)が、富者よりも貧者のために働くよう医師たちに対して強く要請していたことから、公共の医師が必ずしも貧しい者の治療を行う医師ではなかったことが窺える²⁷¹。ウァレンティニアヌス帝は都市ローマの定員を14名と定め、

²⁶⁸ Nutton, Vivian, "Archiatri and the Medical Profession in Antiquity." *Papers of the British School at Rome*. Vol. 45 (1977), pp. 191-226.

²⁶⁹ Dalrymple-Champneys, Weldon, "An Examination of the Place of the Doctor in the State from Ancient Times to the Present Day, together with Certain speculations Regarding the Future." *Proceeding of the Royal Society of Medicine*. Vol. 89 (1943), pp. 89-100.

²⁷⁰ Nutton, Vivian "From Galen to Alexander, Aspects of Medicine and Medical Practice in Late Antiquity." *Symposium on Byzantine Medicine, Dumbarton Oaks Papers*. 38 (1984), pp. 1-14. Cillier, L, "Where were the doctors when the Roman Empire died?", *Acta Theologica*. 2 (2006), pp. 62-78.

²⁷¹ 368年の発令においてこのように規定された。Consentino, Salvatore, "La figura del medicus in Italia tra tardoantico e altomedioevo. Tipologie social e forme di rappresentazione culturale." *Medicina nei secoli arte e scienza*. 9/3 (1997), pp. 361-389.

欠員が出た場合は他の *archiater* の称号をもつ医師たちによって選出された²⁷²。構成員の決定に際して皇帝は関与せず、ただ承認を行うのみであった²⁷³。

公共の医師はコンスタンティヌス大帝が定めた制度であったが、グラティアヌス帝の時代には皇帝の権力の及ばないところで任命されるようになった²⁷⁴。ローマ帝国崩壊後もイタリア半島ではローマ期の都市制度が存続しており、都市内の官職も中世初期まで維持された²⁷⁵。都市は古代末期から中世を通じて領域支配の中心にあったのである。ローマ期には公共の医師はクリア民会の承認のもとに都市で医療活動を行っており²⁷⁶、おそらくは中世初期にもイタリア半島ではこのような体制が継続していた。

西ローマ皇帝の廃位から約 100 年後の 572 年、ラヴェンナで発給されたある証書には、作成者であるエウゲニウスの署名に「ギリシア語学校の医師レオンティウスの息子」 *filius Leonti medici ab schola greca* とある。当時の *schola greca* は実質的には医学校であり、ヒポクラテスやガレノスの作品の継承を教育の基礎としていた²⁷⁷。この頃のイタリア半島北部ではギリシア語の教育機関において医師が養成されていたと考えられる。医師の教師 *ιατροσοφιστής* は、ひとつの職業形態として確立していたようである²⁷⁸。証書作成者エウゲニウスの父親はこの *ιατροσοφιστής* であった。ビザンツ帝国の統治下にあった当時のラヴェンナでは、最高司令官ナルセスが市民への穀物配給、都市上層民の公共建設や水道修

²⁷² Sistrunk, Timothy G., “The Function of Praise in Contract of a Medieval Public Physician.” *The Journal of the history of Medicine and Allied Science*. Vol. 48 (1993), pp. 320-334. コンセンティーノによれば、おそらく 370 年にこのように定められた。Consentino, Salvatore, “La figura del medicus in Italia tra tardoantico e altomedievo. Tipologie social e forme di rappresentazione culturale.” *Medicina nei secoli arte e scienza*. 9/3 (1997), pp. 361-389.

²⁷³ Briau, RM, “L’archiatrie Romaine ou la Médecine Officielle dans l’Empire Romaine.” *Comptes-rendus des Séances de l’Académie des Inscriptions et Belle-Lettres*. 21^e année, N. 1 (1877), pp. 61-65.

²⁷⁴ Dalrymple-Champneys, Weldon, “An Examination of the Place of the Doctor in the State from Ancient Times to the Present Day, together with Certain speculations Regarding the Future.” *Proceeding of the Royal Society of Medicine*. Vol. 89 (1943), pp. 89-1000. Sistrunk, Timothy G., “The Function of Praise in Contract of a Medieval Public Physician.” *The Journal of the history of Medicine and Allied Science*. Vol. 48 (1993), pp. 320-334.

²⁷⁵ 瀬原義生『ヨーロッパ中世都市の起源』1993年、29-31頁、41頁。

²⁷⁶ Consentino, Ibid.

²⁷⁷ Pilsworth, Clare, “Could you just sign this for me John? Doctors, Charters and Occupational Identity in Early Medieval Northern and Central Italy.” *Early Medieval Europe*. vol. 17 no. 4 (2009), pp. 363-388.

²⁷⁸ Pilsworth, Ibid.

理義務など古代ローマ帝国の制度を再び施行する中で、公共の医師の俸給制度も再開された²⁷⁹。つまり公共の医師 *archiatri populares* の伝統がビザンツ帝国によってラヴェンナにおいて復活したと言える。西ローマ帝政期においては、医師の養成機関であるローマの *collegium* で公共の医師が後進の育成にあたったことが知られている。このような状況を鑑みれば、*schola greca* でも *collegium* と同様に公共の医師が指導者として医師の養成に携わっていたとも考えられる。レオンティウスは都市ラヴェンナの公共の医師であった。しかしこの後ランゴバルト族の支配下においてこの制度が継続したかどうかは不明である。

公共の医師を置く慣習はラヴェンナ以外の都市でも継続したようである。6世紀イタリア半島南部の都市ヴェナフロ²⁸⁰には *archiater* と称される医師がいた。ローマ教皇グレゴリウス1世は591年8月カンパーニアの指導者であった副助祭アンテミウスに送った書簡において、フスクスという名の医師を *archiater* と呼んでいる。この書簡はカンパーニアにあるヴェナーフラの教会の司祭たちが教会の調度品をユダヤ人に売ってしまったため、それを買ったとユダヤ人に対して管区の審判によって調度品を返すことを強制するように、そしてこの司祭たちに改悛を促すようにということをグレゴリウスがアンテミウスに委ねる旨を書き綴ったものである²⁸¹。フスクスの告発によりこの事件は教皇の知るところとなった。コンセンティーノによれば、このフスクスはヴェナフロ教会の聖職者たちと親しい人物であった²⁸²。グレゴリウスが書簡の中で彼に用いた *archiater* という呼称からもう少

²⁷⁹ 北原敦 編『イタリア史』山川出版社、2008年、124頁。

²⁸⁰ Venafro: 現モリーゼ州イゼルニア県のコムーネ

²⁸¹ 'Fuscus archiater ardore fidei provocatus preces effundit dicens Opilionem diaconem, sed et Servum-dei et Crescentium clericos Benafranae ecclesiae, oblitos timorem futuri iudicii, ministeria antefatae ecclesiae Hebreo cuidam quod dici nefas est vendidisse. ... Et ideo mox ut praesentem iussionem experientia tua susceperit, memoratos ecclesiasticos ad se faciat indifferenter occurrere, et requisita veritate, si ita ut suggestum est constiterit, memoratum Hebreum, qui oblitus vigorem legum, praesumpsit sacra comparare cymilia per iudicem provinciae faciat conveniri et sine aliqua mora antefata ministeria restituere compellatur, ut ex eis nihil saepe fatae ecclesiae possit inminui. Suprascriptos autem diaconem vel clericos, qui tantum nefas commiserunt, in poenitentia religare non differas, ut tale tantumque delictum suis lacrimis possint diluere.' *Gregorii I papae Registrum epistolarum. Libri I-VII* P. Ewald, und LM. Hartmann ed., *MGH, Epistolae* 1, S. 86. Gregorius I, *Epistulae*, I-66. Norberg, Dag ed. *S. Gregorii Magni Opera Registrvm Epistvlarvm Libli I-VII, Corpvs Christianorvm Serie Latina CXL*, 1982, pp. 75-76.

²⁸² Consentino, Salvatore, "La figura del medicus in Italia tra tardoantico e altomedioevo. Tipologie social e forme di rappresentazione culturale." *Medicina nei secoli arte e scienza*. 9/3 (1997), pp. 361-

し踏み込んだ考察をするならば、フスクスはおそらく都市ヴェナフロで活動していた公共の医師であったと考えられるのである。グレゴリウスが *medicus* ではなく *archiater* という用語によってフスクスという人物についての情報をアンテミウスに伝えたのも、当時のイタリア半島の社会における医師の立場を示唆するものであると言える。

6世紀頃のイタリア半島北部から中部にかけての地域には、各地に医師が存在していたことを示す碑文がいくつか残されている。511年ヴェローナの女性医師レスティトゥータに関する碑文、そして同時期のカンパーニア地方、レデンプタという女性が医師としてその名を刻まれている碑文が挙げられる²⁸³。紀元前1世紀から紀元後1世紀頃ギリシアに女性医師がいたことがプリニウスの記述から窺えるが、ローマ帝政後期から中世では、女性が医療において許されていた仕事は主に妊産婦や病気にかかった子供の世話、そして死にゆく者の最期を看取ることであった²⁸⁴。6世紀に女性が医師と称されていたことは非常に稀な例である。この2人の女性に関して詳細は不明である。おそらく地方の共同体で何らかの医療活動をしていたと考えられるが、果たしてそれがギリシアから伝えられた医術であったのかも定かではない。シッパーゲスは、彼女たちの共同体では医師と産婆が明確に区別されていなかったために、この2人の女性が事実上は産婆であったのにもかかわらず、碑文において医師と記されたのではないかと推測している。古代末期には産婆の名を刻む碑文が残されており、女性であっても共同体への貢献を後世に伝えるための碑文が作成されたようである。これに関してピルスワースは、古代に職業として考えられていた産婆が中世にはただ出産を手伝う女性と認識されるようになり、このため中世には特に産婆であることを強調するような碑文が作成されず、彼女たちの存在は史料の中に確認できなくなるとしている²⁸⁵。

389.

²⁸³ Schipperges, Heinrich, *Der Garten der Gesundheit: Medizin im Mittelalter*. München (Artemis), 1985. [大橋博司, 濱中淑彦 訳『中世の医学 治療と養生の文化史』人文書院、1989年]、193頁。

²⁸⁴ Acterberg, Jeanne, *Woman as Healer*. Boston (Shambhala), 1990. [長井英子 訳『癒しの女性史 — 医療における女性の復権』春秋社、1994年]、54-70頁。

²⁸⁵ Pilsworth, Clare, “Could you just sign this for me John? Doctors, Charters and Occupational

さて、同時期のガリアはどのような状況にあったのだろうか。都市においては、人々のための公共の医師を置くのは司教の裁量であった²⁸⁶。トゥール司教グレゴリウスが書き残したテキストからは、司教座で治療を行っていた2人の医師の存在を確認できる。本章第1節ですでにとりあげた『聖マルティヌスの奇跡に関する四書』第2書第1章の中で、トゥールでグレゴリウスの治療にあっていたアルメンタリウスは *archiater* であった。そして『歴史十書』第10書15章に登場するポワティエの医師レオウァリスもまた、トゥール司教によって *archiater* と称されていた²⁸⁷。司教座の医師が司教個人に仕えた医師であるのか、あるいは都市の公共の医師が司教にも仕えたのかという点については研究者によって見解が異なる。エフロスは前者の意見で、ポワティエの *archiater* レオウァリスは司教に仕えた医師であるとした²⁸⁸。一方でジョーンズはトゥールの *archiater* アルメンタリウスについて、明らかに都市の医師であり、公共の医師としてグレゴリウスの治療にもあっていたと述べている²⁸⁹。個人のためであったにせよ、もしくは都市の人々のためであったにせよ、いずれにしても中世初期に司教が医師を雇っていたということになる。それはおそらく司教個人の治療に限った雇用ではなく、都市の人々のためでもあった。

グレゴリウスは3人の医師、すなわち王の侍医マリレイフ、都市で人々の治療にあたった公共の医師アルメンタリウスとレオウァリスを *archiater* と称することで、彼らを他の医師と区別している。その意図は何だったのか。あるいは特別な意味はなく *archiater* と

Identity in Early Medieval Northern and Central Italy.” *Early Medieval Europe*. vol. 17 no. 4 (2009), pp. 363-388.

²⁸⁶ Stoclet, Alain J., “Consilia humana, ops divina, superstitio: Seeking Succor and Solace in Times of Plague, with Particular Reference to Gaul in the Early Middle Ages.” *Plague and the End of Antiquity, The Pandemic of 541-750*. Little, Lester K. ed., Cambridge (Cambridge University Press), 2007, pp. 135-149.

²⁸⁷ ‘Interrogata abbatissa, se de hac ratione nihil scire respondit. Interea cum haec nomen pueri eunuchi protulisset, adfuit Reovalis archiater, dicens : ‘Puer iste, parvulus cum esset et infirmaretur in femore, desperatus coepit habere ; mater quoque eius sanctam Radegundem adivit, ut ei aliquod studium iubiret inpendi.’ Gregorius Turonensis, *Decem libri historiarum*, X-25. Kursch, Bruno und Levison, Wilhelm Hg. *Gregorii Turonensis Opera. MGH SS rer. Merov.* 1,1, Hannover, 1951. S. 504.

²⁸⁸ Effros, Bonnie, *Creating Community with Food and Drink in Merovingian Gaul*, New York (Palgrave), 2002, p.56.

²⁸⁹ Jones, Allen E, *Social Mobility in Late Antique Gaul*, New York (Cambridge University Press), 2009, pp.281f.

いう用語がただ単にトゥール司教の言語認識の中に無意識のうちに刻み込まれた言葉であったのか。グレゴリウスがローマ貴族の流れを汲む家系の出身であることを考慮すれば、ローマ帝国における宮廷の医師及び公共の医師の制度の名残が彼の記述に現れていたとも推測できる²⁹⁰。

トゥールやポワティエの他、6世紀にはマルセイユ、リヨン、アルルなどのいくつかの都市にも医師がいたことが考古学的調査の結果から明らかにされている²⁹¹。これらの都市には *xenodochium* と呼ばれる施設があり、そこでは病者の治療や貧者への施しや巡礼者への宿所の提供をしていた。医師たちは *xenodochium* で活動していたと推測される。この *xenodochium* は次第に修道院に付属の施設として設立されるようになり、治療者の活動の場も都市から修道院へと移行していく。公共の医師を指す *archiater* という言葉も、メロヴィング期を最後に史料には見られなくなる。ローマ帝国で定められた *archiatri populares* 制度は消失した。しかしそれは、メロヴィング期以降は都市から医師がいなくなったということを意味しているわけではない。12世紀頃になると聖霊ホスピタル修道会や聖ヨハネ騎士団等によってつくられた現在の病院のような施設が西欧各地に広まり、そこで病者や貧者が治療を受けていたことが知られているが、メロヴィング期以降12世紀までの数百年もの間、都市に医師が存在しなかったとは考え難い。都市において *archiater* と称されていた公的に雇われた医師の存在は確認できないにしても、ある程度の規模の都市には、おそらくは住民のために活動した医師がいたと考えるのが妥当である。

本節では世俗の医師がどのような社会的地位を得ていたかについて述べてきた。ローマ帝国のギリシア制圧によって多くのギリシア人医師が奴隷としてローマに渡った。皇帝の侍医や公共の医師である *archiater* の職に就いた医師は様々な特権を得ながら公衆衛生や

²⁹⁰ トゥールの *archiater* はローマの都市に置かれた *archiater* の継続である。Stoclet, Alain J., “*Consilia humana, ops divina, superstitio; Seeking Succor and Solace in Times of Plague, with Particular Reference to Gaul in the Early Middle Ages*”, *Plague and the End of Antiquity, The Pandemic of 541-750*, Little, Lester K. ed., Cambridge (Cambridge University Press), 2007, pp. 135-149.

²⁹¹ Jetter, Dieter, “*Hospitaler aus der Zeit der Merowinger und Karolinger (481-751-987)*.” *Sudhoffs Archiv*. Bd. 55 (1971), S. 225-246.

疾病の治療のために活動をしていたのである。西ローマ帝国の崩壊後も東ゴート王国においてはカッシオドルスが、ガリアにおいてはトゥール司教グレゴリウスが、そしてローマにおいては教皇グレゴリウス 1 世が *archiater* という医師の称号を使用して特定の医師を他者と区別していることは、すなわち 6 世紀までローマ帝政期に制定された *archiater* 制度の名残が見られるということになる。キリスト教の広まりにより宗教的なテキストにおいて世俗の医師が蔑視されるような記述がみられるが、それは神やキリストや聖人の奇跡の力を強調するための表現であり実際には聖職者も医術を重視した。古代においては医師の多くが奴隷であったが、次第に聖職者が医師としても活動するようになり、カロリング期にはその傾向がより顕著となる。またキリスト教の聖職者のみならずユダヤ人も王の侍医になっていたことが史料からうかがえる。中には王から所領を与えられた医師がいたことも、証書から明らかである。聖人伝等にみられる医師を軽視する記述から、中世初期の人々が世俗の医術を嫌い宗教的な救済を重視したと述べられていることがあるが、それは不適切な解釈であると言わざるを得ない²⁹²。世俗の医師は、西欧中世のキリスト教徒の社会においても必要とされていたのである。

第 3 節 医師の教育とリテラシー

a. 医学の位置づけ

キリスト教がすべてにおいて中心にあった中世の史料には、時に医学を異教の慣習として非難する記述がみられる。古代ギリシアに由来する医術を中世の人々は疎んじて遠ざけ

²⁹² MacKinney, Loren C., *Early Medieval Medicine with Special Reference to France and Charters*. New York (Around Press), reprint ed. in 1979, first pub. in 1937, pp. 61f. Jones, Allen E, *Social Mobility in Late Antique Gaul*, New York (Cambridge University Press), 2009, pp. 251-272.

ようとしたのであろうか。トゥール司教グレゴリウスの歴史叙述には、聖人の奇跡による治癒を得た聖職者が世俗の医師の治療を受け、再度病に苦しむこととなった様子が描かれている。助祭レオナストは視力を失っていたが、聖マルティヌスの聖堂に滞在することで一度は回復した。しかしその後ユダヤ人の治療を受けたために再度盲目となり、その後二度とレオナストの目に光が戻ることはなかったというのである²⁹³。この記述についてジョーンズは、グレゴリウスが聖人を病の治癒を齎す存在として人々に認識させるため現世の医師を中傷していることから、グレゴリウスの医師への敵意を読み取れると主張した²⁹⁴。聖人の奇跡を強調するこのような逸話は当時のテキストによく見られるが、第1節で述べたように聖人への崇敬を人々に促すための教示的なものであって医師を中傷する目的で書かれているのではない。『聖マルティヌスの奇跡に関する四書』の第2書第1章に見られるように、グレゴリウス自身が病の際に真っ先に医師に頼ったことから明らかである²⁹⁵。レオナストの事例には、この助祭の治療にあたった医師が異教徒であったこと、そして「すなわち、かれは神の奇蹟のあとで、更にユダヤ人を呼ぶようなことをしなかったならば健康のままであつたらうに²⁹⁶」というグレゴリウスの言葉から、医師一般ではなくレオナストの不信仰とユダヤ人への非難が込められているものと理解するべきである。奇跡の力を

²⁹³ 'Leonastis Biturigus archidiaconus, decedentibus cataractis, decedentibus cataractis, lumen caruit oculorum. Qui cum, per multos medicos ambulans, nihil omnino visionis recipere possit, accessit ad basilicam beati Martini; ubi per duos aut tres menses consistens et ieiunans assidue, lumen ut reciperet flagitabat. Adveniente autem festivitate, clarificans oculis cernere coepit; regressus quoque domum, vocato quodam Iudaeo, ventosas, quorum beneficio oculis lumen auget, humeris superponit. Decedente quoque sanguine, rursus in redeviva caecitate redigitur. Quod cum factum fuisset, rursum ad sanctum templum regressus est. Ibiq; iterum longo spatio commoratus, lumen recipere non meruit.' Gregorius Turonensis, *Decem libri historiarum*. V-6, Kursch, Bruno und Levison, Wilhelm Hg. *Gregorii Turonensis Opera. Libri historiarum X, MGH SS rer Merov. 1,1*. Hannover, 1951, S. 203.

²⁹⁴ Jones, Allen E, *Social Mobility in Late Antique Gaul*, New York (Cambridge University Press), 2009, p. 270

²⁹⁵ 'Mense autem secundo ordinationis meae, cum essem in villa, incurri disinteria cum febre valida et taliter agi coepi, ut imminente morte vivere omnimodis desperarem....Cumque sic ageretur mecum, ut non remansisset spes vitae, sed cuncta deputarentur in funere, nec valeret penitus medici antidotum, quem mors mancipaverat ad perdendum.' Gregorius Turonensis, *Libri IV de virtutibus sancti Martini*. II-1. Kursch, Bruno Hg. *MGH SS rer. Merov. 1,2*. Hannover, 1885. S. 159. 第1節も参照のこと。

²⁹⁶ 'Nam perstiterat hic in sanitate, si Iudaeum non induxisset super divinam virtutem.' Gregorius Turonensis, *Decem libri historiarum*, V-6. Kursch, Bruno und Levison, Wilhelm Hg. *Gregorii Turonensis Opera. Libri historiarum X, MGH SS rer Merov. 1,1*. Hannover, 1951, S. 203.

求めた後に世俗の治療を頼ってはならないという教訓を提示しているのである²⁹⁷。

世俗の医術は、キリスト教徒の共同体の中で軽視されていたわけではない。東ゴート王の重臣であったカッシオドルスにとって医術は、神が人間に与えた業の中で最も素晴らしいものであり、病で苦しむ人に希望を与え、そして健康を取り戻させるものであった²⁹⁸。先人たちが残した知識を軽視するどころか、むしろ自分たちは先人の知識によって健康を享受しているので、医師たちは積極的に医学の古典に親しむように勧めた²⁹⁹。セビリヤ司教イシドルスの『語源』においても、医学を蔑視するべきではないと明記されている³⁰⁰。フルダ修道院長であったラバヌス・マウルスは『自然の事物について』を著す際にこの節を引用し、世俗の医術を排除しようとはしていない³⁰¹。

イシドルスが『語源』第4書「医学について」の末尾で医学とリベラルアーツの関係にも言及しているところによれば、医師は文法、修辞学、幾何学、音楽と天文学に通じていなければならない。イシドルスにとって医学は第二の哲学であった³⁰²。カロリング期にお

²⁹⁷ 'Ideo doceat unumquemque christianum haec causa, ut, quando caelestem accipere meruerit medicinam, terrena non requirat studia.' Gredorius Turonensis, *Decem libri historiarum*, V-6. Ibid. S. 203.

²⁹⁸ 'Inter utillimas artes, quas ad sustentandam humanae fragilitatis indigentiam diuina tribuerunt, nulla praestare uidetur aliquid simile quam potest auxiliatrix medicina con- ferre. Ipsa enim morbo periclitantibus materna gratia semper assistit. Ipsa contra dolores pro nostra inbecillitate confligit et ibi nos nititur subleuare, ubi nullae diuitiae, nulla potest dignitas subuenire. Causarum periti palmares habentur, cum negotia defenderint singulorum: sed quanto gloriosius expellere quod mortem uidebatur inferre et salutem periclitanti reddere, de qua coactus fuerat desperare! Ars quae in homine plus inuenit quam in se ipse cognoscit, periclitantia confirmat, quassata corroborat et futurorum praescia ualitudini non cedit, cum se aeger praesenti debilitate turbauerit, amplius intellegens quam uidetur, plus credens lectioni quam oculis, ut ab ignorantibus paene praesagium putetur quod ratione colligitur.' Cassiodorus, *Variae*. VI-19. FORMVLA COMITIS ARCHIATRORVM. Friedh. A. J. ed. *Corpus Christianorum Serie Latina XCVI*, 1973, p. 248.

²⁹⁹ 'Non quod ad casum fecerit, sed quod legerit. ars dicatur: alioquin periculis potius exponimur, si uagis uoluntatibus subiacemus. Vnde si haesitatum fuerit, mox quaeratur. Obscura nimis est hominum salus, temperies ex contrariis umoribus constans: ubi quicquid horum excreuerit, ad infirmitatem protinus corpus adducit. Hinc est quod sicut aptis cibus ualitudo fessa recreatur, sic uenenum est, quod incompetentem accipitur. Habeant itaque medici pro incolumitate omnium et post scholas magistrum, uacent libris, delectentur antiquis.' Cassiodorus, *Variae VI-19*. Ibid.

³⁰⁰ 'Medicinæ curatio spernenda non est.' Isidorus, *Etymologiae*, IV-13. Migne, Jaques Paul ed. *Patrologia Latina* 82. col. 198.

³⁰¹ Hrabanus Maurus, *De rerum naturis*, XVIII-5.

³⁰² 'Quaeritur a quibusdam quare inter ceteras liberales disciplinas Medicinae ars non contineatur. Propterea, quia illae singulares continent causas, ista uero omnium. Nam et Grammaticam medicus scire debet, ut intellegere vel exponere possit quae legit. Similiter et Rhetoricam, ut ueracibus argumentis valeat definire quae tractat. Necnon et Dialecticam propter infirmitatum causas ratione adhibita perscrutandas atque curandas. Sic et Arithmeticam propter numerum horarum in

いても医学は読み書きと並んで重視された。カール大帝の 802 年のカピトゥラリアは聖職者や修道士たちの生活や十分の一税の用途、聖務日課、使用人たちの処遇等を定めたものであるが、この勅令の冒頭で聖職者たちに読み、歌唱、書き方、教会の学問（おそらく神学）、暦、そして医学を学ぶことが推奨されている³⁰³。自由七学芸と医学 *medicina* 及び自然学 *physica* の関係は時代によって様々に変化した。4 世紀あるいは 5 世紀にヒエロニムス (331-419/420) は、医療資源をつくった神の意志を正しく理解するためにプリニウスやアリストテレスといった自然学を学ぶようキリスト教徒たちに説いた。ヒエロニムスの考えでは医師は自然学にも精通していなければならなかったのである。この自然学は次第に音楽を含む四科に組み込まれるようになり、ヒエロニムスが主張するところの医療資源を知るための自然学は、四科の下位に置かれた。したがって自然学に包括される医学は四科に副次的な学問として扱われることとなった³⁰⁴。逆を言えば、医学を学ぶためには四科を修める必要があるということになる。

古代の自由七学芸は東ゴート王国においてはカッシオドルスによって継承され、西ゴート王国ではイシドルスがこの伝統を残した。その知識はフランク王国においてもカール大帝の教育改革に取り入れられ、ヨーロッパにおける高等教育の基礎を築いていくこととな

accessionibus et periodis dierum. Non aliter et Geometriam propter qualitates regionum et locorum situs, in quibus doceat quid quisque observare oporteat. Porro Musica incognita illi non erit, nam multa sunt quae in aegris hominibus per hanc disciplinam facta leguntur; sicut de David legitur, qui ab spiritu immundo Saulem arte modulationis eripuit. Asclepiades quoque medicus phreneticum quendam per symphoniam pristinae sanitati restituit. Postremo et Astronomiam notam habebit, per quam contempletur rationem astrorum et mutationem temporum. Nam sicut ait quidam medicorum, cum ipsorum qualitatibus et nostra corpora commutantur. Hinc est quod Medicina secunda Philosophia dicitur. Vtraque enim disciplina totum hominem sibi vindicat. Nam sicut per illam anima, ita per hanc corpus curatur.' Isidorus, *Etymologiae*. IV. De medicina, xiii. Schipperges, Heinrich, *Der Garten der Gesundheit; Medizin im Mittelalter*. München (Artemis), 1985. [大橋博司, 濱中淑彦 訳『中世の医学 治療と養生の文化史』人文書院、1989 年]、183 頁。

³⁰³ 'De lectionibus. (Ut lectiones in ecclesia distincte legantur.) 2. De cantu. (ut secundum ordinem et morem romanae ecclesiae fiat cantatum.) 3. De scribis (ut non vitiose scribant.) 4. De notariis. (Ut unusquisque episcopus et abba et singuli comites suum notarium habeant.) 5. De caeteris disciplinis. De disc. ecclesiae (ut secundum canones vel regulam fiant.) 6. De compoto. (Ut veraciter discant omnes.) 7. De medicinalia (arte ut infantes hanc discere mittantur.)' *Karoli Magni Capitularia* 43-6. Boretius, Alfred Hg. *MGH Leges Capit.* Hannover, 1883, S. 121. 括弧の中は編纂者による補遺。

³⁰⁴ Bylebyl, Jerome J., "The Medical Meaning of Physica." *Osiris 2nd Series*, 6 (1990), pp. 16-41.

る³⁰⁵。しかしながら、医学教育と自由七学芸の関係性からカリキュラムが実際に組まれるようになるまでには、さらに数世紀を待たねばならない。

b. 医師の養成

医師は人々の生活になくてはならない存在であるため、その養成はいつの時代においても重要な課題である。古代からすでに医学を教える学校が存在し、医師を志す者はそこで学び医術を身に着けた。本章の冒頭で述べたように、ローマ帝国においては医師の資格に関する法的な基準が定められてはいたが、それは医術の水準の向上のためではなく免税特権を与えられていた医師たちの特権の制限のためであった³⁰⁶。また当時の資格規定は絶対的なものではなく、規定に合致しない無資格の医師がいたことも否定できない。つまり医学校が存在しそこで医師の養成をしていたことが知られてはいるものの、医師を名乗るすべての人間がそこで医術を学んだとは限らないということをまず念頭に置かなければならない。中世盛期以降には医学は大学教育における重要な科目のひとつとなる。そして神聖ローマ皇帝フリードリヒ2世のメルフィ法典による規定ができるとうまく医師という専門職の教育課程と資格が定まっていく兆しがみられるのであるが³⁰⁷、いわゆる床屋外科医のように医師以外が外科的処置を行う慣習もあり、医師の職能の範囲と教育制度が確立するまでには長い年月がかかることとなる。

古代においてはアテネとアレクサンドリアが医学教育の中心であった。ガレノスもまた

³⁰⁵ 海津 淳「人文主義と教育：西ローマ帝国終焉とヨーロッパへの自由学芸継承」『桜美林論考 人文研究』3巻（2012）、19-30頁。

³⁰⁶ Nutton, Vivian, "Archiatry and the Medical Profession in Antiquity." *Papers of the British School at Rome*. Vol. 45 (1977), pp. 191-226.

³⁰⁷ Schipperges, Heinrich, *Der Garten der Gesundheit: Medizin im Mittelalter*. München (Artemis), 1985. [大橋博司, 濱中淑彦 訳『中世の医学 治療と養生の文化史』人文書院、1989年]、209-210頁。AR. Jonsen, *A Short History of Medical Ethics*, NY, 2000 [『医療倫理の歴史 —バイオエシックスの源流と諸文化圏における展開—』(2009)], 43頁。

ギリシアからアフリカに渡って医学を学んだことが知られている³⁰⁸。ローマによるギリシア制圧によりギリシア人医師たちが奴隷として西方へと渡ってくると、ローマでもギリシア医学を学ぶようになった。ヴァレンティニアヌス帝はローマに医師の教育機関を設けたが³⁰⁹、この頃医師たちの中にも自分たちで高い水準を維持しようとする動きが見られる。医師の団体 *collegium* が結成され、そのメンバーであることは医師にとってその能力を保証するものでもあった³¹⁰。医師にとっても *collegium* は重要な意味をもっており、そこで後進の指導を行うことは「公共の医師」 *archiatri populares* に課された役割のひとつであった³¹¹。この機関は次第に教育機関としての性格を強めており、*collegium* の教官になることは医師にとっては名誉であった。ローマの政治家シンマクス（345 頃-402 頃）が皇帝に送った書簡によれば、*collegium* の長たる医師は候補者を集めて試験を行うことにより決定されなければならなかったという³¹²。「神聖なる宮廷の医師」 *archiatri sacri palatii* もまた優れた医師であるとみなされていたが、*collegium* の職に就くことは許されていなかった。にもかかわらず *collegium* の長になろうとした宮廷の医師がいた。上述のシンマクスの書簡によれば、グラティアヌス帝（359-383）及びヴァレンティニアヌス 2 世（371-392）の兄弟の侍医であったヨハネス³¹³が、*collegium* の長エピクテトゥス³¹⁴の死に際して彼が保持していたポストに強引に就任したのである。それを *collegium* の医師たちは黙認していた³¹⁵。シンマクスは正式な手続きを踏まず *collegium* の長に就任したヨハネスを批

³⁰⁸ Jankrift, Kay Peter, *Krankheit und Heilkunde im Mittelalter*, Darmstadt (Wissenschaftliche Buchgesellschaft), 2003, S. 8. 梶田 昭 著『医学の歴史』講談社学術文庫、2003 年、75-78 頁。

³⁰⁹ Jones, Allen E, *Social Mobility in Late Antique Gaul*, New York (Cambridge University Press), 2009, p.254

³¹⁰ Sistrunk, Timothy G., “The Function of Praise in Contract of a Medieval Public Physician.” *The Journal of the history of Medicine and Allied Science*. Vol. 48 (1993), pp. 320-334. Cillier, L, “Where were the doctors when the Roman Empire died?”, *Acta Theologica*, 2 (2006) pp. 62-78.

³¹¹ Briau, RM, “L’archiatrie Romaine ou la Médecine Officielle dans l’Empire Romaine”, *Comptes-rendus des Séances de l’Académie des Inscriptions et Belle-Lettres*, 21^e année, N. 1, 1877, pp. 61-65.

³¹² ‘sed quia lege et more cogentibus summates eiusdem professionis par fuit in examen acciri.’ Symmachus, *Epistulae*. Liber X, XXVII. Seeck, Otto Hg. *MGH Auct. ant.* 6.1, Berlin, 1883, S. 301.

³¹³ Jones, A. H. M. et al ed., *The Prosopography of the Later Roman Empire, Vol. I, A. D. 260-395*, Cambridge, 1971, p.459.

³¹⁴ 384 年までに没。Jones, Ibid. p.279.

³¹⁵ ‘quid enim ille constituit, quod possit publica cura deserere? is inter alia, quae in bonum publicum contulit, etiam medendi professionibus dedit ordinem successionis, si locum quempiam decedentis

判し、この不正に対して皇帝の判断を仰いでいる³¹⁶。その結果ヨハネスが *collegium* の長である医師となることは認められなかったようである³¹⁷。しかし *collegium* の医師たちはヨハネスの行動を容認していた。彼は宮廷の意向を無視して正当な手続きを踏まずに公共の医師となったのであり、*collegium* がヨハネスの就任を妨げることは、宮廷の意向に従うことになってしまうからである³¹⁸。教育機関の長の人選は、宮廷の操作から自律していたということになる。

個人的に徒弟関係を結んで医術を教わった者、あるいは医師と詐称して医療行為に及んでいた場合を除けば、医師は *collegium* で学んだ。このような学校で学んだ医師は読み書きにおいて高い能力をもっていたと推測される。例えばヒッポ司教アウグスティヌスの書簡には、当時の医師のリテラシーについて伝えるものがある。ヒッポの *archiater* ディオスコルスはキリスト教の洗礼を受けたのだが、信仰のなさ故に神によって体を麻痺させられ舌も痺れて話すことができない状態となった。その際に麻痺が起こった理由を文字で説明し、キリスト教の信条を学び、その筆記試験を行うということをしている³¹⁹。ディオスコ

fortuna nudasset. qua lege cautum est, ut primi artis eiusdem de novorum scientis iudicarent. hanc formam, quantum adserunt, aetas secuta sevavit, ddd. imppp. nunc Iohannes v. p. non eum gradum, quem subrogandis dederunt scita divalia, sed summo proximum conatur adipisci fultus palatinae militiae privilegio et impetratone specialis oraculi, quo Epicteri archiatri locum tunc adhuc superstitis inpetravit. sed quia lege et more cogentibus summates eiusdem progressionis par fuit in examen acciri. adhibitum est iudicio colledium omne medicorum, quorum potissimi inter venerationem legis et novi beneficii reverentiam iudicare non ausi eum locum Iohanni v. p. statuerunt deferendum, quem tenere potuisset, si eo tempore. quo aulae obsequiis deputatus est, archiattrorum numero fuisset adiunctus.' Symmachus, *Epistulae*. Liber X-27. Seeck, Otto Hg. *MGH Auct. ant.* 6.1, Berlin, 1883, S. 301.

³¹⁶ 'quare motus ambiguus et neque divi genitoris vestri ausus vestri subditis allegationibus partuim summam negotii reservavi, opperiens, quid deliberatio augusta constituat, cui soli fas est de scitis divalibus iudicare.' Symmachus, *Epistulae*. Liber X-27. Ibid. S. 301.

³¹⁷ Nutton, Vivian, "Archiatry and the Medical Profession in Antiquity." *Papers of the British School at Rome*. Vol. 45 (1977), pp. 191-226.

³¹⁸ 'adhibitum est iudicio colledium omne medicorum, quorum potissimi inter venerationem legis et novi beneficii reverentiam iudicare non ausi eum locum Iohanni v. p. statuerunt deferendum, quem tenere potuisset, si eo tempore. quo aulae obsequiis deputatus est, archiattrorum numero fuisset adiunctus.' Symmachus, *Epistulae*. Liber X-27. Ibid. S. 302.

³¹⁹ 'Archiatry etiam Dioscorus christianus fidelis est, simul gratiam consecutus;...Filia ejus in qua unica acquiescebat, aegrotabat, et usque ad totam desperationem salutis temporalis, eodem ipso patre renuntiante, pervenit....voto se obligasse, christianum fore, si illam salvam videret....Factum est. At ille quod voverat dissimulabat exsolvere:....Nam repentina caecitate suffunditur: statimque venit in mentem unde illud esset; exclamavit confitens, atque iterum vovit, se recepto lumine impleturum esse quod voverat. Receptit, implevit:....Symbolum non tenuerat, aut fortasse tenere recusaverat, et se non potuisse excusaverat: Deus viderat. Jam tum post festa omnia receptionis suae in paralysim solvitur

コルスは都市ヒッポの公共の医師であったことから、おそらくは公にその能力を認められた医師であったのだろう。

医師を養成するための機関 *collegium* はローマだけでなく、アテネやアレクサンドリアのように以前から医学教育が盛んであった都市の他、地中海沿岸の各所に存在していたようである³²⁰。このうちアテネの *collegium* はユスティニアヌス帝 (483-565) によって 529 年に閉鎖された³²¹。コンスタンティノープルでも中世まで継続して高水準の教育が行われた。中世における西ヨーロッパに対するビザンツ医学の優位は、トラレス出身のアレクサンドロス (525 頃-605 頃) を始めとする作家の存在により明らかである。医学書はギリシア語で書かれており、ラテン語圏の人々が医学を学ぶにはギリシア語を身につける必要があった。

医学書がラテン語に翻訳されるようになったのは 5 世紀頃以降のことである。第 1 章第 1 節で述べたように、ガレノスの著作『自然の機能について』やディオスコリデスの『薬物誌』のラテン語写本が中世初期にイタリア半島で作成された³²²。またヒポクラテスの『箴言』も中世初期には西欧に伝えられていたという。この『箴言』は、'Ο βίος βραχύς, ἡ δὲ τέχνη μακρά。『人生は短く、術のみちは長い』という書き出しが現代においてもよく知ら

multis ac pene omnibus membris, et etiam lingua. Tunc somnio admonitus confitetur per scripturam ob hoc sibi dictum esse accidisse, quod symbolum non reddiderit. Post illam confessionem redduntur officia omnium membrorum, nisi linguae solius; se tamen didicisse symbolum, ideoque memoria jam tenere nihilominus in eadem tentatione litteris fassus est.' Augustinus, *Epistola*. CCXXXVII. Migne, Jaques Paul ed. *Patrologia Latina* 33. cols. 1012-1013. 428 年もしくは 429 年の書簡である。

³²⁰ Consentino, Salvatore, "La figura del medicus in Italia tra tardoantico e altomedioevo. Tipologie social e forme di rappresentazione culturale." *Medicina nei secoli arte e scienza*. 9/3 (1997), pp. 361-389.

³²¹ Lemerle, Paul, *Histoire de Byzance*. Paris (Presses universitaires de France), 1998. [西村六郎 訳 『ビザンツ帝国史』白水社、2003 年]、75 頁。

³²² Riddle, John M, "Pseudo-Dioskurides' Ex herbis femininis and Early Medieval Medical Botany." *Journal of the History of Biology*. Vol. 14 No. 1 (1981), pp. 43-81. Baader, Gerhard, "Early Medieval Latin Adaptations of Byzantine Medicine in Western Europe." *Dumbarton Oaks Papers*. Vol. 38 (1984), pp. 251-259. Asfora, Wanessa "Reflexões teóricas e methodo-lógicas acerca dos manuscritos medievais de《De re conquinaria》para a história da alimentação na Alta Idade Média." *Bulletin du centre d'études médiévales d'Auxerre*. Numéro Hors série n° 2 (2008), pp. 1-13. Pilsworth, Clare, "Could you just sign this for me John? Doctors, Charters and Occupational Identity in Early Medieval Northern and Central Italy." *Early Medieval Europe*. vol. 17 no. 4 (2009), pp. 363-388.

れているが³²³、それに続く文言が意味するところによれば、医術は養生法、薬剤学、外科の3つの分野からなる³²⁴。しかしこのような医学分野の分類が中世初期のヨーロッパ各地で教育に活かされていたとは考えにくい。ヒポクラテスやガレノスが食養生を重視したように、古代ギリシアより節制による治療あるいは健康維持が実践されてきた。それがローマに伝わると、ローマ人たちも欲求や身体のコントロールをすることに重きをおいた³²⁵。アンティムスが5世紀に著した『食養生について』がフランク王テウデリク1世に献上されたことから、フランク王国においてもその実践が広まっていた可能性はある³²⁶。しかし外科はというと、外科医でもあったガレノスの知識がいくらか伝えられていたのみである。そもそもガレノス自身が外科的処置ではなく養生法と薬剤による治療に重きを置いていたのである³²⁷。外科がひとつの分野として自立した性格をもつようになるのは12世紀半ばのことである上に、13世紀までは人体解剖が行われることは稀であった³²⁸。ディオスコリデスの『薬物誌』は薬剤学の主要なテキストであるが、この著作は16世紀にフランクフルトで刊本が出版されるまではアルプス以北においては限定的に伝えられていたのみであった³²⁹。ギリシア医学の伝統が比較的良好に残されていたイタリア半島では、東ゴート王国においてカッシオドルスが『薬物誌』を推奨していたことが知られている³³⁰。

東ゴート王国の医師養成については、カッシオドルスの *Variae* に医学校の存在と医師

³²³ 齊藤 博「ヒポクラテスの箴言「人生は短く、術のみちは長い」について」『埼玉医科大学医学基礎部門紀要』10号、2004年、61-75頁。

³²⁴ Schipperges, Heinrich, *Der Garten der Gesundheit: Medizin im Mittelalter*. München (Artemis), 1985. [大橋博司, 濱中淑彦 訳『中世の医学 治療と養生の文化史』人文書院、1989年]、145-146頁。

³²⁵ 佐藤彰一『禁欲のヨーロッパ 修道院の起源』中公新書、2014年、139頁。

³²⁶ Messing, Gordon M., "Remarks on Anthimus De Observatione Ciborum.", *Classical Philology*. Vol. 37 No. 2, (1942), pp. 150-158.

³²⁷ 梶田 昭 著『医学の歴史』講談社学術文庫、2003年、81-98頁。内山 勝利 編、ガレノス『自然の機能について』京都大学出版会西洋古典叢書、1998年、240-243頁。奥田潤 編『薬学史事典』薬事日報社、2016年、629-630頁。奥田潤「45世代に影響を及ぼしたC.ガレノスの古典医学」上掲書、710-711頁。

³²⁸ Schipperges, Heinrich, *Der Garten der Gesundheit: Medizin im Mittelalter*. München (Artemis), 1985. [大橋博司, 濱中淑彦 訳『中世の医学 治療と養生の文化史』人文書院、1989年]、155頁。

³²⁹ 18世紀から19世紀にかけて薬学と化学が結び付けられるようになるまでの数百年の間、ヨーロッパ各地の大学医学部では薬剤学の講義をする際に『薬物誌』を用いており、近代の医学薬学教育において重要視された。田中玉美「ドイツの薬学史」奥田潤 編『薬学史事典』薬事日報社、2016年、543-549頁。

³³⁰ Schipperges, Heinrich, *Der Garten der Gesundheit: Medizin im Mittelalter*. München (Artemis), 1985. [大橋博司, 濱中淑彦 訳『中世の医学 治療と養生の文化史』人文書院、1989年]、149頁。

の徒弟制度に言及した箇所がある。医師たちは医学校を出た後も指導者を持ち、読書に時間を割いて古典に親しむように定められている³³¹。カッシオドルス自身も医学書を集めて文庫をつくっており、医学教育を重視していた³³²。イタリア半島がビザンツ帝国統治下に置かれた後の 572 年にラヴェンナで発給された証書には、作成者エウゲニウスの署名「ギリシア語学校の医師レオンティウスの息子」に *filius Leonti medici ab schola greca* とある。当時のギリシア語学校 *schola greca* は実質的には医学校であり、ヒポクラテスやガレノスの医学書の継承を教育の基礎としていた³³³。そしてギリシア語学校はおそらくカッシオドルスが東ゴート王国に仕えていた時代から存在していた。すなわち 5 世紀から 6 世紀のイタリア半島北部ではギリシア語の教育機関において医師が養成されていたことになる。証書の署名に肩書が書かれるということはつまり、医師の教師 *ιατροσοφιστής* がひとつの職業形態として確立していたことを示唆している³³⁴。

カッシオドルスの文書からは、当時の医師が身に着けていた医術についても知ることができる。基本となっていたのはやはり四体液説である。患者に痛みや睡眠などの症状を尋ねるのは経験の浅い医師であり、熟練の医師であれば脈をとって尿をみることでどの体液に問題があるのかを診断するのだという³³⁵。このような診断方法は古代ギリシアより続く

³³¹ 'Habeant itaque medici pro incolunitate omnium et post scholas magistrum, uacent libris, delectentur antiquis.' Cassiodorus, *Variae*, VI-19. FORMVLA COMITIS ARCHIATRORVM. Friedh. A. J. ed. *Corpus Christianorum Serie Latina XCVI*, 1973, p. 250.

³³² Haskins, Charles Homer, *The Renaissance of the twelfth century*, Cambridge Harvard University Press), 1927. [別宮貞徳、朝倉文市 訳『十二世紀ルネサンス』1997年、みすず書房]、270頁。

³³³ Pilsworth, Clare, "Could you just sign this for me John? Doctors, Charters and Occupational Identity in Early Medieval Northern and Central Italy." *Early Medieval Europe*. vol. 17 no. 4 (2009), pp. 363-388.

³³⁴ Consentino, Salvatore, "La figura del medicus in Italia tra tardoantico e altomedioevo. Tipologie social e forme di rappresentazione culturale." *Medicina nei secoli arte e scienza*. 9/3 (1997), pp. 361-389. Pilsworth, Clare, "Could you just sign this for me John? Doctors, Charters and Occupational Identity in Early Medieval Northern and Central Italy." *Early Medieval Europe*. vol. 17 no. 4 (2009), pp. 363-388.

³³⁵ 'Requirant rudes, quos uisitant aegrotantes, si dolor cessauit, si somnus affuerit: de suo uero languore te aegrotus interroget audiatque a te uerius quod ipse patitur. Habetis et uos certe uerissimos testes, quos interrogare possitis. Perito quidem archiatro uenarum pulsus enuntiat, quod intus natura patiat: offeruntur etiam oculis urinae, ut facilius sit uocem clamantis non aduertere, quam huius modi minime signa sentire.' Cassiodorus, *Variae*. VI-19. FORMVLA COMITIS ARCHIATRORVM. Friedh. A. J. ed. *Corpus Christianorum Serie Latina XCVI*, 1973, p. 250.

ものであり、西欧中世後期の医師たちも脈拍や尿を診断あるいは予後を決めるための材料としている³³⁶。

ではフランク王国では、どこで医師を養成していたのであろうか。メロヴィング期とカロリング期ともに医学校が存在したという証拠は発見されていない。ジョーンズによれば、メロヴィング期のガリアでは文字を読み書きする能力ですら医師に要求されなかった。ガリアの医師が為すべきことは瀉血や外科的処置であり、その技術さえ学べば奴隷でも医師になることが可能であった。身分の低い者でも、能力があれば王の宮廷に取り立てられて富を築くことは制限されなかったのである³³⁷。第2節でも紹介したネウストリア王キルペリク1世の侍医であったマリレイフは奴隷身分出身であった。父親は教会の水車小屋で働いており、兄弟、従兄弟も王に使える召使であったという³³⁸。マリレイフがどこで医術を学んだのかは語られていないが、メロヴィング期の状況を考慮すれば奴隷であるマリレイフが医学書を読むことができるほどのリテラシースキルを身に付けていたかどうかは疑わしい。

前節でも述べたように、カロリング期になると聖職者あるいは修道士が医師になる傾向がより顕著となる。したがって従来の医学史研究において、カロリング期は教会あるいは修道院における医学教育が重視された時代であると位置付けられてきた。これについてマッキニーは、ラバヌス・マウルスの『聖職者の教育について』に見られる「様々な病に対する異なる薬について学ぶことを無視するべきではない³³⁹」という一節に、医学教育を普

³³⁶ Schipperges, Heinrich, *Der Garten der Gesundheit: Medizin im Mittelalter*. München (Artemis), 1985. [大橋博司, 濱中淑彦 訳『中世の医学 治療と養生の文化史』人文書院、1989年]、141頁。

³³⁷ Jones, Allen E, *Social Mobility in Late Antique Gaul*, New York (Cambridge University Press), 2009, pp. 339f.

³³⁸ Marileifum vero, qui primus medicorum in domo Cilperici regis habitus fuerat, ardentissime vallant; et qui iam a Gararico duce valde spoliatus fuerat, ab his iterum denudatur, ita ut nulla ei substantia remaneret. Equos quoque eius, aurum argentumque sive species, quas meliores habebat, partier auferentes, ipsum ditioni aeclesiasticae subdiderut. Servitium enim patris eius tale fuerat, ut molinas aeclesiasticas studeret, fratresque ac consubtini vel reliqui parentes colinis dominicis adque pistrino subiecti erant.' Gregorius Turonensis, *Decem libri historiarum*. VII-25. Kursch, Bruno und Levison, Wilhelm Hg. *Gregorii Turonensis Opera. MGH SS rer. Merov.* 1,1. Hannover, 1951. S. 344f.

³³⁹ 'Nec enim eis aliqua eorum ignorare licet, cum quibus vel se vel subiectos instruere debent, id est scientiam sanctarum scripturarum, puram veritatem historiarum, modos tropicarum locutionum,

及させようとしたラバヌス・マウルスの意図を見出している³⁴⁰。リシェもまたラバヌス・マウルスのこのテキストを取り上げ、カロリング期には聖職者教育の課程に医学が含まれており、聖職者は薬について知っていなければならないとされていたと述べた³⁴¹。しかしながらパクストンはマッキニーの主張に対して、ラバヌス・マウルスがこの著作で説いているのは世俗の医術ではなく霊的な問題に対処するための聖職者の心構えであり、この記述が直ちに教会における世俗の医術の重視にはつながらないと反論した³⁴²。霊的な問題とは魂の病を指す。つまり『聖職者の教育について』におけるこの文言が「魂の医師」としての聖職者の役割を果たすための知識であることは、第1節ですでに論じたとおりである。ラバヌス・マウルスの著作は、マッキニー及びリシェが主張したような、カロリング期における世俗の医学の重視を示す証拠ではない。しかしながら教会内における教育と生活について16項目の命令を伝えるカール大帝の805年の勅令は、「医学について。若者たちはこれを学ぶべく奨励されるように³⁴³」と規定している。800年前後にロルシュの王立修道院で作成された『ロルシュの薬方書』の存在も、カール大帝の時代における医学教育の正当化でありその契機ともみなされた³⁴⁴。当時の教会が医学教育を推進する状況にあったことは否定されないだろう。イタリアのギリシア語学校のような医師の養成所は、カロリン

significationem rerum mysticarum, utilitatem omnium disciplinarum, honestatem vitae in probitate morum, elegantiam in prolatione sermonum, discretionem in exhibitione dogmatum, differentiam medicaminum contra varietatem aegritudinum.’ *De institutione clericorum* III-1. Zimpel, Datlev ed. *De institutione clericorum: Über die Unterweisung der Geistlichen*. Turnhout (Brepols), 2006, S. 454f.

³⁴⁰ MacKinney, Loren C., *Early Medieval Medicine with Special Reference to France and Charters*. New York (Around Press), reprint ed. in 1979, first pub. in 1937, pp. 94f.

³⁴¹ Riché, Pierre, *La vie quotidienne dans l’empire Carolingien*. Paris (Hachette), 1973. [岩村清太 訳 『中世の生活文化誌 —カロリング期の生活世界—』 東洋館出版社、1992年]、203頁。Riché, *Ecoles et enseignement dans le Haut Moyen Age. Fin du V^e siècle – milieu du XI^e siècle*, Paris (Picard), 1989, p. 277.

³⁴² Paxton, Frederick S., “Curing Bodies –Curing Souls: Hrabanus Maurus, Medical Education, and the Clergy in Ninth-Century Francia.” *The Journal of the History of Medicine and allied Science*. Vol. 50 (1995), pp. 230-252.

³⁴³ ‘De medicinalia arte ut infantes hanc discere mittantur.’ *Karoli Magni Capitularia* 43-6. Boretius, Alfred Hg. *MGH, Leges, Capit.* Hannover, 1883, S. 121.

³⁴⁴ Keil, Gundolf Hg. *Das Lorscher Arzneibuch: Faksimile der Handschrift Msc. Med. 1 der Staatsbibliothek Bamberg, Bd. 1*. Stuttgart (Wissenschaftliche Verlagsgesellschaft), 1989. S. 15f. Keil, Gundolf, “Zur Heilkunde im frühen Mittelalter.” Heimt- und Kulturverein Lorsch Hg. *Das Lorscher Arzneibuch. Klostermedizin in der Karolingerzeit*. Lorsch (Verlag Laurissa), 3. Auflage. in 2002, 1. Auflage in 1989, S. 11-20.

グ期にもフランク王国の統治の中心であったアルプス以北の地方には存在しなかった。中世初期から盛期にかけて医療の中心的な役割を担ったのが修道院であったことから、修道院で伝統的に医術が伝えられていたと推測される。病者の世話に関わる者は、重症者の死の兆候を見逃さないように教えられた。パクストンによれば、8世紀後半から9世紀にかけて死に対する典礼の在り方が変化したことに伴い、死が訪れる前にその用意をせねばならず、死に瀕している者に迅速に対応しなければならなかったためである³⁴⁵。

イタリアでは10世紀から11世紀にはすでにサレルノ大学の前身となる医学校が存在していたことが知られている。世俗の学校であるサレルノ医学校はイタリアの医師の共同体がヒポクラテスの *collegium* と呼ばれる団体へと統合されて成立したと考えられている。これは同業者の師弟関係の統合体であり、中世の大学の原型とも言えるものであるとシッパージェスは述べている³⁴⁶。南イタリアは9世紀よりイスラーム勢力の侵略を受けており、サレルノでも10世紀頃にはすでにアラビア医学の影響がみられる³⁴⁷。アフリカ出身のベネディクト会修道士コンスタンティヌスはアラビア語の医学書をラテン語に翻訳し、西欧へのアラビア医学の伝播及びアラビア医学を通してのギリシア医学の復活に寄与したことが知られているが³⁴⁸、サレルノ医学校におけるアラビア医学の受容はこれに先んじていることから、イタリアにおける医学教育の起源はコンスタンティヌス以前からその地にあった医学の伝統に基づいているとみなされている³⁴⁹。11世紀にはサレルノは西欧における医学教育の中心となっていた。その後はフランス南部モンペリエに医学校がつくられ、サレルノとモンペリエの医学教育の伝統が西欧各地の大学に広まっていった。クレモナ出身の

³⁴⁵ Paxton, Frederick S. "“Signa Mortifera”: Death and Prognostication in Early Medieval Monastic Medicine." *Bulletin of the History of Medicine*. Vol. 67, No. 4 (1993), pp. 631-650.

³⁴⁶ Schipperges, Heinrich, *Der Garten der Gesundheit: Medizin im Mittelalter*. München (Artemis), 1985. [大橋博司, 濱中淑彦 訳『中世の医学 治療と養生の文化史』人文書院, 1989年], 206-208頁。

³⁴⁷ Sigerist, Henry E, "The Latin Medical Literature of the Early Middle Ages." *Journal of the History of Medicine*. No. 13 (1958), pp. 127-150.

³⁴⁸ Mayer, Johannes Gottfried et al, *Kräuterbuch der Klostermedizin*, Leipzig, 2003. S. 12.

³⁴⁹ Haskins, Charles Homer, *The Renaissance of the twelfth century*, Cambridge Harvard University Press), 1927. [別宮貞徳、朝倉文市 訳『十二世紀ルネサンス』1997年、みすず書房], 16頁。

助祭ゲラルドゥス（1114-1187）がトレドに渡りアラビア語の医学書をラテン語に翻訳してその知識が拡散すると、西欧における医学教育はさらなる進展を遂げることになる。医学はリベラルアーツのすべての学問と密接に結びつくようになり、中世の後半には医師を志す者は大学で自由七学芸を身につけなければならなかった³⁵⁰。外科学や薬剤学もこの頃より発展の兆しを見せ、体系的な医学教育が行われるようになった。養生法の伝統も健在で、サレルノでは安静と明朗と節度を原則とする『健康規則』なるものが生まれ、当時の人々に広く受け入れられた³⁵¹。この頃より医師は大学で医学を修めた者であり、治療と健康維持の専門家であった。現代の医師像の原型は、中世後半にようやく象られたのである。

³⁵⁰ Schipperges, Heinrich, *Der Garten der Gesundheit: Medizin im Mittelalter*. München (Artemis), 1985. [大橋博司、濱中淑彦 訳『中世の医学 治療と養生の文化史』人文書院、1989年]、177頁。

³⁵¹ Schipperges Ibid. [『中世の医学 治療と養生の文化史』]、262-264頁。

第3章 治癒の手段

第1節 病者のための空間

本節では、治療を行う空間である *xenodochium* と修道院に着目し、中世初期から盛期にかけて、病者はどこで世話をされ、あるいは治療を受けたのかを考察する。近年の医学史・薬学史研究においては、病因と空間認識を主題とした新たな方向性の模索がなされている。ベイカーは、医学史にも「空間」の概念を取り入れる方法論を試みており、従来の主に医学知識や技術の発展に着目した医学史研究を厳しく批判し、そのような従来の研究から脱却しなければならないとも主張している³⁵²。これまで研究対象となることの少なかった「空間」について考察することで、中世における病の治療と癒しの実態を解き明かしていく上での助けとしたい。

a. 中世初期の *xenodochium* と *leprosarium*

病者のための空間とは、病者にとっては病気になったときに入る空間であり、そして治療者にとっては治療を行うための空間である。古代史研究者のローゼンはこのように立場の違いによって空間認識が異なる点に留意しつつ、ローマ帝政期初期における病者のための空間の変化について論じた。かつては古代ローマの神々の神殿が治療のための空間であった。ギリシア人医師のローマへの流入以降はプライベートな空間であるところの病者の家で治療を行うようになり、神殿という住居ではない場所で行われた治療と置換された。

³⁵² Baker, Patricia A., "Introduction: Conceptualizing Body, Space and Borders." Baker, Patricia A. et al eds., *Medicine and Space: Body Surroundings and Borders in Antiquity and the Middle Ages*. Leiden (Brill), 2012, pp. 1-19.

それがローマ人のギリシア人医師への反発を招く要因のひとつとなったともローゼンは述べている³⁵³。しかしながらガリアにおいては聖域における治療が継続していた。ケルトの慣習を受け継ぎ主に水源を聖域としていたが、その中には病の治療があると考えられていた場所もあった。3世紀から5世紀にかけて破壊や放棄により衰退したが、そのような聖域はガリアの人々が病の治療のため祈りを捧げる空間であった。いくつかの聖域では医師が治療を行っていたということも確認されている。キリスト教がガリアで広められると、聖域信仰は次第に聖人への崇敬へと変わっていった。癒された目の病や麻痺、関節の痛みなどが聖人伝における治療の奇跡に置換された³⁵⁴。

中世初期の西ヨーロッパでは、王や権力者を除き、修道院あるいは *xenodochium* と呼ばれる場所、つまり家庭の外に設けられた空間で再び治療が行われるようになった³⁵⁵。イタリアでは、12世紀頃にはフィレンツェなどでは都市が公共の医師を雇って施療院とも訳される *xenodochium* で人々の治療にあたらせていたことはよく知られている³⁵⁶。しかし中世の最初期においては *xenodochium* は治療のための場所というよりむしろ病者や貧者、巡礼者らの宿泊所であった³⁵⁷。ローマ帝政末期より *xenodochium* は皇帝の命令によって設立されており、西ヨーロッパにおいては5世紀頃には属州であったガリアの南部を中心

³⁵³ Rosen, Ralph M. "Spaces of Sickness in Greco-Roman Medicine." Baker, Patricia A. et al eds., *Medicine and Space: Body Surroundings and Borders in Antiquity and the Middle Ages*. Leiden (Brill), 2012, pp. 227-244.

³⁵⁴ 佐藤彰一『禁欲のヨーロッパ 修道院の起源』中公新書、2014年、163-182頁。

³⁵⁵ Jetter, Dieter, "Hospitaler aus der Zeit der Merowinger und Karolinger (481-751-987)." *Sudhoffs Archiv*. Bd. 55 (1971), S. 225-246.

³⁵⁶ Dalrymple-Champneys, Weldon, "An Examination of the Place of the Doctor in the State from Ancient Times to the Present Day, together with Certain speculations Regarding the Future." *Proceeding of the Royal Society of Medicine*. 89 (1943), pp. 89-100. Sistrunk, Timothy G, "The Function of Praise in Contract of a Medieval Public Physician." *The Journal of the history of Medicine and Allied Science*. Vol. 48 (1993), pp. 320-334. など多くの文献に見られる記述である。フランスや神聖ローマ帝国内の領邦でも12世紀頃から都市に施療院が登場するが、教会が設置したものを市民が運営するという形であったために、イタリアのように必ずしも都市が主体となって医師を置いたのではない可能性もある。Schipperges, Heinrich, *Der Garten der Gesundheit: Medizin im Mittelalter*. Munchen (Artemis), 1985. [大橋博司、濱中淑彦 訳『中世の医学 治療と養生の文化史』人文書院、1989年]、236-249頁。

³⁵⁷ MacKinney, Loren, *Early Medieval Medicine with Special Reference to France and Charters*. Around Press, Reprint ed. New York, 1979, Duhamel. first pub. in. 1937, pp.74f. Jetter, Ibid. Nutton, Vivian, "Archiatry and the Medical Profession in Antiquity." *Papers of the British School at Rome*. Vol. 45 (1977), pp. 191-226. O'Gorman, Kevin, *The Origin of Hospitality and Tourism*. Oxford (Goodfellow Publishers), 2010, p. 102f.

に点在していた。また前章で述べたように 6 世紀の司教座には *archiater* と称された医師が存在しており、南ガリアの都市においてはローマ帝国の「公共の医師」*archiatri populares* の制度が続いていたものと推測される。これらの医師が活動をした場所は都市の *xenodochium* であった。しかし *xenodochium* は次第に都市ではなく修道院に附属する施設として作られるようになり、運営も修道院が行っていた。あくまでも付属施設である *xenodochium* は国王証書においても教会や修道院とは明確に区別されていることもあり、修道院の外部に設けられていたと考えられる³⁵⁸。そして *xenodochium* にも教会や修道院と同様にイムニテートが与えられることがあった。

西ローマ帝国崩壊後も権力者が修道院にそのような施設をつくることは稀ではなく、パリを首都とする王国を治めたキルデベルト 1 世 (496-558) は妻ウルトゥロゴータとともに 549 年頃リヨンに *xenodochium* を設立した他³⁵⁹、キルデベルトの弟であるクロタール

³⁵⁸ 中部フランク王ロタール 1 世の 832 年の証書。ビザンツ保護下にあったイタリア北東部の都市アクイレリアの大主教の叙任権と教会の使用人の自由を認めたもの。'nisi forte quando noster aut alicuius filii nostri illuc fuerit adventus vel quando illic prae sidium positum fuerit ad inimicorum infestationem propellendam, sed et nullus quilibet ex fidelibus nostris vel iudex publicus in monasteria praefatae ecclesiae subiecta et xenodochia et ecclesias parrochiales et titulos earum vel ceterorum possessiones, quas moderno iuste et rationabiliter in quibuslibet pagis et territoriis infra ditionem imperii nostri memorata tenet vel possidet ecclesia tam ex munere regum vel ducum quamque ex conlatione ceterorum fidelium nec non et ex oblationibus, emptionibus et commutationibus,' *Die Urkunden Lothars I.* Schiffer, Theodor Hg. *MGH DD Lo I.* Berlin, 1966, S. 72. ロタールの息子ルドヴィコ 2 世 (825-875) が 860 年に発給した、ボッピオ修道院にいくつかの所領のイムニテートと保護の継続を確認する証書。'Precipientes ergo iubemus et omnino decernimus atque sancimus, ut nullus iudex publicus neque discurrens missus nec cuiuslibet potestatis persona in ecclesia xenodochia cortes villas loca vel agros seu reliquas possessiones praefati monasterii, quas praesenti tempore in quibuscumque pagis et territoriis infra nostri imperii ditionem possidere cognoscitur vel que eius iuri pietas divina deinceps augeri voluerit, ad causas iudicario more audiendas vel freda aut teloneum exigendum sive mansiones vel paratas faciendas aut parafredos vel fideiussores tollendos sive homines ipsius monasterii ingenuos commendatos vel servos distringendos aut ullas redibitiones vel occasiones exquirendas ullo umquam tempore ingredi audeat.' *Die Urkunden Ludwigs II.* Wanner, Konrad Hg. *MGH DD L II.* München, 1994, S. 129. 及び東フランク王カールマン (830-880) の 879 年の証書。上述のロタール 1 世がアクイレリアの教会に付与した特権を確認する内容。'Sed et nullus quilibet ex fidelibus nostris vel iudex publicus in monasteria praefate ecclesiae subiecta et xenodochia et ecclesias parrochiales et titulos earum vel ceteras possessiones, quas moderno tempore iuste et rationabiliter in quibuslibet pagis et territoriis infra ditionem imperii nostri memorata tenet vel possidet ecclesia tam ex munere regum seu imperatorum vel ducum quamque ex collatione Albuini et Teotpurge,' *Die Urkunden Karlmanns.* Nr. 22. Kehr, P. Hg. *MGH DD Kn.* Berlin, 1934, S. 317.

³⁵⁹ 549 年オルレアン教会会議の後にリヨンに *xenodochium* を設立した。'15. De exenodocio uero, quod piissimus Childeberthus uel iugalis sua Vulthrogtho regina in Lugdunensi urbe inspirante Domino condiderunt, cuius institutionis ordinem uel expensae rationem petentibus ipsis manuum nostrarum suscriptione firmauimus...' De Clercq ed. *Conciliae Galliae* 2. S. 153 Z. 121-125. Kölzer, Theo Hg. *MGH DD Mer.* Hannover, 2001, S. 508.

1 世（497-561）の妃ラデグンデはポワティエのサント・クロワ修道院に附属の施療院を設けている。この施設は非常に大規模なものであったが次第に衰退した³⁶⁰。イエッターは、政治の重心がソワソンやサン・ドニといった北部へと移動したことがガリア南部における xenodochium の衰退の理由の一つであると述べている。カロリング期になると xenodochium の新設はメロヴィング期よりも減少したと推測される。しかしカール大帝が宮廷をおいたアーヘンにも xenodochium は存在していた。ロタール 1 世はモン・スニに xenodochium を設立したことが知られている。ロタール 1 世が建立したものはアルプスを通る巡礼者のためのものであった可能性が高い³⁶¹。モン・スニの事例は、xenodochium は医療行為をする場というよりは巡礼者のための宿泊所としての性格が強いものであったというオゴーマンの主張に合致する³⁶²。また西フランク王シャルル 2 世の 856 年のカピトゥラリアにも xenodochium に関する規定がある。シャルル 2 世は司教たちに xenodochium に必要な出費をするように命じているが、ここでは「xenodochiorum すなわち宿泊所の」 xenodochiorum, id est hospitalium と書かれている。このカピトゥラの冒頭において「巡礼者の宿泊所」Hospitalia peregrinorum と定義されていることから、シャルル 2 世治世期においてもやはり、xenodochium は巡礼者のための施設としての機能をもっていたと言える³⁶³。中世初期においてこれらの施設で来訪者をもてなす際の基本概念は「奉仕的愛情」hospitalitas であった³⁶⁴。各地の修道院に付属の宿泊所として設立された xenodochium は

³⁶⁰ Jetter, Dieter, “Hospitäler aus der Zeit der Merowinger und Karolinger (481-751-987).” *Sudhoffs Archiv*. Bd. 55 (1971), S. 225-246.

³⁶¹ Jetter, Ibid.

³⁶² O’Gorman, Kevin, *The Origin of Hospitality and Tourism*. Oxford, 2010, pp. 103f

³⁶³ ‘10. Hospitalia peregrinorum, sicut sunt Scottorum et quae tempore antecessorum vestrorum regum constructa et constituta fuerunt, ut ad hoc, ad quod deputata sunt, teneantur et a rectoribus Deum timentibus ordinentur, custodiantur, ne dissipentur, obtinete. Sed et rectoribus monasteriorum et xenodochiorum, id est hospitalium, praecipite, ut, sicut canonica docet auctoritas et capitula avi et patris vestri praecipunt, episcopis propriis sint subiecti et monasteria atque hospitalia sibi commissa ipsorum regant consilio, quorum episcopi paternam sollicitudinem eis secundum ministerium illorum studebunt impendere. Et quia saepe unicuique in omni ordine competentem legem et iustitiam una cum fratribus vestris frequenti adnuntiatione perdonastis, ecclesiastici et religiosi habitus viri ac feminae atque peregrini et pauperes, in quibus specialiter Christus suscipitur, perdonationem vestram sibi sentiant semper adesse.’ *Additamenta ad Capitularia Franciae* occidental. 295. Consilium optimatum Karolo II. Datum 856 Aug. 10. Krause, Victor Hg. *MGH Capit. II*. Hannover, 1847, S. 434.

³⁶⁴ Schipperges, Heinrich, *Der Garten der Gesundheit; Medizin im Mittelalter*. München (Artemis),

やがて病者の世話を主たる目的とするようになり、のちの修道院での医療活動のもとになっているとも考えられている。

東ローマ帝国においても4世紀から5世紀にかけてエルサレムを目指す巡礼者のための宿泊所、そして病者の世話をするための施設としてパレスチナに *ξενοδοχεῖον* が設立された³⁶⁵。しかしながらビザンツ帝国、そしてさらに東方のイスラーム帝国では大都市で救貧院が発達し、さらに現代の形に近いような大規模な病院へと変化を遂げたことが知られている³⁶⁶。フランク王国はというと宮廷が移動して定まった首都がなく、東方のような大都市が発展しなかったために人口は集中せず分散した。このため大規模な救貧院あるいは施療院の出現には、上述のように西ヨーロッパでも都市が発展を見せる12世紀を待たねばならない。中世初期の巡行王権は各地に王の宿泊所を必要としており、これも修道院に *xenodochium* が設立される要因のひとつであった³⁶⁷。

病者のための空間としては *xenodochium* の他、レプラ患者収容施設である *leprasarium* がある。中世末期にはほとんどの都市がレプラ収容所を所有していた³⁶⁸。レプラは罪深さの表出であると考えられていたため、レプラ患者は忌避されるべき存在であった³⁶⁹。643年にランゴバルト王国で成立した『ロターリ王法典』には、レプラに罹患した者は追放され、法的には死したものと見做すと記されている³⁷⁰。おそらくイタリアのみならずヨーロ

1985. [大橋博司、濱中淑彦 訳『中世の医学 治療と養生の文化史』人文書院、1989年]、220-221頁。

³⁶⁵ Voltaggio, Michele, "Xenodochia" and "Hospitia" in Sixth-Century Jerusalem: Indicators for the Byzantine Pilgrimage to the Holy Places." *Zeitschrift des Deutschen Palästina-Vereins*. Bd. 127, H. 2 (2011), pp. 197-210.

³⁶⁶ Watt, W. Montgomery, *The Influence of Islam on Medieval Europe*. Edinburgh (Edinburgh University Press), 1972, pp. 35f. 大月康弘「十二世紀コンスタンティノーブルの帝国病院」歴史学研究会編『ネットワークの中の地中海』青木書店、1999年、232-255頁。

³⁶⁷ Jetter, Dieter, "Hospitälere aus der Zeit der Merowinger und Karolinger (481-751-987)." *Sudhoffs Archiv*. Bd. 55 (1971), S. 225-246.

³⁶⁸ Schipperges, Heinrich, *Der Garten der Gesundheit: Medizin im Mittelalter*. München (Artemis), 1985. [大橋博司、濱中淑彦 訳『中世の医学 治療と養生の文化史』人文書院、1989年]、80頁。

³⁶⁹ Jankrift, Kay Peter, *Krankheit und Heilkunde im Mittelalter*. Darmstadt (Wissenschaftliche Buchgesellschaft), 2003, S. 115f. 第1章第2節も参照。

³⁷⁰ '176. Si quis leprosus effectus fuerit, et cognitum fuerit iudici vel populo certa a rei veritas, et expulsus fuerit a civitate vel casa sua, ita ut solus inhabitet, non sit ei licentia res suas alienare aut thingare cuilibet personae; quia in eadem die, quando a domo expulsus est, tamquam mortuus habetur. Tamen, dum advixerit, de rebus quas reliquerit pro mercedis intuitu nutriatur.' *Leges Langobardorum*, 176. Pertz, Georg Heinrich Hg. *MGH Leges Langobardorum*. Hannover, 1858, S. 330. Nótári, Tamás,

ツパの他の地域でも同様の慣習があり、レプラ患者は死者のためのミサを挙げたうえで共同体から追放された。追放された者たちを収容する場所が *leprasarium* であった³⁷¹。

メロヴィング期のテキストは、カロリング家の祖メッス司教アルヌルフ（582頃-640）が老齢により司教職を辞して隠居したのちにレプラ患者への奉仕をしたと伝えている³⁷²。しかしながらアルヌルフが実際にレプラ収容所を設立した、あるいはレプラ患者のために働きかけたかどうかは不明である。ウィリアムズは、聖アルヌルフ伝のこの記述は聖人伝によく見られる定型句であり、聖人の功德を強調するレトリックであると述べている³⁷³。シャロン・シュル・ゾーヌやヴェルダンにも6世紀から7世紀にかけて *leprasarium* があったと言われているが³⁷⁴、中世初期においてはどれほどの収容所が存在していたかは知られていない。しかしレプラは中世初期にはすでに西ヨーロッパ各地で頻繁にみられる疾患であったため、その需要を鑑みれば収容所もまた各所に作られていたと推測される³⁷⁵。もちろん現代のような診断ができない状況においては他の皮膚疾患との鑑別ができていなかったことは言うまでもないが、当時の人々はレプラを恐れており、真偽はどうであれレプラに罹患したと宣告されたならば患者は社会から追放され、生きるためには *leprasarium* で暮らすほかはなかったのである。

“Physicians, patients and treatments in early medieval German (especially Bavarian) legislation.” *Fundamina*. vol.23 n.1 (2017), pp. 61-88.

³⁷¹ Schipperges, Heinrich, *Der Garten der Gesundheit: Medizin im Mittelalter*. München (Artemis), 1985. [大橋博司、濱中淑彦 訳『中世の医学 治療と養生の文化史』人文書院、1989年]、80-82頁。

³⁷² ‘21. Post haec autem beatus, relictis cuntis saeculi rebus atque bene praesertim que pauperibus erogatis, iamque fidus et securus de thesauro in caelo recondito, non multis delapsis diebus, pauper quidem propter Christum in saeculo effectus, sed iam dives virtute Domini, veluti Helias novus ad heremum properat et inter bestias et feras silvae, parvulis mansiunculis patrat, cotidiana meditacione laudes Deo personat. Adscitis quippe aliquantulis secum monaculis necnon et leprosis, sub quibus manibus propriis fidelissimam servitutum iugiter inpendebat, calciamenta a pedibus detraens adque detergens, capita et pedes illorum crebrius abluens, necnon et lectos ipsorum reciprocis diebus studiosissime compositos praeparabat.’ *Vita Sancti Arnulfi*, 21. Kursch, Bruno Hg. *MGH SS. rer. Merov.* 2. Hannover, 1888. S. 441.

³⁷³ Williams, James B. “Carolingian Formation of a Persecuting Society.” *The Heroic Age*. Vol. 17 (2017). Published on 10. Jan. 2018. ISSN 1526-1867. <http://www.heroicage.org/index.php>

³⁷⁴ Jankrift, Kay Peter, *Krankheit und Heilkunde im Mittelalter*. Darmstadt (Wissenschaftliche Buchgesellschaft), 2003, S. 118.

³⁷⁵ 現在のドイツ南部 Lauchheim の墓地を発掘調査した報告によれば、鼻腔軟骨の浸食に起因する頭蓋骨の変形からハンセン氏病に罹患していたと推測される死体が複数発見されている。スカンジナビア半島でも同様の報告がある。Boldsen, Jesper L., “Leprosy in the Early Medieval Lauchheim Community.” *American Journal of Physical Anthropology*. 135 (2008), pp. 301-310.

b. 修道院

ヨーロッパ中世において、修道院が病者の治療に大きな役割を果たしたことはよく知られている。初期の西欧の修道院には必ず、どんなに小さな施設であったとしても、病者のための部屋や看護をするための場所が備えられていた³⁷⁶。この根拠として挙げられるのが、『ベネディクト戒律』の規定である³⁷⁷。病者の世話は修道士たちの重要な務めであった。しかしながら、中世初期に病者のための空間が修道院のどこにあったのかは知られていない。先述の *xenodochium* が巡礼者のための宿所であったのなら、病者はどこで治療を受けていたのであろうか。初期のベネディクト会修道院の構造を伝える史料はほとんど存在しておらず、『ベネディクト戒律』が作成されたモンテ・カッシーノ修道院についてもそれは同様である。モンテ・カッシーノに病者のための空間が実際に存在していたかどうか不明である³⁷⁸。

当時の修道院における病者のための空間を視覚的に伝える史料として、ザンクト・ガレンで発見された修道院見取り図がある。この見取り図は 820 年に作成されたことがわかっているが、実際の修道院の見取り図ではなく理想とされる修道院の形を表現したものであると言われている。この見取り図の中に病者のための部屋、医師の部屋、瀉血のための部屋があることは、中世医学史研究においてはたびたび指摘されている³⁷⁹。その他には、聖務日課を行うための教会、修道士の生活の場、修道院長のための空間、特別な来客者の宿所、使用人たちの家、修道し見習いの宿坊、そして巡礼者と貧者のための宿舎というよう

³⁷⁶ Schipperges, Heinrich, *Der Garten der Gesundheit: Medizin im Mittelalter*. München (Artemis), 1985. [大橋博司、濱中淑彦 訳『中世の医学 治療と養生の文化史』人文書院、1989年]、233 頁。

³⁷⁷ 'Infirmorum cura ante omnia et super omnia adhibenda est, ut sicut revera Christo ita eis seviatur, quia ipse dixit: Infirmus fui, et visitastis me, et: Quod fecistis uni de his minimis, mihi fecistis.' *Regula Benedicti*. 36. de Vogüé, Adalbert ed. *La règle de Saint Benoît II*. Paris (Édition du Cerf), 1972, pp. 570-572. 『マタイによる福音書』25-36。

³⁷⁸ Jetter, Dieter, "Klosterhospitäler; St. Gallen, Cluny, Escorial." *Sudhoffs Archiv*. Bd. 62, H. 4 (1978), S. 313-338.

³⁷⁹ 例えば Schipperges, Heinrich, *Der Garten der Gesundheit: Medizin im Mittelalter*. München (Artemis), 1985. [大橋博司、濱中淑彦 訳『中世の医学 治療と養生の文化史』人文書院、1989年]、234-236 頁。

に、そこに滞在する人間の立場によって居住スペースが明確に分けられている。さらにミサに必要なものを用意する建物も別に設けられている。調理場や醸造所、浴室等も、修道士のためのもの、修道院長のためのもの、見習いのためのもの、特別な来客のためのもの、巡礼者と貧者のためのもの、そして病者のためのものに分かれている。それぞれの居住空間は塀で仕切られて独立しており、そこから出ることなく生活できるように、あるいは他者の空間へ侵入することがないように設計されているのである³⁸⁰。この広大な修道院の敷地の中で、病者の治療や世話をするための空間は北東部の一角に配置されている³⁸¹。

まず、敷地の北東の端に位置しているのは薬草園である。南東部には野菜の畑があり、この見取り図では薬草と食用野菜が別々に栽培されることになっている³⁸²。薬草園に隣接しているのは医師の家である。薬草園で採取した植物を使用してここで薬剤の調製を行うことも想定されていた。この建物の入り口は北側、つまり修道院の外に向けられている³⁸³。外部から直接訪れることができる建物はこの医師の家、特別な来訪者の宿所、そして学校等に限定されている。つまり外部の人間がこれらの施設を訪れる機会があったということである。修道士の病に限らず、修道院外の病者の治療も医師が行うことを前提としていた可能性がある。この医師の家の隣、薬草園の反対側には瀉血と浄化のための部屋があるが、この間は塀で仕切られている。また瀉血と浄化をする場であるこの建物も他の施設と直接に行き来できる通路がなく、独立した構造になっている。医師の家のすぐ南側には病にかかった修道士のための部屋が設けられている。病にかかった修道士が過ごす建物のすぐ西側、つまり瀉血室の南側には、病者のための調理場と浴室がある。調理場と浴室は上述のようにそれぞれの居住空間ごとに備えられているのであるが、とくに病者の浴室を他者と

³⁸⁰ 添付史料 1 を参照。

³⁸¹ 添付資料 2 を参照。

³⁸² Boseva, Kalina Y. and Bosseva, Yulia Z. “Edible and medicinal plants in the cloister gardens of West Europe (800s – 900s AD).” *Phytologia Balcanica*. Vol. 22 No. 2 (2016), pp. 161- 166. 添付資料 3 及び第 3 節を参照。

³⁸³ D’aronco, Maria A. “The Benedictine Rule and the Care of the Sick: The Plan of St Gall and Anglo-Saxon England.” Bowers, Barbara S. ed. *The Medieval Hospital and Medical Practice*. Aldershot (Ashgate Publishing Limited), 2007, pp. 235-251.

分けることは、疾病予防のために衛生上有用なことではあるが、当時の人々にそのような確たる認識があったかどうかは定かではなく、敷地が広大であったがための措置であるとも言いきれない。調理場が他の修道士たちと分けられているのも、病者には普段は禁じられている四足獣の肉を与えてもよいという『ベネディクト戒律』の規定からみれば、理にかなっているとも言える³⁸⁴。調理場の南側には教会があるが、その教会の最東端のホールは病にかかった修道士のための聖堂である。病者の部屋からほど近い場所に配置されており、病に臥せていても聖務日課に参加できるよう考慮されたものである。

修道士のための居住空間に立ち入ることができるのは修道士のみであるとされた³⁸⁵。つまり病者の部屋にあてられている場所は「病める兄弟」が療養を許された場所であり、外部の病者を受け入れる施設ではなかったことになる。修道院の使用人たちは、病にかかると医師の家で治療を受けた。また修道士でも伝染性の病にかかった者も医師の家に滞在したと推測される³⁸⁶。修道院外部の病者を、巡礼者と貧者のための宿所に受け入れることを想定していた可能性はあったのだろうか。ヤンクリフトによれば、この宿所は病の治療に関わらない宿泊所としての巡礼者のための空間も備えているが、特に貧しい病者のための部屋である³⁸⁷。すなわち中世初期の修道院は広く病者を受け入れて世話をする場所と考えられていたのではなく、医師が一般の人々の治療にもあたるが、修道院内で世話をするのは病にかかった修道士のみであると想定されていたことになる。とはいえこのザンクト・ガレン修道院見取り図は、すでに述べたように実在した修道院のものではないため、中世初期の修道院において実際に病者をどこで世話していたのか、修道院外の病者の治療をし

³⁸⁴ ‘Carnium vero quadrupedum omnimodo ab omnibus abstineatur comestio, præter omnino debiles ægrotos.’ *Regula Benedicti*, XXXVIII, De mensura cibis. de Vogüé, Adalbert ed. *La règle de Saint Benoît II*. Paris (Édition du Cerf), 1972, p. 578.本稿第1章第3節参照。

³⁸⁵ D’aronco, Maria A. “The Benedictine Rule and the Care of the Sick: The Plan of St Gall and Anglo-Saxon England.” Bowers, Barbara S. ed. *The Medieval Hospital and Medical Practice*. Aldershot (Ashgate Publishing Limited), 2007, pp. 235-251.

³⁸⁶ D’aronco, Ibid.

³⁸⁷ Jankrift, Kay Peter, *Krankheit und Heilkunde im Mittelalter*. Darmstadt (Wissenschaftliche Buchgesellschaft), 2003, S. 23f.

ていたのかということについてはこの史料から知ることはできない。ただし薬草園の存在については他の史料においても確認されている。ロルシュ修道院では処方集が作成され、ライヒェナウ修道院では薬草園を題材にした詩も詠まれている³⁸⁸。少なくとも修道院内で栽培された植物を使用して病の治療をしていたということに関しては否定されない。

ザンクト・ガレン修道院が所有していた見取り図から、修道院内部の人間に限定されるという条件のもとであった可能性は否定できないものの、病者のための施設を備えた大修道院の構想がカロリング期にすでにあったことは確かであるが、イエッターは、東方のような大規模な救貧院（現代の病院に近い形）への発達はこの見取り図には見られないという見解である³⁸⁹。西ヨーロッパにおける施療院あるいは救貧院の出現は、先述のように12世紀頃の都市の発達により実現されることとなる。

さて病者のための空間が日常の空間と隔てられているということは、感染症拡大予防のため、あるいは病者が静養できるようにするためといった理由で非常に重要である。とくに修道院のように共同生活を送る場所では、公衆衛生の観点からもより重視されるべきである。現代医学の視点ではそのように考えられるのであるが、中世においては病者の空間を区別するというにどのような意義があったのだろうか。病者の治療のための空間について、壁などで仕切られた部屋では空間のボーダーははっきりしていると言えるが、そこに入る人間のうち誰が病者で誰が健常者なのかという境目は明確ではない。それは健常者が生活するための空間の境界もまた曖昧になるということの意味する。その曖昧な境界を超えることが、すなわち病に罹患することもしくは病からの回復なのである³⁹⁰。この境界の概念によって「病とは何か」あるいは「病むとは何か」という医学の根幹にある重要な問題が提起される。つまり病者のための空間に足を踏み入れることは、病んでいると自

³⁸⁸ 『ロルシュの薬方書』および『園芸詩』 *De Hortulus* については第3節で述べる。

³⁸⁹ Jetter, Dieter, "Hospitaler aus der Zeit der Merowinger und Karolinger (481-751-987)." *Sudhoff's Archiv*. Bd. 55 (1971), S. 225-246.

³⁹⁰ Baker, Patricia A. "Introduction: Conceptualizing Body, Space and Borders." Baker, Patricia A. et al eds., *Medicine and Space: Body Surroundings and Borders in Antiquity and the Middle Ages*. Leiden (Koninlijke Brill NV), 2012, pp. 1-19.

覚すること、あるいは他者が見て病んでいると判断することと同義であるとも言える。病は穢れであり、病に罹ることはキリスト教共同体からの孤立を招く危機であった³⁹¹。

『ベネディクト戒律』には病にかかった修道士の扱いに関する規定があるが³⁹²、病者のための空間に入ることによってその規定が適用されるということにもなる。またその空間から出ることはすなわち病からの回復あるいは死である。時代を下って 11 世紀クリュニー修道院の『ウルリヒ慣習律』では、病める修道士は病に罹っていることを皆の前で示して赦しを請わなければならない、病を克服して日常に戻る際にも病の床に就いていたことを集会の場で皆に告げて慈悲を求めるよう取り決められているのは、第 1 章で述べたとおりである³⁹³。これは集団生活における病者自身と兄弟たちの精神的な離脱と復帰である。病であると宣言するというこの精神的な離脱をもって病者は定められた場所へと空間的に移動をし、回復すれば空間的に復帰をした後に精神的な復帰を懇願することになる。つまり病むということは共同生活からの空間的そして精神的な離脱であり、治癒は共同生活への空間的かつ精神的な復帰でもあった。

第 2 節 外科的処置

外科学の基本である解剖学の発展の兆しは中世盛期にみられる。12 世紀にはヒポクラテスと修道士コンスタンティヌスの知識をもとにサレルノの医学校で解剖学が教えられた。

人体解剖が行われ始めるのが 13 世紀であるが、それは解剖学の知見のためというよりは

³⁹¹ Ernsting, Heike, *Salbungsgottesdienste in der Volkskirche. Krankheit und Heilung als Thema der Liturgie*. Leipzig (Evangelische Verlagsanstalt), 2012, S. 35.

³⁹² *Regula Benedicti*, XXXVI, De infirmis fratribus. de Vogüé, Adalbert ed. *La règle de Saint Benoît II*. Paris (Édition du Cerf), 1972, pp. 570-572. 及び XXXVIII, De mensura cibis. Ibid. p. 578. 第 1 章第 3 節を参照。

³⁹³ *Antiquiores consuetudines Cluniacensis monasterii*, III-27. De infirmis. Migne, Jaques Paul ed. *Patrologia Latina 149*. col. 769. 第 1 章第 3 節を参照。

見世物に近いある種の催し物であり、その傾向は 15 世紀になってもなお続いていた。解剖学及び外科学の飛躍的な発展は近代を待たねばならない。しかしヒポクラテスの手による外科の手引書は中世初期の西欧にも伝えられており、10 世紀にパリで作成された手稿本にもその写しが含まれている³⁹⁴。中世初期の史料には、数は多くはないが、外科的処置により疾病の治療を行った医師の記録がみられる。またゲルマン諸部族の法典には医師による外傷の治療に関する規定がいくつか存在している。

手術の他、外科的処置のひとつに瀉血がある。瀉血とは何らかの方法で血液を体外に排出する治療法である。その起源はエジプトの文明にまで遡ることができ、エーベルス・パピルス³⁹⁵と呼ばれる紀元前 16 世紀のパピルスに記録がみられる。その後ギリシアにも伝えられ、ヒポクラテスもこの治療法を実践したという³⁹⁶。古代ギリシア医学に取り入れられて以降は、瀉血の有効性は四体液説により説明されるようになった。瀉血もまた外科的な治療法でありながら、その根底にある理論は解剖学を基本とする他の外科的処置とは全く異なることになる。本節ではまず手術によって外傷や疾病の治療を行う医師に関する記録から、当時実施されていた手術の適応について述べる。その後近代までヨーロッパで広く実施されていた処置である瀉血がどのような場合に誰によって行われていたのかを論じていく。

a. 手術による治療

戦乱の絶えない時代、外傷を治療する医師が重宝されたことは想像に難くない。大きな

³⁹⁴ Schipperges, Heinrich, *Der Garten der Gesundheit: Medizin im Mittelalter*. München (Artemis), 1985. [大橋博司、濱中淑彦 訳『中世の医学 治療と養生の文化史』人文書院、1989年]、153-155頁。

³⁹⁵ ドイツのライプツィヒ大学図書館が所蔵、オンラインで公開されている。 <https://papyrusebers.de/>

³⁹⁶ Parapia, Liakat A. “History of bloodletting by phlebotomy.” *British journal of haematology*, vol. 143 (2008), pp. 490-495.

戦争とまではいかなくとも私闘による負傷や、あるいは農作業や狩猟の最中の怪我也も頻繁に起きていたものと想定される。衛生状態が良好とは言えない環境下での外傷は致命的な経過をたどることも珍しくない。より迅速にかつ感染症の危険なく止血する必要がある。シッパーゲスによれば、医療機器のない中世において止血の手段といえば止血綿を用いた圧迫、血管の結紮、焼灼であった。焼灼法は出血が多く直ちに止血が必要な場合や、疼痛が激しい場合に用いられた³⁹⁷。処置前あるいは処置後の鎮痛を目的として薬草も使用した。

外傷に対する医師の外科的処置を認めるような記述は、ゲルマン諸部族の法典のうちのいくつかに見られる。その多くは主に裁判の際に証人として外傷の程度を診る医師に関する規定や、外傷の治療方法によって贖罪金の変動するといった内容である。アレマン族には2つの法典が知られているが、7世紀に成立したとされる『アレマン法協約』*Pactus legis Alamannorum*によれば、争いごとにより負傷した際に医師の治療を望むのであれば、その場にやってきた医師は彼が使う医療器具を以て宣誓をしなければならない。そしてそれを3人の証人が証明する³⁹⁸。もし医師が宣誓を拒否し、証人たちもそれを供述しないのであれば6ソリドゥスを支払うか、他の6人の証人をたてることができれば、それ以上の罪には問われない³⁹⁹。おそらく裁判における医師の立場を規定しているのであろうこの記述からは、医師が外傷の治療に携わること、そして傷ついた者は自ら望んで治療を受けることができるということがわかる。ハンガリーの歴史家ノーターリは、裁判における医師の宣誓は3人の証人に匹敵するものであり、アレマン族の社会における医師の地位の高さを示すものであると述べている⁴⁰⁰。

³⁹⁷ Schipperges, Heinrich, *Der Garten der Gesundheit: Medizin im Mittelalter*. München (Artemis), 1985. [大橋博司、濱中淑彦 訳『中世の医学 治療と養生の文化史』人文書院、1989年]、109頁。

³⁹⁸ 'Et si inter se de hoc intencione habeant, ut non sit sic granda plaga, ut medicum ille quarat, forte medicus fuerit, in ferramenta sua preuiat sacramentum aut tres testes inueniantur qui dicant.' *Pactus legis Alamannorum*. I-2. Lehmann, Karl Hg. *MGH LL. Nat. Germ. 5,1*. Hannover, 1966, S. 21.

³⁹⁹ 'Si enim vero nec testes dicunt nec medicus iurat, solvat sol. 6 aut cum sex medicus electus iuret, quod ei amplius non redebet.' *Pactus legis Alamannorum*. I-3. Ibid.

⁴⁰⁰ Nótári, Tamás, "Physicians, patients and treatments in early medieval German (especially Bavarian) legislation." *Fundamina*. vol.23 n.1 (2017). pp. 61-88.

『アレマン法協約』よりも後に成立したと言われているもうひとつの『アレマン部族法典』 *Lex Alamannorum* には、頭部外傷、脳の損傷の賠償金を決定する際に医師の証言が必要であると規定されている。頭蓋骨が割られて脳が見える程の傷害であった場合、医師が羽根あるいは布で脳に触れられるのであれば 12 ソリドゥスの賠償である⁴⁰¹。さらに脳にまで傷が及んでおり医師がそれを治療して回復したなら 40 ソリドゥスを課される⁴⁰²。また止血に関しては、焼灼をしない場合は 1.5 ソリドゥス、灼熱の鉄を用いて止血した場合の贖罪金は 3 ソリドゥスである⁴⁰³。以上の法の規定を見る限りアレマン族の法典における医師は外科的処置をする者として定義されていると言える⁴⁰⁴。このような外傷に関する規定はローマ法には見られない。外科的処置によって外傷を治療する医師という像は、法においてはゲルマン法が起源であるということになるとシュミットは述べている⁴⁰⁵。

7 世紀半ばにランゴバルト王国で成立した『ロターリ王法典』にも傷害に対する贖罪金の規定があるが、そこでも医師への謝礼に関する記述がある。傷害事件の当事者となった場合、傷を負わせた者が負傷者のために医師を呼ばなければならない。加害者がそれを怠った場合は、負傷した被害者あるいはその主人が医師を呼ぶことになる。もし被害者が頭部に深刻な傷を負うか、あるいは法典に定められた障害を負うことにより労働ができなくなる場合は、加害者は贖罪金と医師への報酬を支払うよう決められている⁴⁰⁶。法典に定め

⁴⁰¹ 'Si autem testa trescapulata fuerit, ita ut cervella appareant, ut medicus cum pinna aut cum fanone cervella tetigit, cum 12 solidis conponat.' *Lege Alamannorum*. E codd. A. LVII-6. Ibid. S. 117.

⁴⁰² 'Si autem ex ipsa plaga cervella exierunt, sicut solet contingere, ut medicus cum medicamento aut cum sirico stuppacit, et postea sanavit, et hoc probatum est, quod verum sit, cum 40 solidis conponat.' *Lege Alamannorum*. E codd. A. LVII-7. Ibid. S. 117.

⁴⁰³ 'Si a manum transpunxerit, ita ut focus non intret ad coquendum venas vel sanguinem stagnandum, conponat solidum unum et semis. Si autem ferrum calidum intraverit ad stagnandum sanguinem, cum 3 solidis conponat.' *Lege Alamannorum*. E codd. A. LVII-33-34. Ibid. S. 122f. Schmidt, O. "Gerichtliche Medizin in den ersten geschriebenen Rechten germanischer Stämme." *Deutsche Zeitschrift für gerichtliche Medizin*. 42 (1953), S. 121-132.

⁴⁰⁴ Pilsworth, Clare, "Could you just sign this for me John? Doctors, Charters and Occupational Identity in Early Medieval Northern and Central Italy." *Early Medieval Europe*. vol. 17 no. 4 (2009), pp. 363-388.

⁴⁰⁵ Schmidt, Ibid.

⁴⁰⁶ 'De eo qui plagas fecerit. Qui plagas fecerit, ipse querat medicus, et si neclexerit, tunc ille qui plagatus est aut dominus eius inueniat medicum. Et iile qui caput rumpit aut suprascripas plagas fecit, et operas reddat et mercedes medici persoluat, quantum per doctos hoines arbitratum fuerit.' *Edictus Rothari*. 128. Bluhme, Friedrich Hg. *MGH Fontes iuribus* 2. Hannover, 1869, S. 27.

られた障害とは、頭蓋、耳、鼻、唇、胸部、四肢等の負傷を指し、傷の部位によって贖罪金が細かく設定されている⁴⁰⁷。そして「医師への謝礼は別とする」*excepto operas et mercedes medici*。という文言が何度も繰り返されている。つまり、『ロターリ王法典』における規定から、ランゴバルト王国でも医師は外傷を治療することが期待されていた存在であり、そしてその治療の対価を得ていたことがわかる。

頭部の外傷に関しては、『バイエルン部族法典』*Lex Baiwariorum* にも同様の記述がある。解放奴隷に医師の治療を必要とするほどの怪我を負わせた場合、あるいは頭蓋骨が露出するか血管が打ち破られるほどの負傷の場合には 1.5 ソリドゥスの贖罪金を支払わなければならない⁴⁰⁸。焼灼による止血の規定もあるが贖罪金は 4 ソリドゥスである⁴⁰⁹。

手術の適応は外傷の治療に限らない。フランク族の『サリカ法典』*Lex Salica* には、去勢を施した場合の医師の報酬についての取り決めがある。自由人の性器を切除した場合の贖罪金は 3 ソリドゥス、そして医師への治療の報酬は 9 ソリドゥスである⁴¹⁰。そして男性器全体の切除への贖罪金は 8000 デナリウスすなわち 200 ソリドゥスであり、この場合も医師へは 9 ソリドゥスが支払われる⁴¹¹。

疾病治療のための手術は、トゥール司教グレゴリウスの歴史叙述や聖人伝にも記述がある。『歴史十書』第 10 書 15 章でグレゴリウスは子どもの病を外科的手術によって助けた

⁴⁰⁷ *Edictus Rothari*. 78-126. Bluhme, Friedrich Hg. *MGH Fontes iuribus 2*. Hannover, 1869, S. 23f.

⁴⁰⁸ 'Si in eum contra legem manus iniecerit, quod infanc dicunt, vel si eum plagaverit, ut propter hoc medicum inquirat, vel sic ut in capite testa appareat vel vena percussa fuerit, cum solido et semi componat.' *Lex Baiwariorum*. V-3. Schwind, Ernst, Freiherr von, *MGH LL Nat. Germ.* 5,2. Hannover, 1826, S. 339.

⁴⁰⁹ 'Si in eo venam percusserit, ut sine igne sanguinem stagnare non possit, quod adargrati dicunt, vel in capite testa appareat quod kepolsceini vocant, et si os fregerit et pellem non fregit quod palcprust dicunt, et si talis plaga ei fuerit, quod tumens sit: si aliquid de istis contigerit, cum VI sold componat.' *Lex Baiwariorum*. IV-4. Ibid. S. 318. Nótári, Tamás, "Physicians, patients and treatments in early medieval German (especially Bavarian) legislation." *Fundamina*. vol.23 n.1 (2017). pp. 61-88.

⁴¹⁰ 'Si quis hominem ingenuum castrauerit, sold. III culp. iud. excepto medico nouem solido.' *Pactus legis Salicae*. 29, 17. Eckhardt, Karl August Hg. *MGH LL nat. Germ.* 4,1. Hannover, 1962, S. 116.

⁴¹¹ 'Si uero ad integrum tulerit uirilia, mallobergo alacharde sunt, VIIIIM denarios qui faciunt solidos CC culpabilis iudicetur excepto medico nouem solidos.' *Pactus legis Salicae*. 29,18. Ibid. S. 117. 1 ソリドゥスを 40 デナリウスとする換算比率は『サリカ法典』にみられるものであるが、フランク人同士の係争における賠償請求に際し用いられた基準である。加納修『『サリカ法典』の実効性に関する覚え書き』*HERSETEC*. Vol. 6 No. 1 (2012)、1-14 頁。

医師レオウァリスについて知らせている⁴¹²。この人物はコンスタンティノーブルで医術を学んだという。男性器を切除するという方法で小児の病を治療していることから鼠径ヘルニア手術であったとも推測できるが、子どもの病がどのようなものであったかは不明である。とはいえ医師が手術によって子どもの病を治療したということには変わりはない。また、眼疾患への治療をグレゴリウスが批判しているテキストもある。『聖マルティヌスの奇跡に関する四書』では医師が目の病と称して眼球を鉄器で突くという治療をしていることに対し、これはひどい苦痛を伴う処置であり病者を永遠に盲目にするものであると述べている⁴¹³。この治療方法は中世においてすでに「そこひ取り」として知られていた。いわゆる「白そこひ」すなわち白内障の治療のため混濁した水晶体を取り出す手術である⁴¹⁴。現代のような人口の水晶体や手術用の器具がなく、かつ手技の確実さに欠ける状況下では、安定した治療実績が望めたとは考え難い。したがってグレゴリオウスの否定的な見解へとつながったと思われる。しかしながらメロヴィング期のガリアで白内障手術が行われていたであろうことを示唆するものであると言える。また、この手術は西ゴート王国の医師も治療に取り入れていた可能性がある。7世紀にイベリア半島で成立した『西ゴート法典』*Lex Visigothorum (Liber Iudiciorum)*の規定によれば、白内障の手術により健康を取り戻したなら、病者は5ソリドゥスを支払うことになっている⁴¹⁵。

⁴¹² ‘Puer iste, parvulus cum esset et infirmaretur in femore, desperatus coepit habere ; mater quoque eius sanctam Radegundem adivit, ut ei aliquod studium iubiret inpendi. At illa, me vocato, iussit, si possim, aliquid adiuverem. Tunc ego, sicut quondam apud urbem Constantinopolitanam medicos agere conspexeram, incisus testicolis, puerum sanum generici maestae restitui.’ Gregorius Turonensis, *Decem libri historiarum*, X-25. Kursch, Bruno und Levison, Wilhelm Hg. *Gregorii Turonensis Opera. MGH SS rer. Merov.* 1,1, Hannover, 1951. S. 504.

⁴¹³ ‘Quid umquam tale fecere cum ferramentis medici, cum plus negotium doloris exserant, quam medellae, cum, distentum transfixumque spiculis oculum, prius mortis tormenta figurant, quam lumen aperiant? In quo si cautela fefellerit, aeternam misero praeparat caecitatem.’ Gregorius Turonensis, *Libri IV de virtutibus sancti Martini*. II-1. Kursch, Bruno Hg. *MGH, SS rer. Merov.* 1,2. Hannover, 1885. S. 166.

⁴¹⁴ Schipperges, Heinrich, *Der Garten der Gesundheit: Medizin im Mittelalter*. München (Artemis), 1985. [大橋博司、濱中淑彦 訳『中世の医学 治療と養生の文化史』人文書院、1989年]、116頁。

⁴¹⁵ ‘Si de oculis medicus ipocemata tollat. Si quis medicus hipocisim de oculis abstulerit et ad pristinam sanitatem infirmum revocaverit, V solidos pro suo beneficio consequatur.’ *Liber Iudiciorum*. XI-1-5. Zeumer, Karl Hg. *MGH LL nat. Germ.* 1. Hannover und Leipzig, 1902, S. 402. Amundsen, Darrel W. “Visigothic Medical Legislation.” *Bulletin of the History of Medicine*. Vol. 45, No. 6 (1971), pp. 553-569.

その他にも硬膜下出血や貫通性の頭蓋骨骨折等の際の開頭手術や、回転式の器具を備えた寝台の上で行う脊柱脱臼の整復といった手術が中世にも行われていたことが知られているが、残されている史料はいずれも中世盛期以降のものである。13世紀に活躍したミラノ出身の医師ランフランクス（1305年没）は医師の外科的処置を重視し、開頭手術の適応に関するテキストを著している⁴¹⁶。この手術は古代より行われていたというが、中世初期にも広く実施されていたかどうかは不明である。

b. 瀉血

瀉血は古代からよく知られた処置であり、古典的な定義における治療行為としての瀉血は19世紀にもなお行われていた。上述のように紀元前16世紀のパピルスに瀉血に関する記述があるが、それよりもはるか昔からもこの処置は行われていたという⁴¹⁷。現代の医療でも、根本の医学理論や実施方法が近代までとは異なるうえに稀な適応ではあるが、血液を体外に出すという方法は一部の疾患や外傷の手当に用いることがある。瀉血は数千年の長きに及ぶ伝統をもつ治療法であると言える。四体液説によれば過剰な血液を排出することによって、あるいは血流をゆるやかにして有害な体液を排出することによって体液のバランスを整えることが病の治癒に肝要であった。瀉血はそのための治療法のひとつであり、神の懲罰や悪魔憑きによる病ではなく自然に起因する病に有効とされた⁴¹⁸。

血液を体外に出すためには当然のことながら動脈ではなく静脈を切るなのであるが、瀉血

⁴¹⁶ Schipperges, Heinrich, *Der Garten der Gesundheit: Medizin im Mittelalter*. München (Artemis), 1985. [大橋博司、濱中淑彦 訳『中世の医学 治療と養生の文化史』人文書院、1989年]、113頁、130-131頁。

⁴¹⁷ Parapia, Liakat A. "History of bloodletting by phlebotomy." *British journal of haematology*, vol. 143 (2008), pp. 490-495.

⁴¹⁸ Ferngren, Gary B., *Meicine and Healthcare in Early Christanity*. Baltimore (The John Hopkins University Press), 2009, p. 20f.

のために傷つけることのできる血管は 30 か所にのぼる。しかしながら中世の後半に作成された図画が伝えている瀉血の様子をみると、腕の静脈を切るのが一般的であったようである。現代でも医療機関で採血をする際にはそのようにするが、病者は椅子に座って手を軽く握り、腕を帯で縛る。そして肘あたりの静脈を切って血液を流血させ、器で受ける。春に行う場合は右腕、秋であれば左腕がよいとされた⁴¹⁹。瀉血を必要とする人間の血液には腐敗が含まれているが、その腐敗が流れ出てしまうと血液だけが流れ出てくるので、色調をみてそれを判断し瀉血を中止するとされた。血液をゆっくり流出させるためには、瀉血は空腹時に行わなければならなかった⁴²⁰。しかしながら瀉血の指南書は中世盛期以降のものであるため、本研究で対象としている時代においてどの部分の静脈を切開していたのか、どのような体制で瀉血をしていたのかを明らかにすることは残念ながらできない。瀉血は古代ギリシア医学の技術の一部が伝えられた結果としてヨーロッパ中に広まっていたと考えられるが、中世初期における瀉血の知識がどの程度のものであったのかは不明である。中世盛期以降の瀉血の方法はアラビア医学の影響を色濃く受けているためである。

アラビア医学流入以前のテキストから当時の瀉血の様子を知ることができるものは多くはない。7世紀『西ゴート法典』には、女性に瀉血を施す場合の規定がある。どの医師も、その女性の両親、兄弟、息子、伯父あるいは叔父や他の親族がいないところで瀉血をしてはならない。もし親族の立ち合いがない状況で瀉血をするのであれば、その女性の夫に 10 ソリドゥスの贖罪金を支払わなければならない⁴²¹。これは瀉血に限った制限であり、他の

⁴¹⁹ Yearl, M. K. K. "Medieval Monastic Customaries on Minuti and Infirmi." Bowers, Barbara S. ed. *The Medieval Hospital and Medical Practice*. Aldershot (Ashgate Publishing), 2007, pp. 175-194.

⁴²⁰ Schipperges, Heinrich, *Der Garten der Gesundheit: Medizin im Mittelalter*. München (Artemis), 1985. [大橋博司、濱中淑彦 訳『中世の医学 治療と養生の文化史』人文書院、1989年]、116-118頁。

⁴²¹ 'Ne absentibus propinquis mulierem medicus fleotomare presumat. Nullus medicus sine presentia patris, matris, fratris, filii aut avunculi vel cuius cumque propinqui mulierem ingenuam fleotomare presumat. Quod si hec presumserit, X solidos propinquis aut marito coactus exolvat, quia difficillimum non est, ut sub tali occasione ludibrium interdum adcreseat.' *Liber Iudiciorum*. XI-1-1. Zeumer, Karl Hg. *MGH LL nat. Germ. 1*. Hannover und Leipzig, 1902, S. 400f. 瀉血を指すラテン語はギリシア語の φλεβοτόμον に由来する flebotomum であった。名詞の性が変化し flebotomia となった。phlebotomia と表記される場合もある。現代でも英語では phlebotomy である。7世紀の西ゴート王国では fleotomia と言われていた。Heyne, Moriz, *Körperpflege und Kleidung bei den Deutschen: von den ältesten geschichtlichen Zeiten bis zum 16. Jahrhundert*. Original in 1903. Nachgedruckt in Nikosia (TP Verone

処置に関しては言及されていない。女性への医療行為の中でも瀉血は施される機会が比較的多かったこと、そしてそれほど緊急性のない症候に対する処置であったためとも推測できる。『西ゴート法典』には瀉血に関する項目がもうひとつある。医師が瀉血により誤って自由人あるいは奴隷を死なせてしまった場合もしくは負傷させてしまった場合の贖罪金に関する法規定である。自由人の健康を損ねた場合は 150 ソリドゥスが医師に課されるが、奴隷であれば治療するように定められている⁴²²。不適切な瀉血により死に至ることもある事例が多かったためにこのような規定がなされたともみなすことができる。

本来は疾病の治療として施される瀉血であるが、9 世紀から 16 世紀西欧の修道院では周期的に瀉血をするという慣習があった。疾病予防のため、あるいは病にかかり瀉血を受けた者のフォローとしての定期的な治療のため行われていたと推測される。時代と地域により瀉血を行う回数や間隔は異なる。中世初期の修道院での慣習を詳しく伝える史料の存在は知られていないが、12 世紀以降のテキストによれば、例えばカルトジオ会では復活祭の 8 日後、聖ペテロと聖パウロの祝日である 6 月 29 日の後、9 月の第 2 週、待降節の前の 1 週間、四旬節の前の 1 週間の年 5 回がよいとされた。15 世紀テーゲルンゼーのベネディクト会では 5 月 1 日、8 月 24 日、11 月 11 日、2 月 15 日の年 4 回の瀉血が推奨された。いずれの修道院においても瀉血をしてはいけない日が決められていた。また皇帝がそのように規定することもあった。ルートヴィヒ 1 世が 817 年 7 月に発した修道士に関する勅令 *Capitula monachorum* は修道士や修道院長の生活上の注意および責務を記したものであるが、全部で 80 ある項目のうちの 1 項目によれば、ある特定の時期には瀉血は行っ

Publishing House), 2017, S. 108.

⁴²² 'Si per fleotomum ingenuus vel servus mortem incurrat. Si quis medicus, dum fleotomiam exercet, ingenuum debilitaverit, CL solidos coactus exolvat; si vero servum, huiusmodi servum restituat.' *Liber Iudiciorum*. XI-1-6. Zeumer, Karl Hg. *MGH LL nat. Germ. 1*. Hannover und Leipzig, 1902, S. 402.

⁴²³ 'Ut certum flebotomiae tempus non observent; sed unicuique, secundum quod necessitas expostulat, concedatur, et specialis in cibo et in potu tunc consolatio praebeatur.' 170. *Capitulare Monasticum*. 11. Pertz, Boletius, Alfred Hg. *Capitularia regum Francorum. MGH Capit. 1*. Hannover, 1888, S. 344.

トゥラリアの中には⁴²⁴、王国集会や教会会議の後に決定事項を領域内に周知させる目的で作成されたものもみられる⁴²⁵。817年7月にはアーヘンで教会会議が招集され、修道士たちの生活に関する様々な規定や慣習を改める決定がされている。ルートヴィヒ1世のこのカピトゥラリアはアーヘン教会会議の決議を受けて発布されたものであり⁴²⁶、王国中の修道院に広く伝えられたと推測される。このような決議がなされたということは、いつ瀉血を行うべきか、あるいは瀉血を避けるべき時期はいつであるかということが修道院であまり考慮されていなかったということを示唆している。瀉血をするべきときではないとされたのは、暑さの厳しい時期、満月の日、農作業の収穫期、そしてクリスマスやそれに先立つアドベント、四旬節、復活祭と聖霊降臨祭といった宗教上重要な期間であった⁴²⁷。気候や労働を理由としているのは、出血による身体への負担が重すぎるからである。満月の日に瀉血をしないほうがよいというのはアラビア由来の慣習である⁴²⁸。四体液説によれば血液は身体に刺激を与えて生命を保持し活力を与えるものであるが⁴²⁹、キリスト教において血液は不浄であり流血は穢れがあふれ出ることと考えられていた⁴³⁰。したがって瀉血はキリスト教の大きな祝祭日には禁忌とされた。ただし重病人に対して緊急で瀉血を行わなければならない場合はこの限りではなかった⁴³¹。また瀉血を受けた病者には状態に適した食べ物と飲み物が与えられることになっていた⁴³²。

⁴²⁴ Mordek, Hubert, "Karolingische Kapitularien." Mordek, Hubert. hg. *Überlieferung und Geltung normativer Texte des frühen und hohen Mittelalters*. Sigmaringen (Thorbecke Verlag), 1986. S. 25-50.

⁴²⁵ 菊池重仁「テキストとしてのカロリング期カピトゥラリア フランク王国の統治におけるテキストの意義について —シャルルマーニュ治世を中心に—」加納 修 編『歴史におけるテキスト布置』名古屋大学文学研究科、2012年、205-215頁。

⁴²⁶ Raaijmakers, Janneke, *The Making of the Monastic Community of Fulda, c. 744-c. 900*. New York (Cambridge University Press), 2012, p. 302.

⁴²⁷ Yearl, M. K. K. "Medieval Monastic Customaries on Minuti and Infirmi." Bowers, Barbara S. ed. *The Medieval Hospital and Medical Practice*. Aldershot (Ashgate Publishing), 2007, pp. 175-194.

⁴²⁸ Parapia, Liakat A. "History of bloodletting by phlebotomy." *British journal of haematology*, vol. 143 (2008), pp. 490-495.

⁴²⁹ 'Sanguis ex Græca etymologia vocabulum sumpsit, quod vegetet et sustentet et vivat.' Isidorus, *Etymologiae*. IV-5. Migne, Jaques Paul ed. *Patrologia Latina* 82. cols. 184.

⁴³⁰ 'Fluxus sanguinis, est profusio peccatorum.' Hrabanus Maurus, *De rerum naturis*. XVIII-5. Migne, Jaques Paul, *Patrologia Latina* 111. col. 502.

⁴³¹ Yearl, Ibid.

⁴³² *Capitulare Monasticum*. 11. Pertz, Boletius, Alfred Hg. *Capitularia regum Francorum*. MGH *Capit. I*. Hannover, 1888, S. 344.

修道院内で瀉血を行なうことのできる場所は決められていた。第1節で示したザンクト・ガレン修道院の見取り図を見ると、瀉血のための空間が他の修道院施設から独立して設けられており、かつ他の建物から直接その空間に立ち入ることができないような設計になっている⁴³³。この見取り図は実際には存在しない修道院のものではあるが、瀉血のための部屋はそのように他の施設と分けられるべきであるという理念がこの見取り図から読み取れる。他の実在した修道院においても、たいていは瀉血のための空間が設けられていた⁴³⁴。瀉血を受ける修道士は、兄弟たち何人かに付き添われて日課から離れた。3日間の回復期間の後に瀉血を受けた修道士は共同体への復帰を嘆願し、許されると日常生活に戻ることができた⁴³⁵。

中世半ばまでは、瀉血は基本的には医師が施す処置であった。悪魔祓いによる治療をする聖職者、病者の世話をする修道士、治癒のため呪術や祈祷を行う医療家には瀉血はできなかった⁴³⁶。とはいえ中世初期の医師には聖職者や修道士もいたので、医師としての知識と技術を身につけていれば、瀉血を行うことができたと推測される。しかし1130年クレルモン公会議において教皇インノケンティウス2世(1143年没)が聖職者による医療行為に反対する立場をとり、以降複数回の公会議決議による教会法改正により聖職者が医師となり外科的処置を行うことが禁じられるようになった⁴³⁷。また床屋も中世初期からすでに瀉血をしていたと言われている。床屋はその他にも骨折、脱臼、軽度の外傷、歯痛などの治療も行っていた。後の時代になって尿路結石の手術、レプラ診断、ペスト治療、大学医学部における解剖の補助といった職務も追加された。また、風呂屋も吸い玉を使った吸血

⁴³³ D'aronco, Maria A. "The Benedictine Rule and the Care of the Sick: The Plan of St Gall and Anglo-Saxon England." Bowers, Barbara S. ed. *The Medieval Hospital and Medical Practice*. Aldershot (Ashgate Publishing Limited), 2007, pp. 235-251. 及び添付資料を参照。

⁴³⁴ Mayer, Johannes Gottfried Hg. *Handbuch der Klostermedizin*. München (Verlag Zabert Sadnmann), 2008, S.24.

⁴³⁵ Yearl, M. K. K. "Medieval Monastic Customaries on Minuti and Infirmi." Bowers, Barbara S. ed. *The Medieval Hospital and Medical Practice*. Aldershot (Ashgate Publishing), 2007, pp. 175-194.

⁴³⁶ Jones, Allen E, *Social Mobility in Late Antique Gaul*. Cambridge and NY (Cambridge University Press), 2009, p. 264 and p. 279

⁴³⁷ Amundsen, Darrel W. *Medicine, society, and faith in the ancient and medieval worlds*. Baltimore (The Johns Hopkins University Press), 1996, pp.222f.

や瀉血を浴室で行っていた⁴³⁸。都市にはそこひ取りや瀉血士といったある特定の医療行為に特化した職業が生じ、やがてギルドを形成して専門職としての地位を確立していく⁴³⁹。中世の外科的処置は医師のみならず様々な職種が各専門領域を担い、病者の治療に寄与していたのである。

第3節 薬草を用いた治療

第3節で検討するのは、中世初期における薬草を用いた治療法である。病の治療に際し祈禱や悪魔祓いといった宗教的な方法ではなく世俗の医術に頼るのであれば、薬物治療が第一の選択肢となることが多い。古代からすでに植物や動物、鉱物を原料とした薬が使用されており、中世にもその伝統は引き継がれている。病者の世話を重視するキリスト教の理念に基づき、中世のベネディクト会修道院では薬草を栽培して病者に使用していた⁴⁴⁰。11世紀にマンの修道士オドが著した『植物の力について』や12世紀にラインラントの修道女ヒルデガルドの口述筆記から成立した『自然学』及び『病因と治療』は、修道士たちが病者ための薬草処方決定時の手引書である。薬草に関するテキストが作成された11世紀から12世紀は「修道院医療の時代」と位置付けられ、修道院における医療活動の歴史の頂点とみなされてきた。この時代を重視するあまりに、近年まで中世初期に研究上の価値を見出そうとしない風潮であったのは序論でも述べたとおりである。修道院での医療活動や薬草栽培は中世盛期に始まったわけではなく、古代の伝統は中世初期にも受け継がれていた。本節ではカロリング期における薬草栽培の状況と、8世紀末に成立した『ロ

⁴³⁸ Schipperges, Heinrich, *Der Garten der Gesundheit: Medizin im Mittelalter*. München (Artemis), 1985. [大橋博司、濱中淑彦 訳『中世の医学 治療と養生の文化史』人文書院、1989年]、102頁。

⁴³⁹ Schipperges, Ibid. [『中世の医学 治療と養生の文化史』]、114-116頁。

⁴⁴⁰ Cillier, L. “Where were the doctors when the Roman Empire died?” *Acta Theologica*. 2 (2006), pp. 62-78. Schipperges, Ibid. [『中世の医学 治療と養生の文化史』]、224頁。

ルシュの薬方書』にみられる薬草の用途から、当時知られていた薬物治療について考察したい。

a. 薬草栽培

修道院に病者の世話をするための空間が設けられるようになったのは遅くとも6世紀のことである。しかし、そこで使用するための薬草がいつから修道院内部で栽培されるようになったのかは知られていない。ザンクト・ガレン修道院で発見された見取り図には敷地内の薬草園の存在がはっきりと記されていることから、9世紀の修道院には薬草園があったと推測できる。薬草園は食用の野菜等を栽培する畑とは異なる場所にあり、医師の家に隣接している⁴⁴¹。医師が必要な薬草を直ちに採取して利用できるうえに、食用の植物と誤認して摂取してしまわないような工夫がされているとも考えられる。この薬草園及び野菜の畑で栽培されていたのは、ニンニク、ディル、セロリ、コリアンダー、モッコウもしくはコストマリー、ウイキョウ、ニオイクロタネソウ、ケシ属の植物、メグサハッカ、セージ、ベルガモットといった薬用植物の他、食用のためのダイコン、タマネギ、ケシ、エシヤロット、ビート、ヤセイランカン種の野菜、チャービル、クミン、ササゲあるいはフジマメ、フェヌグリーク、ワイルドレタス、レビスチクム、ハッカ、パースニップ、パセリ、リーキ、ヘンルーダ、ローズマリー、バラ、セイバリーであった。この他にもマルメロ、イチジク、リンゴ属の植物、ゲッケイジュ、セイヨウカリン、クワ、モモ、セイヨウナシ、セイヨウスモモ、ナナカマド属の果樹や、ナッツ類ではアーモンド、ヘーゼルナッツ、クリ、クルミが栽培されていた。しかしながらこれだけの種類の植物を栽培して修道士や病

⁴⁴¹ D'aronco, Maria A. "The Benedictine Rule and the Care of the Sick: The Plan of St Gall and Anglo-Saxon England." Bowers, Barbara S. ed. *The Medieval Hospital and Medical Practice*. Aldershot (Ashgate Publishing Limited), 2007, pp. 235-251.

者、巡礼者たちの食事をまかなうためには、見取り図で割り当てられた広さでは不十分である⁴⁴²。あくまでも理想を体現した修道院見取り図であるため、ここから当時の実情を知ることにはできないが、少なくとも修道院は薬草園をもち院内で薬を調製するべきであるという理念があったことを示す史料である。

実在した修道院で栽培された植物が何であったかは、ライヒェナウ修道院長であったヴァラフリート・ストラボ（809-849）の『園芸詩』*De cultura hortorum*（あるいは *Hortulus*）が伝えている。その名の通り散文であるこのテキストはライヒェナウ修道院の薬草園の植物を主題とし、ストラボ自身が観察した植物の特徴を描写したものである。『園芸詩』の作成に際してローマの詩人ウェルギリウス（紀元前 70-起源 19）の『農耕詩』*Georgica* をモチーフとしている他、モデラトゥス・コルメッラ（4-70 頃）やクイントゥス・セレヌス（生没年不詳、2 世紀から 4 世紀の間）らの散文作品にも親しんでいたという。これらの詩はいずれもヘクサメトロスとよばれる古代ギリシアに起源をもつ長短母音の組み合わせを採用しており、ストラボもまた『園芸詩』をヘクサメトロスの形式で作成した⁴⁴³。したがってストラボの作品は、カロリング期に古代ローマの文芸がどの程度伝わっていたのかを測る指標でもあるとされる⁴⁴⁴。しかしながらストラボが用いたラテン語の用法はローマ帝国の時代のそれとは異なり、カロリング期に特有の統語法を生みだしている⁴⁴⁵。ズートホフが 1926 年に 1510 年の刊本を復刻させたが、そのタイトルから『園芸詩』は 16 世紀には 827 年の作と考えられていたことがわかる⁴⁴⁶。しかしこの散文作品はザンクト・ガレン修道院長グリマルド（800 頃-872）に捧げられた作品であるため 827 年には成立し得ない。ストラボの師であったグリマルドは 841 年にザンクト・ガレン修道院長に就任しているた

⁴⁴² Boseva, Kalina Y. and Bosseva, Yulia Z. “Edible and medicinal plants in the cloister gardens of West Europe (800s – 900s AD).” *Phytologia Balcanica*. Vol. 22 No. 2 (2016), pp. 161- 166.

⁴⁴³ Schönberg, Otto, *Walahfried Strabo. De cultura hortorum (Hortulus). Über den Gartenbau*. Stuttgart (Philipp Reclam), 2002, S. 100f.

⁴⁴⁴ Sudhoff, Karl u.a. Einleitung von Walahfried von der Reichenau. *Hortulus. Gedichte über die Kräuter seinen Klostersgartens von Jahre 827*. München (Verlag der Münchner Drucke), 1926, S. 5.

⁴⁴⁵ Schönberg, *Ibid.* S. 111f.

⁴⁴⁶ Sudhoff, *Ibid.*

めである⁴⁴⁷。ストラボは少年期よりライヒェナウで修道生活を送っているが、826年にフルダ修道院へと赴いてそこで学んだ後には838年までアーヘンに滞在し、シャルル2世の教師を務めた。ルートヴィヒ1世亡き後その後継者ロタール1世の治世下でようやく842年に修道院長としてライヒェナウに戻る事となった⁴⁴⁸。したがって『園芸詩』は842年からストラボが死去する849年までの間に作成されたことになる。ストラボが残した散文テキストは、9世紀半ばのライヒェナウ島で栽培されていた薬用植物が何であったのかを知る手がかりなのである。

『園芸詩』の冒頭の3章では、この詩を作成した意図が読書を目的としているのではなく労働時に口ずさんで励みとするためであること⁴⁴⁹、薬草園での作業がいかに大変であるかということ⁴⁵⁰、根気を以て仕事をすれば実りが得られるということ等を説いている⁴⁵¹。そして第4章から23の植物の特徴と薬効が歌われる⁴⁵²。テキストに登場する順で列挙すると、セージ、ヘンルーダ、ヨモギ、ヒョウタン、マクワウリ、ニガヨモギ、ニガハッカ、ウイキョウ、ドイツアヤメ、レビスチクム、チャービル、ニワシロユリ、ケシ、クラリセージ、ハッカ、メグサハッカ、セロリ、シオガマギク、セイヨウキンミズヒキ、クワモドキ、イヌハッカ、ダイコン、バラである。最後の27章はグリマルドへの感謝を述べてこの散文を師に捧げるという内容である⁴⁵³。それぞれの植物の説明においては多くの場合、その植物の特徴や薬草園のどこに植えられているのかといったその薬草を同定するための知識がまず歌われる。そして薬草の効能や用法が続く。この詩はストラボ自身がそう述べて

⁴⁴⁷ Dagron, Gilbert et al eds. *Histoire du christianisme des origines à nos jours Tome IV: Évêque, moines et e.pereurs (642-1054)*. Paris (Desclée), 1993. [Boschof, Egon Hg. *Die Geschichte des Christentums. Religion, Politik, Kultur*. Freiburg (Verlag Herder), 1994.], S. 758.

⁴⁴⁸ Schönberg, Otto, *Walahfried Strabo. De cultura hortorum (Hortulus). Über den Gartenbau*. Stuttgart (Philipp Reclam), 2002, S. 94f.

⁴⁴⁹ 'Haec non sola mihi patefecit pinio famae Vulgaris, quaesita libris nec lectio priscis, Sed labor et studium, quibus otia longa dierum Postposui, expertum rebus docuere probatis.' *De cultura hortorum*. I. Schönberg, Ibid. S. 4.

⁴⁵⁰ 'Difficultas assumpti laboris.' *De cultura hortorum*. II. Schönberg, Ibid. S. 6.

⁴⁵¹ 'Instantia cultoris et fructus oeris.' *De cultura hortorum*. III. Schönberg, Ibid. S. 8.

⁴⁵² 史料3を参照。

⁴⁵³ 'Haec tibi servitii munuscula vilia parvi Strabo tuus, Grimalde pater doctissime, servus Pectore devoto nullius ponderis offert,' *De cultura hortorum*. XXVII. Schönberg, Ibid. S. 40.

いるように「教えるためのもの」docile であり⁴⁵⁴、修道士が薬草園での作業や薬草の用途を覚える際に役立つよう作られたものである。

では『園芸詩』はフランク王国内でどの程度受け入れられたのであろうか。ストラボの死後この散文作品はヨーロッパ中に広まるということはなかった。いまもなお存在が確認されている写本はバチカンに2点、ライプツィヒに1点、ミュンヘンに1点のわずか4点のみである⁴⁵⁵。修道院医療の研究者マイヤーは、ストラボは医学のための参考になるような手引を作ろうとしたわけではなく、その影響力は限定的であると主張している。しかし修道院で薬草を栽培し病者の世話を役立てていたことを示す証拠である⁴⁵⁶。

11世紀にロワール川中流域のマンで修道士オドが著した『植物の力について』に『園芸詩』の影響がみられる⁴⁵⁷。しかし2つの著作の間でどの植物が共通しているのか、同じ効能が書かれているのかを比較することは植物学的な専門知識もなく安易に行うべきではない⁴⁵⁸。中世のラテン語表記は一定ではないので、医療資源のラテン語名が同じであっても同一の植物を指すとは限らないためである。また仮に実際同じ科目の植物であったとしても、含有成分や薬効が異なる場合がある。とくに中世盛期以降はアラビア語からの翻訳による影響もあることを忘れてはならない⁴⁵⁹。9世紀のボーデン湖と11世紀のロワール川流域では気候も異なるため、同じ植物を栽培できたとは限らない。植物名の表記がラテン語ではあるが現代の生物学分類上の学術名と同義ではないということに留意しつつ、同じ時代と地域の著作を比較するに留めるべきである。

⁴⁵⁴ 'Nunc opus ingeniis, docili nunc pectore et ore, Nomina quo possim viresque attingere tantae Messis, ut ingenti res parvae ornentur honore.' *De cultura hortorum*. III. Schönberg, Otto, *Walahfrid Strabo. De cultura hortorum (Hortulus). Über den Gartenbau*. Stuttgart (Philipp Reclam), 2002, S.10, S. 110.

⁴⁵⁵ C: Codex Vaticanus Reg. lat. 469. 9世紀 L: Codex municipii Lipsiensis Rep. I n. 53. 9世紀 K: Codex Vaticanus Pal. lat. 1519. 11世紀 M: Clm 666. 成立年不明、15世紀に書かれた注釈あり

⁴⁵⁶ Mayer, Johannes Gottfried et al, *Kräuterbuch der Klostermedizin*. Leipzig, 2003, S. 10.

⁴⁵⁷ Schönberg, Ibid. 2002, S. 112.

⁴⁵⁸ 安易な比較は避けるべきではあるが、参考までに資料4に『植物の力について』で扱われている植物の一覧を掲載する。

⁴⁵⁹ Riddle, John M. "Research Procedures in Evaluating Medieval Medicine." Bowers, Barbara S. ed., *The Medieval Hospital and Medical Practice*. Aldershot (Ashgate Publishing), 2007, pp. 3-18.

ライヒェナウ修道院で栽培されていた植物が9世紀のフランク王国各所で一般的に栽培されていたものであったかを検討しなければならない。植物に関して複数の史料の比較には注意が必要であると述べたばかりであるが、カール大帝の『御料地令』*Calitulare de villis* 及びザンクト・ガレン修道院の見取り図と『園芸詩』とを比べてみよう。これら3点の史料は成立年代が近いうえにフランク王国領内の比較的近い場所で作成されたものであるため比較対象としても差し支えない。『御料地令』は8世紀末頃に発布された勅令で、王領地経営の細かな規則を定めたものである。現在はドイツのヴォルフエンビュッテルにあるアウグスト公図書館が所蔵の写本1点のみが伝来している⁴⁶⁰。カール大帝治世期における王領地経営の状況を知らせるこの勅令は、当時の食糧不足やそれに伴う取引価格の高騰といった経済状況、それを打破するためのカール大帝の農業政策との関連から発布されたものであるという見解がある⁴⁶¹。このカピトゥラリアの末尾である第70項目が王領地で栽培すべき植物に関する規定であり、90種類の薬草や野菜、果樹がリストアップされている⁴⁶²。これらの植物について古代ローマの博物学者プリニウス(23-79)らの著作を参照するなどして食用か薬用かを判断し区別した研究によれば、90種類の植物のうち69種類は食用である。その69種類のうち20種類は薬用も兼ねている。食用に供さず薬としてのみ使用するものが21種類である⁴⁶³。小麦等の主食となる穀物はこの一覧には含まれていない。ただし四体液説では食事により体液のバランスを維持する節制、あるいは乱れたバランスを整える食養生も重視されている。したがって薬用食用の区別が曖昧な場合もあるため、本来はこのような分類の是非も問わねばならない。

王領地といっても、フランク王国の広大な領域の各所にある王領地ごとに気候や土壌が

⁴⁶⁰ Cod. Guelf. 254 Helmst. フルダあるいはラインラントで825年から830年の間に作成されたと推測される。McKitterick, Rosamond, *Charlemagne: The Formation of a European Identity*. Cambridge (Cambridge University Press), 2008, p. 149.

⁴⁶¹ 堀内一徳「カール大帝の農業政策」奈良大学史学会『奈良史学』1号、1983年、49-58頁。

⁴⁶² 資料5を参照。

⁴⁶³ Boseva, Kalina Y. and Bosseva, Yulia Z. "Edible and medicinal plants in the cloister gardens of West Europe (800s – 900s AD)." *Phytologia Balcanica*. Vol. 22 No. 2 (2016), pp. 161- 166.

異なる。これらすべてを必ずしも栽培できなかった可能性もあろう。この『御料地令』の適応領域には政治的及び地理的な理由からアクィタニア、アレマニア、バイエルンは含まれなかった。『御料地令』で栽培を命じられている植物の中にはロワール川以南の気候では育成しないものも含まれており、アクィタニアでは栽培が困難であったと推測される⁴⁶⁴。またアレマニアが含まれないということは、ライヒェナウ修道院やザンクト・ガレン修道院はこの勅令を適応する領域からは外れているということになる。それにもかかわらずこれらの植物の一覧には多くの共通点がある。

『園芸詩』で歌われている 23 の植物のうち、18 種類は『御料地令』においても栽培が指示されているものである。ニガヨモギ、ニガハッカ、キンミズヒキ、クワモドキ、スタキス科の多年草スタキス・オフィシナリスの 5 種類は『園芸詩』にのみ記載がある。そして『園芸詩』とほぼ同時代に作成されたザンクト・ガレン修道院の見取り図において修道院で栽培すべしと指定されたセージやハッカ、ウイキョウなどの薬用植物はケシ科の植物 1 つを除いてすべて『御料地令』のリストに含まれている。そして 18 種類の野菜や果樹、ナッツ類も『御料地令』の植物リストと共通しているのである⁴⁶⁵。つまり、修道院で栽培されていた植物、あるいは栽培されるべきであるとされていた植物の多くは、カピトゥラリアによって各所の王領地でも栽培されるよう指示されていたほどに当時においては一般に使用されるものが多かったということになる。修道院のみが薬草栽培の場所であったわけではなく、王領地にも薬用植物のための畑が存在していたことになる。

⁴⁶⁴ 上原専祿『御料地令』文献考: *Capitulare de villis* の成立に関する Gareis, Dopsch, Mayer, Elsner の研究に就いて」東京商科大学研究年報『経済学研究』第 2 号 (1933)、109-165 頁。

⁴⁶⁵ どの植物が共通していたか詳細は添付資料 3 及び 6 を参照。

b. ロルシュ修道院で作成された処方集

ロルシュ修道院で著された『薬物の書』はカロリング期に成立した唯一の処方集であり、修道院で作成された医術に関する最初の著作である。その手稿本はバンベルクで発見されたが、どこで作成されたものなのか、そしてどのような経緯でバンベルクへと伝わったのかは長らく不明であった。1960年代にはこの著作がロルシュ修道院において書かれたものであるということが判明しており⁴⁶⁶、以後その地名をとって『ロルシュの薬方書』と呼ばれている。成立年代については諸説ある。この処方集がいつ作成されたのかを伝えるテキストは知られていないため、他の史料から類推することはできない。当初は8世紀末から9世紀初め頃と推定されていた。文献学者のビショフは、『ロルシュの薬方書』はカロリング小文字体で使用されており、かつロルシュ修道院の最も古い書体であることから、781年から783年の間に成立したものであるとした⁴⁶⁷。しかしビショフの死後に出版された9世紀の写本を集めたカタログには、ロルシュ修道院のこの処方集は9世紀初めの著作であると記されている⁴⁶⁸。1990年にこの著作の刊本を出版したカイルは、はじめは795年頃の成立であると推定したが、後に792年、そして790年と自説を修正した。彼のもっとも新しい説は788年である⁴⁶⁹。カイルはカール大帝の『御料地令』発布を792年あるは793

⁴⁶⁶ Platte, Adelheid, "Der weg des Arzneibuchs von Lorsch nach Bamberg." Heimt- und Kulturverein Lorsch Hg. *Das Lorsch Arzneibuch. Klostermedizin in der Karolingerzeit*. Lorsch (Verlag Laurissa), 3. Auflage. in 2002, 1. Auflage in 1989, S. 23-26.

⁴⁶⁷ Fischer, Klaus-Dietrich, "Das Lorsch Arzneibuch im Widerstreit der Meinungen." *Medizin-historisches Journal*. Bd. 45 (2010), S. 165-188.

⁴⁶⁸ Bischoff, Bernhard, *Katalog der festländischen Handschriften des neunten Jahrhunderts (mit Ausnahme der wisigotischen)*. Teil 1: Aachen-Lambach. Nr. 223. Wiesbaden (Harrassowitz), 1998, S. 50.

⁴⁶⁹ Fischer, Ibid. Keil, Gundolf, "Zur Heilkunde im frühen Mittelalter." Heimt- und Kulturverein Lorsch Hg. *Das Lorsch Arzneibuch. Klostermedizin in der Karolingerzeit*. Lorsch (Verlag Laurissa), 3. Auflage. in 2002, 1. Auflage in 1989, S. 11-20. この文献においてカイルは『ロルシュの薬方書』の成立年を795年と述べている。2002年の発刊だが第1版は1989年。カイルの寄稿文はおそらく増版の際に修正されておらず、1989年の発刊時点での彼の説がそのまま掲載されているものと考えられる。ドイツ語対訳版の編者シュトールもまた795年説を支持している。Stoll, Ulrich, "Das Lorsch Arzneibuch und seine Bedeutung für die Gegenwart." Heimt- und Kulturverein Lorsch Hg. *Das Lorsch Arzneibuch. Klostermedizin in der Karolingerzeit*. Lorsch (Verlag Laurissa), 3. Auflage. in 2002, 1. Auflage in 1989, S. 41-47. Stoll, Ulrich, *Das "Lorsch Arzneibuch" ein medizinisches Kompendium des 8. Jahrhunderts (Codex Bambergensis medicinalis 1) Text, Übersetzung und Fachglossar*.

年の飢饉と結びつけ、勅令はその飢饉の後に出されたものと考えた。そして『ロルシュの薬方書』を医療政策の契機とみなし、その結果として王国中に周知されるよう飢饉後に発布されたのが『御料地令』であるとしている。この主張はしかしその後の研究者たちには受け入れられておらず、処方集とカール大帝の勅令との間には直接的な関連は見出されていない⁴⁷⁰。とはいえ『ロルシュの薬方書』の成立年代を8世紀末とする説そのものは否定されていない。成立年代の精緻な確定はなおされていないが、8世紀末あるいは800年より少し後の十数年ほどの間であるということによって一致している。

さて、処方集が作成された頃のロルシュはどのような状況であったのだろうか。ロルシュ修道院は764年にライン川中流域の裕福な俗人が設立した私設修道院であった。設立者の甥であったメッス大司教クロデガング（766年没）の庇護下に置かれ、4世紀に殉教した聖ナザリウスの遺骸が安置されたことによりその名を広めることとなった。多くの寄進を集めて多いときには年に100箇所以上の所領を受け取っており、フランク王国における『ベネディクト戒律』普及の要であったフルダ修道院への寄進が減少するほどであった⁴⁷¹。ロルシュ修道院を建てた家門とカール大帝との間に抗争が起こり、その後772年にカール大帝に譲渡されることによりロルシュは王立修道院となった。カール大帝の教育改革においてロルシュ修道院はフルダ修道院とともに中心的役割を果たし、『ロルシュ年代記』*Annales Laurehamenses* と呼ばれる歴史叙述史料が作成されるなど著作活動が盛んであった。多くの蔵書を集め、神学のみならずローマの古典もそのコレクションに含まれていたことが知られている⁴⁷²。『ロルシュの薬方書』においても古典の影響がみられる。

この処方集の手稿本は1点のみが伝来している。ロルシュ修道院は13世紀頃より衰退し、さらに30年戦争の際には破壊しつくされ現在は楼門と外壁の一部が残っている程度

Stuttgart (Franz Steiner), 1992, S. 13.

⁴⁷⁰ Fischer, Klaus-Dietrich, "Das Lorscher Arzneibuch im Widerstreit der Meinungen." *Medizin-historisches Journal*. Bd. 45 (2010), S. 165-188.

⁴⁷¹ Raaijmakers, Janneke, *The Making of the Monastic Community of Fulda, c. 744-c. 900*. New York (Cambridge University Press), 2012, pp. 48f.

⁴⁷² Fischer, *Ibid.*

である。この修道院が所有していた写本は戦争勃発前にいずれも持ち出されている。『ロルシュの薬方書』は 10 世紀末にすでにロルシュから離れていた。皇帝オットー 3 世 (980-1002) が所有するところとなり、おそらく一時はインゲルハイムの宮廷で保管されていた。手稿本の 42 葉目裏面にはその旨が記されている⁴⁷³。ピアチェンツァで所有していた書とあるが、ピアチェンツァは当時の対立教皇ヨハネス 16 世 (生年不詳-1001 年没?) が教皇を名乗るまえに司教を務めていた場所である。ヨハネス 16 世はオットー 3 世によって退位させられ修道院に送られた。オットーがピアチェンツァにあったヨハネス 16 世の蔵書を奪った可能性も考えられるが詳細は不明である。その後オットー 3 世はローマで死去し、遺体はアーヘンに運ばれそこで埋葬された。オットー 3 世は独身で嫡子を有していなかったため、バイエルン公ハインリヒ 2 世 (973-1024) が王に選出され戴冠した。ハインリヒ 2 世はバンベルクに司教座を置き、聖堂に多くの手稿本を与えたとされている。『ロルシュの薬方書』はその際にバンベルクに運ばれたと推測されている⁴⁷⁴。以後はバンベルクで保管され、現在はバンベルクにあるバイエルン州立図書館が所有している⁴⁷⁵。

全部で 75 葉から成る手稿本には処方集だけでなく様々なテキストが収められている。1 葉目から 5 葉目表面は作者不明の「医術の擁護」*Defensio artis medicinae* なるテキストである。聖書や教皇グレゴリウス 1 世の聖書注釈書、セビリヤ司教インドルスの『語源』などを引用しながら、医術は神の意思に反していないと弁明している。人の医術を拒絶してはならず、困難の折には感謝して医術を使用しなければならない。というのは、創造された身体を憎んではいけないからである⁴⁷⁶。古代ギリシアの知識である医術に対し、やは

⁴⁷³ 'Isti sunt libri tercii imperatoris Ottonis, quos Placentiae inuenit sibi seruatos: duos libros Orosii, Persium, duos libros Titi Livii, medicinalem unum, duos capitulares, Fulgentium unum simul cum ortographia Isidori episcopi, in Isagogas Porphyrii minus commentum Boecii, duos glossarios.' *Liber medicinalis*. 42v. Stoll, Ulrich, *Das "Lorscher Arzneibuch" ein medizinisches Kompendium des 8. Jahrhunderts (Codex Bambergensis medicinalis 1) Text, Übersetzung und Fachglossar*. Stuttgart (Franz Steiner), 1992, S. 242.

⁴⁷⁴ Platte, Adelheid, "Der weg des Arzneibuchs von Lorsch nach Bamberg." Heimt- und Kulturverein Lorsch Hg. *Das Lorscher Arzneibuch. Klostermedizin in der Karolingerzeit*. Lorsch (Verlag Laurissa), 3. Auflage. in 2002, 1. Auflage in 1989, S. 23-26.

⁴⁷⁵ Bamberg, Staatsbibliothek, Msc. Med. 1.

⁴⁷⁶ 'Sed non ideo humana refutanda medicina, sed cum gratiarum actione in labore utenda, quia nemo

り教義に反するのではないかという懸念があったのか、あるいはそのような主張があったとも推測される。医術はキリスト教において拒絶されないと断言している。また、この「医術の擁護」の終盤には、ギリシア医学に関する知識があったことを示唆する記述もある。

5 葉目表面に書かれているのはディオスコリデスの薬草に関する著作であるが、ギリシア語で書かれた書物の知識が欠けているため、ヒポクラテスとガレノスの著作のラテン語訳を読むようにと書かれている。そしてアルル司教カエサリウス（470 頃-542）の治療法とヒポクラテスの植物と治療法などが著されるということであるが、それはおそらくこの手稿本に収載の処方集を指している⁴⁷⁷。ここから明らかなのは、ディオスコリデスの『薬物誌』の存在は知っているがギリシア語のままでは読めないこと、同書のラテン語訳を所有していなかったこと、そしてヒポクラテスとガレノスのラテン語訳は所有していたこと、アルル司教カエサリウスが施した治療法が伝わっていたことである⁴⁷⁸。

続く 5 葉目表面の半分ほどは散文形式のテキストである。バイエルン州立図書館のインデックスによればイシドルスのカルミナとある。病者が裕福であっても貧者であっても治療をして法外な報酬を請求しないようにという治療者の倫理に関する内容である⁴⁷⁹。

5 葉目裏面は空白である。6 葉目表面には医術の歴史が書かれている。「ヒポクラテスの

debet carnem suam in eo, quod condita est, odio habere.' *Liber medicinalis*. 3r. Stoll, Ulrich, *Das "Lorscher Arzneibuch" ein medizinisches Kompendium des 8. Jahrhunderts (Codex Bambergensis medicinalis 1) Text, Übersetzung und Fachglossar*. Stuttgart (Franz Steiner), 1992, S. 56.

⁴⁷⁷ 'Quod si uobis non fuerit Greearum litterarum nota facundia: Est liber herbarum Dioscoridis, qui herbas agrorum mirabili proprietate disseruit atque depinxit. Post haec legite Yppocratem atque Galienum Latina lingua conuersos, idest tharapeutica Galieni ad philosophum Glauconem distincta et anonimum quendam, qui ex diuersis auctoribus probatur esse collectus. Deinde Caeli Aurelii de medicina et Hyppocratis de herbis et curis diuersosque alios medendi arte compositos.' *Liber medicinalis*. 5r. Stoll, Ibid. S. 62.

⁴⁷⁸ カエサリウスは医術に長けており病者の治療をしたことが知られている。Jetter, "Hospitaler aus der Zeit der Merowinger und Karolinger (481-751-987)." *Sudhoffs Archiv*. Bd. 55 (1971), S. 225-246. Jones, Allen E, *Social Mobility in Late Antique Gaul*. Cambridge and NY (Cambridge University Press), 2009, pp. 276f.

⁴⁷⁹ 'Sunt medico dona, quamdiu quisque laborat, Eger iam surgit, nulla lagona uenit. Quod debes medico, redde eger, ne mala rursus Occurrant, currit denuo nemo tibi. Pauperis adtende medice censum atque potentis, Dispar conditio dispari habenda modo. Si fuerit diues, sit iusta occasio lucris, Si pauper, merces sufficit una tibi.' *Liber medicinalis*. 5r. Stoll, Ulrich, *Das "Lorscher Arzneibuch" ein medizinisches Kompendium des 8. Jahrhunderts (Codex Bambergensis medicinalis 1) Text, Übersetzung und Fachglossar*. Stuttgart (Franz Steiner), 1992, S. 64.

誓い」として知られる医師の倫理、著名な医師たちの名前、外科、薬学、診断、予後といった分野の区別、そして解剖学や生理学に関する用語の解説である。

6 葉目裏面から 7 葉目裏面には偽アリストテレスの問答集が続く。症候や治療に関する質問とそれに対する回答が書かれている。例えば、なぜ下痢をすると胃の辺りが渴くのかという質問である。これに対して、体液が下に排出されるので胃のあたりが渴くと回答している⁴⁸⁰。このような 43 の問答が収載されている。

8 葉目表は暦であるが、キリスト教の暦の計算ではない。1 年のうち不運が起りやすいとされる日が挙げられている。おそらく当時のゲルマンの慣習である。そして季節ごとの簡単な食事のアドバイスがある。

8 葉目裏面からは処方薬の目次である。白斑のための飲み薬 *Potiones ad albuginem* や頭痛薬 *Ad capitis dolorem* といったように、どのような薬剤の処方があるのか 14 葉目裏面まで続いており、全 5 書⁴⁸¹に及ぶその処方数は 780 にのぼる。先述のようにカロリング小文字体で書かれているが、各処方の見出しは大文字で書かれているため処方と処方の切れ目がわかりやすい。9 葉目表面から 11 葉目表面までの 260 処方、疾患の部位ごとにまとめてナンバリングされている。1 番目の処方は頭をすっきりさせる薬 *Ad purgationem capitis*、すなわち熱のない頭痛が続く場合の薬である⁴⁸²。このような頭部へ使用する薬がまず 8 処方、そして耳に使用する薬が 3 処方、眼疾患治療薬 4 種、鼻の不調への薬が 4 処方、口腔への薬が 7 種類...と続く。その後も循環器、呼吸器、消化器、泌尿器、皮膚、筋肉や骨格の疼痛、感染症、咬傷、と分野別に並べられている⁴⁸³。先に取り扱ったストラボ

⁴⁸⁰ 'Quare si uenter inferius reumatizat desiccatur ea quae circa stomacho sunt? Resp: Quia humor uertuntur ideo desiccatur stomachus quem desiccatur sitem generat.' *Liber medicinalis*. 6v. Stoll, Ulrich, *Das "Lorscher Arzneibuch" ein medizinisches Kompendium des 8. Jahrhunderts (Codex Bambergensis medicinalis 1) Text, Übersetzung und Fachglossar*. Stuttgart (Franz Steiner), 1992, S. 68.

⁴⁸¹ 原文では *liber* ではなく *capitulatio* だが、シュトールが *Buch* と表記したのに倣い「書」とした。実質は第 1 書から第 5 書までと数えられるような構成である。

⁴⁸² 'Oportet diu permanente capitis dolore praecipue sine febre' *Liber medicinalis*, 23r. Stoll, Ulrich, *Das "Lorscher Arzneibuch" ein medizinisches Kompendium des 8. Jahrhunderts (Codex Bambergensis medicinalis 1) Text, Übersetzung und Fachglossar*. Stuttgart (Franz Steiner), 1992, S. 134.

⁴⁸³ *Liber medicinalis*, 9r-11r. Stoll, Ibid. 1992, S. 79ff.

の『園芸詩』にも薬効や植物の利用方法が書かれていたが、植物ごとに項目が分けられている。また 11 世紀にロワール川中流域で作成された『植物の力について』や 12 世紀ラインラントで成立した『自然学』も植物ごとに効能や処方を記しているものである。したがってこの『ロルシュの薬方書』の形式は、薬用植物に関する他の著作と比較していわゆる逆引きの構成になっているのが特徴である。

続く 14 葉目裏面から 17 葉目表面までが薬用植物のインデックスである。のべ 321 種類の植物が記載されている。古代から伝わる名称と中世に使用されていたと推測される名称とが混在しており、1 つの植物を指す場合にも複数のラテン語があてられていることが多い。例えばカモミールは *chamaemelon*、*camimilae herbae*、*anthemis*、*nymphaea evtl. Petrinicola* と 4 種の名称が使用されている。これらすべてが同一種のカモミールを指すのか、あるいは亜種を指すのかは不明である。『園芸詩』や『ザンクト・ガレン修道院見取り図』、『御料地令』にも書かれている植物もみられるが、それらも同一の種ではない可能性もある。植物名は概ねアルファベットの ABC 順で並べられており、頁を 3 分割して 1 行が 1 つの植物に割り当てられるよう形式を揃えて散文の形式で書かれている⁴⁸⁴。見た目にも美しいだけでなく、いずれかの植物名を探し出したときにより容易であるという利点もある。ただし植物名から薬効や処方を探すためのインデックスはない⁴⁸⁵。

17 葉目裏面から処方集が始まる。22 葉目裏面までが第 1 書、23 葉目表面から 42 葉目裏面までが第 2 書、43 葉目表面から 50 葉目裏面までが第 3 書、51 葉目表面から 57 葉目表面までが第 4 書、そして 57 葉目裏面から 71 葉目裏面までが第 5 書という構成である。先述のようにオットー 3 世がこの手稿本を所有した際のもので推測される記述が 42 葉目裏面すなわち第 2 書の最後にある。そこには、5 世紀の聖職者オロシウスの著作 2 点、1 世紀ローマの詩人ペルシウスの作品 1 点、紀元前 1 世紀の歴史家リウィウスの著作 2 点、

⁴⁸⁴ この手稿本には散文形式のテキストが多くみられる。Fischer, Klaus-Dietrich, “Das Lorscher Arzneibuch im Widerstreit der Meinungen.” *Medizin-historisches Journal*. Bd. 45 (2010), S. 165-188.

⁴⁸⁵ 添付資料 7 を参照。

1冊の医学書、2点のカピトゥラリア、イシドルスの正書法と5世紀から6世紀の著作家フルゲンティウスの作品1点、ポルピュリオスの『エイサゴゲー』へのボエティウスの注釈、2点の語彙表と記されている⁴⁸⁶。しかしながらこれらは収載されておらず、43葉目には処方集がそのまま続いている。あるいは医学書1冊というのがこのコデックスを指しており、オットー3世が他の書物とともにピアチェンツァ滞在時に所有していたことを意味している可能性もある。ここに記載されたすべての書物がオットー3世からハインリヒ2世の手に渡り、そしてバンベルクに伝えられたかどうかは不明である。

上述のように780もの処方があるため本稿で全てを紹介することはできない。数多くの写本が残されたわけでもなく1点のみの手稿本が伝えられている状況、そしてこの処方集に類似した同時代のテキストが現代にまで伝えられていないということを踏まえれば、ロールシュで記されたこれらの処方が実際に使われたかどうかは定かではない。これらの処方ひとつひとつを検討しても当時実際に使用された治療法と同一であるとは限らないのである。したがってこの処方集の特徴を述べながら、中世初期の医学知識の水準を測るに留めたい。

まず特筆すべきは、大部分の処方において明確に用量が決められていることである。ストラボの『園芸詩』、オドの『植物の力について』、ヒルデガルドの『自然学』のいずれも植物とその薬効を記しているが、用量設定がされている処方ほとんど見られない。『ロールシュの薬方書』においては第2書の冒頭、第4書の後半に重量及び体積の換算の説明がある。第3書末尾は失われてしまっているため、この書に用量規定があったかは不明である。第1書及び第5書にはそのような注意書きはない。第2書でははじめに重さの規定が書かれている。1ドラクマ = 1デナリウス銀貨の重さ = 3スクループルであり、1オボルス =

⁴⁸⁶ 'duos libros Orosii, Persium, duos libros Titi Livii, medicinalem unum, duos capitulares, Fulgentium unum simul cum ortographia Isidori episcopi, in Isagogas Porphyrii minus commentum Boecii, duos glossarios.' *Liber medicinalis*. 42v. Stoll, Ulrich, *Das "Lorscher Arzneibuch" ein medizinisches Kompendium des 8. Jahrhunderts (Codex Bambergensis medicinalis 1) Text, Übersetzung und Fachglossar*. Stuttgart (Franz Steiner), 1992, S. 242.

1/6 ドラクマ = 1/2 スクループル、1 キアトゥス = 10 ドラクマ = 30 スクループル、そして 1 アキタブルム = 15 ドラクマ = 45 スクループルである。匙 1 杯 = 2/1 ドラクマ = 1 と 1/2 スクループル、1 ミナ = 100 ドラクマ = 300 スクループル、1 コティラ = 7 と 1/2 オンス、1 オルカ = 41 スクループルである⁴⁸⁷。第 4 書は植物の重さの目安とギリシア語由来の単位についての説明である。1 シリカ = 大麦の粒 3 つ、1 スクループル = 7 シリカ⁴⁸⁸、1 オボルス = 1/2 スクループル、1 ドラクマ = 3 スクループル、1 オンス = 8 ドラクマ、1 リブラ = 12 オンス、1 キアトゥス = 8 ドラクマ、1 キアトゥス = 口いっぱい、1 エミナすなわち 1 コティラ = 1 リブラ、1 ショッペン = 2 コティラすなわち 2 エミナ、1 アンフォラ (壺) = 48 ショッペン、1 ショッペン = 1 リブラと 8 オンス、1 コニウス = 6 ショッペン、1 エジプトウス = エジプト豆 1 粒 = 4 スクループル、1 グラム = 2 スクループル、1 スクループル = 2 オボルス、ヘーゼルナッツ 1 粒 = 6 スクループル、クルミ 1 粒 = 6 ドラクマ、ソラマメ 1 粒 = 3 グラム、1 グラム = 6 シリカである。ギリシア語の単位の説明を見てみると、液量の単位であるショッペンと重さの単位スクループルはギリシア語とラテン語で共通である。さらに 2 オボルス = 1 オンス、ラテン語の 1/2 オンス = ギリシア語の 1 ドラクマ、ギリシア語の 1/2 リブラ = ラテン語の 1/2 リブラ、1 アキタブルム = 1/4 コティラ、1 カルクス = 4 スクループルあるいは 1/8 から 1/10 オボルス、1 シケル = 26 と 1/2 オボルスである⁴⁸⁹。これをもとに換算するとラテン語とギリシア語では

⁴⁸⁷ 'Dragma pondus est denarii argentei qui facit scripulos III. Obolus dragme pars sexta id est scripulus dimidius. Ciatus dragmas decem hoc est scripulos XXX. Acitabulum dragmas XV quod facit scripulos XLV. Coclearium dragma dimedia id est scripulus I semis. Mina dragmas centum hoc est scripulos CCC. Cotila una uncias VII semis. Olca habet scripulos XLI et siliqua <...>' *Liber medicinalis*. 23r. Stoll, Ulrich, *Das "Lorscher Arzneibuch" ein medizinisches Kompendium des 8. Jahrhunderts (Codex Bambergensis medicinalis 1) Text, Übersetzung und Fachglossar*. Stuttgart (Franz Steiner), 1992, S. 134.

⁴⁸⁸ 通常は 6 シリカである。

⁴⁸⁹ 'De ponderibus et mensuris medicinalis Silqua habet grana ordeii III, scripulus siliquas VII, obulus habet escriptulo semis, drachma habet scripulos III, <uncia> habet drachmas VIII, libra habet uncias XII, ciatus habet drachmas VIII, ipse ciatus et quatus unum est, habet plena bucca, emina habet libera I, quod dicitur cotilla, sextarius habet cotillas II, quod est eminas II, anfora habet sextarios XLVIII, sextarius habet libra I et uncias VIII, conius habet sextarios VI, ꝑ Egyptius id est faba Egyptia et pensat scripulos IIII, grama habet scripulos II, nux auellana magnitudine pensat scripulos VI, nux maior pensat drachmas VI, tolcis habet grammas numerum III, gramma habet siliquas VI. Gregorum eras, quod illi faciunt: ꝑ a Greco sextario, ꝑ a Latino sextario, ꝑ Latino scriptulo, ꝑ a Greco scriptulo, ꝑ

1 ドラクマの重さが異なる計算になる。処方が書かれている箇所が第 2 書なのか第 4 書なのかによって、処方で指示されている用量が異なるということである。おそらくギリシアから伝わったままの処方であればギリシアの単位で用量の計算をする必要があった。また植物の種子の重さを単位換算の目安にしているが、個体差があるうえに収穫から時間がたつほど水分が失われて軽くなるため、これは適切な規定であるとは言えない。しかしながら秤などの測定用の器具がない場所では役立つ方法である。そもそも薬用植物に含まれている成分量にも個体差があるため、植物の量を厳密に測ったところで同じ量の有効成分を摂取できるわけではない。19 世紀以降に有機化学の発展によってモルヒネやアトロピンなど劇的な作用をもつアルカロイドが発見されてようやく、正確な用量設定と安定性が求められるようになるのである⁴⁹⁰。自然界の薬用資源を摂取する場合は、それが毒性をもつ場合を除いて、ある程度用量にばらつきがあっても問題にならないことのほうが多い。中世においてはこのような方法の測定及び用量換算を行っていたとしても何ら不思議はない。

もう 1 点ロルシュの処方の特徴を挙げるとするならば、薬剤の調製方法と用法である。それぞれの処方には詳細な調製方法が記されておりどのように植物を利用するのかが明確にされている。消化不良に使用する処方 *Antidotum ad uentrem molliendum* では、食塩 8 オンス、白コショウ 1 オンス、ショウガ 2 オンス、セイバリーの葉 1 オンス、ドクゼリモドキ 1 と 2/1 オンス、ハシバミの根 1 と 1/2 オンス、タイム 1 と 1/2 オンス、セロリの種 1 と 1/2 オンスをすべて細かく砕いて粉にして混ぜる。消化不良の際にはこれを調味料として味付けをして食事をするとよいと記されている。この薬を食塩に代用する場合は、

opolos II, a Latino <uncia>, ꝑ a Latino semuncia, ꝑ a Greco dragma, semis a Greco medio; libra ꝑ id est silibera, acitabulos est cotilla pars quarta, calculus habet scripula IIII, siclus habet opulus XXVI semis.' *Liber medicinalis*. 54r-54v. Stoll, Ulrich, *Das "Lorscher Arzneibuch" ein medizinisches Kompendium des 8. Jahrhunderts (Codex Bambergensis medicinalis 1) Text, Übersetzung und Fachglossar*. Stuttgart (Franz Steiner), 1992, S. 304. これらの重量単位は現代の換算と異なる。Platte, Adelheid, "Meizinische Maße und Gewichte im Lorscher Arzneibuch." *Heimt- und Kulturverein Lorsch Hg. Das Lorscher Arzneibuch. Klostermedizin in der Karolingerzeit. Lorsch (Verlag Laurissa)*, 3. Auflage. in 2002, 1. Auflage in 1989, S. 76-78.

⁴⁹⁰ 田中玉美「ドイツの薬学史」奥田潤 編『薬学史事典』薬事日報社、2016 年、543-549 頁。

野菜や牛乳、牛肉、香辛料といっしょに調理をするが、この処方には火を通してはならない。そしてこの処方はガラスの容器に入れて保管できるので、不調があればいつでもすぐに使用できる。これほど詳細に使用方法が書かれていれば、容易に調製方法がわかる。さらにこの処方が有効な根拠を、脳から胃に入る冷たい粘液が解消されるためであると体液説に則って説明している⁴⁹¹。

常備薬のように使用できる処方もあれば、1回のみ使用するものもある。「割に合わない解毒剤」*Antidotum agriston* と題された処方は、脇腹の痛み、結石、吐血、咳、呼吸困難、腹痛と消化器の感染、疝痛、不眠に使用する薬剤である。没薬 1 オンス、サフラン 2 オンス、海狸香 1 オンス、ヒハツ 4 オンス、コショウ 1 オンス、モッコウ 4 オンス、蘇合香 4 オンス、トンキンニッケイ 1 オンス、ウイキョウ 1 オンスをたっぷりのアッティカのハチミツに混ぜたものを摂取する。これをなぜ 1 回のみ服用するのかというと、割に合わないすなわち高価だというのが理由である。材料を見る限り高価な上に容易に集めることのできないものであるため、このように書かれているものと考えられる⁴⁹²。

内服のみならず外用剤も収載されている。架空の人物であるペルシア王バルトロメオの膏薬 *Emplastrum quod adinuenit Bartholomeus rex Persarum* と呼ばれる処方である。

⁴⁹¹ ANTIDOTUM AD VENTREM MOLLIENDVM uel digerendum uel ad omnes ualitudines Conficitur autem sic: Salis amoniaci <uncia> VIII, piperis albi <uncia> I, ginger <uncia> II, satureiae seminis <uncia> I, amei <uncia> I semis, asaris vulgaris radice <uncia> I semis, thimi <uncia> I semis, apii seminis <uncia> I semis. Haec omnia tinsa et in puluerem redacta et conmixta reponis in uase uitreo, et quotienscumque aliquid manducare siue bibere uolueris, pro modo his salibus uteris et emendantur uitia haec: digerit flegmam frigidam, quae de cerebro descendit in stomachum, et ad omnes humores supernatantes stomachi, ad fel rufam datur et ad dolorem faucium et ad caliginem oculorum uel ad omnes humores uiscerum contractos, sanat epar, splenem, tussem curat, totius commoditatis digestorium mirificum est; articulare morbum conpescit, hoc est emitriteum, et quartanas conprimit; sane qui hoc sale utitur, debet abstinere de his rebus: de leguminibus, de lactibus, de carne bubula, de agramine et frimum non accipiat. *Liber medicinalis*. 17v. Stoll, Ulrich, *Das "Lorscher Arzneibuch" ein medizinisches Kompendium des 8. Jahrhunderts (Codex Bambergensis medicinalis I) Text, Übersetzung und Fachglossar*. Stuttgart (Franz Steiner), 1992, S. 108.

⁴⁹² ANTIDOTUM ACARISTUM DE EXPERIMENTIS quod facit ad eos qui cibum non continent, ad lateris dolorem, ad pleuriticos, ad sanguinem uomentes, ad omnem tussem, ad suspiriosos, ad dissentericos, ad insomnietatem, ad intestini dolorem, ad colicam. De quo antidoto si prius non acciperis mercedem, uide ne alicui des: multi quidem de una datione sani effecti sunt, ideoque medicis ingratus habetur. Receptit haec: Smirnis uncia I, croci uncia II, castorei uncia I, piperis longi uncia III, piperis uncia I, costi uncia III, storacis uncia III, casiae uncia I, galbani uncia I, mellis Attici quod sufficit. *Liber medicinalis*. 17v. Stoll, *Ibid.* S. 108.

牛脂 5 リブラ、松脂 5 リブラ、シカの髓 6 オンス、透石膏 1 オンス、オオバコの汁 1 オンス、ミントの汁 2 オンス、ワイルドミントの汁 2 オンス、ニガハッカ 2 オンス、ウイキョウの汁 2 オンス、ヒヨスの汁 2 オンス、スイバの汁 2 オンスを材料としている。まず油脂類を銅の壺に入れ火にかけて軟膏の基剤をつくる。手で伸ばせる程度にまで柔らかくなったら乳鉢に入れ、薬草の汁を混ぜる。その後太陽の下にしばらく置けば完成である。ガラスの容器に入れて保管することができる。新しい麻布に塗って湿布薬として 30 日間続けて使用するよう指示されている。この処方も調製方法が具体的に示されており、誰でも利用できる常備薬であると言えよう。

以上、処方集の冒頭に記されている 3 つの薬剤をとりあげた。消化不良に有効な調味料と軟膏剤は使用頻度が高く有用な薬のようにも想定されるが、解毒剤はあまり実用的であるとは言えない。また軟膏剤のタイトルもあたかも実在しない伝説上の薬であるかのようには思わせるものである。ときに『ロルシュの薬方書』は迷信を書き留めているものという評価を下されることがあるが⁴⁹³、それはこのような傾向から導き出された見解である。

コデックスの最後、処方集に続くのはビザンツの医師アンティムスによる『食養生の書』のコピーである。ただしアンティムスの著作すべてをそのまま写したのではなく抜粋であり、しかも記載されている食物の順番が異なる。「健康のための第一には食事で体に負担をかけないこと、つまり正しく調理すれば、食物は体の中でよく消化される⁴⁹⁴」という食養生の大切さを訴える文言がテキストの初めに現れるが、これはアンティムスの著作においても同様である。身体に不調をきたした際の、あるいは不調を避けるための食材の調理法が、アンティムスがフランク王に宛てた書簡に倣って記されている。彼の食養生の知識もまた、

⁴⁹³ Mayer, Johannes Gottfried Hg. Handbuch der Klostermedizin. München (Verlag Zabert Sadnmann), 2008, S.17f.

⁴⁹⁴ 'quoniam prima sanitas hominum in cibis congruis constat, id est, si bene adhibiti fuerint, bonam digestionem corporis faciant.' *Liber medicinalis*. 72r. Stoll, Ulrich, *Das "Lorscher Arzneibuch" ein medizinisches Kompendium des 8. Jahrhunderts (Codex Bambergensis medicinalis 1) Text, Übersetzung und Fachglossar*. Stuttgart (Franz Steiner), 1992, S. 392. Rose, Valentine ed. *Anthimi De Observatione Ciborum Epistula Ad Theodericum Regem Francorum*(1877), reprinted by Kessinger Publishing, Milton Keynes, 2009, p.7.

8世紀ないしは9世紀のロルシュにまで届いていたことになる。先ほどとりあげた消化不良に対する処方でも見られるように、食事と薬はときにほぼ同義である。ヒポクラテスの時代からすでに食養生は重要視され、医師たちによって実践されてきた。そしてその伝統はサレルノ医学校の養生訓に活かされ、中世盛期以降も基本の養生法として西欧各地に伝えられていく。『ロルシュの薬方書』に見られる断片もまた、その記憶を受け継いでいたことを示す証拠なのである。

第4節 塗油

本節では、カロリング初期から10世紀中葉における病者の塗油について、キリスト教の教義上でその行為に付加された意義と典礼にみられる実践における意義とについて論じる。塗油の儀式は身体の病の治癒を目的として古来より行われてきたが、中世初期より塗油に魂の救済の意味が見出されるようになり、治療行為から死を迎える際の魂の救済へとその性格が変化していく。神学研究ではその転換点を8世紀から9世紀頃と位置付けているが⁴⁹⁵、それは教義上で意味づけに限定した見解であり、実際にいつどのような手順で誰に塗油が行われたかについては言及していない。したがって9世紀オルレアン、10世紀マインツ及びフライジングにおいて作成された塗油の儀式の手順を記したテキストを提示し、当時どのようにして塗油が行われたのか、その目的は何であったのかを考察する。

⁴⁹⁵ Chavasse, Antoine, *Étude sur l'onction des infirmes dans l'église latine du III^e au XI^e siècle*. Lyon (Librairie du Sacré-Coeur), 1942, p.200. Porter, H. B., "The Origin of the Medieval Rite for Anointing the Sick or Dying." *Journal of the Theological Studies*. VII (2), (1956), pp. 211-225.

a. 病者の塗油と終油の秘蹟

病者の塗油 *unctio infirmorum* は、原始キリスト教時代より続くカトリックの伝統的な典礼である。病で苦しむ人々に油を塗り、癒しの力を与えて肉体的及び霊的な救済を図る儀式であり、聖ヤコブが病者のために祈りをささげて油を塗ったことが福音書及びヤコブの手紙に記されていることを起源としていると言われて⁴⁹⁶。病者の塗油の意義や対象者は時代によって異なる。原始キリスト教から中世初期までは、この塗油は治療行為であった。例えば5世紀初頭にスルピキウス・セウェルス（363頃-425頃）によって書かれた聖人伝には油による病の治癒に関する記述がみられる。4世紀末トゥール司教であった聖マルティヌスが病の少女に油を塗ったところ、少女はすっかり重病から回復してすぐに歩き出したという内容である⁴⁹⁷。この記述によれば5世紀頃のガリアでは塗油は明らかに治療行為とみなされていた。パクストンは、塗油は病者がコミュニティに戻り神への崇拝行為を続けられるようにという率直な願望をもって行われたと述べている⁴⁹⁸。またマレイによれば、油を塗られる側の人間にとっては塗油を受けたということは病であるということを受け入れたことと同義である⁴⁹⁹。塗油の対象についても、概ね9世紀初め頃までは単に病者とされていた。そこに重症度に関わる記述はない。カール大帝の802年頃、そして810年頃のカピトゥラリアにも病者が塗油を受けるべきとあるが、重症で死に瀕したものと限

⁴⁹⁶ Hofmeister, Philipp, *Die heiligen Öle in der morgen- und abendländischen Kirche*. Würzburg (Augustinus Verlag), 1948, S. 144. Egan, James M. "Extreme Unction: Sacrament of the Sick or of the Death?" *Proceedings of the Seventeenth Convention*. (Proceedings of the Catholic Theological Society.) 1962, pp. 195-205. Fischer, Alfons, *Geschichte des deutschen Gesundheitswesens*. Hildesheim (Georg Olms), 1965, S. 28f.

⁴⁹⁷ 'postremo a circumstantibus episcopis ire compulsus descendit ad domum puellae. ingens turba pro foribus exspectabat, quidnam Dei servus esset facturus. ac primum quae erant illius familiaria in istius modirebus arma, solo prostratus oravit. deinde aegram intuens dari sibi oleum postulat: quod cum benedixisset, in os puellae vim sancti liquoris infundit, statimque vox reddita est. tunc paulatim singula contactu eius coeperunt membra vivere, donec firmatis gressibus populo teste surrexit.' Sulpicius Severus, *Vita Sancti Martini*, XVI. Halm, Carl, ed. *Corpus Scriptorum Ecclesiasticorum Latinorum 1*, Wien, 1866, pp.125-126.

⁴⁹⁸ Paxton, Frederick S. *Christianizing Death. The Creation of a Ritual Process in Early Medieval Europe*. Ithaca (Cornell University Press), 1990.

⁴⁹⁹ Murray, Placid, "The Liturgical History of Extreme Unction." *The Furrow*. Vol. 11, No. 9, (1960), pp. 572-593.

定する表現はみられない⁵⁰⁰。しかし中世初期から次第に塗油の対象が瀕死の病者へと変化した⁵⁰¹。アリエスは、中世のフランスにおいて塗油は聖職者だけが行う終油の秘蹟であったとしているが、その転換期がいつであったかについては述べていない⁵⁰²。12世紀バンベルク司教であったオットー（1060-1139）の伝記によれば、オットーは秘蹟の重要性を訴える説教の中で「3つ目の秘蹟は病者の秘蹟である。この秘蹟は死に瀕している者にとって必要なものである。」と説いており、遅くともこの頃には、病者の塗油は死の準備をするための秘蹟であるという概念が確立していたと言える⁵⁰³。16から17世紀のカトリック世界では塗油は死の直前に受ける儀式であるという認識が定着していた⁵⁰⁴。このような塗油の慣習は18世紀及び19世紀のフランスでも継続していたようである⁵⁰⁵。病者の塗油 *unctio infirmorum* は、最後の審判の後に永遠の生命を得るための通過儀礼である終油の秘蹟 *unctio extrema* と呼ばれるようになっていった。中世以降は20世紀にバチカン公会議で病者の塗油が再び秘蹟として重視されるようになるまでの間、治療としての塗油は聖職者の手で行われなくなった⁵⁰⁶。1962年及び1965年に開催された2回のバチカン公会議で塗油はすべての病者が受けるべきであると規定されて以降、現代のキリスト教カトリック教

⁵⁰⁰ 'Ut secundum definitionem sanctorum patrum, si quis infirmatur, a sacerdotibus oleo sanctificato cum orationibus diligenter unguatur.' *Capitula a sacerdotibus proposita*. 22. Boretius, Alfred Hg. *MGH Leges. Capit. I*. Hannover, 1883. S. 107. 'Ut presbyter in coena Domini duas ampullas secum deferat, unam ad chrisam, alteram ad oleum ad cathecuminos inungendum vel infirmos iuxta sententiam apostolicam; ut, quando quis infirmatur, inducat presbyteros ecclesiae, et orent super eum, unguentes eum oleo in nomine Domini.' *Capitula ecclesiastica*. Ibid. S. 179.

⁵⁰¹ Porter, H. B., "The Origin of the Medieval Rite for Anointing the Sick or Dying." *Journal of the Theological Studies*. VII (2), (1956), pp. 211-225. Murray, Placid, "The Liturgical History of Extreme Unction." *The Furrow*. Vol. 11, No. 9, (1960), pp. 572-593. Paxton, Frederick S., *Christianizing Death. The Creation of a Ritual Process in Early Medieval Europe*. Ithaca (Cornell University Press), 1990.

⁵⁰² Ariès, Philippe, *L'homme devant la mort*. Paris (Seuil), 1977. [成瀬駒男 訳『死を前にした人間』みすず書房 (1990)], 18頁。

⁵⁰³ 'Tertium sacramentum est unctio infirmorum, quod ideo morituris est necessarium, quia in illa unctione per virtutem Spiritus sancti remissio datur peccatorum, et ipse qui moriturus est, contra spirituales nequitas, id est contra malignos spiritus in exitu vitae animabus insidiantes, eadem Spiritus sancti virtute pugnaturus armatur'. Herbordus, *Vita Ottonis episcopi*. Pertz, Georg Heinrich, *MGH SS 12. Historiae aevi Salici*. Hannover, 1856. S. 784.

⁵⁰⁴ Ariès, Philippe, *L'homme devant la mort*. Paris (Seuil), 1977. [成瀬駒男 訳『死を前にした人間』みすず書房 (1990)], 5、161、264頁。

⁵⁰⁵ 上掲書、368頁。

⁵⁰⁶ しかしながら家庭での塗油の伝統が途絶えたという証拠はない。塗油に使用したと推測されるオリーブ油は現代の医療でも外傷の治療などに使用されることがあり、秘蹟としてではなく民間療法として残存していたと考えるのが妥当である。

会においては7つの秘跡のひとつに数えられている⁵⁰⁷。今日ではカトリックのみならずプロテスタントの教会においても塗油式は重視される傾向にあり、神学及び教会史研究者たちの病者の塗油への関心が高まってきている⁵⁰⁸。

この *unctio infirmorum* から *unctio extrema* への塗油の変化について議論がなされてきたが、そのほとんどは神学あるいは教会史の分野で報告されてきた。これまでの研究の主な論点は塗油の根拠となる聖書の記述や典礼の変化、神学的正当性であり、塗油が病の治療から死の準備へと変遷していった背景にある教会における改革、教会と世俗権力との関係などの要因が論じられることはほとんどなかった。病者の塗油の意義が変わったといわれる時代の西欧キリスト教社会において政治と宗教が人の生死の在り方へ及ぼした影響を明らかにする必要があるだろう。シャバスはこの塗油の意義の転換期を8世紀から9世紀とした。当時のテキストが塗油に関して身体の治癒に言及しておらず、告解を重視する風潮の中で罪の赦しと塗油が結び付けられ、瀕死の病人が臨終の際に生前の罪を赦されて来世を待つために油を塗るようになったというのである。確かに847年のマインツ教会会議では、瀕死の信徒への告解と塗油を指示する決議が出されている⁵⁰⁹。贖罪と告解の重視は尊厳者ベダの影響によるところが大きいだが、しかしベダは罪の赦しのみを目的とした塗油については言及していない⁵¹⁰。ベダの考えでは塗油は「主の名において」肉体の治癒を祈るものである。もしその病が罪によるものであれば塗油で赦しを得ることによって病か

⁵⁰⁷ 西脇 純「古代教会における「病者の塗油」『南山神学』No. 25, (2001) 15-47 頁。

⁵⁰⁸ Ernsting, Heike. *Salbungsgottesdienste in der Volkskirche. Krankheit und Heilung als Thema der Liturgie*. Leipzig (Evangelische Verlagsanstalt), 2012, S. 12.

⁵⁰⁹ '26. De infirmis in periculo mortis constitutis. Ab infirmis in mortis periculo positus per presbiteros pura inquirenda est confessio peccatorum, non tamen est a illis imponenda quantitas penitentiae, sed innotescenda, et cum amicorum orationibus et elemosinarum studiis pondus penitentiae sublevandum, ut, si forte migra verint, ne obligati excommunicatione alieni ex consortio venie fiant; a quo periculo si divinitus erepti convaluerint, penitentiae modum a suo confessore impositum diligenter observent. Et ideo secundum canonicam auctoritatem, ne illis ianua pietatis clausa videatur, orationibus et consolationibus aecclesiasticis sacra cum unctione olei animati secundum statuta sanctorum patrum communionem viatici reficiantur.' 14. Mainz Okt. 847. capt. 26. Haltmann, Wilfried Hg. *MGH Leges. Concilia 3*. Hannover, 1984. S. 173f.

⁵¹⁰ Chavasse, Antoine, *Étude sur l'onction des infirmes dans l'église latine du III^e au XI^e siècle*. Lyon (Librairie du Sacré-Coeur), 1942, p.200.

ら回復する。あくまで治療のために行うのが塗油であり死の準備としての儀式ではない⁵¹¹。告解は塗油の際に必要な補完であった。この時代に実際に終油の秘跡が行われていたという事実を示す史料は伝えられていないことから、ポーターは終油の秘跡の由来をカール大帝の時代とする説を支持しながらも、広く認識され臨終の儀式としての塗油が行われるようになったのは10世紀以降であるとした⁵¹²。

塗油はキリスト教では神聖な行為とみなされている。病者への救済としての塗油だけでなく、洗礼、聖別、王や皇帝の戴冠など様々な典礼において油を塗るという儀式が行われたことが知られている。使用する油の種類、油の聖別の方法、祈祷の方法、油を塗る部位など、具体的な実施方法については神学者ホーフマイスターが網羅的な研究を残した。儀式の信仰はカトリックと正教会において大きく異なる他、時代や地方により様々である。聖職者がどの指を使って油を塗るのかという点に関しても、正教会でもロシアでは2本の指、ギリシアでは親指というように異なっている。コプト教会は手で油を塗っていたが後に親指で行うようになり、ネストリウス派も7世紀までは人差し指だが10世紀以降は親指を用いる。シリアでは堅信と洗礼の塗油では親指で塗る。エルサレムの典礼では額に油を塗る場合は指で、全身に塗る場合は手を使う。カトリックの塗油式では共通して、いつの時代もどこでも油は右手の親指で塗る⁵¹³。塗油に使用する油については聖書や典礼書などにはどの油を使うべきかという記載はない。第3節で扱ったヴァラフリート・ストラボの手による『園芸詩』には死が近い病者にバラの精油を用いると書かれているが、バラの精油を用いて塗油の儀式をしたという記述は他の史料には見られない⁵¹⁴。原始キリスト教

⁵¹¹ Chavasse, Antoine, *Étude sur l'onction des infirmes dans l'église latine du III^e au XI^e siècle*. Lyon (Librairie du Sacré-Coeur), 1942, pp. 137f.

⁵¹² Porter, H. B., "The Rites for the Dying in the Early Middle Ages, I: St. Theodulf of Orleans." *Journal of the Theological Studies*. X (1), (1959) pp. 43-60.

⁵¹³ Hofmeister, Philipp, *Die heiligen Öle in der morgen- und abendländischen Kirche*. Würzburg (Augustinus Verlag), 1948, S. 115f.

⁵¹⁴ 'Quod quam saepe fiat mortalibus utile ciris, Nec meminisse potest hominum nec dicere quisquam.' *De cultura hortorum*. XXVI Rosa. Schönberg, Otto, *Walahfried Strabo. De cultura hortorum (Hortulus). Über den Gartenbau*. Stuttgart (Philipp Reclam), 2002, S. 39.

が広まっていたのが地中海沿岸地方であるということから、単に油といえばオリーブ油を指すことが多く、病者の塗油に使用する油もオリーブ油であるという先行研究における見解の一致が見られる。オリーブ油を司教が祈りとともに祝別することで病者に与えられる特別な油となるが、その祝別方法もまた時代と地域により異なる。

一般的に塗油に使用するオリーブ油は、本来は大きく 3 つに分けられるという。洗礼志願者のための油、*chrisma* と呼ばれる聖香油⁵¹⁵、そして病者のための油である。病者の塗油に使用する油は、本来はそのためだけに祝別されたものでなければならない。というのは祝別のための祈禱文が異なるからである⁵¹⁶。しかしながらこれらの油は、次第にその用途の区別が曖昧となり混同されるようになる。油の祝別に関する規定はカロリング期に作成されたテキストの中からは見つかっていない。ミラノ司教アンブロシウス（340 頃-397）の典礼規定、教皇ゲラシウス 1 世（496 没）の典礼書及びグレゴリウス 1 世の典礼規定には病者のための油を祝別する際の祈禱文が見られる⁵¹⁷。聖香油と病者の塗油のための油とでは、祝別の祈禱にも違いがある。このうちゲラシウスの規定とグレゴリウスの規定の違いについてシャバス、フランツ、西脇らが述べているところによれば、まず大きな違いはゲラシウスは病者の塗油を秘跡ではないとしている一方でグレゴリウスが病者の塗油を秘跡とみなしている点である。この違いは油を祝別する際の祈禱によるものである。「お遣わしてください」*Emitte* ということばで始まるこの祈禱文はエミッテと呼ばれており、このエミッテの中に含まれる *gustanti* という単語の有無が神学的には大きな違いであるとされている⁵¹⁸。*gusto* は飲む、味わうという意味の動詞であるが、この言葉を含むゲラシウス

⁵¹⁵ 現代の定義では *chrisma* はオリーブ油とバルサム油を混合したものを祝別してつくる。その用途は洗礼、堅信、そして聖別である。Betz, Hans Dieter Hg. *Die Religion in Geschichte und Gegenwart*. 3. Auflage. Tübingen (Mohr Siebeck), 1957, S. 1680. しかし中世初期の史料においては、聖木曜日に祝別して聖餐式に使用するための油である。

⁵¹⁶ *Ibid.* S. 112.

⁵¹⁷ Franz, Adolph, *Die kirchlichen Benediktionen im Mittelalter*. Bonn (Verlag nova & vetera), 1909. S. 335ff.

⁵¹⁸ 'Emitte, quaesumus, domine, spiritum sanctum paraclitum de coelis in hac pinguedine olei, quam de viridi lingo producer dignatus es ad refectionem mentis et corporis. Et tua sancta benedictio sit omni ungenti, gustanti, tangenti tutamentum corporis, anime et spitus ad evacuandos omnes dolores, omnem infirmitatem, omnem aegritudinem mentis et corporis, unde unxisti sacerdotes, reges et

の祈祷文では病者の塗油は秘跡ではないとされている。フランツによれば教皇グレゴリウスはここから *gustanti* という言葉を削除し、これにより塗油が秘跡であるとみなされるようになった⁵¹⁹。しかしながらゲラシウスよりも早い時代 5 世紀初めの教皇インノケンティウス 1 世 (417 没) はグッピオ司教デケンティウスへの書簡の中で、塗油は聖職者のみならず必要に応じてすべてのキリスト教徒が行うことができると述べている⁵²⁰。すなわち塗油は秘蹟ではないということになる。さらにさかのぼって 4 世紀のミラノ司教アンブロシウスも病者のために使用する油の祝別方法について記述を残しているが、その祈りは悪魔祓いの性格が強いもので、秘跡としての祈祷文ではないようである。塗油が秘跡であるかそうでないか、という問題は、塗油をどのように行うか、誰が行うか、という問題にも関係している。

b. カロリング期における病者の塗油の意義の変遷

民衆にキリスト教の正しい教義を理解させて導くことは、原始キリスト教の時代からすでに教会にとって重要な課題であった。とくに死はキリスト教の教えの中核をなす要素のうちの一つであり、キリスト教徒にとっては最後の審判ののちに訪れる来世のために現世での生活があると言える。死後神に近い天上の世界に行くために人はいかに生きるか、ということが彼らにとって肝要であるのは言うまでもないが、それと同時に生を締めくく

prophetes et martyres, chrisma tuum perfectum, a te, domine, benedictum, permanes in visceribus nostris, in nomine domini nostri Iesu Christi.' *Sacramentarium Gelasianum*. 382. Franz, Adolph, *Die kirchlichen Benediktionen im Mittelalter*. Bonn (Verlag nova & vetera), 1909. S. 335ff. 西脇 純「古代教会における「病者の塗油」『南山神学』No. 25, (2001) 15-47 頁。

⁵¹⁹ Franz, Adolph, *Die kirchlichen Benediktionen im Mittelalter*. Bonn (Verlag nova & vetera), 1909. S. 338. 西脇 純「古代教会における「病者の塗油」『南山神学』No. 25, (2001) 15-47 頁。

⁵²⁰ 'Quod non est dubium de fidelibus ægrotantibus accipi vel intelliti debere, qui sancto oleo chrisomatis perungi possunt, quod ab episcopo confectum, non solum sacerdotibus, sed et omnibus uti Christianis licet, in sa aut in suorum neccesitate unguendum.' Innocentius I. *Epistolæ*. XXV-8. *Patrologia Latina* 20. p. 560 B. Franz, Adolph, *Die kirchlichen Benediktionen im Mittelalter*. Bonn (Verlag nova & vetera), 1909. S. 341.

る死をいかに迎えるかということも重視されている。カロリング期になると、死を迎える際の告解と改悛の重要性を強調する記述がみられるようになる⁵²¹。カール大帝の最初のカピトゥラリア、いわゆる一般訓令には「死に瀕している者たちが祝別された油を用いての塗油、悔い改め、聖体拝領なく捨て置かれることのないように」という規定がある⁵²²。これは、8世紀にはすでに死にゆく者が告解と改悛を行い、そして油を塗られるべきであるという概念が存在していたということを示している。カロリング期初期の人々の宗教的関心を論じる上では、魂の救済と改悛に着目すべきである。「魂の医師」としての聖職者の役割については第2章第1節で述べたとおりである。

病者の塗油の詳細な方法を記したテキストとしては、オルレアン司教テオドゥルフ(750頃-821)のカピトゥラリアを挙げることができる。しかしながらテオドゥルフによる記述の独自性が紹介されるのみであり、その時代におけるテキストの受容について論じられることはなかった⁵²³。その方法で塗油が行われたという記録も残っていない。これまでの研究ではテキストの伝来や使用といった観点からの議論を欠いているため、史料についていま一度詳細な検討をする必要がある。本節ではテオドゥルフのカピトゥラリアにみられる病者の塗油に関する規定を、テキストの伝来と受容の観点から考察する。

テオドゥルフの手によるものと考えられているカピトゥラリアは2点知られている。20世紀半ばに提示された作成年代は、第1のカピトゥラリアが798年から817年頃、第2のカピトゥラリアは1つ目が成立した後テオドゥルフが821年に没するまでの間とされていたが、MGHの編者であるブロマーによれば、2つのカピトゥラリアはともに800年から813年の間に作成されたものである⁵²⁴。現時点ではブロマーの説を否定する研究者はいな

⁵²¹ Paxton, Frederick S., *Christianizing Death. The Creation of a Ritual Process in Early Medieval Europe*. Ithaca (Cornell University Press), 1990, pp. 115f.

⁵²² 'Similiter de infirmis et poenitentibus, ut morientes sine sacrati olei unctione et reconciliatione et viatico non deficiant.' *Karoli M. capitulare primum*. 10. Boretius, Alfred Hg. *MGH Leges. Capit. I*. Hannover, 1883. S. 45.

⁵²³ Angenendt, Arnold, *Geschichte der Religiosität im Mittelalter*. Darmstadt (Wissenschaftliche Buchgesellschaft), 1997, S. 667f.

⁵²⁴ Brommer, Peter, "Die Rezeption der bischöflichen Kapitularien Theodulfs von Orléans." *Zeitschrift*

いようである。つまりテオドゥルフの 2 点のカピトゥラリアは、ゲルバルドゥスによる最初の司教カピトゥラリアが成立した後からカール大帝が死去するまでの間に書かれたものであると言える。

本稿ではテオドゥルフの第 2 のカピトゥラリアを扱う。第 10 章の 21 項目から 36 項目までが塗油に関する規定である。5 点の写本が知られているが、第 2 のカピトゥラリアの全文を伝えているのは 1 点のみ、現在はベルリンの国立図書館が所蔵している写本である。この写本は 11 世紀初頭にリモージュ修道院長アダマー (988 頃-1034) の手によって作成されたと推測される。テオドゥルフの 2 つのカピトゥラリアとテオドゥルフの著作『洗礼の規定について』 *De ordine baptismi* が収められている。

残りの 4 点はいずれも他の言語への翻訳を含むものである。11 世紀にイングランドのウスターで作成された現在ケンブリッジ所蔵の写本には、ゲルバルドのカピトゥラリア、テオドゥルフの 2 つのカピトゥラリア、ブルージュ司教ラドゥルフのカピトゥラリアがともに伝えられている。ニューヨークの研究施設が所有している写本は 11 世紀にカタロニアで作成された可能性が高い。テオドゥルフの 2 つのカピトゥラリア、ラドゥルフのカピトゥラリア、『イサクの燔祭』を含んでいる。オックスフォードには 2 点、テオドゥルフの第 2 のカピトゥラリアを収めた写本が知られている。ひとつは 15 世紀のもので、テオドゥルフの 2 つのカピトゥラリアが、ゲルバルドのカピトゥラリア、ラドゥルフのカピトゥラリアとともに伝えられている。もうひとつの写本は 13 世紀あるいは 14 世紀のものであると考えられており、テオドゥルフの 2 つのカピトゥラリア、ラドゥルフのカピトゥラリア、イサクの燔祭が収載されている。ベルリン以外の写本はすべてテオドゥルフの第 2 のカピトゥラリアのごく一部のみを抜粋して写したものである。すべての写本に共通している項目は第 3 章の 1 項目のみ、改悛についての記述である。つまり終油の塗油に関する項目はベルリン写本からしか知ることができないということになる。

der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte. Kanonische Abteilung. Bd. 61 (1975), S. 111-159.

さて、テオドゥルフの第2のカピトゥラリアは実はテオドゥルフの手によるものではないのではないかという疑念から、本当の作者をめぐる議論が19世紀末から展開された。1893年ローゼは、このカピトゥラリアの作者はベルリン写本の作成者であるリモージュ修道院長アダマーであると主張したが、デリスルによって直ちに否定されている⁵²⁵。その後1931年にサルテがローゼに賛同する形でこの議論を再燃させ、1936年にクレルクがこれに反論、作者はテオドゥルフであるとした。その根拠として第2のカピトゥラリアにおける語彙の用法が第1のカピトゥラリアと類似しており、テオドゥルフのテキストに特徴的な言い回しが含まれていることを挙げた。したがって作者について有力な証拠がないために伝統的に伝えられている作者が真の作者であると考えべきという結論に至ったのである⁵²⁶。1984年に発行された司教カピトゥラリアの刊本の編者であるブロマーは、解説の中で作者はテオドゥルフであると明言している⁵²⁷。

ブロマーが件のカピトゥラリアをテオドゥルフ作であると主張する根拠は、プリュム修道院長レギノのテキストにテオドゥルフのカピトゥラリアから引用されている部分がみられることである。レギノ(840頃-915)は、895年ナント教会会議の決議に必要な文書の中にテオドゥルフのカピトゥラリアから10カ所の引用をしたとみられている。9世紀末から10世紀初頭にかけてプリュム修道院長であったレギノが、11世紀に生きた人物であるアダマーの作品を引用することはありえない。このカピトゥラリアを年代的にアダマーの作であると考えすることは不可能である。とはいえマニユスクリプトの作成者であるアダマーが何らかの改変を行った可能性は否定できない。

テオドゥルフの第2のカピトゥラリアが直接的に引用されたのは、ブロマーによれば先述のプリュム修道院長レギノの文書、及びベネディクトゥス・レヴィタのカピトゥラリア

⁵²⁵ Léopold Delisle, Notice sur les manuscrits originaux d'Adémar de Chabannes, tirée des notices et extraits des ntss. de la Bibliothèque Nationale, tome xxxv, part i. Paris (Imprimerie nationale), 1896, pp. 4-10.

⁵²⁶ Porter, H. B., "The Rites for the Dying in the Early Middle Ages, I: St. Theodulf of Orleans." *Journal of the Theological Studies*. X (1), (1959) pp. 43-60.

⁵²⁷ Brommer, Peter Hg. *MGH Leges. Capitula episc. Teil 1*. Hannover, 1984, S. 142f.

集成においてである。ベネディクトゥス・レヴィタの集成からは、主に教会法集成などにおいて 6 点の該当箇所の間接的引用が認められている。レギノによるナント教会会議決議関連文書も多くの教会法集成に利用されており、その他書簡などへの引用も含めると 33 点の史料においてテオドゥルフの第 2 のカピトゥラリアをもとにしていると推測される記述がある⁵²⁸。以上ブロマーの調査報告を見る限り、テオドゥルフの第 2 のカピトゥラリアは多くの場合においてレギノの文書を經由している。文書作成者たちはおそらくレギノの規定を引用しているのみであり、大元がオルレアン司教テオドゥルフの手による文章であると意識していたとは言い難い。

他方でテオドゥルフの第 1 のカピトゥラリアは 49 点もの写本が伝えられており、それらのうちの多くはリエージュ司教ゲルバルドゥス、ブルージュ司教ラドゥルフ、ランス司教ヒンクマルらのカピトゥラリアとともに収載されている⁵²⁹。また直接的な引用も他の司教のカピトゥラリアやマインツ教会会議決議、教会法集成など 14 点が知られ、ほぼすべての項目について何らかの形でその内容が伝えられている⁵³⁰。

テオドゥルフの 2 つのカピトゥラリアを受容と利用の面から比較してみると、第 1 のカピトゥラリアは比較的多くの写本が作成されて教会法集成の中に広く利用されていたのとは対照的に、第 2 のカピトゥラリアの利用は非常に限定的であったと言わざるを得ない。またアダマー作成の写本を除けば伝えられている内容は改倭に関する項目のみであることから、テオドゥルフの第 2 のカピトゥラリアは主に改倭を説くコンテキストの中で使用されたと考えられる。

テキストの伝来を確認したところで、塗油に関する内容をみてみよう。このカピトゥラリアは全体が告解と改倭を重視するよう説くものである。全部で 36 ある項目のうち第 21

⁵²⁸ Brommer, Peter, “Die Rezeption der bischöflichen Kapitularien Theodulfs von Orléans.” *Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte. Kanonische Abteilung*. Bd. 61 (1975), S. 111-159. 塗油の方法を記した項目は直接的及び間接的な引用どちらにも見られない。

⁵²⁹ Brommer, Peter Hg. *MGH Leges. Capitula episcoporum. Teil 1*. Hannover, 1984, S. 75ff

⁵³⁰ Brommer, Peter, “Die Rezeption der bischöflichen Kapitularien Theodulfs von Orléans.” *Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte. Kanonische Abteilung*. Bd. 61 (1975), S. 111-159.

項から最後まで全 16 項目が塗油に関する手順の規定あるいは神学的見解による正当性の説明である。テオドゥルフによれば、病者は塗油を受ける前に告解をしなければならない。赦しを請うて受け入れられたならば、病者は近しい者によって体を清められ、教会へと連れて行かれる。そこで改悛の際にまとう粗末な衣服を着せられて灰の上に横たえられたら、2 人あるいは 3 人の司祭による祈りが始まる。聖なる油から祝別された水へと注ぎ、アンティフォナを行いながらそれを振りかけてなお祈祷が続き、司祭は聖なる灰を、十字を切るやり方と同様に病者の頭と胸にふりかける⁵³¹。その後に油を塗るのであるが、祈りとともに与えられた連祷のあと、他の詩篇及び儀式に適した交唱の歌唱とともに塗油を始め、そして油で 15 の十字のしるしをつくる。すなわち、はじめに背中と両肩の真ん中に大きな十字、続いて喉に肩を横切る十字を、祈りとともに切ること。それから喉から首まで、3 つ目の十字を頭から額そして耳から耳まで横切る十字、そして 4 つ目と 5 つ目は視覚器、6 つ目は嗅覚器すなわち鼻もしくは鼻孔、7 つ目は味覚器すなわち唇、8 つ目と 9 つ目の十字は聴覚器すなわち外側の耳、10 番目は咽頭、11 番目は胸、12 番目と 13 番目は触覚器すなわち両手の外側、そして残りの 2 つは足である。この 15 という数字は、三位一体の 3 を五感の 5 とかけた聖なる数字であるという⁵³²。この規定に続いて塗油の回数を 20 回

⁵³¹ '23. Primitus autem infirmo poenitentia detur. Deinde, si permiserit infirmitas, ablutus corpore ablutis vestibus induatur et in ecclesiam deportetur, et iaceat in cilicio superiecto cinere. Portetur ibi crux et aqua bene dicta, ut, cum venerint ad eum duo vel tres presbiteri, dicant capitulum: „Pax huic domui et omnibus habitantibus in ea, pax egredientibus et regredientibus in nomine domini". Deinde fundat sacerdos de oleo sacratio in aquam benedictam et spargat eam dicens antiphonam: „Benedic, domine, domum istam et omnes habitantes in ea; quia tu, domine, dixisti: Pax huic domui. Benedic, domine, timentes te, pusillos cum maioribus. Benedicti vos a domino, qui fecit caelum et terram". Et item dicat antiphonam: „Asperges me, domine, hissopo et mundabor, lavabis me et super nivem dealbabor" cum psalmo et gloria. Et data oratione cinerem sacratum imponat capiti et pectori infirmi in crucis modum dicens: In sudore vultus tui vesceris pane tuo, donec revertaris in terram, de qua sumptus es, quia pulvis es et in pulverem reverteris. Deinde incipiant septem psalmos penitentiales eum laetania pro eo; et si potest, infirmus stet genibus flexis et capite inclinato sive omni corpore prostratus.' *Zweites Kapitular Theodulfs*, XXIII. Brommer, Peter Hg. *MGH Leges. Capitula episcoporum. Teil I*. Hannover, 1984, S. 179-180.

⁵³² '24. Post laetaniam data oratione incipiat unctionem canentibus ceteris psalmos et antiphonas congruentes et faciat de oleo super eum quindecim signa crucis, hoc est: Primum in dorso inter scapulas magnam crucem usque ad collum et in transverso usque super scapulas cum oratione. Deinde in collo usque ad cervicem, tertiam super caput usque ad frontem et in transverso ab aure usque ad aurem, deinde quar tam et quintam in visu, hoc est in superciliis oculorum, sextam in olfactu, id est in naso sive in naribus, septimam in gustu, hoc est in labiis, octavam et nonam crucem in auditu, id est in auribus deforis, decimam in gutture, undecimam in pectore, duodecimam et terciamdecimam in

あるいは24回とする方法が述べられ、その根拠も解説されている。その際に塗る順番は、肩の真ん中と両肩、喉、首、脳、額、両まつ毛、両方の鼻孔と唇、両耳、咽頭と胸、両手、両足である。さらに4つを加える場合は、顔に2つと両手の内側に2つの十字を切る⁵³³。15回、20回、24回と3通りの方法が示されているわけであるが、どのような場合に何回塗油をするのか、ということまでは書かれていない。また1か所に3回を超えて塗油をしないよう指示されている⁵³⁴。テオドゥルフのこのカピトゥラリアを除いて、このような塗油の方法を記したテキストは見つかっていない。おそらく当時の慣習によってこのような方法で塗油が実施されていたか、テオドゥルフ自身の解釈による提示である。以上のようにテオドゥルフのカピトゥラリアには詳細かつ具体的に病者の塗油の方法が記されているが、この方法で広く塗油が行われたとは見做さないというのはポーターの見解である。一般的に使用されたと推測される典礼書と内容が異なるためである⁵³⁵。テオドゥルフのカピトゥラリアにおいても、使用するべき油は病者のために祝別されたものであり、洗礼志願者のための油でも聖香油でもない⁵³⁶。この点に関しては、カトリックの教義における病者

tactu, id est in utraque manu deforis, reliquas duas in pedibus. Hoc autem numero quindenario facimus cruces de oleo sancto super hominem infirmum propter trinitatis misterium et quinque sensuum significationem. Terni enim quinquies quindecim perficiunt, et quia per imparem numerum saepius sanctificare solitum est.' *Zweites Kapitular Theodulfs*, XXIV. Brommer, Peter Hg. *MGH Leges. Capitula episcoporum. Teil 1*. Hannover, 1984, S. 180.

⁵³³ '25. Quidam viginti cruces facere super infirmum volunt, quidam viginti quattuor, id est tres inter scapulas et super scapulas, tres in collo, in cervice, in cerebro, tres in fronte et super ciliis, tres in naribus et labiis, duas in auribus, duas in gutture et pectore, duas in manibus, duas in pedibus. Qui vero quattuor addunt, duas in temporibus, duas in manibus interius faciunt.' Ibid, XXV, S. 180-181.

⁵³⁴ '27. Apostoli autem ungentes oleo infirmos non amplius quam tres cruces cum oleo super eos faciebant. Unde Greci, qui ipsam traditionem apostolorum imitantur, similiter tres tantum cruces super infirmos cum oleo faciunt, fundentes cum ampulla oleum tercio in crucis modum super caput et vestimenta et totum corpus infirmi incipientes crucem a capite usque ad pedes et in transverso a manu dextra per media brachia et pectus usque ad manum sinistram, semel dicentes ad ipsas tres cruces: „Ungo te in nomine patris et filii et spiritus sancti, ut oratio fidei salvet te et allevet te dominus et, si in peccatis sis, dimittantur tibi". Illa autem vestimenta oleo superfusa, quibus infirmus indutus est, consepeunt ei, et si convaluerit, abluuntur in loco mundo et iterum utitur eis.' Ibid. XXVII, S. 181.

⁵³⁵ Porter, H. B., "The Rites for the Dying in the Early Middle Ages, I: St. Theodulf of Orleans." *Journal of the Theological Studies*. X (1), (1959) pp. 43-60.

⁵³⁶ '26. Quidam in fronte nullius nec in manibus sacerdotis interius crucem de oleo facere oportere dicunt. Sed tamen nihil obest. Episcopus enim non oleum infirmorum, sed crisma frontibus omnium baptizatorum et manibus sacerdotum imponit. Nam pectus et inter scapulas baptizatis crucem faciendo de oleo exorcizato, non de oleo infirmorum, presbiter tangit ante baptismum. Itaque nihil obesse videmus eadem loca tangi in unctione infirmi de oleo infirmorum.' Ibid. XXVI, S. 181.

の塗油の慣習と合致する⁵³⁷。そしてその油を祝別できるのは司教のみである⁵³⁸。

塗油を行う者、そして塗油を受ける者についても明確に規定されている。テオドゥルフによれば、塗油は聖職者が行う⁵³⁹。塗油は本来ならば司教のみに執り行う権限がある儀式であるが、病者の死の間際には司教の到着を待つ猶予がないため、病者の塗油は司祭にも許可されている⁵⁴⁰。聖職者のみが行えるということは、カロリング期にすでに病者の塗油が秘跡としての性格をもつようになっているともとれる。本来は病の治癒を目的として行われていた塗油であるが、テオドゥルフのカピトゥラリアにおいては、誰しもが死ぬ前に油を塗られるべきであると書かれている一方で、聖人伝にみられる油を使った治癒の奇跡を根拠として病気の子どもにも塗油を勧めている⁵⁴¹。しかしながらその他の項目では死に瀕した者が改悛をした上で塗油を受けるよう説いていることから、聖人が起こす奇跡を肯定しつつもテオドゥルフは終油の秘跡として塗油を行うよう定めているのである。

以上、テオドゥルフのカピトゥラリアについてテキストの内容のみならず成立及び伝来という観点から述べてきた。彼が記した塗油の方法は9世紀のフランク王国において一般

⁵³⁷ Franz, Adolph, *Die kirchlichen Benediktionen im Mittelalter*. Bonn (Verlag nova & vetera), 1909. S. 335ff. Hofmeister, Philipp, *Die heiligen Öle in der morgen- und abendländischen Kirche*. Würzburg (Augustinus Verlag), 1948, S. 112.

⁵³⁸ '22. Episcopus vero, si fuerit ita infirmatus, ut eum ungui liceat, et alter episcopus non sit praesens, qui ei officium adimpleat unctionis, presbitero licet eum unctionis officio consecrari. Nulla enim in primo tempore praedicationis apostolorum distantia fuit inter episcopos et presbiteros nec adhuc esset nisi causa dissensionis haereticorum, qua diversa docebant et contraria sibi multi presbiteri.' *Zweites Kapitular Theodulfs*, XXIII. Brommer, Peter Hg. *MGH Leges. Capitula episcoporum. Teil 1*. Hannover, 1984, S. 179.

⁵³⁹ '21. Ammonendi etiam sunt sacerdotes de unctione infirmorum et poenitentia et viatico.' '22. Episcopus vero, si fuerit ita infirmatus, ut eum ungui liceat, et alter episcopus non sit praesens, qui ei officium adimpleat unctionis, presbitero licet eum unctionis officio consecrari. Nulla enim in primo tempore praedicationis apostolorum distantia fuit inter episcopos et presbiteros nec adhuc esset nisi causa dissensionis haereticorum, qua diversa docebant et contraria sibi multi presbiteri.' *Ibid.* XXI, XXII, S. 178-179.

⁵⁴⁰ '32. Sicut autem iam diximus, ita licitum est presbiteris episcopos ungere in infirmitate, ut Cartaginense concilium presbiteris concedat fideles chrismate confirmare more episcoporum, si tamen in periculo mortis aliquem viderint, qui ab episcopo non sit chrismate confirmatus. Similiter de reconciliatione poenitentium in periculo mortis eis conceditur. Presbiteri enim, licet pontificatus apicem non habeant, tamen secundi episcopi sunt.' XXXII. *Ibid.* S. 183.

⁵⁴¹ '31. Ipsis quoque pueris necessaria est inunctio, cum legamus nonnullos sanctorum virorum oleo membra puerorum unxisse sacro et ad sanitatem pristinam revocasse. Nam poenitentia pueris adeo videtur necessaria, ut legamus quosdam pueros pro meritis peccatorum ministris Satanae traditos, quia absque poenitentia interierunt.' *Ibid.* XXXI. S. 182-183.

的ではなかったというポーターの説は、文書利用の面からも、そしてテオドゥルフのカピトゥラリアが王国中に広く受け入れられてはいなかった可能性があるという点を鑑みても、肯定的に受け入れられるべきであると言えよう。しかしながら終油の秘跡の源流をテオドゥルフのカピトゥラリアに見出そうとするポーターの姿勢はこれに矛盾している。その時代に広く受容されかつ利用されたテキストではないのであれば、終油の秘跡を広く知らしめるという役割を果たすことは不可能である。すでに述べたように、カール大帝は瀕死の病者に塗油をするようにという勅令を幾度か発している⁵⁴²。確かにオルレアン司教であったテオドゥルフはカール大帝のそのような意図を汲んで塗油の方法を規定し流布させるだけの立場にあったとも考えられるが、彼の当該のカピトゥラリアはカール大帝の死後そしてテオドゥルフ失脚後に作成されたものであり、また先に述べたテキスト伝来の観点からも、テオドゥルフのカピトゥラリアで示された手順に従った塗油が王国中に広まったとは言い難い。ここで取り上げたテキストを根拠として終油の秘跡が行われるようになった始点を8-9世紀に設定することは適切ではない。とはいえこの時代に終油の秘跡の概念が芽生えつつあったという点では、ポーター及びシャバスの説は支持され得るものである。

なぜ8世紀末頃から病者の塗油は終油の秘跡へと移り変わっていく傾向がみられるのだろうか。カロリング期の教会が抱えていた問題について考察する必要があるだろう。まずは秘跡である塗油を俗人が行う習慣があったことは、教会にとって非常に大きな問題であったと考えられる。スルピキウス・セウエルス『対話』*Dialogi*にみられるように、ローマ後期には、油の祝別は司教が行うとしても、その油を俗人が持ち帰って常備薬のように家庭で使用していた⁵⁴³。しかし教皇グレゴリウス1世が病者の塗油を秘跡と定めて以降、塗

⁵⁴² 上述の769年のカピトゥラリアの他、802年にも塗油に関する勅令が出されている。

'22. Ut secundum definitionem sanctorum patrum, si quis infirmatur, a sacerdotibus oleo sanctificato cum orationibus diligenter unguatur.' Nr. 36. *Capitula a sacerdotibus proposita*. 22. Boretius, Alfred Hg. *MGH Leges. Capit. I*. Hannover, 1883. S. 105.

⁵⁴³ 'Auitiani comitis uxorem misisse Martino oleum, quod ad diuersas morborum causas necessarium, sicut est concuetudo, benediceret: ampullam uitream istiusmodi fuisse, ut rotunda in uentrem cresceret ore producta, sed oris extantis concuum non repietum, quia ita moris sit uascura complere, ut pars summa umbonibus obstruendis libera relinquatur. testabatur presbyter uidisse se oleum sub

油は聖職者が行うべきものとなった。カロリング期においても引き続きそのように理解されていたと推測できる。フランツは、自分で塗油を行うことで聖職者が行う塗油が軽視されないようにするため規制する必要があると述べている⁵⁴⁴。

次に挙げられるのが、塗油に使用する油と聖香油の混同である。聖餐の秘跡にのみ使用するべき聖香油が秘跡の前に消費される、あるいは秘跡以外の目的で譲渡されるようなことが度々起こり、問題視されていたことがカピトゥラリアの規定からうかがえる。809年カール大帝のカピトゥラリア、及び895年に出された東フランク王アルヌルフのカピトゥラリアには、聖香油を秘跡以外の目的で譲渡した場合の罰則が記されている。フォントネル修道院長アンセギス（770頃-833/4）がカピトゥラリア蒐集においてカール大帝の勅令であると伝えている記録によれば、この禁を犯した聖職者は地位を追われて手を切り落とされた⁵⁴⁵。カール大帝がその翌年である810年から813年までの間に発布したカピトゥラリアには、聖香油の扱いに関する規定が再度現れる。その勅令によれば司祭は聖餐の際に2つのビンを持参するように指示されているが、ひとつは聖香油のため、もうひとつは塗油されるべき洗礼志願者のための、あるいは使徒の意志にしたがって病者に注ぐ油のためである⁵⁴⁶。病者のための油は聖香油を区別するように命じているのである。アルヌルフは聖香油を他者に譲って報酬を得る聖職者を異端の種を撒くシモニア（聖職売買）を犯す者として非難し、彼らを破門に処すと定めている⁵⁴⁷。9世紀半ばのカンブレ司教ハリトガ

Martini benediction crenisse, quoad exundante copia superne diffluet: eademque, dum ad matremfamilias uasculum referretur, ferbuisse uirtute:’ Sulpicius Severus, *Dialogi*, III-3. Halm, Carl, ed. *Corpus Scriptorum Ecclesiasticorum Latinorum 1*, Wien, 1866, pp.125-126., pp.200-201.

⁵⁴⁴ Franz, Adolph, *Die kirchlichen Benediktionen im Mittelalter*. Bonn (Verlag nova & vetera), 1909. S. 357.

⁵⁴⁵ ‘55. De hoc si presbyter sanctum chrisma dederit ad iudicium subvertendum. Ut presbyter qui sanctum chrisma donaverit ad iudicium subvertendum, postquam de gradu depositus fuerit, manum amittat.’ *Legiloquum quisquis librum recitaveris istum*. Liber III. Boretius, Alfred Hg. *MGH Leges. Capit. I*. Hannover, 1847, S. 431.

⁵⁴⁶ ‘17. Ut presbyter in coena Domini duas ampullas secum deferat, unam ad chrisam, alteram ad oleum ad cathecuminos inungendum vel infirmos iuxta sententiam apostolicam; ut, quando quis infirmatur, inducat presbyteros ecclesiae, et orent super eum, unguentes eum oleo in nomine Domini.’ 81. *Capitula ecclesiastica*. Ibid. S. 175.

⁵⁴⁷ ‘1. Dictum est solere in quibusdam locis pro perceptione chrismatismis nummos dari, solere quoque pro baptismo et commuione. Hoc Simoniace heresis semen detestata est sancta synodus et anathematizavit, et ut de cetero nec pro ordinatione nec pro chrismate vel baptismo nec pro sepultura

一 (817 頃-830/1) が作成した贖罪規定書にも、聖香油を譲渡した場合の罰則が記されている。これに違反した聖職者には 50 日の贖罪が課されるが、これは盗みや姦淫などの場合よりも長い⁵⁴⁸。聖香油の取り扱いが厳重であったことを示すものである。

c. オットー大帝治世期の病者の塗油

911 年にルートヴィヒ 4 世 (幼童王、893-911) が逝去し東フランク王国の血統が途絶えてフランケン朝が成立した。その王朝が 1 代限りで断絶して次のザクセン朝の時代になってもなお、死の在り方と告解及び悔悛はカロリング期と同様に教会の重大な関心事のひとつであった。9 世紀末頃より東フランク王国で聖職者たちの中心となり典礼整備を推し進めたのはマインツ教会である。ハットー 1 世 (850 頃-913) はアルヌルフの統治期の初期にはライヒェナウ修道院長として、そして 891 年からはマインツ大司教として王に仕え、外敵の侵入により混乱し滅びゆく東フランク王国の内政を支えた。アルヌルフが死去した後はルートヴィヒ 4 世を王に推挙し、その後ろ盾となったと言われている⁵⁴⁹。マインツ大司教がカロリング期初期よりすでにフランク王国内で重要な地位を確立していたことは、カール・マルテル (686-741) 及びピピン 3 世 (714-768) の時代の庇護を受け、かつ教皇ザカリアス (679 頃-752) の信任厚いボニファティウス (672 頃-754) が大司教座を設置し自ら初代大司教となったことから明らかであるが、マインツの政治的な権力が増大していくのはこの第 10 代大司教ハットー 1 世の時代であったと言われている。ハットー 1 世亡き

vel communione quicquam exigatur, sed gratis dona Christi gratuita dispensentur.' Boretius, Alfred Hg. *MGH Leges. Capit. II.* Hannover, 1883, S. 450.

⁵⁴⁸ 'Qui autem perdiderit suum chrisma L, aut solum sacrificium, in regione qualibet, ut non inveniatur, III quadragesimas vel annum unum pœniteat.' *De poenitentia Halitgarii episcopi Cameragensis libri V, Patrologia Latina 105*, col. 701.

⁵⁴⁹ Dagron, Gilbert, Hg. *Die Geschichte des Christentums.* Freiburg (Verlag Herber Freiburg im Breisgau), 1994, S. 798f.

後も、マインツがライン川沿岸に限られた地域のみならず後の神聖ローマ帝国全土において影響力を有していたことはよく知られている。オットー1世(912-973)の帝国教会政策により聖俗双方の権力の一部を喪失していた時期もあるが、神聖ローマ帝国後期に至るまでマインツは帝国内で最大の司教区であり、マインツ大司教は選帝侯でもあった⁵⁵⁰。

『典礼手順の指南書』*Pontificale romano germanicum* は、10世紀マインツにある聖アルバン修道院で作成された⁵⁵¹。『典礼手順の指南書』には、教会における典礼で使用する祈祷文や振る舞いなどが細部にわたって記されている。10世紀の聖アルバン修道院はマインツ大司教の指示によって教会会議決議などの文書を作成する役割を担っていた。病者の塗油に関する規定が作成されたと推定されている時期にはマインツ大司教フリードリヒ(954没)、ヴォルムス司教アンノ(978没)、シュトラースブルク司教ウード(950没)による教会会議も開かれており、残念ながら決議文の内容は伝来していないものの、フライジングに伝えられた写本に残された記録からは、聖職者及び俗人の模範的生活に関する規定が定められたことが知られている⁵⁵²。聖アルバン修道院の由来は5世紀初めにさかのぼる。ヴァンダル族の襲撃により5世紀初頭にマインツで殉教した聖アルバン(406没)の名を冠する修道院には、カール大帝の3番目の妻ファストラダ(765頃-794)が埋葬されている他、10世紀までのマインツ大司教のうちの幾人かの遺体が、この地の発掘調査により発見されている。オットー大帝の子女のうち3人も聖アルバン修道院に葬られたという。826年にはユトランド半島ヘーゼビューの王ヘリオルド(785頃-846)が聖アルバン修道院の聖堂で洗礼を受けるなど、9世紀から10世紀にかけて聖アルバン修道院は政治的にも宗

⁵⁵⁰ Schulze-Dörrlamm, Mechthild, "Mainz im 9. Und frühen 10. Jahrhundert." Wilhelmy, Winfried Hg. *Glanz der späten Karolinger Hatto I. Erzbischof von Mainz (891-913)*. Bischöfliches Dom- und Diözesanmuseum Mainz, 2013, S. 88-107.

⁵⁵¹ Rouillard, Philippe, "The Anointing of the Sick in the West." Chupungco, Anscar J. ed., *Handbook for Liturgical Studies: Sacraments and sacramental. Vol. IV Sacraments and Sacramentals*. Collegeville Minnesota (The Liturgical Press), 2000, pp. 171-190.

⁵⁵² Werminghoff, Arbert Hg. *MGH Concilia. Die Konzilien Deutschlands und Reichsitaliens 916-1001. Teil 1*. Hannover, 1906, S.173f.

教的にも重要な地位にあったことがうかがえる⁵⁵³。まさにこの時期に作成された『典礼手順の指南書』は洗礼や堅信など 258 の儀式の手順を示したものであり、10 世紀中にヨーロッパ中に広まった。現在のドイツ、フランス、イングランド、イタリアなど西欧のみならず東欧にも伝わり多くの写本が作成され、今日まで残っているものも多数確認されている。他の典礼書にも『典礼手順の指南書』の影響がみられるなど、ヨーロッパ各地で利用されたことがうかがえる⁵⁵⁴。この中に病者の塗油に関する規定が含まれており、当時の聖職者たちにその方法を指南するテキストが『典礼手順の指南書』であったと言えよう。

これまでに述べてきたように、病の治癒のために行われていた塗油が、カール大帝治世期より次第に死を迎える準備としての性格を帯びるようになった。しかし、死にゆくものの罪を洗い流すための儀式という形で実際に塗油が行われていたかどうかについては、カロリング期の史料から知ることはできない。『典礼手順の指南書』は東フランク王国におけるカロリング家断絶から数十年の後、950 年頃に作成されたものであると推測されるため、オルレアン司教テオドゥルフのカピトゥラリア以降の時代において塗油がどのように行われていたのかを知ることができる数少ない史料のうちのひとつである。

『典礼手順の指南書』には病者の訪問の際に捧げる祈祷文「病者の訪問と塗油の規定」Ordo ad visitandum et unguendum infirmum、「病者の前でのミサ」Missa pro infirmo に続き「病者の塗油の規定」Ordo ad unguendum infirmum がある。まずは病者を訪れるにあたり、詩篇等の聖書の一説からなる非常に長い祈祷を行うよう規定されている。その祈祷文には告解の詩篇も含まれている⁵⁵⁵。そして病者の前でアンティフォナに始まるミサが挙げられる⁵⁵⁶。テオドゥルフの手によるカピトゥラリアにみられる規定と比較してみよ

⁵⁵³ Parkes, Henry, *The Making of Liturgy in the Ottonian Church*. Cambridge (Cambridge University Press), 2015, pp. 13f.

⁵⁵⁴ Janicki, Jan Józef, "The Rite of Excommunication as Contained in in the Mediecal Roman Pontifical." *Folia Historica Cracoviensia*. Vol. 13 (2007) pp. 55-66.

⁵⁵⁵ *Pontificale Romano Germanicum*. CXXXIX.Ordo ad visitandum et unguendum infirmum. Vogel, Cyrille ed. *Le Pontifical Romano- Germanique du dixième siècle*. Le Text II. Citta del Vaticano (Bibliotheca Apostolica Vaticana), 1963, pp. 246ff.

⁵⁵⁶ CXL. Missa pro infirmo. Ibid. p.256.

う。塗油を行う前に病者を訪問する際の手続きから記されている点は共通している。しかしながらそのアンティフォナは共通のものである。テオドゥルフのカピトゥラリアでは「平安がこの家とこの家に住むすべての者たちにあるように。この家から出るもの、この家に戻ってくる者に神の名において平安があるように。祝福してください、主よ、この家とこの家に住まうすべての者を。なぜなら主よ、あなたがそのようにおっしゃったからです。平安がこの家にあるようにと⁵⁵⁷」とあり、そして『典礼手順の指南書』では「平安がこの家とこの家に住む者たちにあるように。祝福してください、主よ、この家とこの家に住まうすべての者を。なぜなら主よ、あなたがそのようにおっしゃったからです。平安がこの家にあるようにと⁵⁵⁸」といったようにほぼ同じ内容の祈祷文となっている。これは『ルカによる福音書』第10章第5節からとった言葉であり、病者を訪ねる際に限らない。共通点があるのはこの冒頭部分のみである。これ以降に述べる祈りの言葉は全く異なる。『典礼手順の指南書』に示された手順では長い唱歌のあとに祈祷が続くが、病者が病から解放されて健康を取り戻すよう神に祈願するものである。この祈祷文で神に懇願しているのは「病からの解放と健康を与えること」*liberatum aegritudine et sanitati donatum*であり、明らかに病の治癒が目的である⁵⁵⁹。つまり『典礼手順の指南書』において塗油は死を迎える準備としての儀式ではないことがうかがえる。その後の典礼の手順でも、三位一体を称えつつ病者に健康と平安の祝福を与えるようにという内容の唱歌が続く⁵⁶⁰。

⁵⁵⁷ 'Pax huic domui et omnibus habitantibus in ea, pax egredientibus et regredientibus in nomine domini. Benedic, domine, domum istam et omnes habitantes in ea; quia tu, domine, dixisti: Pax huic domui.' *Zweites Kapitular Theodulfs*, XXIII. Brommer, Peter Hg. *MGH Leges. Capitula episcoporum. Teil I*. Hannover, 1984, S. 179-180.

⁵⁵⁸ 'Pax huic domui et omnibus habitantibus in ea. Benedic, domine, domum istam et omnes habitantes in ea, quia tu, domine, dixisti: Pax huic domui.' *Pontificale Romano Germanicum*. CXXXIX. Ordo ad visitandum et unguendum infirmum. Vogel, Cyrille ed. *Le Pontifical Romano-Germanique du dixième siècle. Le Text II*. Citta del Vaticano (Bibliotheca Apostolica Vaticana), 1963, pp. 246f.

⁵⁵⁹ 'Domine, sanctae pater, omnipotens aeternae Deus, qui, benedictionis tuae gratiam aegris infundendo corporibus, facturam tuam multiplici pietate custodis, ad invocationem nominis tui benignus assiste et hunc famulum tuum N., liberatum aegritudine et sanitati donatum, dextera tua erigas, virtute confirmes, potestate tuearis, aeclesiae tuae sanctisque altaribus tuis eum omni desiderata prosperitate restituas. Per.' *Pontificale Romano Germanicum*. CXLI. Oratio pro reddita sanitate. Ibid. p. 257.

⁵⁶⁰ 'Illuminet vultum suum super te et det tibi benedictionem salutis et pacis.' *Pontificale Romano*

祈祷のあと塗油の儀式に入るわけであるが、油を塗られる前に病者は神と聖職者にすべての罪を告白し赦しを請わなければならない⁵⁶¹。告解と改悛を終えると再び長い祈祷と唱歌が始まる。そしていよいよ聖職者が病者に油を塗っていく。まずは頭、両目、両耳、鼻、唇、首、喉、胸、心臓のあたり、肩、手、足、痛みのあるところ、あるいは具合の悪いところ、すべての骨格に塗るとされている⁵⁶²。塗油をする箇所もまたテオドゥルフのカピトウラリアで指示されているものとは異なっている。塗油が終わると再び長い唱歌が続き、

Germanicum. CXLII. Item ad consignandum hominem sanum sive infirmum. 5. Vogel, Cyrille ed. *Le Pontifical Romano-Germanique du dixième siècle. Le Text II*. Citta del Vaticano (Bibliotheca Apostolica Vaticana), 1963, pp. 257-258.

⁵⁶¹ 'Antequam unguatur infirmus, confiteatur omnimodis Deo et sacerdoti suo pariter omnia peccata sua et reconciliationem ab et perciat plenam, ut, ulceribus visitorum per confessionem purius adapertis, dignius proficiat ei unctione spiritalis, medendo nequitiarum putredinem interius latitantem.' *Pontificale Romano Germanicum*. CXLIII. Ordo ad unguendum infirmum. 1. Ibid. p. 258.

⁵⁶² '15. Ad oculos: Unguo oculos tuos oleo sanctificato, in nomine patris et filii et spiritus sancti, ut, quicquid illicito usu deliquisti, huius olei unctione expietur. Per dominum. 16. Ad aures: Unguo aures has sacra olei liquore, in nomine patris et filii et spiritus sancti, ut, quicquid peccati delectatione nocuo auditu admissum est, medicina spiritalis evacuet. Per dominum. 17. Ad nares: Unguo has nares oleo sacro, in nomine patris et filii et spiritus sancti, ut, quicquid noxio contractum est odoratu vel superfluo, ista emaculet medicina. Per. 18. Ad labia. Unguo labia ista consecra olei medicamento, in nomine patris et filii et spiritus sancti, ut, quicquid otiosa vel etiam criminosa peccasti locutione, divina clementia miserante, expurgetur hac unctione. Per. 19. In collo: In nomine patris et filii et spiritus sancti, sit tibi haec unctio olei sanctificati ad purificationem mentis et corporis et ad munimen et defensionem contra iacula inimicorum spirituum. Per. 20. In gutture: Inunguo te in gutture de oleo sancto, in nomine patris et filii et spiritus sancti, ut non lateat spiritus inmundus in membris neque in medullis neque in ulla compagine membrorum, sed habitet in te virtus Christi altissimi et spiritus sancti, quatinus per huius operationem misterii et per hanc sacram olei unctionem atque nostrum deprecationem virtute sanctae trinitatis medicatus sive fatus, pristinam et melioratam percipere merearis sanitatem. Per dominum. 21. Ad pectus: Unguo pectus tuum de oleo sanctificato, in nomine patris et filii et spiritus sancti, ut hac unctione protectus fortiter certare valeas adversus aerias catervas. Per. 22. Ad cor: Unguo locum cordis oleo divinitus sanctificato, celesti munere nobis attributo, in nomine sanctae et individuae trinitatis, ut ipsa te exterius interiusque sanando vivificet, quae universam conditionem tuam, ne pereat, continent. Per. 23. Ad scapulas: Unguo has scapulas, sive medium locum scapularum, oleo sacro, in nomine patris et filii et spiritus sancti, ut, ex omni parte spiritali protectione munitus, iacula diabolici impetus viriliter contempnere ac procul possis cum robore superni iuvaminis repellere. Per. 24. Ad manus: Unguo has manus oleo sacro, in nomine patris et filii et spiritus sancti, ut, quicquid illicito vel noxio opera peregerunt, per hanc unctionem evacuetur. Per. 25. Ad pedes: Unguo has pedes oleo benedicto, in nomine patris et filii et spiritus sancti, ut quicquid superfluo vel nocivo incessu commiserunt, ista aboleat perunctio. Per. 26. Ubi dolor plus imminet: Inunguo te de oleo sancto, in nomine patris et filii et spiritus sancti, obsecrans misericordiam ipsius unius domini ac Dei nostri, ut, fugatis omnibus doloribus vel incommoditatibus corporis tui, recuperetur in te virtus et salus, quatinus per huius operationem misterii et per hanc sacra olei unctionem atque nostram deprecationem, virtute sanctae trinitatis medicatus, pristinam et magis robustam recipere merearis sanitatem. Per. 27. Ad omnes compages: Unguo te de oleo sancto, invocata magni creatoris maiestate, qui iussit per samuelem prophetam ungui David in regem. Operare, creatura olei, in nomine Dei patris omnipotentis, ut non lateat hic spiritus inmundus neque in membris neque in medullis neque in ulla compagine membrorum, sed habitet in te virtus Christi filii Dei altissimi et sanctificatio spiritus sancti. Per.' *Pontificale Romano Germanicum*. CXLIII. Ordo ad unguendum infirmum. 15-27. Ibid. p. 260f.

病者の回復を祈願して儀式は終わる⁵⁶³。

テオドゥルフのカピトゥラリアからおおよそ 120 ないし 130 年後に作成された『典礼手順の指南書』においては、テオドゥルフが定めたような塗油の方法は見られないということになる。さらに『典礼手順の指南書』によれば塗油は瀕死の病者が死を迎える準備をするための典礼ではなく、病の回復を願ってその原因である罪を取り除くための塗油、すなわち治療行為であり、儀式の目的もまた異なるのである。テキストが作成された当時の状況からも、テオドゥルフのカピトゥラリアよりも『典礼手順の指南書』のほうが広く流布し受容された可能性が高いと考えられることから、終油の秘蹟としての塗油は 10 世紀にはまだ一般的ではなかったことになる。

『典礼手順の指南書』における病者の塗油の規定は、ほぼ同時代に作成された写本にも見られる。現在バイエルン州立図書館に所蔵の『フライジングの文化遺産』*Freisinger Denkmäler* と呼ばれている写本 *Collectio sermonum, tractatum, formularum liturgicarum cano-numque. Formulae liturgicae Slavicae*⁵⁶⁴ は、オットー大帝治世期に征服したスラブ人にキリスト教の教義を説く際に聖職者が使用するよう作成されたテキストを収めている。カール大帝の時代より東方への勢力拡大が図られ、征服の都度キリスト教徒ではない人々への布教活動が展開された。いわゆる民衆教化として知られるこの動向はオットー大帝の時代にも受け継がれており、950 年頃までにはほぼ制圧されたスラブ人たちもまたキリスト教へ改宗していたのである。そのような状況下で作成されたこの写本は 10 世紀から 12 世紀初め頃に成立したものとされているが、スロベニアの研究者たちによればおそらくは司教アブラハムのあるいはその前後の司教の時代のものであると考えられており、11 世紀半ば頃までにバイエルンの司教座のひとつフライジングにあった聖コル

⁵⁶³ *Pontificale Romano Germanicum*. CXLIII. Ordo ad unguendum infirmum. 28-54. Vogel, Cyrille ed. *Le Pontifical Romano-Germanique du dixième siècle. Le Text II*. Citta del Vaticano (Bibliotheca Apostolica Vaticana), 1963, p. 263ff.

⁵⁶⁴ Clm 6426. <http://daten.digitale-sammlungen.de/~db/bsb00003258/images/>

ビニアン修道院で成立した。アルル司教カエサリウスなど先人たちの説教に加え、教会会議の決議文を多く収載している。多くはラテン語で書かれているが、スラブ人たちのための告解の3つのテキストは古スラブ語で書かれており、スラブ語とラテン語が東方からバイエルンへの植民の歴史を探る上で、あるいは言語学研究上の意義から非常に重要な史料としてスラブ史研究者たちから重宝されている⁵⁶⁵。

この写本のうち72葉目が「病者の塗油に関する規定」Ordo ad unguendum infirmum、そして73葉目から77葉目までが「病者の訪問と塗油に関する規定」Ordo ad visitandum sive unguendum infirmumである。『典礼手順の指南書』では病者を訪問する際の祈祷文が最初に提示され、その後塗油の方法が記されるという順序であった。しかし『フライジングの文化遺産』においてはこの順番が逆になっている。そして「病者の塗油に関する規定」は一葉の片面、わずか17行のみである。続く「病者の訪問と塗油に関する規定」の中には、祈祷文に続き実際の塗油の手順もまた示されている。

72葉目の「病者の塗油に関する規定」では、聖職者は最初にてのひらで病者の胸に油を塗るよう指示している。そこは心臓がある場所で、両腕の間にあるというのが理由である。その後痛みがある場所に塗る⁵⁶⁶。右手の親指ではなく、てのひらで油を塗るというのは、ホーフマイスターによればエルサレムの典礼様式と同様である⁵⁶⁷。また、テオドゥルフのカピトゥラリアに指示されていたように油で十字を切るのではなく、ただ塗る。神聖にて不可分の三位一体の名において聖なるものとされた油を塗り、治癒の力を与える旨の祈祷を唱える⁵⁶⁸。この祈祷文は『典礼手順の指南書』にある、胸に塗油をする際のものと同じ

⁵⁶⁵ Pogačnik, Jože hg., *Freisinger Denkmäler Brižinski Spomeniki Monumenta Frisingensia. Literatur- Geschichte- Sprache- Stilart- Texte- Bibliographie*. München (Dr. Dr. Rudolf Trofenik), 1968. S. 3ff.

⁵⁶⁶ 'Haec est unctio olei super infirmum quam debet sacerdos sua palma primum unguere in pectore. deinde cordis loco sicque inter scapulas. et ..ma... doloris loco ita dicendo.' *Collectio sermonum, tractatum, formularum liturgicarum cano-numque. Formulae liturgicae Slavicae*. (Clm 6426, *Freisinger Denkmäler*). fol. 72.

⁵⁶⁷ Hofmeister, Philipp, *Die heiligen Öle in der morgen- und abendländischen Kirche*. Würzburg (Augustinus Verlag), 1948, S. 115f

⁵⁶⁸ 'Unguo te oleo diunctus sanctificato. celesti munere eter iluco in nomine sanctae et indiuiduae trinitatis. ut ipsa te interius exteriusque sanando uiuificet quae uniuersam conditionem sua ne pereat

である⁵⁶⁹。さらに続く文言は『典礼手順の指南書』における全身への塗油の祈りである。

1 か所にのみ塗油をし、短い祈祷で終わるという非常に簡素な手順である。

73 葉目からは「病者の訪問と塗油に関する規定」である。テオドゥルフのカピトゥラリア及び『典礼手順の指南書』に記されていたアンティフォナの指示は『フライジングの文化遺産』にはなく、独唱のみが続く。すなわち、聖職者が1人でも塗油の儀式を行えるということになる。祈祷文も『典礼手順の指南書』と比較すると短い、単なる省略ではなく内容が全く異なり、共通しているのはわずか一節のみである⁵⁷⁰。塗油に先立つ祈祷文に関しては、『フライジングの文化遺産』は『典礼手順の指南書』をもとに作成したものではないようであるが、教皇グレゴリウス1世の手による典礼書と大部分が一致する⁵⁷¹。

さて独唱のあとに塗油をする段階で述べる言葉は、一人称現在形 *unctio* 私は油を塗るという単語から始まる。そして父と子と聖霊の御名において油を塗ることで病者の罪が赦

continet.' *Freisinger Denkmäler*. fol. 72. FDにおけるこの文言が『典礼手順の指南書』の以下の祈祷文にも含まれる。'Ad cor: Unguo locum cordis oleo divinitus sanctificato, celesti munere nobis attributo, in nomine sanctae et individuae trinitatis, ut ipsa te exterius interiusque sanando vivificet, quae universam conditionem tuam, ne pereat, continent.' *Pontificale Romano Germanicum*. CXLIII. Ordo ad unguendum infirmum. 22. Vogel, Cyrille ed. *Le Pontifical Romano-Germanique du dixième siècle*. Le Text II. Citta del Vaticano (Bibliotheca Apostolica Vaticana), 1963, pp. 261.

⁵⁶⁹ 'ITE ALITER. Vnguo te de oleo sanctificato ut more nulicis uncti post paraci ad luctum possis uerias superare caterus operare creatura olei in nomine patris et filii et spiritus sancti. ut non lateat hic spiritus inmundus. nec in menbris. nec in medullis. nec in nulla compagine membrorum huius homirus. sed operetur uirtus Christi filii Dei altissimi. Qui cum eterno patre et spiritu santo uuitt etiegnat posse omnia secula sanctus amen.' *Freisinger Denkmäler*. fol. 72. FDにおけるこの文言が『典礼手順の指南書』の以下の祈祷文にも含まれる。'Ad omnes compages: Unguo te de oleo sancto, invocata magni creatoris maiestate, qui iussit per samuhelem prophetam ungui David in regem. Operare, creatura olei, in nomine Dei patris omnipotentis, ut non lateat hic spiritus inmundus neque in membris neque in medullis neque in ulla compagine membrorum, sed habitet in te virtus Christi filii Dei altissimi et sanctificatio spiritus sancti. Per.' *Pontificale Romano Germanicum*. CXLIII. Ordo ad unguendum infirmum. 27. Vogel, Cyrille ed. *Le Pontifical Romano-Germanique du dixième siècle*. Le Text II. Citta del Vaticano (Bibliotheca Apostolica Vaticana), 1963, pp. 262.

⁵⁷⁰ 'Deus, qui famulo tuo Ezechiae ter quinos annos ad vitam addidisti, quesumus, ut hunc famulum tuum a lecto egritudinis tua potentia erigat ad salutem.' *Pontificale Romano Germanicum*. CXXXIX. Ordo ad visitandum et unguendum infirmum. 13. Vogel, Cyrille ed. *Le Pontifical Romano-Germanique du dixième siècle*. Le Text II. Citta del Vaticano (Bibliotheca Apostolica Vaticana), 1963, pp. 250. 'Deus, qui famulo tuo Ezechiae ter quinos annos ad vitam donasti. ita et famulum tuum illum a lecto aegritudinis tua potentia erigat ad saltem.' *Freisinger Denkmäler*. fol. 73.

⁵⁷¹ Gregorius I. *Sancti Gregorii Papæ I. Cognomento Magni Opera Omnia, Völ. 12*. Iam Olim Ad Manuscriptos Codices Romanos, Gallicanos, Anglicanos Emendata, Aucta, Et Illustrata Notis, Studio Et Labore Monachorum Ordinis Sancti Benedicti, E Congregatione Sancti Mauri. Paris, 1705. reproduced in London (Forgotten Books) 2018, pp.234f.

されると続く⁵⁷²。病者の額に十字架を当てて祈りを捧げた後さらに耳にも十字架を当て⁵⁷³、目、口、鼻、唇の順で顔に祝別された油を塗る⁵⁷⁴。そして胸と手足にも油を塗りながら祈祷を続けていくのである⁵⁷⁵。『典礼手順の指南書』における順序がいくつか省かれている上に、耳には油を塗るのではなく十字架をあてるという点でも異なっている。しかしそれぞれの部位への祈祷文は『典礼手順の指南書』と『フライジングの文化遺産』では同じである。テオドゥルフのカピトゥラリアと比較しても、塗油をする順序がやはり異なる。しかしこれら3つのテキストが指示している塗油の部位には多くの共通点もある。病に侵されている部分に油を塗るのではなく、どのような病にかかっていたとしても塗油をされるべき場所が定められているという点も共通していると言える。

最後に塗油を行った後の祈祷文をみると、『フライジングの文化遺産』はやはり『典礼手順の指南書』よりも短くまとめられている。『フライジングの文化遺産』における手順はおそらくより実用的であり、実際に塗油を行うための必要最低限の祈りだけを『典礼手順の指南書』から抜き出して記したものであると推測できる。とくに 72 葉目に書かれて

⁵⁷² 'Vunguo frontem tuum de oleo scio in nomine patris et filii et spiritus sancti in remissionem omnium peccatorum. ut sit tibi haec unctio olei sanctificationis ad purificationem mentis et corporis. ut non lateat in te spiritus immundus. neque in membris neque in medullis. neque in nulla compagine membris sed in te habitet uirtus christi altissimi et spiritus sancti. amen. Ad Succurre domine infirmo isto et medicare et tali medicamento ut in pristinam sanitatem restitutus. gratiarum tibi reserat actiones.' *Freisinger Denkmäler*. fol. 74.

⁵⁷³ 'POST HAEC FACIAT CRUCEM AD AURES. In nomine patris et filii et spiritus sancti. unguo has aures sacrati olei liquore. ut quicquid peccati delectatione nociuo auditu admissum et medicina spretalis euacuet. amen.' Ibid. fol. 74.

⁵⁷⁴ 'DE INDE UNGUANTUR OCULI ET DICAT. Unguo oculos tuos de oleo sanctificato. in nomine patris. et filii. et spiritus sancti. ut quicquid in licito uisu deliquisti. hui olei unctione expietur. amen. ITEM ADNARES. Unguo has nares de oleo sancto. in nomine patris. et filii. et spiritus sancti. ut quicquid noxio contractum et odoratu. et superfluo. ista emaculet medicatio. amen. AD LABIA. Unguo labia ista consecrati olei medicamento in nomine patris. et filii. et spiritus sancti. ut quicquid ociosa. uel et iam criminosa locutione peccas. Diuina dementia (misera?) hac expurgetur unctione amen. AD PECTUS. Unguo pectus tuus de oleo sancto in nomine patris et filii et spiritus sancti. ut hac unctione per spectus fortiter ualeas cernere aduersus aereas cateruas amen.' Ibid. fol. 74-75.

⁵⁷⁵ INTER SCAPULAS SIUE MEDIO SCAPULAS. Unguo has scapulas et medium scapularum de oleo sacro. in nomine patris et filii et spiritus sancti. ut ex omni patre spiritali protectione munitus. iacula diabolici impetus uiriliter contempnere ac procul possis cum robore supermi iuuaminis repellere. amen. AD MANUS In nomine patris et filii et spiritus sancti, unguo has manus de oleo sacro ut quicquid de illicito uel noxio opera peregerunt per hanc unctionem euacuetur. Amen. DEINDE UNGUATUM PEDES ET DICTATIBUS VICI(B?); In nomine Iesu Christi nazarem surge et ambula. Unguo has pedes de oleo benedicto ut quicquid superfluo uel nociuo incessu commiserunt, ista aboleat perunctio. ita ut hac unctione corroboratus. aereas ualeas superare (a?) teruas. In nomine patris et filii et spiritus sancti. amen. Ibid. fol. 75.

いる「病者の塗油に関する規定」は一人の聖職者がすぐに行えるような簡潔なものであり、塗油の儀式をいつでもすぐに行えるような様式である。こういった傾向は病者の塗油に限らず、『典礼手順の指南書』の典礼規定を採用したと推測される他の写本においても、告解と改悛に関する規定等で手順の変更や省略が見られることが知られている⁵⁷⁶。

10世紀に作成された『典礼手順の指南書』と『フライジングの文化遺産』においても、カロリング期から引き続いて塗油が贖罪の意味をもっていることがうかがえる。その儀礼を受けるのは死を待つ者ではない。「神の力を借りて健康を取り戻すこと」 *sanitatem restitutus* が塗油の目的であり、『典礼手順の指南書』及び『フライジングの文化遺産』の規定によれば、塗油の目的が罪の解消による病の治療、あるいは治癒の祈願であることは明確である。ポーターは死の準備である終油の秘跡は10世紀頃より行われるようになったと述べているが、『フライジングの文化遺産』は10世紀ないしは11世紀になお病の治癒としての塗油が行われていたこと示していると言える。

テキストの内容を見る限りではザクセン朝時代における病者の塗油の継続がうかがえる。オットー大帝の治世下で進められたスラブ人のキリスト教化に使用する説教とともに収められていることから、フライジング司教区では治癒としての病者の塗油が聖職者たちに認知されていたと言えよう。またマインツ大司教のカトリック教会における影響力を考慮するならば、後に選帝侯の筆頭となるこの高位聖職者のお膝元で作成されたテキストがドイツ王国の他の場所にも広まっていた可能性もある。

これまでに中世初期において病者の塗油がもっていた意義、そしてその実践について述べてきた。本来は病の治癒のためであった塗油が8世紀頃から変化をし始め、死を迎える準備として行われるようになった背景にあったのは、秘跡としての塗油に付加された贖罪の意義、告解と悔悛の重視、といった、当時の人々の宗教的関心であった。中世盛期には

⁵⁷⁶ Dalewski, Zbigniew, *Ritual and Politics: Writing the History of a Dynastic Conflict in Medieval Poland*. Leiden, Boston (Brill), 2008, pp. 101f.

終油の秘跡が定着したと考えられているが、その契機はおそらくシャバスが主張したようにカール大帝治世期である。しかし死の準備としてのその儀礼が広く受け入れられるまでには数世紀を要したことになる。聖職者が秘跡である塗油の儀式を正しく行う、あるいは一般信徒が正しい理解をもって塗油を受けるために必要な規定として、オルレアン司教テオドゥルフはカピトゥラリアにおいて塗油を行う際の手順を詳細に記したものの、そのテキストは当時広く受容されたとは言い難い。テオドゥルフが塗油の規定を定めたきっかけはカール大帝の勅令にあったとも考えられる。しかし病者の塗油から終油の秘跡への緩徐な変化がみられる時期に作成されたこの司教カピトゥラリアが終油の秘跡が行われるに際して重要視されたテキストであると結論付けることは適切ではない。オルレアン司教管内でのみ使用された可能性も否定できないが、フランク王国全土で用いられたとは考え難い。『典礼手順の指南書』に記されている手順は、おそらく当時の聖職者に広く受容されていた。また『フライジングの文化遺産』ではより実用的に書き換えられていることから、『典礼手順の指南書』に記された治療行為としての病者の塗油が少なくともザクセン朝ドイツ王国においては一般的であったと推測できる。終油の秘跡への概念としての変化はシャバスやポーターが述べるように 8 世紀頃からあったとしても、10 世紀の段階ではまだ人々の間に浸透していなかったことになる。塗油の意義の緩やかな変化が、実際に塗油を行う人々の間ではカロリング期のうちにはさほど進んでいなかったことがうかがえる。病者の塗油という儀礼の変化は、当時の人々の死生観と宗教観が反映される問題である。

結論 中世における癒し

中世は暗黒時代ではないという弁明がまだ必要とされる医学史研究の世界においては、西ローマ帝国崩壊からの数世紀はほとんど注目を浴びることがなかった。それは序論でも述べたように、医学書を中心とした研究方法がとられていたことに由来する。本論文では医学書に限らず、病や医師、医術が登場する様々なテキストを分析しながら、フランク王国を中心とした時代と地域における病者、治療者及び治療法について論じてきた。

まずは病の認識に対する問題がある。中世初期の西欧はキリスト教がゲルマン諸部族にも広まり、民衆にいかにも信仰をもたせ信徒として相応しい生活を送らせるかということが重要な課題となる時代であった。古代ギリシアに起源をもつ四体液説が医学の基本原理であったが、病因の理解はキリスト教の教義に合致したものへと変化を遂げ、病の治療は宗教的救済と強く結び付けられたのである。病因の認識の変化はすなわち治療方法の変化を意味する。悪魔祓いや祈祷などが病の治療を目的として行われた。

古代ギリシアの医学はローマ帝国の遷都や東西分裂、そして西ローマ帝国の崩壊に伴いギリシア人医師が西欧から去っていったことで衰退した。ビザンツ帝国の影響下にあったイタリア半島ではその伝統が続いていたが、アルプス以北の地域ではギリシア医学に触れる機会が失われていったことは否めない。しかしながらその知識が完全に消失したわけではなかった。同時代にキリスト教が広まり上述のように病への認識が変わったこともあり、西欧におけるギリシア医学の衰退の原因がキリスト教であるとする論調をしばしば見かけるが、それは適切な理解ではないと言わざるを得ない。なぜなら、わずかに残ったギリシア医学の知識を保持し医師として病者のために働いた人々の多くが聖職者あるいは修道士だったからである。聖人伝などのテキストでしばしば世俗の医術や医師を批判するような描写があるのは、聖人の治癒の奇跡をより強調するためのレトリックであって医術あるいは医師への批判ではない。セビリヤ司教イシドルスやフルダ修道院付属学校の長であった

ラバヌス・マウルスは、医術は拒むべき技ではないと書き残している。カール大帝は教会における医学教育を推奨した。修道院は病者の世話をするための施設をもち、薬草園で薬用植物を栽培し、世俗の医術に関する書物を所有し、あるいは修道士たちが医学の書を著した。しかしながら『ロルシュの薬方書』における弁明を見る限りでは、キリスト教徒から見た異教徒である古代ギリシアの人々が生み出した知恵と知識に頼ることに對し罪悪感や嫌悪感を抱く人が当時から存在していたと考えられる。とはいえキリスト教社会は古代ギリシアの医学及び医術を受け入れ、11世紀頃よりアラビアを經由してその知識が再流入するまでの間もその伝統をつないでいた。ギリシア医学の衰退はキリスト教による拒否が理由ではなく、ギリシア語の知識がなかったことがその要因であった。

キリスト教は病の治癒に新たな概念を付加した。それは救済である。神の懲罰や悪魔憑きである病が癒えるということは、罪の赦しと悪魔からの解放を意味する。神あるいはキリストが医師として人々の病を癒したという聖書の記述から発生した「天上の医師」ないしは「医師キリスト」の概念は聖人にまで及び、治癒の奇跡を起こす聖人はとくに人々の崇敬を集めた。治癒がすなわち「救済」と同義であった中世のキリスト教世界では聖職者は「魂の医師」として、罪という魂の傷を負った人々のケアにあたる使命を背負っていた。魂の傷を癒すための手段は告解と改悛であった。病の治療のために行われていた「病者の塗油」は8世紀頃より次第に「終油の秘蹟」へと変化し始める。死にゆく病者に赦しをあたえる塗油は、遅くとも12世紀には死の瞬間に赦しという「救済」を得る手段であり、すべてのキリスト教徒が最後の審判に備えて受けておくべき秘蹟として理解されていた。10世紀頃まではまだ塗油は瀕死の病者のみならずすべての病める人が治癒のために受ける儀式であった。しかしその意義が変化の兆しをみせる8世紀はまさに告解と改悛が重要視され、聖職者に「魂の医師」の役割が求められるようになった時期なのである。教会史研究において塗油の意義の変遷は、カロリング期に告解と改悛の必要性が説かれたこと、そして典礼の在り方の変化と関連付けられている。つまりキリスト教による病因の理解の変化とそ

れに伴う治癒がもつ意味の変化、「魂の医師」の概念の普及と告解及び悔悛の意義の増大といった、中世初期の教会での様々な変化の延長線上に後世における死に対する儀式の在り方が見えてくるのではないだろうか。時代とともに塗油の意義や実施方法が異なるものになったとしても、それが魂を癒す「救済」であるということには変わりはないのである。

はるか昔の人々が何をもって病であるとみなし、病に罹ったなら誰に頼り、そしてどのような治療法をとったのか。複雑な医療制度が存在せず治療の選択肢が少なかった時代、何が医術に求められたのか。それは医療の本質を問う問題でもある。身体の病であろうと心の病であろうと、病んだ人々が求めるのは治癒である。その手段が薬物療法なのか外科的処置なのか、あるいは対話などによる精神的な治療なのか、どの方法をとるのが重要なのではなく、治癒という「救い」を得ることを病者は望む。いま一度医療の原点に立ち返って治癒とは何なのかを考えることは、決して無駄ではないだろう。

史料

国王証書

Die Urkunden Arnulfs.

Kehr, Paul Hg. *Monumenta Germaniae Historica DD Arnolf.* Berlin, 1940.

Die Urkunden Karls III.

Kehr, Paul Hg. *Monumenta Germaniae Historica, Diplomata Karl III.* Berlin, 1937,

Die Urkunden Karlmanns.

Kehr, Paul Hg. *Monumenta Germaniae Historica Diplomata Karlmann.* Berlin, 1934.

Die Urkunden Lothars I. und Lothars II.

Schieffer, Theodor Hg. *Monumenta Germaniae Historica, Diplomata Lothar I. und Lothar II.* Berlin, 1966.

Die Urkunden Ludwigs II.

Wanner, Konrad Hg. *Monumenta Germaniae Historica Diplomata Ludwig II.* München, 1994.

Die Urkunden Zwentibolds.

Schiffer, Theodor Hg. *Monumenta Germaniae Historica Diplomata Zwentibold und Ludwig das Kind.* Berlin, 1960.

カピトゥラリア

Capitula a sacerdotibus proposita.

Boretius, Alfred Hg. *MGH Leges. Capit. I.* Hannover, 1883.

Ludwig I. Capitulare Monasticum. Karoli Magni Capitularia.

Boretius, Alfred Hg. *Monumenta Germaniae Historica, Leges, Capitularia.* Hannover, 1883.

Zweites Kapitular Theodulfs.

Brommer, Peter Hg. *MGH Leges. Capitula episcoporum. Teil 1.* Hannover, 1984.

教会会議

Concillium Cabillonense

Werminghoff, Arbert Hg. *Monumenta Germaniae Historica Concilia. Die Konzilien Deutschlands und Reichsitaliens 916-1001. Teil 1.* Hannover, 1906.

Concillium in Mainz 847.

Haltmann, Wilfried Hg. *MGH Leges. Concilia 3*. Hannover, 1984.

法

Edictus Rothari.

Bluhme, Friedrich Hg. *Monumenta Germaniae Historica, Fontes iuribus 2*. Hannover, 1869.

Lex Baiuvariorum.

Schwind, Ernst, Freiherr von, *Monumenta Germaniae Historica, Leges Nat. Germ. 5,2*. Hannover, 1826.

Leges Langobardorum.

Pertz, Georg Heinrich Hg. *Monumenta Germaniae Historica, Leges Langobardorum*. Hannover, 1858.

Pactus legis Alamannorum.

Lehmann, Karl Hg. *MGH LL. Monumenta Germaniae Historica, Leges Nat. Germ. 5,1*. Hannover, 1966.

Liber Iudiciorum.

Zeumer, Karl Hg. *Monumenta Germaniae Historica, Leges Nat. Germ. 1*. Hannover und Leipzig, 1902.

年代記

Annales Bertiniani.

Waitz, Georg Hg. *Annales Bertiniani. Monumenta Germaniae Historica, Scriptores rerum Germanicarum 5*. Hannover, 1883.

Annales Fuldenses.

Pertz, Gerog Heinrich Hg. *Annales Fuldenses sive Annales regni Francorum orientalis. Monumenta Germaniae Historica, Scriptores rerum Germanicarum 7*. Hannover, 1891.

Flodoard von Reims,

Historia Remensis ecclesiae. Stratmann, Martina Hg. *Monumenta Germaniae Historica Scriptores 36*. Hannover, 1998.

Fredegarius, *Chronica*

Krusch, Bruno ed. *Chronicarum Fredegarii libri IV cum Continuationibus, Monumenta Germaniae Historica, Scriptores rerum Merovingicarum 2*, Hannover, 1888.

Gregorius Turonensis, *Decem Libri Historiarum*

Kursch, Bruno und Levison, Wilhelm ed. *Gregorii Turonensis Opera. Libri historiarum X, Monumenta Germaniae Historica, Scriptores rerum Merovingicarum 1,1*, Hannover, 1951.

Reginonis abbatis Prumiensis, *Chronicon cum continuatione Treverensi*.

Kurze, Friedrich Hg. *Monumenta Germaniae Historica Scriptores rerum Germanicarum 50*. Hannover, 1890.

伝記

Eigil, *Vita S. Strumi*.

Pertz, Georg Heinrich Hg. *Scriptores rerum Sangallensium. Monumenta Germaniae Historica, Scriptores 2*. Hannover, 1829.

Einhardus, *Vita Karoli Magni*.

Oswald Holder-Egger Hg. *Einhardi Vita Karoli Magni. Monumenta Germaniae Historica, Scriptores rerum Germanicarum in usum scholarum separatim editi 25*. Hannover, 1911.

Eurippigius, *Vita Sancti Severini*.

Sauppe, Hermann Hg. *Eugippi Vita Severini. Monumenta Germaniae Historica, Scriptores Auctores antiquissimi 1,2*. Berlin, 1877.

Gregorius Turonensis, *Libri IV de Virtutibus S. Martini Episcopi*

Kursch, Bruno und Levison, Wilhelm ed. *Gregorii Turonensis Miracula et Opera Minora, Monumenta Germaniae Historica, Scriptores rerum Merovingicarum 1,2*, Hannover, 1885, Editio nova, 1969.

Vita Sancti Arnulfi.

Kursch, Bruno Hg. *Monumenta Germaniae Historica Scriptores rerum Merovingicarum 2*. Hannover, 1888.

書簡

Alcuin, *Epistulae*.

Ernst Dümmler Hg. *Alcvini sive Albini Epistolae. Monumenta Germaniae Historica, Epistolae 4. Karolini aevi II*. Berlin, 1895.

Anthimus, *De observatione ciborum*.

Rose, Valentinus ed. *Anthimi de Observatione Ciborum Epistula ad Theudericum Regem Francorum* (1877). reprinted by Kessinger Publishing, Milton Keynes, 2009.

Augustinus Hipponensis *Epistulae*.

Migne, Jaques Paul ed. *Augustini Opera Omnia, Patrologia Latina* 33. Paris, 1865.

Gregorius I, *Epistulae*.

Ewald, Paul und Hartmann, Ludo M. Hg., *Gregorii I papae Registrum epistolarum. Libri I-VII. Monumenta Germaniae Historica, Epistolae 1*. Berlin, 1891.

Norberg, Dag ed. *S. Gregorii Magni Opera Registrvm Epistvlarvm Libli I-VII, Corpvs Christianorvm Serie Latina CXL*, 1982.

Hrabanus Maurus, *Epistulae*.

Dümmler, Ernst, und Perels, Ernst u. a. Hg. *MGH Epistolae Karolini aevi (III) IX. Hrabani (Mauri) abbatis Fuldensis et archiepiscopi Moguntiacensis epistolae*. Berlin, 1925.

Quintus Aurelius Symmachus, *Epistulae*.

Seeck, Otto ed. "Q. Aurelii Symmachi quae supersunt", *Monumenta Germaniae Historica, Scriptores Auctores antiquissimi* 6,1, Berlin, 1883.

典礼

Gregorius I. *Sancti Gregorii Papæ I*.

Cognomento Magni Opera Omnia, Vol. 12: Iam Olim Ad Manuscriptos Codices Romanos, Gallicanos, Anglicanos Emendata, Aucta, Et Illustrata Notis, Studio Et Labore Monachorum Ordinis Sancti Benedicti, E Congregatione Sancti Mauri. Paris, 1705.
reproduced in London (Forgotten Books) 2018.

Pontificale romano germanicum.

Vogel, C, et Elze, R. ed., *Le pontifical romano-germanique du Xe siècle Vol. 2*, Città del Vaticano (Biblioteca Apostolica Vaticana), 1983.

Collectio sermonum, tractatum, formularum liturgicarum cano-numque. Formulae liturgicae Slavicae (Freisinger Dänkmaler).

Bayerische Staatsbibliothek, Clm 6426.

<http://daten.digital-sammlungen.de/~db/bsb00003258/images/>

(accessed 2019-2-25)

その他

Cassiodorus Senator, *Variae*

Friedh. A. J. ed. *Corpus Christianorum Serie Latina* XCVI, 1973.

De poenitentia Halitgarii episcopi Cameragensis libri V.

Migne, Jaques Paul ed. *Patrologia Latina* 105.

Hrabanus Maurus, *De instirurione clericorum.*

Zimpel, Datlev ed. *De institutione clericorum: Über die Unterweisung der Geistlichen.*

Turnhout (Brepols), 2006.

Knoepfler, Aloisius ed. *De institutione clericorum libri tres*, München (Lentner), 1900.

Hrabanus Maurus, *De rerum naturis.*

Migne, Jaques Paul ed. *Patrologia Latina* 111.

Isidorus Hispalensis. *Etymologiae.*

Migne, Jaques Paul ed. *Patrologia Latina* 82.

Liber medicinalis (Lorscher Arzneibuch).

Bamberg, Staatsbibliothek, Msc. Med. 1.

https://bibliotheca-laureshamensis-digital.de/view/sbbam_mscmed1/0001/image

(accessed 2019-2-24)

Keil, Gundolf Hg. *Das Lorscher Arzneibuch: Faksimile der Handschrift Msc. Med. 1 der Staatsbibliothek Bamberg, Bd. 1.* Stuttgart (Wissenschaftliche Verlagsgesellschaft), 1989.

Regula Benedicti.

de Vogüé, Adalbert ed., *La règle de Saint Benoît II.* Paris (Édition du Cerf), 1972.

Regula Magistri.

de Vogüé, Adalbert ed., *La règle de Maître II.* Paris (Édition du Cerf), 1964.

Walahfried Strabo, *De cultura hortorum.*

Sudhoff, Karl u.a. Einleitung von Walahfried von der Reichenau. Hortulus. Gedichte über die Kräuter seinen Klostergarten von Jahre 827. München (Verlag der Münchner

Drucke), 1926.

Schönberg, Otto,

Walahfried Strabo. De cultura hortorum (Hortulus). Über den Gartenbau. Stuttgart (Philipp Reclam), 2002.

辞書、事典

Du Cange,

Glossarium Mediae et Infimae Latinitatis. Graz (Akad. Druck- und Verl.-Anst), 1954,

奥田潤 編

『薬学史事典』薬事日報社、2016年。

参考文献

Acterberg, Jeanne,

Woman as Healer. Boston (Shambhala), 1990. [長井英子 訳『癒しの女性史 —医療における女性の復権』春秋社、1994年]

Allott, Stephen,

Alcuin of York – His Life and Letters, York (The Ebor Press), 1987.

Arbersmann, Rudolph,

“The Concept of ‘Christus Medicus’ in St. Augustine.” *Traditio.* vol. 10 (1954), pp. 1-28.

Amundsen, Darrel W.,

“Visigothic Medical Legislation.” *Bulletin of the History of Medicine.* Vol. 45, No. 6 (1971), pp. 553-569.

Amundsen, Darrel W.,

Medicine, society, and faith in the ancient and medieval worlds, Baltimore (The Johns Hopkins University Press), 1996

Angenendt, Arnold,

Geschichte der Religiosität im Mittelalter. Darmstadt (Wissenschaftliche Buchgesellschaft), 1997.

Ariès, Philippe,

L'homme devant la mort. Paris (Seuil), 1977. [成瀬駒男 訳『死を前にした人間』みすず書房、1990年]

Asfora, Wanessa,

“Reflexões teóricas e methodológicas acerca dos manuscritos medievais de « De reconquinaria» para a história da alimentação na Alta Idade Média.” *Bulletin du centre d'études médiévales d'Auxerre*. Numéro Hors série n° 2 (2008), pp. 1-13.

Baader, Gerhard,

“Gesellschaft, Wirtschaft und ärztlicher Stand im frühen und hohen Mittelalters”, *Jahresversammlung der Deutschen Gesellschaft für Geschichte der Medizin, Naturwissenschaft und Technik in Schleswig*. N. 60 (1977), S. 176-185.

Baader, Gerhard,

“Early Medieval Latin Adaptations of Byzantine Medicine in Western Europe.” *Dumbarton Oaks Papers*. Vol. 38 (1984), pp. 251-259.

Baker, Patricia A.,

“Introduction: Conceptualizing Body, Space and Borders.” Baker, Patricia A. et al eds., *Medicine and Space: Body Surroundings and Borders in Antiquity and the Middle Ages*. Leiden (Brill), 2012, pp. 1-19.

Baldwin, Barry,

“Beyond the House Call: Doctors in Early Byzantine History and Politics.” *Dumbarton Oaks Papers*. Vol. 38 (1984), pp. 15-19.

Barnish, S. J. B.,

Selected Variae of Magnus Aurelius Cassiodorus Senator, Translated Texts for Historians E-library Volume 12. Liverpool (Liverpool University Press), 1992.

<https://online.liverpooluniversitypress.co.uk/doi/book/10.3828/978-0-85323-436-4?mobileUi=0&> (e-book, accessed 2019-02-24)

Barny, Stephen A. et al eds.,

Isidore of Seville, *The Etymologies of Isidore of Seville*. New York (Cambridge University Press), 2006.

Becher, Matthias,

“Der Prediger mit eiserner Zunge. Die Unterwerfung und Christianisierung der Sachsen durch Karl den Großen.” *Schwertmission. Gewalt und Christianisierung im Mittelalter*. Kamp, Hermann und Kroker, Martin. Hgg. Paderborn (Ferdinand Schöningh), 2013, S. 23-52.

Bergdolt, Klaus,

Der Schwarze Tod in Europa: die große Pest und das Ende des Mittelalters. München (C.H. Beck), 1994. [宮原啓子, 渡邊芳子 訳『ヨーロッパの黒死病』国文社、1997年]

Betz, Hans Dieter Hg.,

- Die Religion in Geschichte und Gegenwart*. 3. Auflage. Tübingen (Mohr Siebeck), 1957.
- Bischoff, Bernhard,
Die südostdeutschen Schreibschulen und Bibliotheken in der Karolingerzeit. Wiesbaden (Otto Harrassowitz), 1980.
- Bognetti, Gian Piero,
 “Les inscriptions juives de Venosa et le problème des rapports entre les Lombards et l’Orient.” *Persée*. Vol. 98 N. 2 (1954), pp. 193-203.
- Boldsen, Jesper L.,
 “Leprosy in the Early Medieval Lauchheim Community.” *American Journal of Physical Anthropology*. 135 (2008), pp. 301-310.
- Boseva, Kalina Y. and Bosseva, Yulia Z.,
 “Edible and medicinal plants in the cloister gardens of West Europe (800s – 900s AD).” *Phytologia Balcanica*. Vol. 22 No. 2 (2016), pp. 161- 166.
- Bowers, Barbara S. ed.,
The Medieval Hospital and Medical Practice. Aldershot (Ashgate Publishing Limited), 2007, pp. 235-251.
- Briau, RM,
 “L’archiatrie Romaine ou la Médecine Officielle dans l’Empire Romaine.” *Comptes-rendus des Séances de l’Académie des Inscriptions et Belle-Lettres*. 21^e année, N. 1 (1877), pp. 61-65.
- Bricout, Sébastien,
 “Note sur deux laïcs carolingiens et la médecine au XI^e siècle.” *Latomus*. Vol. 6, No. 2 (2006), pp. 458-461.
- Brommer, Peter,
 “Die Rezeption der bischöflichen Kapitularien Theodulfs von Orléans.” *Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte. Kanonische Abteilung*. Bd. 61 (1975), S. 111-159.
- Brown, Peter,
 “The End of the Ancient Other World: Death and Afterlife between Late Antiquity and the Early Middle Ages”, *The Tanner Lectures on Human Values* (a transcript of a lecture at Yale University), 1996
- Brown, Virginia,
 “New Documents at Rieti for the Monasteries of San Benedetto ad Xenodochium and Santa Sofia in Ninth-Century Benevento.” *Medieval Studies*. Vol. 63 (2001), pp. 337-351.
- Bylebyl, Jerome J.,

- “The Medical Meaning of Physica.” *Osiris 2nd Series*. Vol. 6 (1990), pp. 16-41.
- Cabié, Robert,
The Church at Prayer: An Introduction to the Liturgy. Vol. III The Sacraments.
 Collegeville Minnesota (The Liturgical Press), 1988. (Original in French *L’Eglise en Prière. Vol III Les Sacraments*. Paris- Tournai (Desclisé), 1984.34.
- Charen, Thelma,
 “The Etymology of Medicine.” *Bulletin of the Medical Library Association*. Vol. 39 (1951),
 pp. 216-221.
- Chupungco, Anscar J. ed.,
 Handbook for Liturgical Studies: Sacraments and sacramental. Vol. IV Sacraments and
 Sacramentals. Collegeville Minnesota (The Liturgical Press), 2000.
- Chase, Colin,
Two Alcuin Letter-Books. Tront (published for the Centre for Medieval Studies by the
 Pontifical Institute of Mediaeval Studies), 1975.
- Cillier, L.,
 “Where were the doctors when the Roman Empire died?” *Acta Theologica*. Vol. 2 (2006),
 pp. 62-78.
- Cillier, L.,
 “The Influence of Christianity on Graeco-Roman Medicine up to the Renaissance.” *Acta
 Theologica*. Vol. 2 (2006), pp. 259-277.
- Chavasse, Antoine,
Étude sur l’onction des infirmes dans l’église latine du III^e au XI^e siècle. Lyon (Librairie
 du Sacré-Couer), 1942.
- Cisne, John L.,
 “How Science Survived: Medieval Manuscripts’ “Demography” and Classic Tests’
 Extinction.” *Science*. Vol. 307 (2005), pp. 1305-1307.
- Collard, Franck,
Le crime de poison au Moyen Âge. Paris (Presses universitaires de France), 2003.
- Collins, Roger,
Early Medieval Europe 300-1000. London (Macmillan), 1991.
- Consentino, Salvatore,
 “La figura del medicus in Italia tra tardoantico e altomedioevo. Tipologie social e forme di
 rappresentazione culturale.” *Medicina nei secoli arte e scienza*. 9/3 (1997), pp. 361-389.
- Cracco Ruggini, Lellia,

- “Grégoire le Grand et le Monde Byzantin.” Jacques Fontaine ed. *Grégoire le Grand : Chantilly, Centre culturel Les Fontaines, 15-19 septembre 1982: actes*. Paris (Centre National de la Recherche Scientifique), 1986, pp. 83-94.
- Dagron, Gilbert et al eds.,
Histoire du christianisme des origines à nos jours Tome IV: Évêque, moines et e,pereurs (642-1054). Paris (Desclée), 1993. [Boschof, Egon Hg. *Die Geschichte des Christentums. Religion, Politik, Kultur*: Freiburg (Verlag Herder), 1994.]
- Dalewski, Zbigniew,
Ritual and Politics: Writing the History of a Dynastic Conflict in Medieval Poland. Leiden, Boston (Brill), 2008.
- Dalrymple-Champneys, Weldon,
 “An Examination of the Place of the Doctor in the State from Ancient Times to the Present Day, together with Certain speculations Regarding the Future.” *Proceeding of the Royal Society of Medicine*. Vol. 89 (1943), pp. 89-100.
- D’aronco, Maria A.,
 “The Benedictine Rule and the Care of the Sick.” Bowersm, Barbara S. ed. *The Medieval Hospital and Medical Practice*. Aldershot (Ashgate Publishing Limited), 2007, pp. 235-251.
- Daxecker, Franz,
 “Heilpflanzen der augenheilkunde in der Handschrift Macer Floridus und ein Vergleich mit De Materia Medica des Dioskurides, Codex medicina antiqua und Wiener Dioskurides.” *Klinische MonatsblAugenheilkunde*. Bd. 225 (2008), S. 308-311.
- Dinzelbacher, Peter u.a. Hg.,
 Kulturgeschichte der christlichen Orden in Einzeldarstellungen. Stuttgart (Kröner), 1997.
 [石山穂澄 他 訳『修道院文化史事典』八坂書房、2008年]
- Dirckx, John H.,
 “Isidore of Seville on the Origins and Meanings of Medical Terms.” *American Journal of Dermatopathology*: Vol. 29 No. 6 (2007), pp. 581-583.
- Dorn, Franz,
Die Landschenkungen der fänkischen Könige. Rechtsinhal und Geltungsdauer. Paderborn (Ferdinand Schöningh), 1991,
- Driscoll, Michael S.,
 “*Ad pueros sancti Martini*: A Critical Edition, English Translation, and Study of the Manuscript Transmission.” *Traditio*. Vol. 53 (1998), pp. 37-61.
- Duhamel, Pierre,

- Histoire des médecins français*, Paris (Plon), 1993.
- Effros, Bonnie,
Creating Community with Food and Drink in Merovingian Gaul, New York (Palgrave), 2002.
- Egan, James M.,
 “Extreme Unction: Sacrament of the Sick or of the Death?” *Proceedings of the Seventeenth Convention*. (Proceedings of the Catholic Theological Society.) 1962, pp. 195-205.
- Ennen, Edith,
Frühgeschichte der europäischen Stadt. Bonn (Ludwig Röhrscheid), 1953. [佐々木克巳 訳 『ヨーロッパ都市文化の創造』 知泉書簡、2009 年]
- Ennen, Edith,
Frauen im Mittelalter. München (C.H. Beck), 1987.
- Ehrenreich, Barbara and English, Deirdre,
Witches, Midwives, and Nurses. Complaints and Disorders. New York (Feminist Press), 1973. [長瀬久子 訳 『魔女・産婆・看護婦』 法政大学出版局、1996 年]
- Ernsting, Heike,
Salbungsgottesdienste in der Volkskirche. Krankheit und Heilung als Thema der Liturgie. Leipzig (Evangelische Verlagsanstalt), 2012.
- Ferngren, Gary B.,
Medicine and Healthcare in Early Christianity. Baltimore (The Johns Hopkins University Press), 2009.
- Firey, Abigail,
A contrite heart : prosecution and redemption in the Carolingian empire. Leiden (Brill Academic Publishers), 2009.
- Fischer, Alfons,
Geschichte des deutschen Gesundheitswesens. Hildesheim (Georg Olms), 1965.
- Fischer, Klaus-Dietrich,
 “Überlieferungs- und Verständnisproblem im medizinischen Latein des frühen Mittelalters.” *Berichte zur Wissenschaftsgeschichte*. Bd. 17 (1994), S. 153-165.
- Fischer, Klaus-Dietrich,
 “Das Lorscher Arzneibuch im Widerstreit der Meinungen.” *Medizin-historisches Journal*. Bd. 45 (2010), S. 165-188.
- Flint, Valerie J.,
 “The Early Medieval 'Medicus', the Saint—and the Enchanter.” *Social History of Medicine*.

- Vol. 2 No. 2 (1989), pp.127-145.
- Flood, Bruce P.,
 “Pliny and the Medieval ‘Macer’ Medical Text.” *Journal of the History of Medicine*. Vol. 32
 No. 4 (1977), pp. 395-402.
- Frank, Karl Suso,
Die Magisterregel. St. Ottilien (EOS Verlag), 1989.
- Frantzen, Allen J.,
 “The Significance of the Frankish Penitentials.” *Journal of Ecclesiastical History*. Vol. 30,
 No. 4, (1979), pp. 409-421.
- Franz, Adolph,
Die kirchlichen Benediktionen im Mittelalter. Bonn (Verlag nova & vetera), 1909.
- Freeman, Ann,
 “Theodulf of Orleans and the Libri Carolini.” *Speculum*. Vol/ 32, No. 4, (1957), pp. 663-705.
- de Gaiffier, Baudoin,
 “Les thèmes hagiographiques. Est-il possible d’établir pour chacun d’eux une filiation?”
Revue d’histoire ecclésiastique, Université catholique de Louvain, Vol. 77 (1982), pp. 78-
 81.
- Gajano, Sofia Boesch,
 “Uso e Abuso del Miracolo nella Cultura Altomedioevale.” *Les fonctions des Saints dans
 le Monde Occidental (III^e-XIII^e Siècle)*. École Française de Rome Palais Farnèse (1991),
 pp. 109-121.
- Galvão-Sobrinho, Carlos R.,
 “Hippocratic Ideals, Medical Ethics, and the Practice of Medicine in the Early Middle
 Ages: The Legacy of the Hippocratic Oath.” *Journal of the History of Medicine and Allied
 Science*. (1996), pp. 438-455.
- Genestout, Augustin,
 “La Règle du Maître et la Règle de S. Benoît.” *Revue d’Ascétique et de Mystique*. Vol. 21
 (1940), pp.51-112. [Detusch. Ver. Frank, Karl Suso Hg. *Askese und Mönchtum in der alten
 Kirche*. Darmstadt (Wissenschaftliche Buchgesellschaft), 1975. 327-348.]
- Gourevitch, Danielle,
 “Charles Daremberg, His Friend Émile Littré, and Positivist Medical History.” Huisman,
 Frank et al eds. *Locating Medical History: The Stories and Their Meanings*. Baltimore
 and London (Johns Hopkins University Press), 2004, p. 53-73.

- Grabner-Haider, Anton et al.,
Kulturgeschichte des frühen Mittelalters. Göttingen (Vandenhoeck & Ruprecht GmbH & Co. KG), 2010.
- Graus, František,
Volk, Herrscher und Heiliger im Reich der Merowinger. Studien zur Hagiographie der Merowingerzeit. Plaha (Nakladatelství Československé akademie věd), 1965.
- Green, Monia,
 “Women's Medical Practice and Health Care in Medieval Europe.” *Signs*. Vol. 14 No. 2,
 “Working Together in the Middle Ages: Perspectives on Women's Communities.” (1989),
 pp. 434-473.
- Hack, Achim Thomas,
Alter, Krankheit, Tod und Herrschaft und frühen Mittelalter. Stuttgart (A. Hiersemann),
 2009.
- Haskins, Charles Homer,
The Renaissance of the twelfth century. Chambridge (Harvard University Press), 1927.
 [別宮貞徳、朝倉文市 訳『十二世紀ルネサンス』1997年、みすず書房]
- Healy, John F., ed.
Pliny the Elder Natural History. London (Penguin Books), 1991.
- Heyne, Moriz,
Körperpflege und Kleidung bei den Deutschen: von den ältesten geschichtlichen Zeiten bis zum 16. Jahrhundert. Original in 1903. Nachgedruckt in Nikosia (TP Verone Publishing House), 2017.
- Hodgkin, Thomas,
The Letters of Cassiodorus. Being a Condensed Translation of the Variae Epistolae of Magnus Aurelius Cassiodorus Senator. Online ver. by Project Gutenberg in 2006,
 Original published in London in 1886.
<http://www.gutenberg.org/files/18590/18590-h/18590-h.htm> (e-book accessed 2019-2-24)
- Hofmeister, Philipp,
Die heiligen Öle in der morgen- und abendländischen Kirche. Würzburg (Augustinus Verlag), 1948.
- Holden, Peregrine,
 “What's Wrong with Early Medieval Medicine?” *Social History of Medicine*. Vol. 24 Issue
 1 (2011), pp. 5–25.
- Iorio, Luigi et al,

- “De Medicina et Morbis” from De rerum naturis by Rabano Mauro.” *Journal of Nephrology*. Vol. 22 (2009), pp. 55-59.
- Jankrift, Kay Peter,
Krankheit und Heilkunde im Mittelalter. Darmstadt (Wissenschaftliche Buchgesellschaft), 2003.
- Jankrift, Kay Peter,
 “Heilkunde und Kranke im frühen Mittelalter.” *Das Mittelalter, Perspektiven mediävistischer Forschung. Zeitschrift des Mediävistenverbandes*. Band 10 Heft 1, (2005), S. 35-42.
- Janicki, Jan Józef,
 “The Rite of Excommunication as Contained in in the Mediecal Roman Pontifical.” *Folia Historica Cracoviensia*. Vol. 13 (2007) pp. 55-66.
- Jerphagnon, Lucien ed.,
 Augustinus, Aurelius, *La Cité de Dieu*, Paris (Gallimard), 2000.
- Jetter, Dieter,
 “Hospitäler aus der Zeit der Merowinger und Karolinger (481-751-987).” *Sudhoffs Archiv*. Bd. 55 (1971), S. 225-246.
- Jetter, Dieter,
 “Klosterhospitäler; St. Gallen, Cluny, Escorial.” *Sudhoffs Archiv*. Bd. 62, H. 4 (1978), S. 313-338.
- Jetter, Dieter,
Geschichte der Medizin, Einführung in die Entwicklung der Heilkunde aller Länder und Zeiten. Stuttgart (Thieme), 1992. [山本俊二 訳『西洋医学史ハンドブック』朝倉書店、1996年]
- Jones, A. H. M. et al,
The Prosopography of the Later Roman Empire, Vol. I, A. D. 260-395. Cambridge (Cambridge University Press), 1971.
- Jones, Allen E,
Social Mobility in Late Antique Gaul. New York (Cambridge University Press), 2009.
- Jonsen, Albert R.,
A Short History of Medical Ethics, Oxford and New York (Oxford University Press), 2000.
 [藤野昭宏、前田義郎 訳『医療倫理の歴史 —バイオエシックスの源流と諸文化圏における展開—』ナカニシヤ出版、2009年]
- Keenan, Mary Emily,

- “Augustine and the Medical Profession.” *Transactions and Proceedings of the American Philological Association*. Vol. 67 (1936), pp. 168-190.
- Keil, Gundolf,
 “Zur Heilkunde im frühen Mittelalter.” Heimt- und Kulturverein Lorsch Hg. *Das Lorsch Arzneibuch. Klostermedizin in der Karolingerzeit*. Lorsch (Verlag Laurissa), 3. Auflage. in 2002, 1. Auflage in 1989, S. 11-20.
- Keppels, Josef,
Karl der Große, Heilkunde- Heilkräuter- Hospitalitas, Eine medizin-geschichtliche Betrachtung der Karolingerzeit in Aachen. Aachen (Verlag Mainz), 2005.
- Kottje, Raymund,
Die Bussbücher Halitgars von Cambrai und des Hrabanus Maurus. Berlin (Walter de Gruyter), 1980.
- Kölzer, Theo Hg.,
Monumenta Germaniae Historica Diplomata Merowinger 2. Hannover, 2001.
- Körntgen, Ludger,
Studien zu den Quellen der frühmittelalterlichen Bußbücher. Sigmaringen (Thorbecke), 1993.
- Kremmer, Anette and Schwab, Vincenz,
 “Law and Language in Leges Barbarorum: A Database Project on the Vernacular Vocabulary in Medieval Manuscript.” Behnam, Jenny, et al eds. *Law and Language in the Middle Ages*. Leiden (Brill), 2018. pp. 235-261.
- Lemerle, Paul,
Histoire de Byzance. Paris (Presses universitaires de France), 1998. [西村六郎 訳『ビザンツ帝国史』白水社、2003年]
- Léopold Delisle,
Notice sur les manuscrits originaux d'Adémar de Chabannes, tiree des notices et extraits des ntss. de la Bibhothèque Nationale, tome xxxv, part i. Paris (Imprimerie nationale), 1896, pp. 4-10.
- Linder, Amnon,
The Jews in the legal sources of the early Middle Ages. Detroit (Wayne State University Press), 1997.
- Lutterbach, Hubertus,
 “Der Christus medicus und die Sancti medici. Das wechselvolle Verhältnis zweier Grundmotive christlicher Frömmigkeit zwischen Spätantike und Früher Neuzeit.”

- Saeculum*. Bd. 47 (1996), S. 239-281.
- MacKinney, Loren C.,
Early Medieval Medicine with Special Reference to France and Charters. New York (Around Press), reprint ed. in 1979, first pub. in 1937.
- McNeill, John T.,
A History of the Cure of Souls. New York (Harper & Row Pub.), 1951. [吉田 信夫 訳『キリスト教会の歴史』日本基督教団出版局、1987年]
- Markus, Robert Austin,
Saeculum: History and Society in the Theology of St. Augustine. Cambridge and New York (Cambridge University Press), 1988. [宮谷宣史, 土井健司 訳『アウグスティヌス神学における歴史と社会』教文館、1998年]
- Martindale, J. R.,
The Prosopography of the Later Roman Empire, Vol. II, A. D. 395-527. Cambridge (Cambridge University Press), 1980.
- Martindale, J. R.,
The Prosopography of the Later Roman Empire, Vol. III, A. D. 527-641. Cambridge (Cambridge University Press), 1992.
- Mayer, Johannes Gottfried et al,
Kräuterbuch der Klostermedizin. Leipzig (Reprint Verlag Leipzig), 2003.
- Mayer, Johannes Gottfried Hg.,
Handbuch der Klostermedizin. München (Verlag Zabert Sadnmann), 2008.
- McGrew, Roderick E.,
Encyclopedia of Medical History. New York (McGraw-Hill Book Company), 1985.
- McKitterick, Rosamond,
Charlemagne: The Formation of a European Identity. Cambridge (Cambridge University Press), 2008.
- Messing, Gordon M.,
 “Remarks on Anthimus De Observatione Ciborum.” *Classical Phigiology*. Vol. 37 No. 2 (1942), pp. 150-158.
- Meens, Rob,
 “Penitentials and the Practice of Penance in the tenth and eleventh Centuries.” *Early Medieval Europe*. Vol. 14, No. 1, (2006), pp. 7-21.
- Mohr, J. C. B. Hg.,
Die Religion in Geschichte und Gegenwart. 3. Aufgabe. Tübingen (Paul Siebeck Verlag),

1957.

Mordek, Hubert,

“Karolingische Kapitularien.” Mordek, Hubert. hg. *Überlieferung und Geltung normativer Texte des frühen und hohen Mittelalters*. Sigmaringen (Thorbecke Verlag), 1986. S. 25-50.

Murray, Placid,

“The Liturgical History of Extreme Unction.” *The Furrow*. Vol. 11, No. 9, (1960), pp. 572-593.

Napier, Arthur S.,

The Old English Version, with the Latin Original, of the Capitula of Theodulf. London (Early English Text Society), 1916.

Nelson, Janet L.,

“La mort de Charles le Chauve.” *Médiévales*. N° 31 (1996), pp. 53-66.

Nicolae, Jan,

“Christus Praedicator / Medicator’ Homiletical, Patristic and Modern Elements of Theologia Medicinalis.” *European Journal of Science and Theology*. Vol. 8 (2012), pp. 15-27.

Norberg, Dag,

“Style Personnel et Style Administratif dans le Registrum Epistularum de Saint Grégoire le Grand.”, Jacques Fontaine ed. *Grégoire le Grand : Chantilly, Centre culturel Les Fontaines, 15-19 septembre 1982: actes*. Paris (Centre National de la Recherche Scientifique), 1986, pp. 487-497.

Nótári, Tamás,

“Physicians, patients and treatments in early medieval German (especially Bavarian) legislation.” *Fundamina*. vol.23 n.1 (2017). pp. 61-88.

Nutton, Vivian,

“Archiatri and the Medical Profession in Antiquity.” *Papers of the British School at Rome*. Vol. 45 (1977), pp. 191-226.

Nutton, Vivian,

“From Galen to Alexander, Aspects of Medicine and Medical Practice in Late Antiquity.” *Dumbarton Oaks Papers*. Vol. 38 (1984), pp. 1-14.

Nutton, Vivian,

“John of Alexandria Again: Greek Medical Philosophy in Latin Translation.” *Classical Quarterly*. Vol. 41 No. 2 (1991), pp. 509-519.

- O'Donnel, James J.,
Cassiodorus. Berkeley (University of California Press), 1979.
- O'Gorman, Kevin,
The Origin of Hospitality and Tourism. Oxford (Goodfellow Publishers), 2010.
- Ohler, Norbert,
Sterben und Tod im Mittelalter. München (Artemis), 1990. [一條麻美子 訳『中世の死 — 生と死の境界から死後の世界まで』法政大学出版局、2005年]
- Parapia, Liakat A.,
 “History of bloodletting by phlebotomy.” *British journal of haematology*, vol. 143 (2008), pp. 490-495.
- Parkes, Henry,
The Making of Liturgy in the Ottonian Church. Cambridge (Cambridge University Press), 2015.
- Pasca, Maria,
 “The Salerno School of Medicine.” *American Journal Nephrology* Vol. 14 (1994), pp. 478-482.
- Patzold, Steffen,
 “Normen im Buch. Überlegungen zu Geltungsansprüchen so genannter ‘Kapitularien’.” *Frühmittelalterliche Studien*. 41 (2007), S. 331-350.
- Paxton, Frederick S.,
Christianizing Death. The Creation of a Ritual Process in Early Medieval Europe. Ithaca (Cornell University Press), 1990.
- Paxton, Frederick S.,
 “‘Signa Mortifera’: Death and Prognostication in Early Medieval Monastic Medicine.” *Bulletin of the History of Medicine*. Vol. 67, No. 4 (1993), pp. 631-650.
- Paxton, Frederick S.,
 “Curing Bodies –Curing Souls: Hrabanus Maurus, Medical Education, and the Clergy in Ninth-Century Francia.” *The Journal of the History of Medicine and allied Science*. Vol. 50 (1995), pp. 230-252.
- Picker, Hanns-Christoph,
Pastor Doctus. Klerikerbild und karolingische Reformen bei Hrabanus Maurus. Mainz (Philipp von Zabern), 2001,
- Pilsworth, Clare,
 “Medicine and Hagiography in Italy c. 800—c. 1000.” *The Society for the Social History*

of Medicine. Vol. 13 (2000), pp. 253-264.

Pilsworth, Clare,

“Could you just sign this for me John? Doctors, Charters and Occupational Identity in Early Medieval Northern and Central Italy.” *Early Medieval Europe*. Vol. 17 No. 4 (2009), pp. 363-388.

Platte, Adelheid,

“Der weg des Arzneibuchs von Lorsch nach Bamberg.” Heimt- und Kulturverein Lorsch Hg. Das Lorschere Arzneibuch. Klostermedizin in der Karolingerzeit. Lorsch (Verlag Laurissa), 3. Auflage. in 2002, 1. Auflage in 1989, S. 23-26.

Platte, Adelheid,

“Meizinische Maße und Gewichte im Lorschere Arzneibuch.” Heimt- und Kulturverein Lorsch Hg. Das Lorschere Arzneibuch. Klostermedizin in der Karolingerzeit. Lorsch (Verlag Laurissa), 3. Auflage. in 2002, 1. Auflage in 1989, S. 76-78.

Pogačnik, Jože Hg.,

Freisinger Denkmäler Brižinski Spomeniki Monumenta Frisingensia. Literatur-Geschichte-Sprache-Stilart-Texte-Bibliographie. München (Dr. Rudolf Trofenik), 1968.

Porter, H. B.,

“The Origin of the Medieval Rite for Anointing the Sick or Dying.” *Journal of the Theological Studies*. VII (2), (1956), pp. 211-225.

Porter, H. B.,

“The Rites for the Dying in the Early Middle Ages, I: St. Theodulf of Orleans.” *Journal of the Theological Studies*. X (1), (1959), pp. 43-60.

Raaijmakers, Janneke,

The Making of the Monastic Community of Fulda, c. 744-c. 900. New York (Cambridge University Press), 2012.

Rappmann, Roland und Zettler, Alfons,

Die Reichenauer Mönchsgemeinschaft und ihr Toten-gedenken im frühen Mittelalter. Siegmaringen (Thorbecke), 1998.

Redgate, Anne Elizabeth,

“An Armenian Physician at the Early Tenth-century Court of Louis III of Provence? The Case of the Autun Glossary.” *Al-Masāq: Studia Arabo-Islamica Mediterranea*. Vol. 19 No. 2 (2007), pp. 83-98.

Retief, F. P., and Cilliers, L.

“The Influence of Christianity on Graeco-Roman Medicine up to the Renaissance.”

- Akroterion*, Vol. 46 Issue 1 (2001), p. 61 – 73.
- Riddle, John M.,
 “Theory and Practice in Medieval Medicine.” *Viator*: Vol. 5 (1974), pp. 157-184.
- Riddle, John M.,
 “Pseudo-Dioskurides' Ex herbis femininis and Early Medieval Medical Botany.” *Journal of the History of Biology*: Vol. 14, No. 1 (1981) pp. 43-81.
- Riddle, John M.,
 “Research Procedures in Evaluating Medieval Medicine.” Bowers, Barbara S. ed. *The Medieval Hospital and Medical Practice*. Aldershot (Ashgate Publishing), 2007, pp. 3-18.
- Riché, Pierre,
 “Recherches sur l’instruction des laïcs du IX^e au XII^e siècle.” *Cahiers de civilisation médiévale X^e-XII^e siècles*. Tome V (1962), pp. 175-182.
- Riché, Pierre,
 “La magie à l’époque carolingienne.” *Comptes-rendus des séances de l’Académie des Inscriptions et Belles-Lettres*. 117^e année, N. 1 (1973), pp. 127-138
- Riché, Pierre,
La vie quotidienne dans l’empire Carolingien. Paris (Hachette), 1973. [岩村清太 訳『中世の生活文化誌 —カロリング期の生活世界—』東洋館出版社、1992年]
- Riché, Pierre,
Ecoles et enseignement dans le Haut Moyen Age. Fin du V^e siècle – milieu du X^e siècle. Paris (Picard), 1989.
- Riché, Pierre,
 “Les Carolingiens en Quête de Sainteté.” *Les fonctions des Saints dans le Monde Occidental (III^e-XIII^e Siècle)*. École Française de Rome Palais Farnèse. (1991) pp. 219-224.
- Rissel, Maria,
Rezeption antiker und patristischer Wissenschaft bei Hrabanus Maurus. Frankfurt (Peter Lang), 1976.
- Rosen, Ralph M.,
 “Spaces of Sickness in Greco-Roman Medicine.” Baker, Patricia et al eds., *Medicine and Space: Body Surroundings and Borders in Antiquity and the Middle Ages*. Leiden (Brill), 2012, pp. 227-244.
- Rouillard, Philippe,
 “The Anointing of the Sick in the West.” Chupungco, Anscar J. ed., *Handbook for Liturgical Studies: Sacraments and sacramental. Vol. IV Sacraments and Sacramentals*.

Collegeville Minnesota (The Liturgical Press), 2000, pp. 171-190.

Rütten, Thomas,

“Karl Sudhoff and “the Fall” of German Medical History.” Huisman, Frank et al eds. *Locating Medical History: The Stories and Their Meanings*. Baltimore and London (Johns Hopkins University Press), 2004, p. 95-114.

Sanford, Eva Matthews,

“The Leaned Professions in the Theodosian Code.” *The classical Journal*. Vol. 40 No. 9 (1945), pp. 544-552.

Schipperges, Heinrich,

Der Garten der Gesundheit: Medizin im Mittelalter. München (Artemis), 1985. [大橋博司, 濱中淑彦 訳『中世の医学 治療と養生の文化史』人文書院、1989年]

Schipperges, Heinrich,

Die Kranken im Mittelalter. München (Beck), 1990. [濱中淑彦 訳『中世の患者』人文書院、1993]

Schmidt, O.,

“Gerichtliche Medizin in den ersten geschriebenen Rechten germanischer Stämme.” *Deutsche Zeitschrift für gerichtliche Medizin*. Bd. 42 (1953), S. 121-132.

Schmitt, Jean Claude,

Le corps, les rêves, le temps: essaia d'anthropologie médiévale. Paris (Gallimard), 2001. [渡邊昌美 訳『中世歴史人類学試論 身体・祭儀・夢幻・時間』刀水書房、2008年]

Schulze-Dörrlamm, Mechthild,

“Mainz im 9. Und frühen 10. Jahrhundert.” Wilhelmy, Winfried Hg. *Glanz der späten Karolinger Hatto I. Erzbischof von Mainz (891-913)*. Bischöfliches Dom- und Diözesanmuseum Mainz, 2013.

Schulze, Hans K.,

Vom Reich der Franken zum Land der Deutschen. Merowinger und Karolinger. Berlin (Siedler Verlag), 1987.

Schwarz, Karl ed.,

Egils Leben des h. Strumius, Übersetzung und Anmerkungen. Fulda, 1858.

Sigerist, Henry E.,

“Karl Sudhoff the medievalist.” *Bulletin of the Institute of the History of Medicine*. Vol. 2, No. 1 (1934), pp. 22-25.

Sigerist, Henry E.,

“The Latin Medical Literature of the Early Middle Ages.” *Journal of the History of*

Medicine. Vol. 13 (1958), pp. 127-150.

Singer, Charles,

From Magic to Science, London (Dover Publications), reprint ed. in 1958, first pub. in 1928.

[平田 寛, 平田陽子 訳『魔法から科学へ』社会思想社、1969年]

年]

Sistrunk, Timothy G.,

“The Function of Praise in Contract of a Medieval Public Physician.” *The Journal of the history of Medicine and Allied Science*. Vol. 48 (1993), pp. 320-334.

Stannard, Jerry,

“Benedictus Crispus, an Eighth Century Medical Poet.” *Journal of the History of Medicine*. Vol. 21 (1966), Jan. pp. 23-46.

Stoclet, Alain J.,

“Consilia humana, ops divina, superstitio; Seeking Succor and Solace in Times of Plague, with Particular Reference to Gaul in the Early Middle Ages.” Little, Lester K. ed., *Plague and the End of Antiquity: The Pandemic of 541-750*. New York and Cambridge (Cambridge University Press), 2007, pp. 135-149.

Stoll, Ulrich,

“Das Lorscher Arzneibuch und seine Bedeutung für die Gegenwart.” Heimt- und Kulturverein Lorsch Hg. *Das Lorscher Arzneibuch. Klostermedizin in der Karolingerzeit*. Lorsch (Verlag Laurissa), 3. Auflage. in 2002, 1. Auflage in 1989, S. 41-47.

Stoll, Ulrich,

Das "Lorscher Arzneibuch" ein medizinisches Kompendium des 8. Jahrhunderts (Codex Bambergensis medicinalis 1) Text, Übersetzung und Fachglossar. Stuttgart (Franz Steiner), 1992.

Talbot, C. H.,

The Anglo-Saxon Missionaries in Germany, Being the Lives of SS. Willibrod, Bonifacem Leoba and Lebuin together with the Hodoepericon of St. Willibrod and a selection from the correspondence of St. Boniface. London (Sheed and Ward), 1954.

Tanaka, Tamami,

“Die soziale Stellung und Rolle der Ärzte im merowingischen Gallien: Beschreibungen der Ärzte in den Schriften von Gregor von Tours.” *NU Ideas*. Vol. 2 No. 1 (2013) S. 1-12.

Tanaka, Tamami,

“Unterstützte Hrabanus Maurus die medizinische Ausbildung? Betrachtung der auf die Medizin bezogenen Beschreibungen in *De institutione clericorum*.” *Jahrbücher für*

- japanische und deutsche Forschung in Japan* (日独研究論集). Nr. 6 (2013) S. 87-97.
- Tellenbach, Gerd,
Die westliche Kirche vom 10. bis zum frühen 12. Jahrhundert. Göttingen (Vandenhoeck & Ruprecht GmbH & Co. KG), 1988.
- Throop, Priscilla,
Hildegard von Bingen's Physica: The Complete English Translation of Her Classic Work on Health and Healing. Rochester (Healing Arts Press), 1998. [プリシラ・トループ 著、井村宏次、聖ヒルデガルト研究会 訳『聖ヒルデガルトの医学と自然学』、ベイングネットプレス、2005年]
- Voltaggio, Michele,
 "Xenodochia" and "Hospitia" in Sixth-Century Jerusalem: Indicators for the Byzantine Pilgrimage to the Holy Places." *Zeitschrift des Deutschen Palästina-Vereins*. Bd. 127, H. 2 (2011), pp. 197-210.
- Wallis, Faith ed.,
Medieval Medicine A Reader. Toronto (University of Toronto Press,) 2010.
- Watt, W. Montgomery,
The Influence of Islam on Medieval Europe. Edinburgh (Edinburgh University Press), 1972, pp. 35f.
- Wichham, Chris,
Early Medieval Italy, Central Power and Local Society 400-1000. London (MacMillan), 1981.
- Williams, James B.,
 "Carolingian Formation of a Persecuting Society." *The Heroic Age*. Vol. 17 (2017).
 Published on 10. Jan. 2018. <http://www.heroicage.org/index.php> (accessed 2019-2-24)
- Wilmanns, Juliane C.,
 "Die ersten Krankenhäuser der Welt, Sanitätsdienst des Römischen Reiches schuf erstmals professionelle medizinische Versorgung." *Deutsches Ärzteblatt*. Bd. 40 (2003), S. 2592-2597.
- Wolfram, Herwig Hg.,
Quellen zur Geschichte des 7. und 8. Jahrhunderts: die vier Bücher der Chroniken des sogenannten Fredegar. Darmstadt (Wissenschaftliche Buchgesellschaft), 1982.
- Yearl, M. K. K.,
 "Medieval Monastic Customaries on Minuti and Infirmi." Bowers, Barbara S. ed. *The Medieval Hospital and Medical Practice*. Aldershot (Ashgate Publishing), 2007, pp. 175-

194.

赤木善光 他 訳

『アウグスティヌス神の国』 教文館、1980年。

五十嵐 一

「脈動する自然と自然学 ―イスラームの医学的自然観―」『上智大学中世思想研究所紀要』
第1号(1998)、317-335頁。

上原専祿

『御料地令』 文献考: *Capitulare de villis* の成立に関する Gareis, Dopsch, Mayer, Elsner
の研究に就いて」東京商科大学研究年報『経済学研究』第2号(1933)、109-165頁。

内山勝利 編、種山恭子 訳

『ガレノス 自然の機能について』京都大学出版会 西洋古典叢書、1998年。

大槻真一郎 編

『ヒポクラテス全集 第一巻』エンタプライズ、1985年。

大月康弘

「十二世紀コンスタンティノーブルの帝国病院」歴史学研究会 編『ネットワークの中の地
中海』青木書店、1999年、232-255頁。

小川政修

『西洋医学史』メディカル出版、1979年。

奥田潤

「中・近世ヨーロッパにおける“薬剤師としてのキリスト画”」『薬史学雑誌』第36巻 第2
号(2001)、175-179頁。

小田謙爾

「「ビザンツ人」にとっての他者 ―「ギリシア人」と「ローマ人」―」『歴史学研究』第703
号(1997)、195-200頁。

海津 淳

「人文主義と教育：西ローマ帝国終焉とヨーロッパへの自由学芸継承」『桜美林論考 人文
研究』3巻(2012)、19-30頁。

梶田 昭

『医学の歴史』講談社学術文庫、2003年。

兼岩正夫、臺 幸夫 訳

『トゥールのグレゴリウス歴史十巻(フランク史) I, II』東海大学出版会、1975年。

加納 修

「メロヴィング期にカピトゥラリアはあったのか ―フランク時代の国王命令と文書類―」
『歴史学研究』第795号(2004) 32-43頁。

加納修

『サリカ法典』の実効性に関する覚え書き」*HERSETEC*. Vol. 6, No. 1 (2012), 1-14 頁。

菊池重仁

「テキストとしてのカロリング期カピトゥラリア フランク王国の統治におけるテキストの意義について —シャルルマーニュ治世を中心に—」加納 修 編『歴史におけるテキスト布置』名古屋大学文学研究科、2012年、205-215 頁。

岸ちづ子

「史料紹介：修道戒律における労働 — E・マルテヌ、聖ベネディクトゥス戒律註解（パリ 1690）48章邦訳（その1）—」『福岡女子短大紀要』第26号（1983）、47-61 頁。

北原 敦 編

『イタリア史』山川出版社、2008年。

北村直昭

「カッシオドルス『綱要』への新たな視座、カロリング期図書館カタログとの関連から」『藤女子大学キリスト教文化研究所紀要』第5号（2004）、41-67 頁。

熊野純彦

『西洋哲学史 古代から中世へ』岩波新書、2006年。

斉藤 博

「ヒポクラテスの箴言「人生は短く、術のみちは長い」について」『埼玉医科大学医学基礎部門紀要』第10号（2004）、61-75 頁。

佐藤彰一

「聖人とキリスト教的心性の誕生」佐藤彰一、早川良弥 編『西欧中世史（上） 継承と創造』ミネルヴァ書房、1995年、45-68 頁。

佐藤彰一

『歴史書を読む『歴史十書』のテキスト科学』山川出版社、2004年。

佐藤彰一

『中世初期フランス地域史の研究』岩波書店、2004年。

佐藤彰一

『禁欲のヨーロッパ 修道院の起源』中公新書、2014年。

甚野尚志

「ライヒェナウ修道院の『祈念書』」渡辺節夫 編『ヨーロッパ中世の権力編成と展開』東京大学出版会、2003年、7-40 頁。

杉崎泰一郎

『修道院の歴史 聖アントニオスからイエズス会まで』創元社、2015年。

瀬原義生

『ヨーロッパ中世都市の起源』 未来社、1993年。

多田 哲

「カロリング王権と民衆教化 —『一般訓令』(789年)の成立事情を手掛かりに—」『西洋史学』第178号1995年、45-58頁。

津田拓郎

「カロリング期フランク王国の統治構造の研究 —カピトゥラリア、王国集会、教会会議—」東北大学大学院文学研究科歴史科学専攻 博士論文、2009年。

津田拓郎

「西フランク王国の統治行為における文書利用—いわゆる「カピトゥラリア」を中心に—」『エクフラシス』第4巻(2014)、13-28頁。

アラン・ディルケンス (丹下 栄 訳)

「カロリング期の司教カピトゥラリア —その性格、射程、伝播—」『西欧中世文書の史料論的研究 平成21年度研究成果年次報告書』九州大学大学院人文科学研究院(2010)、5-12頁。

中井久夫

『西欧精神医学背景史』 みすず書房、1999年。

西脇 純

「古代教会における「病者の塗油」『南山神学』No. 25, (2001) 15-47頁。

長谷川岳男

「ローマ人のギリシア認識 —アイデンティティ形成との関連で—」『歴史学研究』第703号(1997)、185-195頁。

菱刈晃夫

「メランヒトン以前・以後のリベラル・アーツ」『初等教育論集』第11巻(2010)、30-60頁。

堀内一徳

「カール大帝の農業政策」奈良大学史学会『奈良史学』1号(1983)、49-58頁。

オンラインデータベース

SysTax - a Database System for Systematics and Taxonomy.

<http://www.biologie.uni-ulm.de/systax/> (accessed 2019-2-25)

資料 1：ザンクト・ガレン修道院の見取り図 全体

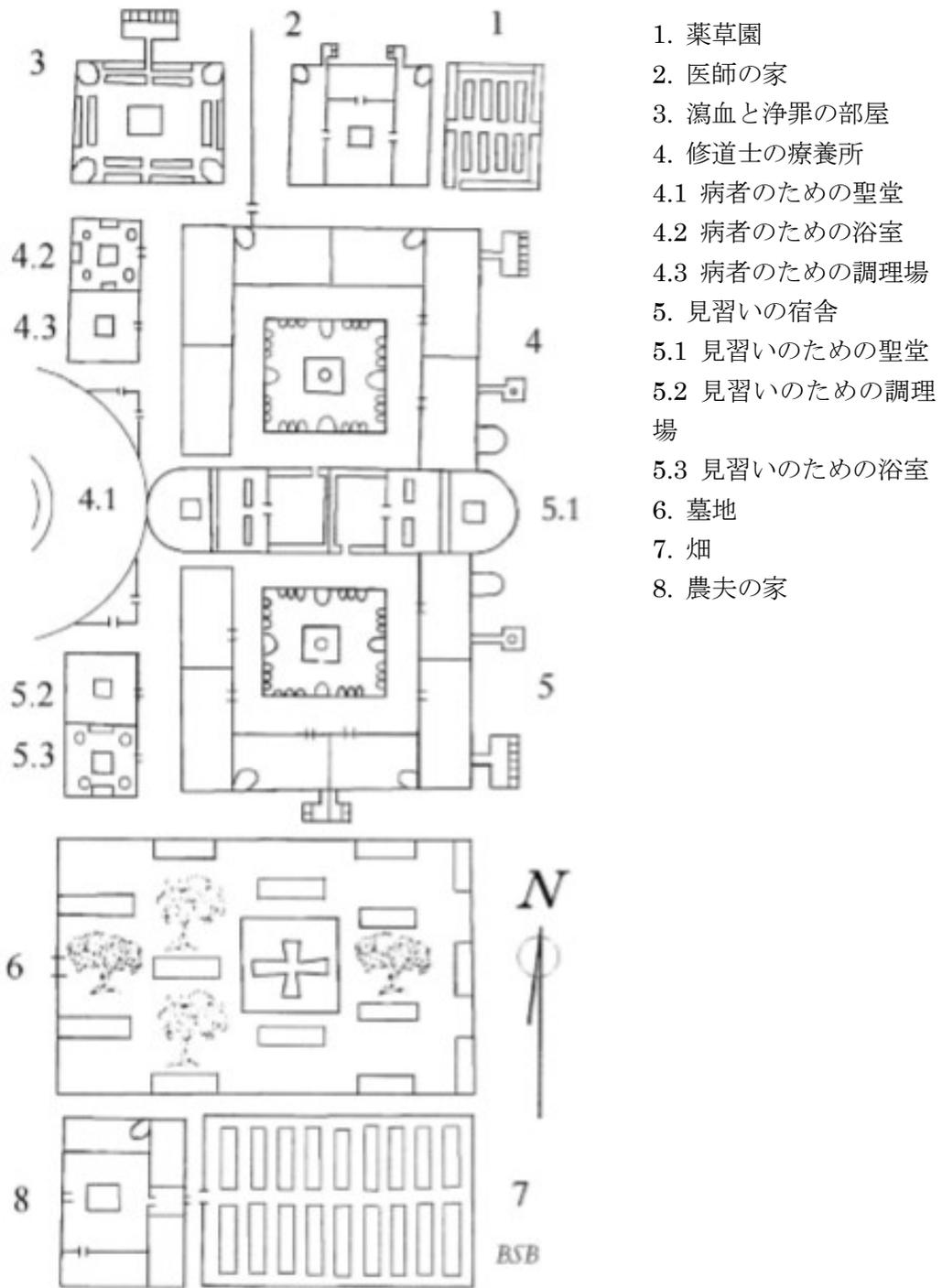


Horn, W. and Born, E. *The Plan of St. Gall: A Study of the Architecture and Economy of, and Life in a Paradigmatic Carolingian Monastery*. 3 vols, Berkeley and Los Angeles, 1979. より引用された見取り図。ナンバリングは Horn と Born の手によるもの。

D'aronco, Maria A. "The Benedictine Rule and the Care of the Sick: The Plan of St Gall and Anglo-Saxon England." Bowers, Barbara S. ed. *The Medieval Hospital and Medical Practice*. Aldershot (Ashgate Publishing Limited), 2007, pp. 235-251.

1. 教会
2. 秘跡で使用するパンと油を用意するための離家
3. 修道士の宿舎（上部階）、暖をとるための部屋（下部階）
4. 修道士の手洗
5. 修道士の浴室、洗濯場
6. 修道士の食堂（下部階）、服室（上部階）
7. 修道士のワイン貯蔵室（下部階）、食品貯蔵庫（上部階）
8. 修道士の調理場
9. 修道士のパン焼き窯とビール醸造所
10. 特別な来訪者のための調理場、ワイン貯蔵室、パン焼き窯とビール醸造所
11. 特別な来訪者の宿所
12. 学校
13. 修道院長の部屋
14. 修道院長の調理場、ワイン貯蔵室、浴室
15. 瀉血と浄罪の部屋
16. 医師の家
17. 見習いと病者の家
18. 病者の調理場と浴室
19. 見習いの調理場と浴室
20. 庭師の家
21. ガチョウの飼育場
22. 家禽飼育者の家
23. 家禽の飼育場
24. 穀倉
25. 作業場と職人の宿所
26. 職人の宿所のための離家
27. 製粉所
28. 臼
29. 乾燥窯
30. ろくろ師と樽製造者のための家、ビール醸造のための脱穀所
31. 巡礼者と貧者のための宿坊
32. 巡礼者と貧者のための調理場、パン焼き窯、ビール醸造所
33. 牛舎と厩舎、牛飼いと厩務員のための家
34. 皇帝の宿所
35. 羊の囲いと羊飼いの家
36. 山羊の囲いと山羊飼いの家
37. 搾乳場と搾乳作業者の家
38. 皇帝のための農夫と召使の家
39. 養豚場と養豚者の家
40. 雌驢馬と雄驢馬の囲い、驢馬飼育舎の家

資料 2 : ザンクト・ガレン修道院見取り図 抜粋 北東部の一角



D'aronco, Maria A. "The Benedictine Rule and the Care of the Sick: The Plan of St Gall and Anglo-Saxon England." Bowers, Barbara S. ed. *The Medieval Hospital and Medical Practice*. Aldershot (Ashgate Publishing Limited), 2007, pp. 235-251.

資料3：ザンクト・ガレン修道院の見取り図に記載されている植物のリスト

C: capitularia de villie, H: De cultura hortorum

No.	植物名 (ラテン語)	学名	植物名 (日本語)	食	薬	他史料
1	alia (alias)	<i>Allium sativum</i> L. (Alliaceae)	ニンニク (ネギ亜科)	○	○	C
2	anetum	<i>Anethum graveolens</i> L. (Apiaceae)	イノンド (セリ科)	○	○	C
3	apium	<i>Apium graveolens</i> L. (Apiaceae)	セロリ (セリ科)	○	○	H, C
4	ascalonias (ascolanias)	<i>Allium cepa</i> L. var. <i>ascalonicum</i> (Alliaceae)	エシャロット (ネギ亜科)	○		C
5	betas	<i>Beta vulgaris</i> L. ssp. <i>vulgaris</i> convar. <i>cicla</i> (L.) Alef (Chenopodiaceae)	ビート (アカザ科)	○		C
6	caulos (caulas)	<i>Brassica oleracea</i> L. (Brassicaceae)	ヤセイランカン種 (アブラナ科)	○		C
7	cepas	<i>Allium cepa</i> L. var. <i>cepa</i> (Alliaceae)	タマネギ (ネギ亜科)	○		C
8	cerfolium (cerefolium)	<i>Anthriscus cerefolium</i> (L.) Hoffm. (Apiaceae)	チャービル (シソ科)	○		H, C
9	ciminum (cumino)	<i>Cuminum cyminum</i> L. (Apiaceae)	クミン(セリ科)	○		C
10	coriandrum (coliandrum)	<i>Coriandrum sativum</i> L. (Apiaceae)	コリアンダー (シソ科)	○	○	C

11	costum (costa)	Saussurea costus (Falc.) Lipschitz (Asteraceae) / Tanacetum balsamita L. (Asteraceae)	モッコウ? (キク科)	○	○	H*, C
12	fasiolum (fasciolus)	Vigna unguiculata (L.) Walp. (Fabaceae) / Dolichos lablab L. (Fabaceae) = D. purpureus (L.) Sweet	ササゲ / フジマ メ (マメ科)	○		C
13	feniculum (foeniculum)	Foeniculum vulgare Mill. (Apiaceae)	ウイキョウ (セリ科)	○	○	H, C
14	fenigrecum (fena greca)	Trigonella foenum-graecum L. (Fabaceae)	フェヌグリーク (マメ科)	○		C
15	git (gitto)	Nigella sativa L. (Ranunculaceae)	ニオイクロタネソ ウ(キンポウゲ科)	○	○	C
16	lactucas (lactuca)	Lactuca sativa L. (Asteraceae) / Lactuca virosa L. (Asteraceae)	ワイルドレタス (キク科)	○		C
17	levisticum (lubestico)	Ligusticum mutellina (L.) Crantz (Apiaceae) / Levisticum officinale W.D.J.Koch (Apiaceae)	レビスチクム (セリ科)	○	○	H, C
18	magones	Papaver sp. (Papaveraceae)	ケシ属の植物 (ケシ科)		○	
19	mentam (menta)	Mentha spicata L. (Lamiaceae)	ハッカ (シソ科)	○	○	H, C
20	papaver	Papaver somniferum L. (Papaveraceae)	ケシ (ケシ科)	○	○	H, C
21	pastenacas (pastinachus)	Pastinaca sativa L. (Apiaceae)	パースニップ (セリ科)	○		C
22	petresilinum	Petroselinum crispum (Mill.) Nym. ex A.W.Hill (Apiaceae)	パセリ (セリ科)	○		C

23	porros	<i>Allium porrum</i> L. (Alliaceae)	リーキ (ネギ亜科)	○		C
24	puledium (puleium/pulegium)	<i>Mentha pulegium</i> L. (Lamiaceae)	メグサハッカ (シソ科)		○	H, C
25	radices (rafanus)	<i>Raphanus sativus</i> L. var. <i>niger</i> (Brassicaceae)	ダイコン アブラナ科)	○	○	H, C
26	rutam (ruta)	<i>Ruta graveolens</i> L. (Rutaceae)	ヘンルーダ (ミカン科)	○	○	H, C
27	ros marinum (ros marino)	<i>Rosmarinus officinalis</i> L. (Lamiaceae)	ローズマリー (シソ科)	○	○	C
28	rosas	<i>Rosa canina</i> L. (Rosaceae)	バラ (バラ科)	○	○	H, C
29	salviam (salvia)	<i>Salvia officinalis</i> L. (Lamiaceae)	セージ (シソ科)		○	H, C
30	satureiam (sataregiam)	<i>Satureja hortensis</i> L. (Lamiaceae)	セイバリー (シソ科)	○	○	C
31	sisimbrium (sisimbria)	<i>Mentha aquatica</i> L. (Lamiaceae)	ベルガモット (シソ科)		○	C
32	amandarios (amendelarius)	<i>Prunus dulcis</i> (Mill.) D.A. Webb (Rosaceae)	アーモンド (バラ科)	○		C
33	avellanarios (auellenarius)	<i>Corylus avellana</i> L. (Betulaceae)	セイヨウハシバミ (カバノキ科)	○		C
34	castanarios (castenarius)	<i>Castanea sativa</i> Mill. (Fagaceae)	ヨーロッパグリ (ブナ科)	○		C

35	cotoniarios (guduniarius)	Cydonia oblonga Mill. (Rosaceae)	マルメロ (バラ科)	○		C
36	ficus	Ficus carica L. (Moraceae)	イチジク(クワ科)	○		C
37	gozmaringa, geroldinga, crevedella, sperauca (malarius)	Malus sylvestris L. varieties	リンゴ属の植物 (バラ科)	○		C
38	lauros	Laurus nobilis L. (Lauraceae)	ゲッケイジュ (クスノキ科)	○	○	C
39	mespilarios (mispolarius)	Mespilus germanica L. (Rosaceae)	セイヨウカリン (バラ科)	○		C
40	morarios (murarios)	Morus L. (Moraceae)	クワ (クワ科)	○		C
41	nucarios (nugarios)	Juglans regia L. (Juglandaceae)	カシグルミ (クルミ科)	○		C
42	persicarios (persicus)	Prunus persica (L.) Batsch (Rosaceae)	モモ (バラ科)	○		C
43	pirarios (perarios)	Pyrus communis L. (Rosaceae)	セイヨウナシ (バラ科)	○		C
44	prunarios	Prunus domestica L. (Rosaceae)	セイヨウスモモ (バラ科)	○		C
45	sorbarios	Sorbus domestica Borkh. (Rosaceae)	ナナカマド属の樹 木 (バラ科)	○		C

Boseva, Kalina Y. and Bosseva, Yulia Z., “Edible and medicinal plants in the cloister gardens of West Europe (800s – 900s AD).” *Phytologia Balcanica*. Vol. 22 No. 2 (2016), pp. 161- 166.

資料4：ヴァアフリート・ストラボ『園芸詩』に記載されている植物のリスト

章	植物名（ラテン語名）	植物名（和名）	効能	用法	特記事項
4	Salvia	セージ	精神賦活	飲み物	最も重要な薬草
5	Ruta	ヘンルーダ	内臓疾患	芳香浴？	
6	Abrotanum	ヨモギ	発熱、ギヒト	何かと混ぜる	
7	Cucurbita	ヒョウタン or ユウガオ	食事	油と一緒に鍋で加熱 等	蔦が絡む植物
8	Pepones	マクワウリ	手、唇のひび割れ、食用	泡を塗布	丸い形について言及
9	Absinthium	ニガヨモギ	口渇、熱、頭痛、眩暈、 細い髪	飲み物、葉を調理、湿った布の下 に葉を置いてその上に頭を乗せる	苦みがある
10	Marubium	ニガハッカ	胸の苦しさ、トリカブト などの解毒	飲み物、熱いものを食事と取る	匂いはよいが味は悪い
11	Foeniculum	ウイキョウ	目、お腹のガス、便秘、 咳き込み	種をやぎのミルクで飲む、根を飲 み物にする(咳)	甘い香りと味
12	Gladiola	ドイツアヤメ	水泡の刺すような痛み	乾燥させた根をすり潰してワイン に入れて塗布、芳香浴	甘い香り、美しい花
13	Lybisticum	レビスチクム	毒（目の障害、失明）	汁と匂いが有毒、他の穀物と混ぜ ると薬になる	
14	Cerfolium	チャービル	鬱血、体の痛み	湿布？ ハッカ、ケシといっしょに 使う	

15	Lilium	ニワシロユリ	心臓、四肢の麻痺	鉢の中ですり潰して出た汁をファレルノワインといっしょに飲む	
16	Papaver	ケシ	潰瘍、胸のつかえ？	種子を使用？	
17	Sclarega	クラリセージ	消化、便通促進	ハチミツを入れた熱湯で飲用、食事として摂取	
18	Mentra	ハッカ	声枯れ	空腹時に汁を飲用	芳香
19	Puleium	メグサハッカ	精神賦活、健胃、熱射病	煎じて飲む、湿布する、枝を耳の後ろにひっかける（熱射病）	
20	Apium	セロリ	水分代謝の低下による痛み、悪心	種子をすり潰して服用、水と酢といっしょに飲用（悪心）、食用	美味
21	Vettonica	シオガマギク？	滋養強壮、傷の治りを早くする	毎日飲用するとよい	冬まで待ってから摘み取る
22	Agrimonia	セイヨウキンミズヒキ	胃痛、傷薬	すり潰して飲用、新芽をすり潰して湿布にしその上から酢を滴下	
23	Ambrosia	クワモドキ（ブタクサ？）	血液の多い体質に使用	飲用	実在しない理想の植物？
24	Nepeta	イヌハッカ	様々な病気、傷、瘢痕、化膿した傷跡の育毛促進	ローズオイルと混合して使用	芳香
25	Rafanum	ダイコン	咳	根をすり潰して飲用	最後の畝、辛みが咳に有効
26	Rosa	バラ	終油の秘跡	精油	宗教的な意味合いが強い、聖母マリアや処女を称える

Schönberg, Otto, *Walafried Strabo. De cultura hortorum (Hortulus). Über den Gartenbau.* Stuttgart (Philipp Reclam), 2002.

資料 5 : オド『植物の力について』に記載されている植物のリスト

No.	植物名 (ラテン語)	日本語名	No.	植物名 (ラテン語)	日本語名
1	Lolium	ニゲラ (クロタネソウ)	14	Marrubium	ニガハッカ (ホアハウンド)
2	Galanga	ガランガ (コウリョウキョウ)	15	Spica	ラベンダー
3	Zedoar	ガジュツ	16	Satureia	キダチハッカ (セイボリー)
4	Gingiber	ショウガ	17	Cicuta	ドクニンジン (ヘムロック)
5	Piper	コショウ	18	Paratella	ソレル(スイバ)
6	Pyrethrum	ナツシロギク (フィーバーフュー)	19	Asarum	ハズルワート
7	Cinnamum (Cinnamomum)	シナモン	20	Colubrina	アルム
8	Rosa	バラ	21	Maurella	ベラドンナ
9	Lilium	ユリ	22	Salvia	セージ
10	Spica	スパイクラベンダー (ヒロハラベンダー)	23	Ruta	ヘンルーダ(ルー)
11	Gariofilum	クローブ	24	Ysopum	ヒソップ(ヤナギハッカ)
12	Ellebonis albus*1	クリスマスローズ	25	Feniculum	フェンネル
13	Serpillum	ワイルドタイム	26	Anethum	ディル

27	petresilinum (petrosilium)	パセリ	42	Plantago	プランテーン(オオバコ)
28	Apium	セロリ	43	Viola	スミレ
29	Cerefolium	チャービル	44	Atriplex	オーラッチ (ヤマハウレンソウ)
30	Nasturium	オランダガラシ (クレソン)	45	Abrotanum	キダチヨモギ (サザンウッド)
31	Portulaca	スベリヒユ	46	Artemisia	ヨモギ
32	Allium	ニンニク	47	Absinthium	ニガヨモギ
33	Porrum	リーキ(ボロネギ、セイヨウニラネギ)	48	Iusquiamus	ヒヨス(ヘンベイン)
34	Porrum	ネギ	49	Chamaedrys	ニガクサ
35	Cepa	タマネギ	50	Centaurea	ヤグルマギク
36	Caulis	キャベツ	51	Pulegium	メグサハッカ (ベニーロイヤル)
37	Lactuca	レタス(チシャ)	52	Paeonia	ピオニー (セイヨウシャクヤク)
38	Sinapis	カラシ(マスタード)	53	Betonica	カッコウチョロギ (ベトニー)
39	Enula	オオグルマ (エレカンペーン)	54	Ellebonis albus*1	クロギシギシ
40	Papaver	ケシ	55	Cheleidonia	クサノオウ
41	Urtica	ネトル(イラクサ、スティンキング・ネトル)	56	Ligusticum	ラビッジ

57	Althaea	マーシュマロウ (ウスベニタチアオイ)	72	Costus	コスツス属の植物
58	Verbena	カノコソウ (バレリアン)	73	Cyminum	ヒメウイキョウ
59	Nepeta	キャットニップ (イヌハッカ)	74	Cyperus	シペラス (カヤツリグサ)
60	Aristolochia	ウマノスズクサ (バースワート)	75	Eruca	ルッコラ
61	Ellebonis albus*1	クリスマスローズ	76	Iris	アイリス
62	Satureia	サマーセイボリー	77	Barrocos	セネシオ (ノボロギク)
63	Ostrutium	カワラボウフウ (マスターワート)	78	Lolium	ボウムギ? もしくはライグラス?
64	Aloe	アロエ	79	Malva	ゼニアオイ
65	Thus	乳香(フランキンセンス)	80	Barrocos	メリッサ
66	Pastinaca	アメリカボウフウ (パースニップ)	81	Mentha	ミント
67	Gaisdo	ホソバタイセイ (ウォード)	82	Origanum	マジョラム
68	Aloe	アロエ			
69	Sabina	サヴィン			
0	Nepeta	イヌハッカ?			
71	Coriandrum	コリアンダー			

Mayer, Johannes Gottfried et al, *Kräuterbuch der Klostermedizin*. Leipzig (Reprint Verlag Leipzig), 2003.

Throop, Priscilla (1998). [井村宏次、聖ヒルデガルト研究会 訳『聖ヒルデガルトの医学と自然学』、ビイングネットプレス、2005年]

資料 6 : カール大帝『御料地令』に記載されている植物のリスト

G: ザンクト・ガレン修道院の見取り図 H: De cultura hortorum

No.	植物名 (ラテン語)	学名	植物名 (日本語)	食	薬	他史料
1	lilium	<i>Lilium candidum</i> L. (Liliaceae)	ニワシロユリ (ユリ科)		○	H
1	lilium (gladiola)	<i>Iris germanica</i> L. (Iridaceae)	ドイツアヤメ (アヤメ科)		○	H
2	rosas	<i>Rosa canina</i> L. (Rosaceae)	バラ (バラ科)	○	○	H, G
3	fenigrecum (fena greca)	<i>Trigonella foenum-graecum</i> L. (Fabaceae)	フェヌグリーク (マメ科)	○		G
4	costum (costa)	<i>Saussurea costus</i> (Falc.) Lipschitz (Asteraceae) / <i>Tanacetum balsamita</i> L. (Asteraceae)	モッコウ? (キク科)	○	○	H*, G
5	salviam (salvia)	<i>Salvia officinalis</i> L. (Lamiaceae)	セージ (シソ科)		○	H, G
6	rutam (ruta)	<i>Ruta graveolens</i> L. (Rutaceae)	ヘンルーダ (ミカン科)	○	○	H, G
7	abrotanum	<i>Artemisia abrotanum</i> L. (Asteraceae)	ヨモギ (キク科)		○	H
8	cucumeres	<i>Cucumis sativus</i> L. (Cucurbitaceae)	キュウリ (ウリ科)	○		
9	pepones	<i>Cucumis melo</i> L. (Cucurbitaceae)	マクワウリ (ウリ科)	○		
10	cucurbitas	<i>Cucurbita lagenaria</i> L. = <i>Lagenaria siceraria</i> (Mol.) Standl. (Cucurbitaceae)	ヒョウタン (ウリ科)	○		H

11	fasiolum (fasciolus)	Vigna unguiculata (L.) Walp. (Fabaceae) / Dolichos lablab L. (Fabaceae) = D. purpureus (L.) Sweet	ササゲ / フジマメ (マメ科)	○		G
12	ciminum (cumino)	Cuminum cyminum L. (Apiaceae)	クミン (セリ科)	○		G
13	ros marinum (ros marino)	Rosmarinus officinalis L. (Lamiaceae)	ローズマリー (シソ科)	○	○	G
14	careium	Carum carvi L. (Apiaceae)	キャラウェイ (セリ科)	○		
15	cicerum italicum	Cicer arietinum L. (Fabaceae)	ヒヨコマメ (マメ科)	○		
16	squillam	Urginea maritima (L.) Baker (Hyacinthaceae)	カイソウ(ヒヤシンス科)	○		
17	gladiolum	Gladiolus italicus Mill. (Iridaceae)	グラジオラス (アヤメ科)		○	
18	dragantea	Polygonum bistorta L. (Polygonaceae) / Artemisia dracunculus L. (Asteraceae)	イブキトラノオ (タデ科) / タラゴン (キク科)	○		
19	anesum	Pimpinella anisum L. (Apiaceae)	アニス (セリ科)	○	○	
20	coloquentidas	Citrullus colocynthis (L.) Schrad. (Cucurbitaceae) / Bryonia alba L. (Cucurbitaceae)	コロシント / ブリオニア (ウリ科)	○	○	
21	solsequiam	Heliotropium europaeum L. (Boraginaceae) / Calendula officinalis L. (Asteraceae) / Cichorium intybus (Asteraceae)	ヘリオトロープ (ムラサキ科) / キンセンカ (キク科) / チコリ (キク科)		○	
22	ameum	Ammi copticus L. = Trachyspermum ammi (L.) Sprague (Apiaceae) / Meum athamanticum Jacq. (Apiaceae)		○	○	

23	silum	<i>Laserpitium siler</i> L. (Apiaceae)			○	
24	lactucas (lactuca)	<i>Lactuca sativa</i> L. (Asteraceae) / <i>Lactuca virosa</i> L. (Asteraceae)	ワイルドレタス (キク科)	○		G
25	git (gitto)	<i>Nigella sativa</i> L. (Ranunculaceae)	ニオイクロタネソウ (キンボウゲ科)	○	○	G
26	eruca alba	<i>Eruca sativa</i> Mill. (Brassicaceae)	ルッコラ (アブラナ科)	○		
27	nasturtium	<i>Nasturtium officinale</i> R.Br. (Brassicaceae)	オランダガラシ (アブラナ科)	○		
28	parduna	<i>Arctium lappa</i> L. (Asteraceae)	ゴボウ (キク科)	○	○	
29	puledium (puleium/pulegium)	<i>Mentha pulegium</i> L. (Lamiaceae)	メグサハッカ (シソ科)		○	H, G
30	olisatum	<i>Angelica archangelica</i> L. (Apiaceae) / <i>Smyrniolus atrum</i> L. (Apiaceae)	セイヨウトウキ / スミ ルニウム (セリ科)		○	
31	petresilinum (petrosilium)	<i>Petroselinum crispum</i> (Mill.) Nym. ex A.W.Hill (Apiaceae)	パセリ (セリ科)	○		G
32	apium	<i>Apium graveolens</i> L. (Apiaceae)	セロリ (セリ科)	○	○	H, G
33	levisticum (lubestico)	<i>Ligusticum mutellina</i> (L.) Crantz (Apiaceae) / <i>Levisticum officinale</i> W.D.J.Koch (Apiaceae)	レビスチクム (セリ科)	○	○	H, G
34	savinam	L. (Cupressaceae)	サビナ (ヒノキ科)		○	
35	anetum	<i>Anethum graveolens</i> L. (Apiaceae)	イノンド (セリ科)	○	○	G

36	feniculum (foeniculum)	Foeniculum vulgare Mill. (Apiaceae)	ウイキョウ (セリ科)	○	○	H, G
37	intubas	Cichorium intybus L. (Asteraceae)	チコリ (キク科)	○		
38	diptamnum	Dictamnus albus L. (Rutaceae)	ハクセン (ミカン科)		○	
39	sinape	Sinapis alba L. (Brassicaceae)	シロガラシ(アブラナ科)	○	○	
40	satureiam (sataregiam)	Satureja hortensis L. (Lamiaceae)	セイバリー (シソ科)	○	○	G
41	sisimbrium (sisimbria)	Mentha aquatica L. (Lamiaceae)	ベルガモット (シソ科)		○	G
42	mentam (menta)	Mentha spicata L. (Lamiaceae)	ハッカ (シソ科)	○	○	H, G
43	mentastrum	Mentha longifolia L. (Lamiaceae)	ナガバハッカ (シソ科)	○	○	
44	tanazitam	Tanacetum vulgare L. (Asteraceae)	タンジー (キク科)		○	
45	nepetam	Nepeta cataria L. (Lamiaceae)	イヌハッカ (シソ科)		○	H
46	febrefugiam	Centaureum erythraea Rafn (Gentianaceae) / Tanacetum parthenium (L.) Schultz Bip. (Asteraceae)	ベニバナセンブリ (リンドウ科) / ナツシロギク (キク科)		○	
47	papaver	Papaver somniferum L. (Papaveraceae)	ケシ (ケシ科)	○	○	H, G
48	betas	Beta vulgaris L. ssp. vulgaris convar. cicla (L.) Alef (Chenopodiaceae)	ビート (アカザ科)	○		G

49	vuliginata	<i>Asarum europaeum</i> L. (Aristolochiaceae)	オウシュウサイシン (ウマノスズクサ科)		○	
50	altaea	<i>Althaea officinalis</i> L. (Malvaceae)	ウスベニタチアオイ (アオイ科)		○	
51	malvas	<i>Malva sylvestris</i> L. (Malvaceae)	ウスベニアオイ (アオイ科)		○	
52	carvitas	<i>Daucus carota</i> L. (Apiaceae)	ノラニンジン (セリ科)	○		
53	pastenacas (pastinachus)	<i>Pastinaca sativa</i> L. (Apiaceae)	パースニップ (セリ科)	○		G
54	adripias	<i>Atriplex hortensis</i> L. (Chenopodiaceae)	ヤマホウレンソウ (アカザ科)	○		
55	blidas	<i>Amaranthus blitum</i> L. (Chenopodiaceae)	イヌビユ (アカザ科)	○		
56	ravacaulos	<i>Brassica rapa</i> L. emend. Metzg. ssp. <i>rapa</i> (Brassicaceae) / <i>Brassica oleracea</i> var. <i>gongylodes</i> L. (Brassicaceae)	ブラシカ・ラパ / ヤセイ イカンラン(アブラナ科)	○		
57	caulos (caulas)	<i>Brassica oleracea</i> L. (Brassicaceae)	ヤセイランカン属 (アブラナ科)	○		G
58	uniones	<i>Allium fistulosum</i> L. (Alliaceae) / <i>Allium ursinum</i> L. (Alliaceae)	ネギ / クマネギ (ネギ 亜科)	○		
59	britlas	<i>Allium schoenoprasum</i> L. (Alliaceae)	セイイヨウアカツキ (ネ ギ亜科)	○		
60	porros	<i>Allium porrum</i> L. (Alliaceae)	リーキ (ネギ亜科)	○		G

61	radices (rafanus)	Raphanus sativus L. var. niger (Brassicaceae)	ダイコン (アブラナ科)	○	○	H, G
62	ascalonias (ascolanias)	Allium cepa L. var. ascalonicum (Alliaceae)	エシヤロット(ネギ亜科)	○		G
63	cepas	Allium cepa L. var cepa (Alliaceae)	タマネギ (ネギ亜科)	○		G
64	alia (alias)	Allium sativum L. (Alliaceae)	ニンニク (ネギ亜科)	○	○	G
65	warentiam	Rubia tinctorum L. (Rubiaceae)	セイヨウアカネ (アカネ科)		○	
66	cardones	Dipsacus sativus (L.) Scholl. (Dipsacaceae) / Cynara cardunculus L. (Asteraceae)	ディプサクス・サティウス (マツムシソウ科) / カルドン (キク科)	○		
67	fabas maiores	Vicia faba L. (Fabaceae)	ソラマメ (マメ科)	○		
68	pisos Mauriscos	Pisum sativum L. (Fabaceae)	エンドウ (マメ科)	○		
69	coriandrum (coliandrum)	Coriandrum sativum L. (Apiaceae)	コリアンダー (シソ科)	○	○	G
70	cerfolium (cerefolium)	Anthriscus cerefolium (L.) Hoffm. (Apiaceae)	チャービル (シソ科)	○		H, G
71	lacteridas	Euphorbia lathyris L. (Euphorbiaceae)	ホルトソウ (トウダイグサ科)		○	
72	sclareiam	Salvia sclarea L. (Lamiaceae)	クラリセージ (シソ科)		○	H
73	Jovis barbam	Sempervivum tectorum L. (Crassulaceae)	ヤネバンダイソウ (ベンケイグサ科)		○	

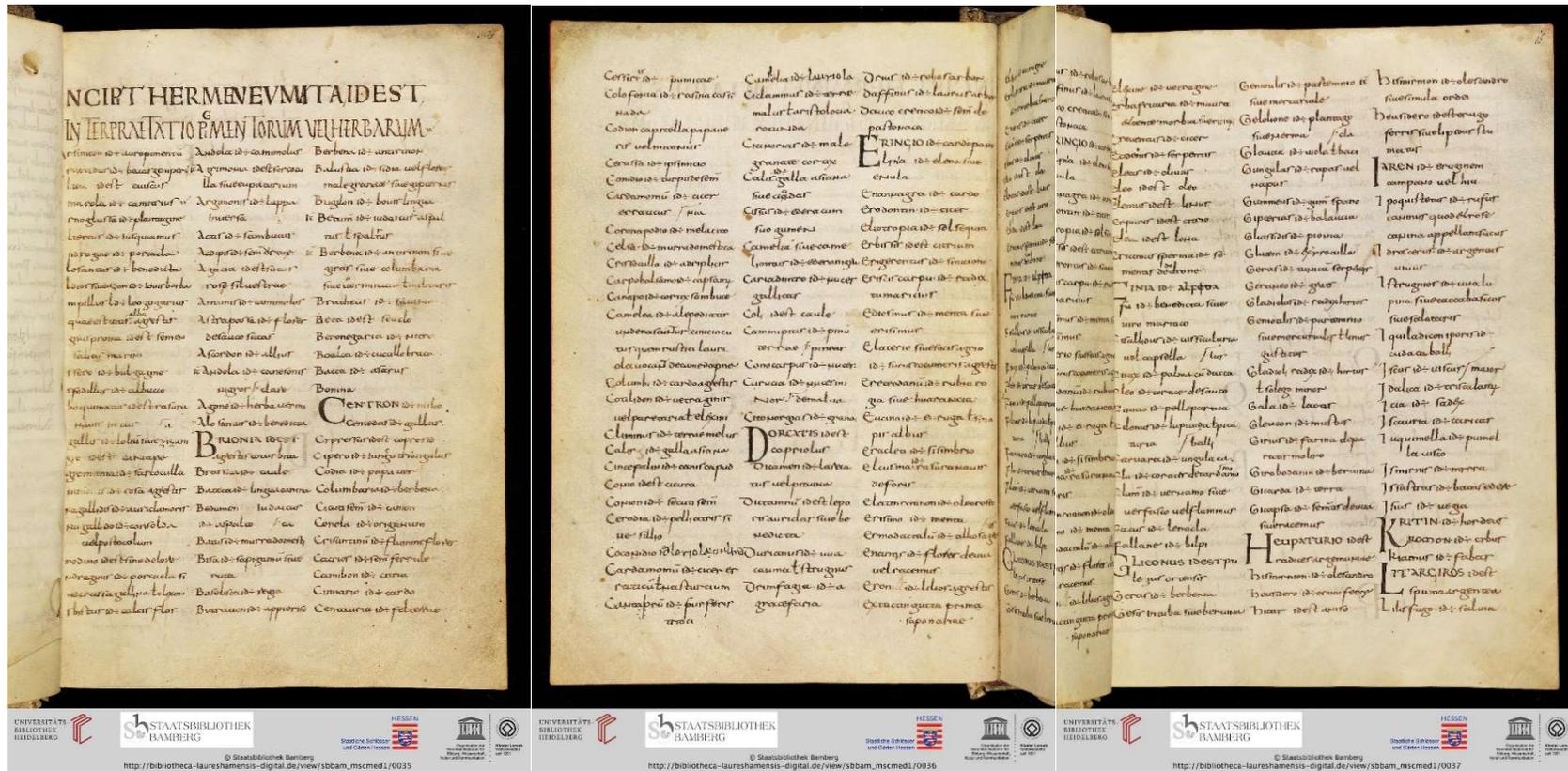
74	pomarios	<i>Malus domestica</i> Borkh. (Rosaceae) / <i>Citrus aurantium</i> L. (Rutaceae)	リンゴ (バラ科) / ダイダイ (ミカン科)	○		
75	pirarios (perarios)	<i>Pyrus communis</i> L. (Rosaceae)	セイヨウナシ (バラ科)	○		G
76	prunarios	<i>Prunus domestica</i> L. (Rosaceae)	セイヨウスモモ(バラ科)	○		G
77	sorbarios	<i>Sorbus domestica</i> Borkh. (Rosaceae)	ナナカマド属の樹木 (バラ科)	○		G
78	mespilarios (mispolarius)	<i>Mespilus germanica</i> L. (Rosaceae)	セイヨウカリン (バラ科)	○		G
79	castanarios (castenarius)	<i>Castanea sativa</i> Mill. (Fagaceae)	ヨーロッパグリ (ブナ科)	○		G
80	persicarios (persicus)	<i>Prunus persica</i> (L.) Batsch (Rosaceae)	モモ (バラ科)	○		G
81	cotoniarios (guduniarius)	<i>Cydonia oblonga</i> Mill. (Rosaceae)	マルメロ (バラ科)	○		G
82	avellanarios (auellenarius)	<i>Corylus avellana</i> L. (Betulaceae)	セイヨウハシバミ (ヘーゼルナッツ) (カバノキ科)	○		G
83	amandalarios (amendelarius)	<i>Prunus dulcis</i> (Mill.) D.A.Webb (Rosaceae)	アーモンド (バラ科)	○		G
84	morarios (murarios)	<i>Morus</i> L. (Moraceae)	クワ (クワ科)	○		G
85	lauros	<i>Laurus nobilis</i> L. (Lauraceae)	ゲッケイジュ (クスノキ科)	○	○	G

86	pinos	Pinus pinea L. (Pinaceae)	イタリアカサマツ (マツ科)	○		
87	figus	Ficus carica L. (Moraceae)	イチジク (クワ科)	○		G
88	nucarios (nugarios)	Juglans regia L. (Juglandaceae)	カシグルミ (クルミ科)	○		G
89	ceresarios	Prunus avium L. (Rosaceae) / Prunus cerasus L. (Rosaceae)	セイヨウミザクラ / ス ミミザクラ (バラ科)	○		
90	gozmaringa, geroldinga, crevedella, sperauca (malarius)	Malus sylvestris L. varieties	リンゴ属の植物 (バラ科)	○		G

Boseva, Kalina Y. and Bosseva, Yulia Z., “Edible and medicinal plants in the cloister gardens of West Europe (800s – 900s AD).” *Phytologia Balcanica*. Vol. 22 No. 2 (2016), pp. 161- 166.

なお、日本語名の同定に至らなかった植物は空欄となっている。

資料 7: 『ロルシュの薬方書』植物のリスト (手稿写真)



Bamberg, Staatsbibliothek, Msc. Med. 1.

https://bibliotheca-laureshamensis-digital.de/view/sbbam_mscmed1/0035/image

https://bibliotheca-laureshamensis-digital.de/view/sbbam_mscmed1/0036/image

https://bibliotheca-laureshamensis-digital.de/view/sbbam_mscmed1/0037/image (accessed 2019-2-25)